

【機密性 2、完全性 2、可用性 2】

平成 16 年 4 月 1 日 規程 第 20 号

独立行政法人国立病院機構職員給与規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 10 条）
- 第 2 章 基本給及び年俸
 - 第 1 節 基本給（第 11 条－第 17 条）
 - 第 2 節 年俸（第 17 条の 2－第 17 条の 14）
- 第 3 章 手当
 - 第 1 節 扶養手当（第 18 条－第 23 条）
 - 第 2 節 住居手当（第 24 条－第 30 条）
 - 第 3 節 通勤手当（第 31－第 38 条）
 - 第 4 節 単身赴任手当（第 39 条－第 45 条）
 - 第 5 節 地域手当（第 46 条）
 - 第 5 節の 2 広域異動手当（第 46 条の 2）
 - 第 6 節 寒冷地手当（第 47 条－第 52 条）
 - 第 7 節 役職手当（第 53 条）
 - 第 8 節 特殊勤務手当（第 54 条－第 57 条の 3）
 - 第 9 節 附加職務手当（第 58 条）
 - 第 10 節 超過勤務手当等（第 59 条－第 61 条）
 - 第 11 節 宿日直等手当（第 61 条の 2－第 62 条の 2）
 - 第 12 節 役職職員特別勤務手当（第 63 条）
 - 第 12 節の 2 派遣手当（第 63 条の 2－第 63 条の 4）
 - 第 12 節の 3 支援団体業務手当（第 63 条の 5）
 - 第 13 節 業績手当（第 64 条－第 69 条）
 - 第 14 節 医師手当（第 70 条－第 72 条）
 - 第 14 節の 2 診療看護師手当（第 72 条の 2）
 - 第 15 節 専門看護手当（第 72 条の 3）
 - 第 15 節の 2 医療専門資格手当（第 72 条の 4）
- 第 4 章 給与の特例等（第 72 条の 5－第 81 条）
- 第 5 章 規程の実施（第 82 条）
- 附 則

第 1 章 総則

（目的及び適用範囲）

第1条 この規程は、独立行政法人国立病院機構職員就業規則（平成16年規程第14号。以下「就業規則」という。）第69条第1号の規定により独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）の職員の給与について定めることを目的とする。

2 この規程は、就業規則第2条第1項に規定する職員（独立行政法人国立病院機構院長給与規程（平成16年規程第23号）及び独立行政法人国立病院機構本部職員給与規程（平成16年規程第24号）の適用を受ける職員を除く。）に適用する。ただし、独立行政法人国立病院機構任期付研究員の給与等の特例に関する規程（平成22年規程第4号）その他この規程の特例を定めている規程の適用がある場合には、これによるものとする。

（給与の種類）

第2条 職員の給与は、基本給、年俸及び手当とする。

2 基本給は、就業規則第36条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、基本給月額とする。

3 年俸は、月例年俸及び業績年俸とする。

4 手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域異動手当、寒冷地手当、役職手当、特殊勤務手当、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、役職職員特別勤務手当、派遣手当、支援団体業務手当、業績手当、医師手当、診療看護師手当、専門看護手当及び医療専門資格手当とする。

（重複給与の禁止）

第3条 職員が国立病院機構において他の職と併任したときは、これに重複して給与を支給することはできない。

（基本給及び月例年俸の支給）

第4条 月例年俸は、毎月1回、その月の月例年俸としてその額の12分の1の額（以下「月例給」という。）を支給する。

2 新たに職員となった者には、その日から基本給又は月例給を支給し、昇給、降給等により基本給月額又は月例給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給又は月例給を支給する。

3 職員が退職（就業規則第70条に規定する退職をいう。以下同じ。）したときは、その日まで基本給又は月例給を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで基本給又は月例給を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により基本給又は月例給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給月額又は月例給額についてその期間の現日数から就業規則第42条の休日（同規則第45条に規定する祝日法による祝日及び年末年始の休日並びに同規則第46条の代休日と重なった場合は、同規則第42条の休日とみなす。）の日数を差し引いた

日数を基礎として日割りによって計算する。

(給与期間)

第5条 給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

(給与の支給)

第6条 基本給及び月例給の支給定日(以下本条において「支給定日」という。)は、毎月20日とし、給与期間の月額的全額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる日を支給定日とする。

一 20日が日曜日に当たるとき 21日(21日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この項において「祝日」という。)に当たるときは、22日)

二 20日が土曜日に当たるとき 19日

三 20日が祝日に当たるとき 21日

四 前各号の規定により定められた支給定日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、当該日の直前において最も近い土曜日、日曜日又は祝日に当たらない日を支給定日とする。

2 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域異動手当、役職手当、特殊勤務手当(特殊業務手当に限る。)、役職職員特別勤務手当、医師手当、診療看護師手当、専門看護手当及び医療専門資格手当は、基本給及び月例給の支給方法に準じて支給する。ただし、支給定日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

3 特殊勤務手当(特殊業務手当を除く。)、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、派遣手当及び支援団体業務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における支給定日に支給する。ただし、次の給与期間の支給定日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

4 寒冷地手当は、第47条に規定する基準日の属する月の支給定日に支給する。ただし、支給定日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

5 業績手当(年度末賞与を除く。)及び業績年俸は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。

6 業績手当(年度末賞与に限る。)は、3月31日に支給する。支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。ただし、国立病院機構の運営において特に考慮すべき事情があるときは、前段の規定にかかわらず、理事長が別に定める日に支給することができる。

7 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。

8 前項前段の規定にかかわらず、給与は、労使協定に基づき、職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって支払うことができる。

(給与の即時払)

第7条 理事長又は理事長の委任を受けた者（以下「理事長等」という。）は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、本人又は権利者の請求があつたときは、7日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

- 一 本人が死亡したとき。
- 二 退職したとき。

2 前項の権利者とは、本人の死亡当時当該本人の収入により生計を一にしていた者のうち、次の順位とする。

- 一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- 二 子
- 三 父母
- 四 孫及び祖父母
- 五 その他これらに準ずる者

(非常時払)

第8条 理事長等は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合であり、かつ、本人の請求があつたときは、第6条に規定する支給定日前であつても既往の労働に対する給与を支払う。

- 一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。
- 二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気、災害の費用にあてるとき。
- 三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。
- 四 その他理事長が特に必要と認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額)

第9条 第59条から第61条まで、第73条、第77条、第79条及び第79条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額又は月例給額、基本給月額又は月例給額に対する地域手当及び広域異動手当の月額、特殊勤務手当（放射線取扱手当及び特殊業務手当に限る。）の月額、医師手当の月額、寒冷地手当の月額、診療看護師手当の月額、専門看護手当の月額及び医療専門資格手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額とする。

(端数の取扱い)

第10条 第4条第5項に規定する日割計算及びその他により給与の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 前条の規定による勤務1時間当たりの給与額、第59条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額、第60条の規定により勤務1時間につき支給する休日給の額及び第61条の規定により勤務1時間につき支給する夜勤手当の額（第55条において「1時間当たり給与等」という。）を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、当該額に50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。
- 3 一の給与期間の第59条に規定する超過勤務手当、第60条に規定する休日給及び第61条に規定する夜勤手当の支給の基礎となるそれぞれの勤務時間数の合計（それぞれの手当のうち時間外の勤務、休日の勤務、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）の勤務にかかる部分について、その部分ごとに各別に計算し合計）に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。
- 4 一の給与期間の欠勤の時間数、育児時間の時間数、介護休業の時間数及び介護時間の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

第2章 基本給及び年俸

第1節 基本給

（基本給表）

第11条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

一 医療職基本給表（別表第1）

イ 医療職基本給表（一）

ロ 医療職基本給表（二）

ハ 医療職基本給表（三）

二 事務職基本給表（別表第2）

三 技能職基本給表（別表第3）

四 教育職基本給表（別表第4）

五 研究職基本給表（別表第5）

六 福祉職基本給表（別表第6）

七 療養介助職基本給表（別表第6の2）

八 診療情報管理職基本給表（別表第6の3）

九 医師事務作業専門職基本給表（別表第6の4）

- 2 前項の基本給表（以下「基本給表」という。）は、第1条ただし書に規定する職員及び第17条の2に規定する基本年俸表（以下「基本年俸表」という。）の適用を受ける職員以外のすべての職員（以下「基本給表適用職員」という。）に適用するものとし、その適用範囲は、次に定めるとおりとする。

基本給表		適用範囲
医療職基本給表	医療職基本給表（一）	医療業務に従事する医師、歯科医師及び理事長が定めるものに適用する。
	医療職基本給表（二）	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、管理栄養士、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、心理療法士及び理事長が定めるものに適用する。ただし、教育職基本給表の適用を受ける者を除く。
	医療職基本給表（三）	保健師、助産師、看護師、准看護師及び理事長が定めるものに適用する。ただし、教育職基本給表の適用を受ける者を除く。
事務職基本給表		他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。
技能職基本給表		技能的業務に従事する職員及び労務的業務に従事する職員に適用する。
教育職基本給表		助産師養成所、看護師養成所並びに理学療法士及び作業療法士養成所に勤務する職員で教育に従事することを本務とする職員に適用する。
研究職基本給表		臨床研究センター及び臨床研究部に勤務し、専門的科学的知識と創意等をもって研究業務に従事する職員に適用する。
福祉職基本給表		児童指導員、保育士、医療社会事業専門員及び理事長が定めるものに適用する。
療養介助職基本給表		療養介助専門員、療養介助員及び理事長が定めるものに適用する。
診療情報管理職基本給表		診療情報管理士に適用する。
医師事務作業専門職基本給表		医師事務作業専門員に適用する。

- 3 基本給表適用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づきこれを基本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第7に定める級別標準職務表（以下「級別標準職務表」という。）に定めるとおりとする。
- 4 基本給表適用職員の職務の級は、その職務に応じ、前項の級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

（初任給）

- 第12条 新たに基本給表適用職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。
- 2 新たに基本給表適用職員となった者の基本給月額、前項の規定により決定された職務の級又は基本給表の号俸が別表第8に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号俸とし、当該職務の級が同表に定められていないときは同表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第13条又は第14条の規定により得られる号俸とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等（学歴免許等の資格については、別表第9に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。）の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号俸は、その者の属する職務の級の最低の号俸とする。
- 3 初任給基準表は、その者に適用される基本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。
- 4 職員が一の職務の級若しくは基本給表から他の職務の級若しくは基本給表に移った場合又は一の職から同じ職務の級若しくは基本給表の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長の定めるところにより決定する。
- 5 その他新たに基本給表の適用を受ける職員となった者の基本給月額は、理事長の定める基準に従い決定する。

（基本給月額の調整）

- 第12条の2 基本給月額（第12条から第17条まで（第12条の2を除く。）の規定による基本給月額をいう。以下この条において同じ。）及び当該基本給月額に対する地域手当の額の合計額が、在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して理事長が別に定める基準を下回る場合には、当該合計額が当該基準の額となるよう、理事長が別に定めるところにより調整した額を基本給月額として支給する。

（昇格）

- 第13条 基本給表適用職員を昇格（職員の職務の級を同一の基本給表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合の基本給月額は、別表第10に定める昇格対応号俸表（以下「対応号俸表」という。）のその職員の昇格前の号俸（昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。）に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。
- 2 昇格の時期は、10月1日とする。なお、異動に伴い前項に定める昇格をさせる場合の昇格の時期は、当該異動日とする。
- 3 昇格させようとする職員の昇格前の号俸が対応号俸表の昇格前の号俸欄の号俸より下位の場合は、昇格する級の最低の号俸とする。

(降格)

第14条 基本給表適用職員を降格（職員の職務の級を同一の基本給表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合におけるその者の基本給月額、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

- 一 降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき 降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸
 - 二 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にないとき 降格した日の前日に受けていた基本給月額の直近下位の額の号俸
 - 三 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸を超える額のものであるとき 降格した級の最高の号俸
- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 理事長は、前2項の規定による職員の基本給月額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本給月額を決定することができる。

(昇給)

第15条 基本給表適用職員が現に受けている基本給月額（第13条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本給月額）を受けるに至ったときから、9月30日以前の1年間の期間における、当該職員の勤務成績に応じ決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、10月1日から12月31日までの期間に受けた就業規則第92条に規定する懲戒処分及び同規則第99条に規定する矯正措置の事由及び勤務の状況を考慮するものとする。

一 第2号及び第3号に掲げる職員以外の職員

昇給区分		昇給できる号俸数	
		管理職層	中間層・初任層
勤務成績が極めて良好	V	6号俸	
勤務成績が特に良好	IV	5号俸	
勤務成績が良好	III	3号俸	4号俸
勤務成績がやや良好でない	II	2号俸	
勤務成績が良好でない	I	昇給しない	

二 医療職基本給表（一）以外の適用を受ける職員で55歳（技能職基本給表の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員

昇給区分		昇給できる号俸数
		管理職層・中間層・初任層
勤務成績が極めて良好	V	2号俸
勤務成績が特に良好	IV	1号俸
勤務成績が良好	III	昇給しない
勤務成績がやや良好でない	II	昇給しない
勤務成績が良好でない	I	昇給しない

三 医療職基本給表（一）の適用を受ける職員で57歳を超える職員

昇給区分		昇給できる号俸数
		管理職層・中間層・初任層
勤務成績が極めて良好	V	4号俸
勤務成績が特に良好	IV	3号俸
勤務成績が良好	III	2号俸
勤務成績がやや良好でない	II	1号俸
勤務成績が良好でない	I	昇給しない

- 2 前項の昇給の時期は、1月1日（以下この条において「昇給日」という。）とする。
- 3 第1項各号に掲げる表における、管理職層、中間層及び初任層に該当する職員の区分は、別表第10の2に定める基本給表別職員層区分表に定めるとおりとする。
- 4 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。
- 5 職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。
- 6 前項までに規定する昇給は、国立病院機構の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

（特別の場合の昇給）

第16条 勤務成績が特に良好な基本給表適用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の

最高額である場合はこの限りでない。

一 業務上の災害により死亡した場合

二 業務上の災害により著しい障害の状態になったために解雇される場合

2 前項の昇給の時期は、死亡の日又は解雇の日とする。

(研修、表彰等による昇給)

第16条の2 勤務成績が良好である基本給表適用職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日に、理事長の定めるところにより、2号俸（第15条第3項に規定する管理職層に区分される職員については、3号俸）を超えない範囲内で上位の号俸に昇給させることができる。

一 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日

二 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、国立病院機構又は広く社会のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

三 就業規則第81条第4号の規定により組織又は業務の縮小その他やむを得ない事業上の都合により解雇される場合 解雇の日

(再雇用職員の基本給月額)

第16条の3 再雇用職員（就業規則第77条の2第1項の規定により再雇用された職員又は同規則第77条の3第1項の規定により再雇用された職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）をいう。以下同じ。）の基本給月額は、第12条から前条までの規定にかかわらず、その者に適用される基本給表に定める再雇用職員の基本給月額のうち、その者の職務の級に応じた額とする。

(再雇用短時間勤務職員の基本給月額)

第16条の4 再雇用短時間勤務職員の基本給月額は、前条の規定にかかわらず、前条の規定による基本給月額に、就業規則第36条第1項ただし書により定められたその者の1週間についての勤務時間を就業規則第36条第1項本文に定める1週間についての勤務時間で除して得た数（以下「短時間勤務調整数」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(短時間勤務職員の基本給月額)

第17条 短時間勤務職員（就業規則第70条の5第1項第4号の規定により採用された者をいう。以下同じ。）の基本給月額は、第12条から第16条の2までの規定にかかわらず、第12条から第16条の2までの規定による基本給月額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた

額)とする。

第2節 年俸

(基本年俸表)

第17条の2 基本年俸表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 別表第12の2 イ (基本年俸表 (一))
- 二 別表第12の2 ロ (基本年俸表 (二))
- 三 別表第12の2 ハ (基本年俸表 (三))

2 前項の基本年俸表 (以下「基本年俸表」という。)が適用される職員 (以下「基本年俸表適用職員」という。)の範囲は、次に定めるとおりとする。

基本年俸表	適用範囲
基本年俸表 (一)	副院長 (医師又は歯科医師に限る。)、臨床研究センター長、統括診療部長、臨床研究部長、臨床研究センターの部長、グループ担当理事任命権の部長 (医師又は歯科医師である者に限る。)及び医長の職を占める職員に適用する。
基本年俸表 (二)	副院長 (基本年俸表 (一)又は基本年俸表 (三)の適用を受ける者を除く。)及び事務部長の職を占める職員に適用する。
基本年俸表 (三)	副院長 (看護師に限る。)及び看護部長の職を占める職員に適用する。

(初任給)

第17条の3 基本年俸表適用職員の職務の級は、その職務に応じ、別表第12の3イからハに定める基本年俸表級別標準職務表に定めるとおりとする。

2 新たに基本年俸表適用職員となった者の年俸の額は、基本年俸額 (月例年俸額及び業績年俸額をいう。以下同じ。)のうち、理事長の定める基準により決定した号俸とする。

(昇格等)

第17条の4 基本年俸表適用職員を昇格させる場合の基本年俸額は、別表第12の4イからハマまでに定める基本年俸表昇格対応号俸表 (以下「基本年俸表対応号俸表」という。)のその職員の昇格前の号俸 (昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。)に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。

2 昇格の時期は、4月1日とする。なお、異動に伴い前項に定める昇格をさせる場合の昇格の時期は、当該異動日とする。

3 昇格させようとする職員の昇格前の号俸が基本年俸表対応号俸表の昇格前の号俸欄

の号俸より下位の場合は、昇格する級の最低の号俸とする。

- 4 同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動の時期は、当該欄の適用を受ける日とする。
- 5 基本給表適用職員が基本年俸表の適用となる職務に異動する場合には、その異動の日をもって基本年俸表を適用する。

(降格)

第17条の5 基本年俸表適用職員を降格させる場合におけるその者の基本年俸額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

- 一 降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき 降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸
 - 二 降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にないとき 降格した日の前日に受けていた基本年俸額の直近下位の額の号俸
 - 三 降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸を超える額のものであるとき 降格した級の最高の号俸
- 2 理事長は、前項の規定による職員の基本年俸額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本年俸額を決定することができる。

(昇給)

第17条の6 基本年俸表適用職員が現に受けている基本年俸額（第17条の4の規定により昇格した基本年俸表適用職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本年俸額）を受けるに至ったときから、4月1日から翌年の3月31日までの期間における当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「基本年俸表昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。

- 一 第2号及び第3号に掲げる職員以外の職員

昇給区分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	V	6号俸
勤務成績が特に良好	IV	5号俸
勤務成績が良好	III	3号俸
勤務成績がやや良好でない	II	2号俸
勤務成績が良好でない	I	昇給しない

- 二 基本年俸表（一）以外の適用を受ける職員で55歳を超える職員

昇給区分	昇給できる号俸数
------	----------

勤務成績が極めて良好	V	2号俸
勤務成績が特に良好	IV	1号俸
勤務成績が良好	III	昇給しない
勤務成績がやや良好でない	II	昇給しない
勤務成績が良好でない	I	昇給しない

三 基本年俸表（一）の適用を受ける職員で57歳を超える職員

昇給区分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	V	4号俸
勤務成績が特に良好	IV	3号俸
勤務成績が良好	III	2号俸
勤務成績がやや良好でない	II	1号俸
勤務成績が良好でない	I	昇給しない

- 2 第1項の昇給の時期は、4月1日（以下この条において「昇給日」という。）とする。
- 3 前年の昇給日後に新たに基本年俸表適用職員となった者の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに基本年俸表適用職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。
- 4 職員の基本年俸額がその属する職務の級における基本年俸の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。
- 5 前項までに規定する昇給は、国立病院機構の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

（特別の場合の昇給）

第17条の7 勤務成績が特に良好な基本年俸表適用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本年俸額がその属する級における基本年俸の幅の最高額である場合はこの限りでない。

- 一 業務上の災害により死亡した場合
- 二 業務上の災害により著しい障害の状態になったために解雇される場合

- 2 前項の昇給の時期は、死亡の日又は解雇の日とする。

(研修、表彰等による昇給)

第17条の8 勤務成績が良好である基本年俸表適用職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日に、理事長の定めるところにより、3号俸を超えない範囲内で上位の号俸に昇給させることができる。

- 一 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- 二 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、国立病院機構又は広く社会のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- 三 就業規則第81条第4号の規定により組織又は業務の縮小その他やむを得ない事業上の都合により解雇される場合 解雇の日

(月例年俸)

第17条の9 基本年俸表適用職員の月例年俸の額は、第17条の3から前条までの規定により定めた号俸に応じた月例年俸額とする。

(業績年俸)

第17条の10 基本年俸表適用職員の業績年俸の額は、年度単位で定めるものとし、第17条の3第2項に規定する場合を除き、理事長が定める基準により、当該職員の基本年俸表に定める業績年俸額に、前年度以前(基本年俸表(二)及び基本年俸表(三)を適用する職員については前年度)の当該職員の業務の実績を考慮の上、100分の80から100分の120までの範囲内で理事長の定める基準により理事長等がその者に所属する職員の業績に応じて定める割合を乗じて得た額(同項に規定する場合は、同項の業績年俸額とする。)とする。

- 2 前項の業績年俸の額が、理事長が定める基準により、当該基本年俸表適用職員の前年度以前の業績等を勘案して理事長等が定める額を超える場合は、当該理事長等の定める額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。
- 3 第1項の業績年俸の額が、理事長が定める基準により当該基本年俸表適用職員の前年度以前の業績等を勘案して理事長等が定める額を下回る場合は、当該理事長等の定める額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とすることができる。
- 4 基本年俸表(一)を適用する職員が昇格、同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動、降格又は昇給(以下「昇格・昇給等」という。)により、基本年俸表における業績年俸額が増減する場合は、昇格・昇給等前において業績年俸の額について基本年俸表における業績年俸額に対して増減されていた額を、昇格・昇給等後の基本年俸表における業績年俸額に対して増減して得られる額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。
- 5 第18条の規定により扶養手当を支給されている職員の業績年俸の額は、第1項か

ら前項までの規定による業績年俸の額に、当該手当の支給額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

- 6 第46条の規定により地域手当を支給されている職員、第46条の2の規定により広域異動手当を支給されている職員又はこれらの手当の両方を支給されている職員の業績年俸の額は、第1項から前項までの規定による業績年俸の額に、これらの手当の支給割合を乗じて得た額を加算した額とする。
- 7 第1項から前項までの規定により得られた業績年俸の総額は、理事長が前年度の各事業場の業績に応じて定める事業場ごとの総額を超えてはならない。これを超える場合は、第1項の規定により業績年俸の額が増加した基本年俸表適用職員の当該増加した額を一定の率で減じることにより調整するものとする。
- 8 業績年俸は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条の12までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者（第74条第1項の規定の適用を受ける職員を除く。以下同じ。）、刑事休職者、停職者、専従休職者、自己啓発等休業職員（就業規則第68条の2の2の規定により自己啓発等休業をしている職員をいう。以下同じ。）、配偶者同行休業職員（同規則第68条の3の規定により配偶者同行休業をしている職員をいう。以下同じ。）及び育児休業職員（同規則第66条の規定により育児休業をしている職員をいう。以下同じ。）のうち基準日前6箇月の間に勤務の実績がない者を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第5項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第74条第7項ただし書の規定の適用を受ける職員及び次に掲げる職員を除く。）についても同様とする。
 - 一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び育児休業職員であって基準日前6箇月の間に勤務の実績がない者のいずれかに該当する職員であった者
 - 二 業績年俸に相当する給与の支給において本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、国立病院機構と協定を締結している法人の職員となった者（ただし、国立病院機構と当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）
 - 三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及び国立病院機構とそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）
 - イ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受ける職員
 - ロ 検察官
 - ハ 特別職に属する国家公務員
 - ニ 公庫等職員（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第3条の2に規定する国立高度専門医療研究センター（以下「国立高度専門医療研究センター」という。）の職員、独立行政法人地

域医療機能推進機構法（平成17年法律第71号）第2条に規定する独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機能推進機構」という。）の職員、国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）第2条に規定する国立健康危機管理研究機構（以下「国立健康危機管理研究機構」という。）の職員その他の国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同条に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。以下同じ。）のうち理事長の定める者（以下「公庫・公団等職員」という。）

ホ 地方公務員（理事長の定める者に限る。以下第32条第3項を除いて同じ。）

へ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第2条第4項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の職員のうち理事長が定める者（以下「行政執行法人職員」という。）

9 業績年俸の支給額は、6月及び12月に支給する場合とも、第1項から第7項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ理事長が定める額を減じて得た額）とする。

一 6箇月 100分の100

二 5箇月以上6箇月未満 100分の80

三 3箇月以上5箇月未満 100分の60

四 3箇月未満 100分の30

10 当該年度の当該病院の業務の実績が明らかに悪化した場合には、年度途中であっても、理事長が定めるところにより、当該病院の基本年俸表適用職員の業績年俸を減額する場合がある。

11 第9項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第17条の11 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第8項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績年俸（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた業績年俸）は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第93条第1項の規定による懲戒解雇及び同規則第93条の2第1項の規定による諭旨退職の処分を受けた職員

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第81条第1項第6号又は第7号の規定により解雇された者

三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

四 次条第1項の規定により業績年俸の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第17条の12 理事長は、支給日に業績年俵を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該業績年俵の支給を一時差し止めることができる。

一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し業績年俵を支給することが、職務に対する国立病院機構の社会的信頼を確保し、業績年俵に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、前項の規定による業績年俵の支給を一時差し止める処分（以下本条において「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る業績年俵の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、業績年俵の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

第17条の13 短時間勤務職員に基本年俵表を適用する場合の月例年俵額は、第17条の9の規定にかかわらず、同条の規定による月例年俵額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第17条の14 新たに基本年俸表適用の短時間勤務職員となった者の業績年俸額は、第17条の3第2項の規定にかかわらず、同項の規定による業績年俸額に短時間勤務調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

2 前項の適用を受けた職員の第17条の10第1項の規程を適用する場合においては、同項中「第17条の3第2項」とあるのは、「第17条の14第1項」と読み替えるものとする。

第3章 手当

第1節 扶養手当

(扶養手当)

第18条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

三 満60歳以上の父母及び祖父母

四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

五 重度心身障害者

3 前項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業場その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

二 年額1,300,000円以上(満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額1,500,000円以上)の恒常的な所得があると見込まれる者

(支給額)

第19条 扶養手当の月額は、第18条第2項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については11,000円)とする。

2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額

とする。

(申請)

第20条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長等に申請しなければならない。

- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第18条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
 - 三 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
 - 四 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
- 2 前項の規定による申請は、扶養手当申請により行うものとする。

(確認及び決定)

- 第21条 理事長等は、第20条第2項に規定する申請があったときは、その申請に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。
- 2 理事長等は、第1項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(支給の始期及び終期)

- 第22条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に第20条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で第20条第1項の規定による申請に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による申請が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その申請を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 2 扶養手当は、これを受けている職員に更に第20条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で第20条第1項の規定による申請

に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で第20条第1項の規定による申請に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第20条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による申請に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による申請に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

第23条 削除

第2節 住居手当

（住居手当）

第24条 住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長の定める職員を除く。）
- 二 第39条又は第41条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（理事長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの

（支給額）

第25条 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

- 一 前条第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
 - ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円

を超えるときは16,000円)を11,000円に加算した額

二 前条第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(申請)

第26条 新たに第24条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居手当申請により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに理事長等に申請しなければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、申請後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第27条 理事長等は、職員から前条第1項の規定による申請があったときは、その申請に係る事実を確認し、その者が第24条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

(家賃の算定の基準)

第28条 第26条第1項の規定による申請に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次に掲げる基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

一 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額

二 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

(支給の始期及び終期)

第29条 住居手当の支給は、職員が新たに第24条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第26条第1項の規定による申請がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その申請を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 住居手当の支給を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第30条 削除

第3節 通勤手当

(通勤手当)

第31条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤（職員が勤務のため、その者の住居と事業場との間を往復することをいう。）のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車（国立病院機構、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 四 前3号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認めるものとする。
 - イ 住居が離島にある職員
 - ロ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険法施行規則」という。）別表第一に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員

(支給額)

第32条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前条第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）
- 二 前条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、

それぞれ次に定める額

- イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2, 000円
- ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4, 200円
- ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7, 300円
- ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10, 400円
- ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13, 500円
- ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16, 600円
- ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19, 700円
- チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22, 800円
- リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25, 900円
- ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29, 100円
- ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32, 300円
- ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35, 500円
- ワ 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 38, 700円
- カ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42, 200円
- ヨ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45, 700円
- タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49, 200円
- レ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 52, 700円
- ソ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56, 200円
- ツ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 59, 600円

ネ 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 63,000円

ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66,400円

三 前条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

2 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、所在する地域を異にする事業場に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が定めるもののうち、前条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

3 前項の規定は、新たに基本給表又は基本年俸表（以下「基本給表等」という。）の適用を受ける職員となった者のうち、前条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用に係る事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の月額の算出について準用する。

4 第2項の規定は、次の各号のいずれにも該当する医師について準用することができる。

一 医師の数が医療法（昭和23年法律第205号）第21条第1項第1号に定める員数に対して7割以下の病院に勤務する医師、またはこれに準ずる場合として医師確保が困難な状況にある病院に勤務する医師

二 新幹線鉄道等による通勤にやむを得ない事情があると所属長（就業規則第5条の所属長をいう。以下同じ。）が認める医師

三 第2項の規定を準用するとした場合、同項本文に定める要件（事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に係る要件を除く。）を満たす医師

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第1項第2号に定める額及び特別料金等相当額をそ

の支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前4項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

（申請）

第33条 職員は、新たに第31条の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤手当申請により、その通勤の実情を速やかに理事長等に申請しなければならない。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、前項と同様とする。

一 事業場を異にして異動した場合

二 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

（確認及び決定）

第34条 理事長等は、職員から前条の規定による申請があったときは、その申請に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が第31条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

（支給の始期及び終期）

第35条 通勤手当の支給は、職員に新たに第31条の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同条の職員たる要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第33条の規定による申請が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その申請を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

3 新たに基本給表等の適用を受ける職員となった者又は事業場を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動の直後に在勤する事業場への勤務を開始すべきこととされる日に第31条の職員たる要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同条の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、同条の規定による支給の開始又は第32条の規定による支給額の改定を行うものとする。

- 4 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあつては、理事長が定める期間）に係る最初の月に支給する。
- 5 第31条の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。
- 6 出張先において月の初日から末日までの全日数にわたって通勤に類する行為があり、かつ、その間に独立行政法人国立病院機構旅費規程（平成16年規程第18号）による宿泊費を含む旅費が支給されていない場合は、前項の規定にかかわらず、その月についてはその出張先において勤務する場所を事業場とみなして支給することができる。
- 7 第32条の規定は、前項の規定により支給する額について準用する。

（返納）

第36条 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

第37条 削除

（支給単位期間）

第38条 この節において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

第4節 単身赴任手当

（単身赴任手当）

第39条 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して困難（以下「通勤困難」という。）であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項及び第41条のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母若しくは同居の親族を介護すること。
- 二 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の

教育施設に在学している同居の子を養育すること。

三 配偶者が引き続き就業すること。

四 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。

五 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

3 第1項に定める通勤困難の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 理事長の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。

二 前号と同様に算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

（支給額）

第40条 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて第3項に定める額を加算した額）とする。

2 前項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、理事長の定めるところにより行うものとする。

3 第1項の交通距離の区分に応じて定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一	100キロメートル以上300キロメートル未満	8,000円
二	300キロメートル以上500キロメートル未満	16,000円
三	500キロメートル以上700キロメートル未満	24,000円
四	700キロメートル以上900キロメートル未満	32,000円
五	900キロメートル以上1,100キロメートル未満	40,000円
六	1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満	46,000円
七	1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満	52,000円
八	1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	58,000円
九	2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満	64,000円
十	2,500キロメートル以上	70,000円

（権衡職員の範囲等）

第41条 給与法第6条の俸給表の適用を受ける者、検察官、行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員、国立高度専門医療研究センター、地域医療機能推進機構又は国立健康危機管理研究機構その他理事長が定めるものに使用される者（以下「給与法適用職員等」という。）であった者から引き続き基本給表等の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情

により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第39条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして次に定める職員には、前2条の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

一 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第39条第2項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

二 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第39条第2項に規定するやむを得ない事情に準じて理事長が次に定める事情（以下「理事長の定める事情」という。）により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に在学し、又は保育所等に在所する場合

ロ その他満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が職員と同居できないと認められるイに類する事情

三 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長が次に定める特別の事情（以下「理事長の定める特別の事情」という。）により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、住居の移転を伴う直近の事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転（給与法適用職員等であつた者から引き続き職員となった場合の当該適用を含む。以下この号において「異動等」という。）の直前の居住地（同一市町村内を含む。以下同じ。）に転居すること。

ロ 配偶者が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に入学又は転学する子を養育するため、住居の移転を伴う直近の異動等の直前の居住地に転居すること。

ハ その他配偶者が職員と同居できないと認められるイ及びロに類する事情

四 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第39条第2項に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあつては、理事長の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長等が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

五 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長の定める特別の事情により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

六 第2号から前号までの規定中「事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い」とあるのを「新たに基本給表等の適用を受ける職員となったこと」と、「異動又は事業場の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

七 その他第39条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員

2 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当（給与法適用職員等が受ける第39条又は前項各号に基づく単身赴任手当に相当する手当をいう。）の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

（申請）

第42条 新たに第39条又は第41条第1項各号の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類（住民票等配偶者との別居の状況等を明らかにする書類、診断書、在学証明書、就業証明書等職員が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類（これらの書類の写しを含む。））を添付して、単身赴任手当申請により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長等に申請しなければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の

住居等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、申請後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第43条 理事長等は、職員から前条第1項の規定による申請があったときは、その申請に係る事実を確認し、その者が第39条又は第41条第1項各号の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

- 2 理事長等は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(支給の始期及び終期)

第44条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第39条又は第41条第1項各号の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が第39条又は第41条第1項各号に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第42条第1項の規定による申請がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その申請を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第45条 削除

第5節 地域手当

(地域手当)

第46条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して別表第13に定める地域手当支給区分表の支給事業場（以下この条において「支給事業場」という。）に在勤する職員に支給する。

- 2 地域手当の月額は、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分（以下この条において「支給区分」という。）に応じて、当該各号に掲げる割合（以下この条において「支給割合」という。）を乗じて得た額とする。

一 1級地 100分の20

- 二 2級地 100分の16
- 三 3級地 100分の12
- 四 4級地 100分の8
- 五 5級地 100分の4

- 3 支給事業場の支給区分及び支給割合は、別表第13に定める地域手当支給区分表の支給区分及び支給割合とする。
- 4 支給割合が100分の16以上の事業場以外の事業場に在勤する医療職基本給表（一）又は基本年俸表（一）の適用を受ける職員には、第2項の規定にかかわらず、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。
- 5 支給事業場に在勤する職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた事業場に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が定める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する事業場に係る支給割合（以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた事業場に係る支給割合（理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該異動の直後に在勤する事業場が支給事業場に該当しないこととなる時は、当該職員には、前項の規定により当該異動に係るこの項本文の規定による支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前4項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となる時は、当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する事業場を異にして異動した場合その他理事長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、理事長の定めるところによる。
- 一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）
 - 二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 6 給与法適用職員等であった者が、引き続き基本給表等の適用を受ける職員となり、支給割合が100分の20の支給事業場以外の事業場に在勤することとなった場合において、次の各号のいずれにも該当する職員で、基本給表等の適用を受けることとなった日（以下この項において「適用日」という。）前2年以内の給与法適用職員等として勤務していた期間（常時勤務を要する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下この項において「対象期間」という。）を基本給表等の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に前項に規定する地域手当の支給要

件を具備することとなるものに、地域手当を支給する。

- 一 人事交流等により基本給表等の適用を受ける職員となった者であること。
 - 二 対象期間に人事院規則 9-49（地域手当）第 2 条に規定する地域において勤務していた者（適用日前 2 年間以内の期間において、かつて基本給表等の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等により引き続き給与法適用職員等となったものにあつては、当該期間に支給事業場において勤務していた者）であること。
- 7 地域手当の支給は、第 4 条の規定を準用する。

第 5 節の 2 広域異動手当

（広域異動手当）

第 4 6 条の 2 職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法（航空機を除く。）により算定した事業場間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事業場の所在地と当該異動等の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事業場との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも 60 キロメートル以上であるとき（当該住居と事業場との間の距離が 60 キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事業場との間の距離が 60 キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から 3 年を経過する日までの間、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事業場間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事業場への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が定める場合は、この限りでない。

- 一 300 キロメートル以上 100 分の 10
- 二 60 キロメートル以上 300 キロメートル未満 100 分の 5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から 3 年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されること

となる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 人事交流等職員（給与法適用職員等であった者から引き続き基本給表等の適用を受ける職員となった者（人事交流等により職員となった者に限る。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は準異動職員（就業規則第83条第3号、第4号、第5号又は第7号の規定による休職から復職することその他異動等に準ずるものとして理事長が定めるものがあつた職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものに対する広域異動手当の支給は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 人事交流等職員が職員となつた日以前3年以内の期間（理事長が定める場合はその期間）を職員として勤務していたものとした場合に第1項の支給要件を具備することとなるときは、同項の規定により支給されることとなる期間及び月額の広域異動手当を支給する。

二 準異動職員の当該異動等に準ずるもの（以下この号及び次項において「準異動等」という。）があつた日の前日の勤務場所から準異動等の直後の勤務場所への準異動等を異動等とみなした場合に第1項の支給要件を具備することとなるときは、当該準異動等があつた日から3年を経過する日までの間、同項の規定により支給されることとなる月額の広域異動手当を支給する。

4 前項の規定により、広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、広域異動手当（次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日から引き続くものに限る。）が支給されることとなる間の異動等により第1項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものに対する広域異動手当については、第2項の規定を準用する。ただし、理事長が定める準異動職員については、別に理事長が定めるところによる。

一 人事交流等職員 職員となつた日

二 準異動職員 準異動等があつた日

5 第2項、前項又はこの項に規定する職員のうち、引き続き広域異動手当が支給されることとなる間の異動等によって第1項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該異動等に係る広域異動手当の支給割合が現に支給されることとされている広域異動手当（以下この項において「現給広域異動手当」という。）の支給割合を上回るとき又は現給広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては当該異動等の日以後は現給広域異動手当を支給せず、当該異動等に係る広域異動手当の支給割合が現給広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては現給広域異動手当が支給されることとなる期間は当該広域異動手当は支給せず、当該広域異動手当の支給割合が当該期間は支給しない広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当該広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては同日以後は当該期間の終了後も当該広域異動手当を支給しない。

6 前5項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前5項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前5項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当

の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

第6節 寒冷地手当

(寒冷地手当)

第47条 職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（次条において「基準日」という。）において別表第14に定める寒冷地手当支給区分表に掲げる事業場に在勤する職員（次条において「支給対象職員」という。）に対しては、寒冷地手当を支給する。

(支給額)

第48条 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1 級 地	29,400円	16,200円	11,500円
2 級 地	26,000円	14,500円	9,800円
3 級 地	25,100円	14,300円	9,600円
4 級 地	19,800円	11,400円	8,200円

備考1 「世帯主である職員」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。

- 一 扶養親族を有する者
- 二 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専用している者

2 この条において「扶養親族」とは、第18条第2項に規定する扶養親族であって、かつ、第20条の規定による届出がなされているものをいう。

3 新たに職員となった者に扶養親族があり、又は職員に第20条に掲げる事実が生じ、その申請が職員となった日又は基準日の後になされた場合で当該申請が職員となった日又は当該事実の生じた日から15日以内になされたときは、当該申請に係る扶養親族は、職員となった日又は当該事実の生じた日から扶養親族として取り扱うものとする。

- 2 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
 - 一 第74条第2項、第3項又は第5項の規定により給与の支給を受ける職員 前項の規定による額にその者の基本給の支給について用いられた同条第2項、第3項又は第5項の規定による割合を乗じて得た額
 - 二 第81条の規定の適用を受ける職員 前項の規定による額からその半額を減じた額
 - 三 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる職員 零
 - イ 就業規則第83条第2号に掲げる事由に該当して休職にされている職員
 - ロ 同規則第83条第7号の規定により休職にされている職員
 - ハ 同規則第83条の規定により休職にされている職員（イ及びロに掲げる職員を除く。）のうち、第74条の規定に基づく給与の支給を受けていない職員
 - ニ 同規則第94条の規定により停職にされている職員
 - ホ 同規則第32条第1項ただし書の許可を受けている職員
 - ヘ 自己啓発等休業職員
 - ト 配偶者同行休業職員
 - チ 育児休業職員
 - リ 本邦外にある職員（ロ及びトに掲げる職員並びに第1項の表の「扶養親族のある職員」に該当する職員を除く。）
- 3 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第1項の規定による額を第4条第5項に規定する日割計算を準用して得た額とする。
 - 一 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
 - 二 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合
 - 三 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、他の同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
 - 四 基準日において前項第1号に掲げる職員に該当する支給対象職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、第74条第2項、第3項又は第5項の規定による割合が変更された場合
- 4 第1項の表に掲げる地域の区分は、別表第14のとおりとする。

第49条 削除

第50条 削除

第51条 削除

第52条 削除

第7節 役職手当

(役職手当)

第53条 役職手当は、管理又は監督の地位にある職員、独立して職務を行うことのできる職員及びこれらに準ずる職員に対して支給する。

2 前項の職員は、別表第15に定める役職手当適用区分表（以下「役職手当適用区分表」という。）に掲げる職名を占める職員とする。

3 役職手当の月額は、役職手当適用区分表の区分に応じ同表に定める額とする。

4 役職手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職手当は支給しない。

5 役職手当の支給は、第4条の規定を準用する。

6 役職手当を受ける職員が勤務する事業場の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、当該職員の役職手当を減額する場合がある。

第8節 特殊勤務手当

(特殊勤務手当)

第54条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 放射線取扱手当
- 二 夜間看護等手当
- 三 ヘリコプター搭乗救急医療手当
- 四 救急医療体制等確保手当
- 五 特殊業務手当

(放射線取扱手当)

第55条 放射線取扱手当は、職員がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業又は電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第3条第1項に規定する管理区域内において同規則第2条第3項に掲げられた業務に従事し、1月当たりの外部被ばく実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが同規則第8条第3項に定める測定（同項ただし書によるものを除く。）により認められた場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1月につき7,000円とする。

(夜間看護等手当)

第56条 夜間看護等手当は、深夜において行われる業務に従事した職員に支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に掲げる時間数（就業規則第43条第2項の規定により指定された勤務（同規則第44条第1項の規定により勤務の指定が変更された場合の勤務を含む。）の始業時刻から終業時刻までの時間数のうち深夜に係る時間数をいう。）の区分及び職種の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

職種の区分	時間数の区分			
	7時間	4時間以上 7時間未満	2時間以上 4時間未満	2時間未満
医師又は歯科医師	9,900円	4,800円	4,300円	2,900円
助産師、看護師又は 准看護師	8,600円	4,200円	3,500円	2,400円
その他の職種	6,000円	2,900円	2,600円	1,800円

(ヘリコプター搭乗救急医療手当)

第57条 ヘリコプター搭乗救急医療手当は、職員（基本年俸表（一）、同表（三）又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。）が、ヘリコプターに搭乗して、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

- 一 ヘリコプターを用いた救急医療において、機内等で行う診療等の業務
- 二 ヘリコプターを用いた患者搬送において、機内で行う診療等の業務
- 三 前二号の業務にかかる訓練

2 前項の手当の額は、業務に従事した回数1回につき、次の各号に定める額とする。

- 一 基本年俸表（一）又は医療職基本給表（一）の適用を受ける職員 5,000円
- 二 基本年俸表（三）又は医療職基本給表の適用を受ける職員（第1号に掲げる者を除く。） 3,000円

3 次の各号に該当する場合には、前項の手当の額に、当該額に当該各号に定める支給割合を乗じた額を加算するものとする。

- 一 1回のヘリコプターへの搭乗時間が2時間を超える場合 100分の100
- 二 理事長が定める場合 理事長が定める割合

(救急医療体制等確保手当)

第57条の2 救急医療体制等確保手当は、医師、歯科医師又は助産師である職員が次項又は第6項に規定する業務に従事した場合（第5項及び第7項において準用する場合を含む。）に支給する。

2 次の各号に掲げる病院（理事長が定めるときはその一部）において、医師又は歯科医師である職員が、各病院の診療時間外（第4項各号に掲げる時間帯をいう。）に救急外来患者にかかる1時間以上の診療業務（宿日直勤務において実施することとされ

ているものを除く。本条において同じ。)に従事した場合は、当該診療業務に従事した回数1回につき、次項に定める額を支給する。

- 一 所在する地域において第3次救急医療を担当する病院として理事長が定めるもの
 - 二 所在する地域において第2次救急医療を担当する病院として理事長が定めるもの
 - 三 前2号に準ずるものとして理事長が定めるもの
- 3 前項の額は、次の各号に掲げる場合において当該各号に掲げる額とする。
- 一 第2号及び第3号に掲げる場合以外の場合 6,000円(診療業務に従事した時間が4時間未満の場合は3,000円)
 - 二 次の診療業務に従事した場合(次号に該当するものを除く。) 12,000円(診療業務に従事した時間が4時間未満の場合は6,000円)
 - イ 前項第1号に該当する病院において、第3次救急医療に応需するための業務として理事長が定めるもの
 - ロ 前項第2号に該当する病院において、第2次救急医療に応需するための業務として理事長が定めるもの
 - 三 前号イ又はロの診療業務に従事した時間(次項第2号に掲げる時間帯のものに限る。)が8時間以上の場合 18,000円
- 4 第2項の診療業務に従事した回数は、次の各号に掲げる時間帯ごとに1回とする。
- 一 休診日(祝日、年末年始の休日、土曜日若しくは日曜日に限る。)の午前8時30分から午後5時15分までの間又は休診日以外で理事長が定める時間帯
 - 二 午後5時15分(診療時間の終了時刻が午後5時15分より後の場合は当該時刻)から翌日午前8時30分(診療時間の開始時刻が午前8時30分より前の場合は当該時刻)までの間
- 5 第62条の2第2項に規定する救急呼出(同条第3項に該当する場合及びこれに準ずるものを含む。)により、第2項に規定する診療業務に従事した場合は、前3項の規定を準用する。
- 6 医師が分娩業務(当該業務に際して行われる業務で理事長が定めるものを含む。)に従事した場合は、当該業務に従事した回数1回につき、10,000円を支給する。
- 7 前項の規定は、理事長が定める要件に該当する助産師について準用する。

(特殊業務手当)

- 第57条の3 特殊業務手当は、別表第15の2に定める特殊業務手当支給区分表(以下「特殊業務手当支給区分表」という。)の種別欄に掲げる職員に対して支給する。
- 2 前項の手当の額は、1月当たり、特殊業務手当支給区分表に掲げる種別区分に応じた月額欄に定める額とする。
 - 3 特殊業務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には特殊業務手当は支給しない。
 - 4 特殊業務手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第9節 附加職務手当

(附加職務手当)

第58条 附加職務手当は、担当すべき職務としてあらかじめ割り振られた職務以外の所属長の命令により特に附加された職務のうち、地方公共団体等の要請等による診療援助の業務等理事長の定める業務に従事したときに理事長の定める額を支給する。

第10節 超過勤務手当等

(超過勤務手当)

- 第59条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、超過勤務手当を支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員には、第6項を除き適用しない。
- 2 超過勤務手当の額は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合を乗じて得た額とする。
- 一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務（第3号及び第4号に該当する場合を除く。） 100分の125
- 二 前号に掲げる勤務以外の勤務（第3号及び第4号に該当する場合を除く。） 100分の135
- 三 第4項に規定する勤務（次号に該当する場合を除く。）
- イ 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125
- ロ 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- 四 第5項に規定する勤務 100分の150
- 3 前項各号に掲げる勤務のうち、深夜である勤務の全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額を前項の額に加えて支給する。
- 4 第2項第3号に規定する勤務は、正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労働基準法」という。）第36条第3項の限度時間を超えることとなる勤務とする。
- 5 第2項第4号に規定する勤務は、正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が一の給与期間について60時間を超えることとなる勤務とする。ただし、就業規則第47条の2に規定する代替休暇を取得したときは、当該代替休暇に代えられた部分を除くものとする。
- 6 役職手当の支給を受ける職員が正規の勤務時間を超えて勤務した場合には、第3項に該当する勤務に限り、第4項及び第5項を除き本条を準用する。

(休日給)

第60条 就業規則第45条に規定する祝日法による祝日（同規則第46条の規定により代休日を指定されて、当該祝日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該祝日に代わる代休日。以下「祝日法による祝日等」という。）、同規則第45条に規定する年末年始の休日（同規則第46条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）又はこれらの日に準ずるものとして理事長が定める日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員には、適用しない。

（夜勤手当）

第61条 正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

第11節 宿日直等手当

第61条の2 宿日直等手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 宿日直手当
- 二 救急呼出待機手当

（宿日直手当）

第62条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次の各号に掲げる宿日直勤務の区分に応じ、当該各号に定める額を宿日直手当として支給する。ただし、宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 医師の宿日直勤務 22,500円
- 二 医師以外の宿日直勤務 6,400円

2 前項の勤務は、第59条から第61条までの勤務には含まれないものとする。

（救急呼出待機手当）

第62条の2 理事長が定める要件に該当する病院において、救急呼出に備えて自宅等において待機を行った職員（次の各号に掲げる職員に限る。以下本条において同じ。）及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第100条第2項に規定する外泊（以下「外泊」という。）に同行した職員には、その待機1回（外泊に同行した場合にあっては、1泊）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を救急呼出待機手当として支給する。ただし、待機を行った時間（救急呼出により勤務した時間を含む。）

が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

一 基本年俸表（一）又は医療職基本給表（一）の適用を受ける職員 5,000円

二 基本年俸表（三）又は医療職基本給表の適用を受ける職員（第1号に掲げる者を除く。） 2,000円

三 前2号のほか救急呼出に備えて自宅等において待機を行った職員（理事長が定めるものに限る。）及び外泊に同行した職員 2,000円

2 前項の救急呼出とは、正規の勤務時間以外の時間（祝日法による祝日等又は年末年始の休日等を含む。）において、救急医療等の業務（理事長が定めるものに限る。）の必要が生じた場合に当該業務に従事することについて時間帯を指定した予告を受けた職員が当該業務に従事することをいう。

3 時間帯を指定した予告を受けず、理事長が定める救急呼出に準ずる業務に従事した場合は、当該従事した時間を第1項の待機を行った時間とみなして、同項を適用する。

第12節 役職職員特別勤務手当

（役職職員特別勤務手当）

第63条 役職職員特別勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 役職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第42条の規定に基づく休日又は祝日法による祝日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合（次号による勤務及び深夜に勤務した場合を除く。）

一の二 役職手当の支給を受ける職員（基本年俸表（一）、同表（三）又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。）が、前条第1項の要件に該当する病院において、次に定める勤務を行った場合（深夜に勤務した場合を除く。）

イ 宿日直勤務を行っている際に、診療等の業務（宿日直勤務において実施することとされているものを除く。）を行った場合

ロ 前条による救急呼出により勤務した場合

ハ イ又はロに準ずるものとして理事長が定める勤務を行った場合

二 すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合

三 前号に準じる場合であると理事長が認めた場合

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号及び第1号の2の場合 前項第1号及び第1号の2の規定による勤務1回につき、次の表の区分に応じた、当該区分の支給額

イ 基本年俸表（一）の適用を受ける職員

区 分	支給額（6時間を超える勤務の場合）
役職手当 の種別	一種 15,500円（23,250円）
	二種 14,000円（21,000円）
	三種 12,500円（18,750円）

ロ イ以外の職員

区 分	支給額（6時間を超える勤務の場合）
役職手当 の種別	一種 12,000円（18,000円）
	二種 10,000円（15,000円）
	三種 8,500円（12,750円）
	四種 7,000円（10,500円）
	五種 6,000円（9,000円）

二 前項第2号及び第3号の場合 前項の手当の支給を受ける職員の属する職務の級における最高号俸の基本給月額又は月例給額に100分の10を乗じて得た額を最高限度として理事長の承認を得て定めた額

- 3 第1項第2号又は第3号の規定により役職職員特別勤務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職職員特別勤務手当は支給しない。
- 4 第1項第2号又は第3号の規定による役職職員特別勤務手当の支給は、第4条の規定を準用する。
- 5 第1項第2号又は第3号の規定により役職職員特別勤務手当を受ける職員が勤務する事業場の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、当該職員の役職職員特別勤務手当を減額する場合がある。

第12節の2 派遣手当

（派遣手当）

第63条の2 緊急の必要等のため、在勤する事業場を離れた遠隔地等に派遣され、診療その他の業務に従事する職員には、その業務に応じて派遣手当を支給する。

2 派遣手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 医師等派遣手当
- 二 国際緊急援助手当

（医師等派遣手当）

第63条の3 医師等派遣手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- 一 医師である職員が、在勤する病院から、次項に掲げる要件に該当する病院に派遣され、診療等の業務に従事したとき
- 二 助産師又は看護師である職員が、在勤する病院から、第3項に掲げる要件に該当する病院に派遣され、助産業務又は看護業務に従事したとき
- 三 前2号以外の医療職基本給表の適用を受ける職員であって、第4項に掲げる要件に該当する病院に派遣され、当該基本給表の適用となる職員の業務に従事したとき

- 2 前項第1号の要件は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 当該病院の医師の数が、医療法第21条第1項第1号の規定により有しなければならない医師の数に理事長が定める割合を乗じた数以下である場合
 - 二 医師の数が前号に準ずる状況にあるなど、当該病院の医師確保が極めて困難であると理事長が認める場合
 - 三 前2号に該当せず、かつ、当該病院の医師の確保又は診療機能の確保を図るために医師を派遣することについて、当該病院と派遣される職員が在勤する病院の院長間の合意書がある場合（理事長が定めるものに限る。）
- 3 第1項第2号の要件は、当該病院の助産師又は看護師の確保が極めて困難であると理事長が認める場合とする。
- 4 第1項第3号の要件は、当該病院の医療職基本給表の適用を受ける職員（第1項第1号及び第2号に掲げるものを除く。）の確保が極めて困難であると理事長が認める場合とする。
- 5 第1項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 第2項第1号又は第2号に掲げる要件に該当する病院に派遣された場合 20,000円
 - 二 第2項第3号に掲げる要件に該当する病院に派遣された場合 10,000円
 - 三 第3項及び前項に掲げる要件に該当する病院に派遣された場合 4,000円
- 6 前5項の規定にかかわらず、理事長が別に定める場合において、理事長が別に定める職員に、理事長が別に定める額を支給することができる。

（国際緊急援助手当）

- 第63条の4 国際緊急援助手当は、職員が国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号。以下「国際緊急援助隊法」という。）の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において次に掲げる業務に従事したときに支給する。
- 一 国際緊急援助隊法第2条に規定する国際緊急援助活動（次号に掲げる業務を除く。）
 - 二 国際緊急援助隊法第2条第3号に掲げる活動として行う調査又は助言（災害の現場において行う業務を除く。）
 - 三 国際緊急援助隊法第3条第3項において準用する同条第2項第2号に掲げる輸送
- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額（同項第1号又は第2号の業務のうち、心身に著しい負担を与えると理事長が認める業務に従事した場合にあっては、当該各号に定める額にその100分の50（現地の治安の状況等により、当該業務が心身に著しい緊張を与えると理事長が認める場合にあっては、100分の100）に相当する額を超えない範囲内において理事長が定める額を加算した額）とする。
- 一 前項第1号の業務 4,000円

- 二 前項第2号の業務 3, 000円
- 三 前項第3号の業務 1, 400円
- 3 同一の日において、第1項第1号の業務及び同項第2号の業務に従事した場合にあっては同項第2号の業務に係る手当を、同項第1号の業務及び同項第3号の業務に従事した場合にあっては同項第3号の業務に係る手当を支給しない。

第12節の3 支援団体業務手当

(支援団体業務手当)

- 第63条の5 支援団体業務手当は、職員が医療法第6条の11第3項の規定に基づき、次に掲げる業務（所属長が認める場合に限る。）に従事したときに支給する。
- 一 医療法第6条の11第1項の規定に基づく医療事故調査のための委員会への委員としての参画
 - 二 前号に掲げる業務以外の支援業務
- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第1号の業務 20, 000円
 - 二 前項第2号の業務 10, 000円
- 3 同一の日において、第1項第1号の業務及び同項第2号の業務に従事した場合にあっては同項第2号の業務に係る手当は支給しない。

第13節 業績手当

(業績手当)

- 第64条 業績手当は、国立病院機構及び職員の業績に応じて支給する。
- 2 業績手当は、次の各号に掲げるものの合計とする。ただし、第1号及び第2号の規定は、基本年俸表適用職員には適用しない。
- 一 基礎的支給部分
 - 二 業績反映部分
 - 三 年度末賞与

(基礎的支給部分)

- 第65条 基礎的支給部分は、6月1日及び12月1日（以下この条から第68条まで、第76条及び第76条の2においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び育児休業職員のうち基準日前6箇月の間に勤務の実績がない者を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第5項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第74条第7項ただし書の規定の適用を受ける職員及び次に掲げる職員を除く。）についても同様と

する。

- 一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び育児休業職員のうち基準日前6箇月の間に勤務の実績がない者のいずれかに該当する職員であった者
 - 二 業績手当（年度末賞与を除く。）に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、国立病院機構と協定を締結している法人の職員となった者（ただし、国立病院機構と当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）
 - 三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及び国立病院機構とそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）
 - イ 給与法の適用を受ける職員
 - ロ 検察官
 - ハ 特別職に属する国家公務員
 - ニ 公庫・公団等職員
 - ホ 地方公務員
 - ヘ 行政執行法人職員
- 2 基礎的支給部分の額は、基礎的支給部分算定基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額（役職手当の支給を受けている職員にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- 一 6箇月 100分の100
 - 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 - 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
 - 四 3箇月未満 100分の30
- 3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。
- 4 第2項の基礎的支給部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 5 事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務が係長以上であるもの並びに同表以外の各基本給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度合等を考慮して

これに相当する職員として当該各基本給表につき理事長の定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、基本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に理事長の定める職名の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の基礎的支給部分算定基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第66条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る基礎的支給部分（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた基礎的支給部分）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第93条第1項の規定による懲戒解雇及び同規則第93条の2第1項に規定する諭旨退職の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第81条第1項第6号又は第7号の規定により解雇された者
- 三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第67条 理事長等は、支給日に基礎的支給部分を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該基礎的支給部分の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し基礎的支給部分を支給することが、国立病院機構の社会的信頼を確保し、基礎的支給部分に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 理事長等は、前項の規定による基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分（以下本条において「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当する

に至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る基礎的支給部分の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、基礎的支給部分の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長等は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

(業績反映部分)

第68条 業績反映部分は、基準日にそれぞれ在職する職員（休職にされている者（第74条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び育児休業職員のうち基準日前6箇月の間に勤務の実績がない者を除く。）に対し、基準日以前の直近の期間（4月1日から9月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間とする。）の業績及び基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の第6条第5項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（次に掲げる職員を除く。）についても、同様とする。

- 一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において休職にされている者（第74条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び育児休業職員のうち基準日前6箇月の間に勤務の実績がない者のいずれかに該当する職員であった者
- 二 業績手当（年度末賞与及び業績反映部分に相当する手当が支給されない国家公務員を除く。）に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、国立病院機構と協定を締結している法人の職員となった者（ただし、国立病院機構と当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）
- 三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者及び業績反映部分に相当する手当が支給されない国家公務員を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者

及び国立病院機構とそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。)

イ 給与法の適用を受ける職員

ロ 検察官

ハ 特別職に属する国家公務員

ニ 公庫・公団等職員

ホ 地方公務員

ヘ 行政執行法人職員

2 業績反映部分の額は、理事長の定める基準により理事長等がその者に所属する職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長等が定める業績反映部分の額の、その者が所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えない範囲内で理事長が前年度の各事業場の業績に応じて定める事業場ごとの総額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける職員（第3号に掲げる者を除く。） 当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次号及び次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない職員（第4号に掲げる者を除く。） 当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の80を乗じて得た額の総額

三 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける再雇用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

四 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない再雇用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に100分の37.5を乗じて得た額の総額

3 前項の業績反映部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

4 各職員の業績反映部分の額は、当該職員の業績反映部分算定基礎額に第2項各号に掲げる職員の区分ごとに理事長が定める割合を乗じた額を超えることができない。

5 第65条第5項の規定は、第2項の業績反映部分算定基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第68条第3項」と読み替えるものとする。

6 前2条の規定は、第1項の規定による業績反映部分の支給について準用する。この場合において、第66条中「前条第1項」とあるのは「第68条第1項」と読み替えるものとする。

(年度末賞与)

第69条 年度末賞与は、理事長が定める基準に基づく当該年度の医業収支が特に良好な病院に、3月1日（以下この条、第76条及び第76条の2において「基準日」という。）に在職する職員（休職にされている者（第74条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。以下この条において同じ。）、停職者、専従休職者、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び育児休業職員のうち当該年度の4月1日から基準日までの間に勤務（休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間を含む。）の実績がない者を除く。）に対し、当該年度の4月1日から基準日までの期間におけるその者の業績に応じて、第6条第6項に定める支給日に支給する。この基準日前2箇月以内に当該病院から昇任、降任又は転任し、当該病院以外の事業場に引き続き基準日まで在職する職員及び当該病院に基準日に併任されている職員（当該病院における勤務時間が1週間あたり30時間以上の者（前段の規定により年度末賞与を支給される職員を除く。）に限る。）についても、同様とする。

2 年度末賞与の額は、理事長の定める基準により理事長等がその者に所属する職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長等が定める年度末賞与の額の総額は、理事長が当該病院の当該年度の医業収支の状況により定めた病院ごとの総額を超えてはならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る年度末賞与は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第93条第1項の規定による懲戒解雇及び同規則第93条の2第1項に規定する諭旨退職の処分を受けた職員

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第81条第1項第6号又は第7号の規定により解雇された職員

三 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられた者

ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し年度末賞与を支給することが、国立病院機構の社会的信頼を確保し、年度末賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

4 第1項から前項までに規定する年度末賞与は、国立病院機構の運営において特に考慮すべき事情があるときは、理事長が定めるところにより、支給しない場合がある。

第14節 医師手当

(医師手当)

第70条 医師及び歯科医師に医師手当を支給する。

- 2 医師手当は、定額部分と加算部分との合計額とする。
- 3 医師手当の支給は、第4条の規定を準用する。

(定額部分)

第71条 定額部分は、次に掲げる職務を占める職員に支給する。

- 一 医療職基本給表(一)又は基本年俸表(一)の適用を受ける職務
 - 二 医療職基本給表(一)以外の基本給表の適用を受け、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職務(医師法(昭和23年法律第201号。以下「医師法」という。)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有する者の占める職に限る。)
- 2 定額部分は、次に掲げる支給種別に区分して支給する。支給種別の区分は、別表第16に定める医師手当(定額部分)支給種別区分表による。
- 一 一種から五種 前項第1号に該当する職務
 - 二 六種 前項第2号に該当する職務
- 3 定額部分の額は、医師免許又は歯科医師免許を取得した年度を1年度とし、その後年度を迎えるごとに1を加算した年度数に応じ、前項の区分による別表第17に定める医師手当(定額部分)月額表の額を月額とし、その額を当該年度の間支給する。
- 4 削除
- 5 医師の欠員の補充を促進するために、第2項の事業場ごとに定められている支給種別を変更する必要がある場合には、理事長の定める基準により支給種別の変更をすることができる。

(加算部分)

第72条 加算部分は、次に掲げる資格を有する職員に、職務にその資格が直接役立つと認められる場合に支給する。

- 一 医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)第1条第2号に基づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格並びにこれに準ずると理事長が認めるもの
- 二 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている医師に対する指導を行う医師である臨床研修指導医
- 三 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第13条に規定する産業医
- 四 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付申請において身体に障害のある者の診断をする医師

五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条に規定する精神保健指定医

- 2 加算部分の額は、職員の有する前項の資格の数に5,000円を乗じた額とする。ただし、その額が10,000円を超えるときは、10,000円とする。
- 3 加算部分は、第1項の規定によるもののほか独立行政法人国立病院機構専修医運営要領（平成18年要領第6号）第6条第2項に定める専修修了認定を受けた職員について支給する。この場合には、前項の規定による額に5,000円を加算する。
- 4 加算部分は、事業場毎にその額を決定するものとし、職員が当該事業場の職員となったときに第1項の資格の状況を確認し、第1項の資格を有する場合には、前項の額を月額として支給する。事業場の職員となった後に第1項の資格を有した場合は、その資格を有したときから前項の額を月額として支給する。

第14節の2 診療看護師手当

（診療看護師手当）

第72条の2 診療看護師手当は、次のいずれにも該当する場合に支給する。

- 一 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関であつて、理事長が認める指定研修機関を修了し、同項第1号に規定する特定行為を行う看護師長、副看護師長、助産師又は看護師（以下「看護師長等」という。）
 - 二 理事長が指定した病院の統括診療部又は診療部で勤務する看護師長等
- 2 前項の手当の額は、60,000円とする。
 - 3 診療看護師手当の支給は、第4条の規定を準用する。
 - 4 診療看護師手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には診療看護師手当は支給しない。

第15節 専門看護手当

（専門看護手当）

第72条の3 専門看護手当は、次のいずれにも該当する場合に支給する。

- 一 理事長が指定する専門看護師又は認定看護師（以下「専門・認定看護師」という。）として認定されている者
 - 二 専門・認定看護師として認定されている分野の看護業務を行い、その資格が業務に直接役立つと認められる看護師長等である者
- 2 前項の手当の額は、専門看護師については5,000円、認定看護師については3,000円とする。
 - 3 専門看護手当は、事業場毎にその額を決定するものとし、職員が当該事業場の職員となったときに第1項に該当するか確認し、第1項に該当する場合には、前項の額を

月額として支給する。

- 4 専門看護手当の支給は、第4条の規定を準用する。
- 5 専門看護手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には専門看護手当は支給しない。

第15節の2 医療専門資格手当

(医療専門資格手当)

第72条の4 医療専門資格手当は、医療職基本給表(二)の適用を受ける職員であつて、次のいずれにも該当する場合に支給する。

一 以下のいずれかの資格を有する者であること

イ 一般社団法人日本医療薬学会が認定するがん専門薬剤師

ロ 日本放射線治療専門放射線技師認定機構が認定する放射線治療専門放射線技師

ハ 認定臨床微生物検査技師制度協議会が認定する認定臨床微生物検査技師

二 前号の資格が直接役立つと認められる以下の業務に従事している者であること

イ 前号イの資格として認定されている分野の薬剤業務を行っている薬剤部長、薬剤科長、副薬剤部長、副薬剤科長、主任薬剤師又は薬剤師である者

ロ 前号ロの資格として認定されている分野の診療放射線業務を行っている診療放射線技師長、副診療放射線技師長、主任診療放射線技師又は診療放射線技師である者

ハ 前号ハの資格として認定されている分野の臨床検査業務を行っている臨床検査技師長、副臨床検査技師長、主任臨床検査技師又は臨床検査技師である者

2 前項の手当の額は、3,000円とする。

3 医療専門資格手当は、職員が当該事業場の職員となったときに第1項に該当するか確認し、第1項に該当する場合には、前項の額を月額として支給する。

4 医療専門資格手当の支給は、第4条の規定を準用する。

5 医療専門資格手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には医療専門資格手当は支給しない。

第4章 給与の特例等

(再雇用職員の給与)

第72条の5 第18条から第22条まで、第46条第4項及び第70条から第72条までの規定は、再雇用職員には適用しない。

(再雇用短時間勤務職員の給与)

第72条の6 第69条の規定は、1週間当たりの正規の勤務時間が30時間に満たない再雇用短時間勤務職員には適用しない。

2 再雇用短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たな

い職員については、第32条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。

- 3 再雇用短時間勤務職員の役職手当の額は、第53条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じた額とする。
- 4 再雇用短時間勤務職員の特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の額は、第57条の3の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
- 5 再雇用短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、就業規則第36条第1項本文に規定する1日についての勤務時間（以下「常勤職員の正規の勤務時間」という。）に相当する時間内である場合は、第59条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額とする。
- 6 再雇用短時間勤務職員における第59条第2項第3号に規定する勤務は、前項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が労働基準法第36条第3項の限度時間を超えることとなる勤務とする。
- 7 再雇用短時間勤務職員における第59条第2項第4号に規定する勤務は第5項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間を超えて勤務した時間の合計が一の給与期間について60時間を超えることとなる勤務とする。

（短時間勤務職員の給与）

- 第72条の7 第18条から第30条まで、第39条から第45条まで、第47条及び第48条の規定は、短時間勤務職員には適用しない。
- 2 短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、第32条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。
 - 3 短時間勤務職員の役職手当の額は、第53条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 4 短時間勤務職員の特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の額は第57条の3の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 5 短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第59条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額とする。
 - 6 短時間勤務職員における第59条第2項第3号に規定する勤務は、前項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が労働基準法第36条第3項の限度時間を超えることとなる勤務とする。
 - 7 短時間勤務職員における第59条第2項第4号に規定する勤務は第5項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間を超えて勤務した時間の合計が一の給与期間について60時間を超えることとなる勤務とする。
 - 8 短時間勤務職員の医師手当の定額部分の額は、第71条第3項の規定にかかわらず、同項による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

(給与の減額)

第73条 職員が勤務しないときは、就業規則第42条に規定する休日、祝日法による休日等及び年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

第74条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第83条第1号の規定に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与を支給しない。

2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第83条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、寒冷地手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸に理事長が別に定める割合を乗じて得た額（以下「業績年俸定額」という。）のそれぞれ100分の80を支給する。

3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第83条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、寒冷地手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ100分の80を支給する。

4 職員が就業規則第83条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。

5 職員が就業規則第83条第3号から第6号までの規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、寒冷地手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ100分の70以内を支給する。ただし、就業規則第83条第6号の規定に該当して休職にされた場合で、職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは給与を支給しない。

6 就業規則第83条の規定により休職にされた職員（次条に該当する職員を除く。）には、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第65条第1項又は第17条の10第8項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第6条第5項に定める支給日に、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額を支給する。ただし、理事長が定める職員については、この限りでない。

- 8 前項の規定の適用を受ける職員の業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額の支給については、第66条及び第67条又は第17条の11及び第17条の12の規定を準用する。この場合において、第66条中「前条第1項」及び第17条の11中「前条第8項」とあるのは、「第74条第7項」と読み替えるものとする。
- 9 第2項から第5項までの規定による業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の算出における在職期間は、その休職期間の2分の1の期間を除算した期間とする。ただし、就業規則第83条第3号及び第4号の規定による休職から復職した最初の基準日における業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の在職期間は、その休職期間を除算しないものとする。なお、国以外の者から当該期間に係る業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額に相当する給与が支給される場合には当該休職の期間は除算する。
- 10 第2項から第5項までの規定による基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、寒冷地手当及び住居手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

（国際機関等への派遣休職職員の給与）

- 第75条 就業規則第83条第7号の規定により休職にされた職員（以下「派遣休職職員」という。）には、理事長の定めるところにより、その従事する業務に対して報酬が支給されないとき、又は当該業務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その休職の期間中、基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額（以下この条において「給与」という。）のそれぞれ100分の100以内で理事長が決定した額を支給することができる。
- 2 派遣休職職員が業務に従事する機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、派遣休職職員には給与を支給しない。
 - 3 派遣休職職員が職務に復帰した場合における給与等に関する処遇について、他の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

（育児休業者の給与）

- 第76条 就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員には、育児休業期間中、給与を支給しない。
- 2 第65条、第68条及び第69条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間（第69条にあっては、当該年度の4月1日から基準日までの期間）において勤務した期間及び相当する期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当又は業績年俸を支給する。
 - 3 前項において相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。
 - 一 就業規則第66条の規定により育児休業をしていた期間の2分の1の期間

- 二 停職者及び専従休職者として在職した期間
 - 三 休職にされていた期間（公庫・公団等の職員及び地方公務員として在職した期間を除く。）
- 4 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をしていた期間の100分の100に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、第78条の規定により基本給月額又は月例年俸を調整することができる。

（育児短時間休業職員の給与）

- 第76条の2 就業規則第66条の2の規定により育児短時間休業をしている職員（以下「育児短時間休業職員」という。）の基本給月額は、第12条から第16条の2までの規定にかかわらず、第12条から第16条の2までの規定による基本給月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 基本年俸表適用職員である育児短時間休業職員の月例給額は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を支給する。
 - 3 育児短時間休業職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、第32条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。
 - 4 育児短時間休業職員の役職手当の額は、第53条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 5 育児短時間休業職員の特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の額は、第57条の3の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 6 育児短時間休業職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第59条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額とする。
 - 7 育児短時間休業職員における第59条第2項第3号に規定する勤務は、前項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が労働基準法第36条第3項の限度時間を超えることとなる勤務とする。
 - 8 育児短時間休業職員における第59条第2項第4号に規定する勤務は第6項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間を超えて勤務した時間の合計が一の給与期間について60時間を超えることとなる勤務とする。
 - 9 育児短時間休業職員の医師手当の定額部分の額は、第71条第3項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 10 育児短時間休業職員の業績手当に係る基礎的支給部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第12条から第16条の2までの規定による基本給及び扶養手当の月額

並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額とする。

- 1 1 育児短時間休業職員の業績手当に係る業績反映部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第12条から第16条の2までの規定による基本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額とする。
- 1 2 育児短時間休業職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は理事長が定める。

（育児時間の期間における給与の取扱い）

- 第77条 就業規則第67条の規定により育児時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 2 取得した育児時間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（復職時調整）

- 第78条 就業規則第83条の規定により休職にされ、若しくは同規則第32条第1項ただし書の規定により専従許可を受けていた職員が復職し、同規則第66条、第68条、第68条の2の2若しくは第68条の3の規定により休業をした職員が復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、休業又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を次の表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

休 職 等 の 期 間	換算する率
業務又は通勤による傷病に係る休職（休暇）、業務上の災害又は通勤による災害を原因とする行方不明休職、研究・共同研究等、研究成果活用企業の役員等従事の休職、国際機関・外国政府の機関等の業務従事の休職の期間及び介護休業の期間	3分の3以下
専従許可の有効期間	3分の2以下
結核性疾患による休職（休暇）	2分の1以下
非結核性疾患による休職（休暇）及び行方不明者（業務上の災害又は通勤による災害を原因とするものを除く。）の期間	3分の1以下
刑事事件による休職の期間（無罪判決を受けた場合に限る。）	3分の3以下
育児休業をした期間	100分の1

	00以下
自己啓発等休業の期間（大学等における修学（当該職員の職務に特に有用であると認められるものに限る。）及び国際貢献活動のための休業の期間）	100分の1 00以下
（上記以外の大学等における修学のための休業の期間）	100分の5 0以下
配偶者同行休業の期間	100分の5 0以下

2 次の各号のいずれかに該当して休職にされた職員又は休業をした職員が復帰した場合において、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、理事長等はその者の号俸を調整することができる。

一 学校、研究所、病院その他理事長が認める公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は理事長が認める国際事情の調査等の業務に従事する場合（次号及び第3号に該当する場合を除く。）

二 国、国立大学法人及び通則法第2条に規定する独立行政法人（以下この号において「独立行政法人等」という。）以外の者が独立行政法人等と共同して、又は独立行政法人等の委託を受けて行う科学技術に関する研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設において従事する場合（次号に該当する場合を除く。）

三 研究成果活用企業の役員（会計参与及び監査役を除く。）、顧問又は評議員（以下「役員等」という。）の地位を兼ねる場合（独立行政法人国立病院機構職員兼業規程（平成27年規程第6号）に基づく許可を受けている場合に限る。）で、主として当該役員等の職務に従事する必要がある、かつ、国立病院機構の職務に従事することができない場合

四 日本国が加盟している国際機関、外国政府の機関及びこれに準ずる機関からの要請に応じ、当該機関の業務に従事する場合

五 育児休業を申し出た場合

六 自己啓発等休業の承認を受けた場合

七 配偶者同行休業の承認を受けた場合

（介護休業期間における給与の取扱い）

第79条 職員が就業規則第68条に規定する介護休業をした場合の給与は、その期間の勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。ただし、その月の勤務すべき全時間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。

- 2 介護休業期間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（介護時間の期間における給与の取扱い）

第79条の2 就業規則第68条の2の規定により介護時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

- 2 取得した介護時間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（専従許可における給与の取扱い）

第80条 職員が就業規則第32条第1項ただし書の規定に基づき、労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可期間中はいかなる給与も支給しない。

- 2 専従許可を受けて業務に従事しなかった期間は、業績手当又は業績年俸の在職期間から除算する。

（自己啓発等休業における給与の取扱い）

第80条の2 職員が就業規則第68条の2の2の規定に基づき、自己啓発等休業をした場合は、その期間中はいかなる給与も支給しない。

- 2 自己啓発等休業をした職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は別に定める。

（配偶者同行休業における給与の取扱い）

第80条の3 職員が就業規則第68条の3の規定に基づき、配偶者同行休業をした場合は、その期間中はいかなる給与も支給しない。

- 2 配偶者同行休業をした職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は別に定める。

（基本給の半減）

第81条 第73条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本給又は月例給及び寒冷地手当の半額を減ずる。

- 2 前項の基本給及び月例給の半額を減ずることとなる就業禁止の措置は、次の各号とする。

- 一 伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他の職員に感染のおそれが高いと認められるもの

- 二 精神障害のため業務につかせることが著しく不相当と認められるもの
- 3 第1項の勤務しない期間には、病気休暇等（次の各号に掲げる場合における病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇又は同項に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。）の日（1日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の就業規則第42条に規定する休日、祝日法による祝日等、年末年始の休日等その他の勤務しない日（1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日その他の独立行政法人国立病院機構職員勤務時間等規程（平成16年規程第19号）第27条第2号に規定する「病気休暇を使用した日等」を除く。）が含まれるものとする。
- 一 生理日の就業が著しく困難な場合
- 二 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合
- 三 独立行政法人国立病院機構安全衛生管理規程（平成16年規程第28号。以下「安全衛生管理規程」という。）第25条第2項の規定により安全衛生管理規程別表第5に規定する生活規制の面Bの指導区分の決定又は同表に規定する生活規制の面Bへの指導区分の変更を受け、同条第3項の事後措置を受けた場合
- 4 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項について同じ。）につき、基本給又は月例給及び寒冷地手当の半額を減ずる。
- 5 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、基本給又は月例給及び寒冷地手当の半額を減ずる。
- 6 前2項の規定の適用については、生理休暇等の期間その他の理事長の定める期間の前後の勤務しない期間は引き続いているものとする。
- 7 月又は月の中途において基本給又は月例給及び寒冷地手当の半額が減ぜられることとなった場合等給与期間中の一部の日につき基本給又は月例給及び寒冷地手当の半額が減ぜられる場合における基本給又は月例給及び寒冷地手当は、当該給与期間の現日数から就業規則第42条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第5章 規程の実施

（規程の実施）

第82条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(基本給の切替及び経過措置)

第2条 平成16年4月1日（以下「切替日」という。）の前日に給与法を適用されていた職員が引き続き国立病院機構の職員となった場合の切替日における職務の級は、附則別表第1の切替日前日の職務の級欄に掲げられている切替日の前日においてその者が属していた給与法の職務の級に対応する同表の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。

2 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号俸は、附則別表第2の切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた給与法の号俸又は俸給月額に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。

3 前2項により定められた切替日の基本給月額が、切替日前日の給与法の俸給月額以上でない場合は、切替日前日の給与法の俸給月額を切替日における基本給月額として平成16年9月30日までの間支給する。

4 平成16年10月1日における昇給は、第15条にかかわらず、同年4月1日から同年9月30日までの期間において、次の表の左欄に定める割合の日数を良好な成績で勤務したときは、第15条第4項及び第5項に規定する場合を除き、切替日の号俸を基礎に、それぞれ同表右欄に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。当該昇給期間において勤務した日数が当該昇給期間の6分の2以下の場合には、当該日数を次の昇給期間に繰り越すことができる。当該昇給後の号俸に対応する基本給月額（昇給のなかった職員にあつては、切替日の号俸に対応する基本給月額）が、切替日前日の給与法の俸給月額以上でない場合は、切替日前日の俸給月額を平成16年10月1日における基本給月額として平成17年9月30日までの間支給する。

昇給期間において勤務した日数の割合	昇給できる号俸
4／6超	2号俸
2／6を超え4／6以下	1号俸

5 平成17年10月1日、平成18年10月1日及び平成19年1月1日における昇給について、第15条及び前各項を適用した場合のそれぞれの日の昇給後の号俸に対応する基本給月額（昇給のなかった職員にあつては、切替日の号俸に対応する基本給月額）が、切替日前日の給与法の俸給月額以上でない場合は、切替日前日の俸給月額をそれぞれの日の基本給月額とし、それぞれの日に対応する次の昇給の時期までの間支給する。

6 切替日から平成17年3月31日までの間に、本給与規程を準用することとなった

院長については、第63条第2項第1号の表に「院長 | 18,000円(27,000円)」と支給額が定められているものとし、別表第7級別標準職務表イ医療職基本給表(一)級別標準職務表中「副院長」とあるのは「院長、副院長」と、別表第15役職手当適用区分表中「副院長」とあるのは「院長 副院長」と読み替えて本給与規程を準用するものとする。

- 7 育児短時間勤務職員については、前2項にかかわらず、第76条の2第1項の規定による基本給月額が、切替日前日の給与法の俸給月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)以上でない場合は、その額を次の昇給の時期までの基本給月額として支給する。

(その他の経過措置)

第3条 基本給の調整額、調整手当及び医師手当に関する経過措置等必要な経過措置については、理事長が別に定める。

(勤務延長医師の基本給等の特例)

第4条 就業規則第77条第4項又は第6項に基づき、定年退職日(同規則第77条第1項の定年退職日をいう。以下同じ。)の翌日以降勤務する職員(定年退職日に次の各号に掲げる病院に在職していた医師に限る。)の基本給又は年俸は、当分の間、第11条から第14条及び第17条の2から第17条の5の規定にかかわらず、定年退職日における号俸(年俸においては、職務の級及び号俸)による基本給月額又は基本年俸額とすることができる。

- 一 当該病院の医師の数が、医療法第21条第1項第1号の規定により有しなければならない医師の数に理事長が定める割合を乗じた数以下である場合
- 二 医師の数が前号に準ずる状況にあるなど、当該病院の医師確保が極めて困難であると理事長が認める場合

- 2 就業規則第77条第4項又は第6項に基づき、定年退職日の翌日以降勤務する職員(定年退職日に前項各号に掲げる病院に在職していた医師に限る。)のうち、定年退職日に独立行政法人国立病院機構院長給与規程(平成16年規程第23号。以下「院長給与規程」という。)の適用を受けていたものの年俸については、当分の間、第11条から第14条、第17条の2から第17条の5及び前項の規定にかかわらず、院長給与規程の院長基本年俸表を適用することができる。

(昇給等の特例)

第5条 第15条及び第17条の6の規定は、前条により基本給月額又は基本年俸額を決定された職員(以下「特例勤務延長医師」という。)には適用しない。

- 2 前条により、基本年俸額を決定された職員の第17条の10の適用については、定年退職日の翌日(就業規則第77条第6項により期限を延長した場合は、延長前の期限が到来する日の翌日)に第17条の3第2項の規定により基本年俸額が決定されたものとみなす。

3 前項の規定は、前条第2項（同項を準用する場合を含む。）が適用された職員について準用する。

4 第18条から第23条、第53条から第57条、第57条の3、第63条の4及び第70条から第72条の規定は、前条第2項（同項を準用する場合を含む。）が適用された職員には適用しない。

（医師確保特別手当）

第6条 特例勤務延長医師のうち、定年退職日等に第53条第2項に定める職員であったものに対して、定年退職日等の翌日以降、医師確保特別手当を支給する。

2 医師確保特別手当の額は、定年退職日等における役職手当の支給額とする。

3 第53条第4項から第6項の規定は、医師確保特別手当について準用する。

第7条 医師確保特別手当が支給される職員の第2条第4項、第6条第2項、第46条及び第46条の2の適用については、「役職手当」とあるのは、「医師確保特別手当」と読み替えるものとする。

2 医師確保特別手当が支給される職員の第9条の適用については、「基本給月額又は月例給額に対する地域手当及び広域異動手当の月額、特殊勤務手当（放射線取扱手当及び特殊業務手当に限る。）の月額、」とあるのは、「月例給額及び医師確保特別手当の月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額、医師確保特別手当の月額、特殊勤務手当（放射線取扱手当及び特殊業務手当に限る。）の月額、」と読み替えるものとする。

（その他必要な事項）

第8条 附則第4条から前条までに定めるほか、特例勤務延長医師の給与について必要な事項は、理事長が別に定める。

第9条 削除

第10条 削除

第11条 削除

第12条 削除

第13条 削除

第14条 削除

（職員の給与の額にかかる特例）

第15条 平成30年3月31日までの間、職員（次表の左欄に掲げる基本給表又は基本年俸表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が次表の右欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額からそれぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 基本給月額又は月例年俸額（以下この条において「基本給月額等」という。） 当該特定職員の基本給月額等（当該特定職員が第81条第1項の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた基本給月額等。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の基本給月額等に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の基本給月額等（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の基本給月額等からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。）に達しない場合（以下この項、第3項及び第4項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の基本給月額等から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の基本給月額等（以下この項及び第3項において、「基本給月額等減額基礎額」という。）

二 地域手当 当該特定職員の基本給月額等に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、基本給月額等減額基礎額に対する地域手当の月額）

三 広域異動手当 当該特定職員の基本給月額等に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては基本給月額等減額基礎額に対する広域異動手当の月額）

四 役職手当 役職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額

五 業績手当（基礎的支給部分） それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第65条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（同項に規定する理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される基礎的支給部分に係る同条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に当該特定職員に支給される基礎的支給部分に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額等減額基礎額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第5項の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割

合を乗じて得た額（同項に規定する理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される基礎的支給部分に係る同条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される基礎的支給部分に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

- 六 業績手当（業績反映部分） それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額（第68条第5項において準用する第65条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（同項に規定する理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）。第4項において「業績反映部分減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される業績反映部分に係る第68条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額等減額基礎額並びに地域手当及び広域異動手当の月額合計額（同条第5項において準用する第65条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額（理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。第4項において「業績反映部分減額基礎額」という。）に当該特定職員に支給される業績反映部分に係る第68条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額）
- 七 業績年俸 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受ける業績年俸（扶養手当並びに扶養手当に対する地域手当に係る加算を除く。）並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に、100分の1.5を乗じて得た額
- 八 年度末賞与 第69条第2項の規定により算出した額に100分の1.5を乗じて得た額
- 九 第74条第2項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 次に掲げる規定が適用される場合の区分に応じ当該各号に定める額
- イ 第74条第2項又は第3項 第1号から第5号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- ロ 第74条第4項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ハ 第74条第5項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ニ 第74条第7項 第5号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、第5号に定める額に、同項

の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

基本給表	職務の級
医療職基本給表（二）	5級
事務職基本給表	5級
教育職基本給表	3級
研究職基本給表	3級
基本年俸表（二）	1級
基本年俸表（三）	1級

- 2 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の規定による給与の額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は理事長が定める。
- 3 前2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の第59条から第61条まで、第73条、第77条、第79条及び第79条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は第9条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、基本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に12を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、基本給月額等減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に12を乗じその額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 4 第1項の規定が適用される間、第68条第2項第1号及び第2号に定める額はこれらの号の規定にかかわらず、これらの号の規定により算出した額からこれらの号に掲げる職員で第1項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの業績反映部分減額対象額に100分の1.2（役職手当の支給を受けている職員にあつては100分の1.5）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、業績反映部分減額基礎額に100分の80（役職手当の支給を受けている職員にあつては100分の100）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（給与が減ぜられて支給される育児短時間休業職員等に関する読替え）

第16条 育児短時間休業職員に対する前条第1項第1号、第5号及び第6号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条項	読み替え前	読み替え後
附則第15条第1	における号俸の基本給月額等	における号俸の基本給月額等に

項第 1 号	(短時間勤務調整数を乗じて得た額 (
	当該最低の号俸の基本給月額等	当該額
	を減じた額 (に短時間勤務調整数を乗じて得た額を減じた額 (
附則第 15 条第 1 項第 5 号及び第 6 号	基本給月額	基本給月額を短時間勤務調整数で除して得た額
	基本給月額等減額基礎額	基本給月額等減額基礎額を短時間勤務調整数で除して得た額
附則第 15 条第 1 項第 7 号	業績年俸	業績年俸を短時間勤務調整数で除して得た額

2 短時間勤務職員に対する前条第 1 項第 1 号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条項	読み替え前	読み替え後
附則第 15 条第 1 項第 1 号	における号俸の基本給月額等 (における号俸の基本給月額等に短時間勤務調整数を乗じて得た額 (
	当該最低の号俸の基本給月額等	当該額
	を減じた額 (に短時間勤務調整数を乗じて得た額を減じた額 (
附則第 15 条第 1 項第 5 号及び第 6 号	基本給月額	基本給月額を短時間勤務調整数で除して得た額
	基本給月額等減額基礎額	基本給月額等減額基礎額を短時間勤務調整数で除して得た額
附則第 15 条第 1 項第 7 号	業績年俸	業績年俸を短時間勤務調整数で除して得た額

3 前条の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第 77 条第 1 項の適用については、同項中「第 9 条」とあるのは、「附則第 15 条第 3 項」とする。

第 17 条 削除

(期末特別一時金)

第18条 期末特別一時金は、平成31年3月1日(以下「基準日」という。)に在職する職員(理事長が定める職員を除く。)に対して支給する。

2 期末特別一時金の支給額は、次項に規定する支給定額に、次の表に掲げる平成30年4月1日から基準日までの期間(以下「対象期間」という。)における職員の在職期間の区分に応じ、同表に掲げる在職期間割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

在職期間の区分	在職期間割合
対象期間の全期間	100分の100
10箇月15日以上11箇月以下	100分の95
10箇月以上10箇月15日未満	100分の90
9箇月以上10箇月未満	100分の80
8箇月以上9箇月未満	100分の70
7箇月以上8箇月未満	100分の60
6箇月以上7箇月未満	100分の50
5箇月以上6箇月未満	100分の40
4箇月以上5箇月未満	100分の30
3箇月以上4箇月未満	100分の20
2箇月以上3箇月未満	100分の15
1箇月以上2箇月未満	100分の10
1箇月未満	100分の5

3 前項の支給定額は、15,000円とする。

4 期末特別一時金は、平成31年3月29日(以下「支給日」という。)に支給する。

5 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、期末特別一時金は支給しない。

一 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第93条第1項の規定による懲戒解雇及び同規則第93条の2第1項に規定する諭旨退職の処分を受けた職員

二 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第80条の規定により解雇された職員(同条第1号に該当して解雇された職員を除く。)

三 基準日から支給日の前日までの間に退職した職員(前2号に掲げる者を除く。)

で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。)をされ、その判決が確定していない場合

ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合

又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末特別一時金を支給することが、国立病院機構の社会的信頼を確保する上で重大な支障を生ずると認めるとき

6 前各項に規定するもののほか、期末特別一時金の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(臨時特別賞与)

第19条 第64条に規定する業績手当の特例として、令和2年4月1日から令和3年6月1日までの期間中(以下「対象期間」という。)に勤務する職員であって、令和3年6月1日(以下「基準日」という。)に在職する職員(理事長が定める職員を除く。)に対して臨時特別賞与を支給する。

2 臨時特別賞与の支給額は、次項に規定する支給定額に、次の表に掲げる対象期間における職員の在職期間の区分に応じ、同表に掲げる在職期間割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

在職期間の区分	在職期間割合
12箇月2日以上	100分の100
10箇月2日以上12箇月2日未満	100分の90
8箇月2日以上10箇月2日未満	100分の80
6箇月2日以上8箇月2日未満	100分の70
4箇月2日以上6箇月2日未満	100分の60
2箇月2日以上4箇月2日未満	100分の50
2箇月2日未満	100分の40

3 前項の支給定額は、60,000円とする。

4 臨時特別賞与は、令和3年6月30日(以下「支給日」という。)に支給する。

5 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、臨時特別賞与は支給しない。

一 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第93条第1項の規定による懲戒解雇及び同規則第93条の2第1項の規定による諭旨退職の処分を受けた職員

二 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第81条第1項第6号又は第7号の規定により解雇された職員

三 基準日から支給日の前日までの間に退職した職員(前2号に掲げる者を除く。)

で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。)をされ、その判決が確定していない場合

ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合
又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に

犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し臨時特別賞与を支給することが、国立病院機構の社会的信頼を確保する上で重大な支障を生ずると認めるとき

- 6 前各項に規定するもののほか、臨時特別賞与の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(臨時特別一時金)

第20条 臨時特別一時金は、令和3年6月2日から令和4年3月1日までの期間中(以下「対象期間」という。)に勤務する職員であって、令和4年3月1日(以下「基準日」という。)に在職する職員(理事長が定める職員を除く。)に対して支給する。

- 2 臨時特別一時金の支給額は、次項に規定する支給定額に、次の表に掲げる対象期間における職員の在職期間の区分に応じ、同表に掲げる在職期間割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

在職期間の区分	在職期間割合
6箇月2日以上	100分の100
4箇月2日以上6箇月2日未満	100分の80
2箇月2日以上4箇月2日未満	100分の60
2箇月2日未満	100分の40

- 3 前項の支給定額は、50,000円とする。

- 4 臨時特別一時金は、令和4年3月31日(以下「支給日」という。)に支給する。

- 5 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、臨時特別一時金は支給しない。

一 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第93条第1項の規定による懲戒解雇及び同規則第93条の2第1項の規定による諭旨退職の処分を受けた職員

二 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第81条第1項第6号又は第7号の規定により解雇された職員

三 基準日から支給日の前日までの間に退職した職員(前2号に掲げる者を除く。)

で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。)をされ、その判決が確定していない場合

ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し臨時特別一時金を支給することが、国立病院機構の社会的信頼を確保する上で重大な支障を生ずると認めるとき

- 6 前各項に規定するもののほか、臨時特別一時金の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(処遇改善特別手当)

第21条 処遇改善特別手当は、令和10年3月31日までの間、理事長が別に定める職員に対して支給する。

- 2 処遇改善特別手当の月額、理事長が別に定める額とする。
- 3 処遇改善特別手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には処遇改善特別手当は支給しない。
- 4 処遇改善特別手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第22条 処遇改善特別手当が支給される職員の第2条第4項、第6条第2項の適用については、「専門看護手当及び医療専門資格手当」とあるのは、「専門看護手当、医療専門資格手当及び処遇改善特別手当」と読み替えるものとする。

- 2 処遇改善特別手当が支給される職員の第9条の適用については、「専門看護手当の月額及び医療専門資格手当の月額」とあるのは、「専門看護手当の月額、医療専門資格手当の月額及び処遇改善特別手当の月額」と読み替えるものとする。

第23条 附則第21条及び前条に規定する処遇改善特別手当は、理事長が必要と認めるときは、見直しを行うものとする。

(臨時特別一時金)

第24条 第64条に規定する業績手当の特例として、令和4年3月2日から令和4年6月1日までの期間中（以下「対象期間」という。）に勤務する職員であつて、令和4年6月1日（以下「基準日」という。）に在職する職員（理事長が定める職員を除く。）に対して臨時特別一時金を支給する。

- 2 臨時特別一時金の支給額は、次項に規定する支給定額に、次の表に掲げる対象期間における職員の在職期間の区分に応じ、同表に掲げる在職期間割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

在職期間の区分	在職期間割合
2箇月2日以上	100分の100
2箇月2日未満	100分の80

- 3 前項の支給定額は、15,000円とする。
- 4 臨時特別一時金は、令和4年6月30日（以下「支給日」という。）に支給する。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、臨時特別一時金は支給しない。
 - 一 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第93条第1項の規定による懲戒解雇及び同規則第93条の2第1項の規定による諭旨退職の処分を受けた職員
 - 二 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第81条第1項第6号又は第7号の規定により解雇された職員
 - 三 基準日から支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）

で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し臨時特別一時金を支給することが、国立病院機構の社会的信頼を確保する上で重大な支障を生ずると認めるとき

6 前各項に規定するもののほか、臨時特別一時金の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

（臨時特別一時金）

第25条 第64条に規定する業績手当の特例として、令和4年6月2日から令和5年3月1日までの期間中（以下「対象期間」という。）に勤務する職員であって、令和5年3月1日（以下「基準日」という。）に在職する職員（理事長が定める職員を除く。）に対して臨時特別一時金を支給する。

2 臨時特別一時金の支給額は、次項に規定する支給定額に、次の表に掲げる対象期間における職員の在職期間の区分に応じ、同表に掲げる在職期間割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

在職期間の区分	在職期間割合
6箇月2日以上	100分の100
4箇月2日以上6箇月2日未満	100分の80
2箇月2日以上4箇月2日未満	100分の60
2箇月2日未満	100分の40

3 前項の支給定額は、150,000円とする。

4 臨時特別一時金は、令和5年3月31日（以下「支給日」という。）に支給する。

5 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、臨時特別一時金は支給しない。

一 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第93条第1項の規定による懲戒解雇及び同規則第93条の2第1項の規定による諭旨退職の処分を受けた職員

二 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第81条第1項第6号又は第7号の規定により解雇された職員

三 基準日から支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）

で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し臨時特別一時金を支給することが、国立病院機構の社会的信頼を確保する上で重大な支障を生ずると認めるとき

6 前各項に規定するもののほか、臨時特別一時金の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(処遇改善特別一時金)

第26条 処遇改善特別一時金は、理事長が別に定める職員に対して支給する。

2 処遇改善特別一時金の額は、理事長が別に定める額とする。

3 処遇改善特別一時金を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には処遇改善特別一時金は支給しない。

第27条 処遇改善特別一時金が支給される職員の第2条第4項、第6条第2項の適用については、「専門看護手当及び医療専門資格手当」とあるのは、「専門看護手当、医療専門資格手当及び処遇改善特別一時金」と読み替えるものとする。

2 処遇改善特別一時金が支給される職員の第9条の適用については、「専門看護手当の月額及び医療専門資格手当の月額」とあるのは、「専門看護手当の月額、医療専門資格手当の月額及び処遇改善特別一時金の月額」と読み替えるものとする。

(手術等従事手当)

第28条 令和10年3月31日までの間、理事長が定める病院において医師及び歯科医師である職員が次の各号に掲げる手術又は処置（理事長が定める手術又は処置に限る。以下「手術等」という。）に従事した場合には、それぞれ各号に定める額の手術等従事手当を支給する。

一 所属長が定める休診日に開始される手術等に従事した場合 5,000円

二 深夜に開始される手術等に従事した場合 5,000円

三 所属長が定める診療時間以外の時間に開始される手術等に従事した場合（前2号に規定する場合を除く。） 2,500円

2 前項に規定するほか、理事長が別に定める職員に対して、理事長が別に定める長時間かつ高度な技術を要する外科手術に従事した場合には、理事長が定める額を別に支給する。

3 前2項に規定する時間外手術等従事手当については、第6条第3項の規定に準じて支給する。

(臨時特別一時金)

第29条 第64条に規定する業績手当の特例として、令和7年12月2日から令和8年3月1日までの期間中（以下「対象期間」という。）に勤務する職員であって、令和8年3月1日（以下「基準日」という。）に在職する職員（理事長が定める職員を除く。）

く。) に対して臨時特別一時金を支給する。

- 2 臨時特別一時金の支給額は、次項に規定する支給定額に、次の表に掲げる対象期間における職員の在職期間の区分に応じ、同表に掲げる在職期間割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

在職期間の区分	在職期間割合
2箇月2日以上	100分の100
2箇月2日未満	100分の80

- 3 前項の支給定額は、30,000円とする。
- 4 臨時特別一時金は、令和8年3月31日(以下「支給日」という。)に支給する。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、臨時特別一時金は支給しない。
- 一 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第93条第1項の規定による懲戒解雇及び同規則第93条の2第1項の規定による諭旨退職の処分を受けた職員
 - 二 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第81条第1項第6号又は第7号の規定により解雇された職員
 - 三 基準日から支給日の前日までの間に退職した職員(前2号に掲げる者を除く。)
で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられた者
 - ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。)をされ、その判決が確定していない場合
 - ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し臨時特別一時金を支給することが、国立病院機構の社会的信頼を確保する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 6 前各項に規定するもののほか、臨時特別一時金の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(医師手当の地域医療体制確保加算)

第30条 医師手当の地域医療体制確保加算は、令和10年3月31日までの間、理事長が別に定める職員に対して支給する。

- 2 医師手当の地域医療体制確保加算の支給額は、理事長が別に定める額とする。
- 3 医師手当の地域医療体制確保加算の支給は、第4条の規定を準用する。
- 4 第9条の規定にかかわらず、医師手当の地域医療体制確保加算が適用される場合における同条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同条の規定により算出した合計額に当該医師手当の地域医療体制確保加算の月額を加えた額に12を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額とする。

附 則（平成16年規程第51号）

（施行期日）

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成16年規程第58号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成16年10月29日から施行する。

第2条 削除

第3条 削除

第4条 削除

第5条 削除

第6条 削除

第7条 削除

第8条 削除

附 則（平成16年規程第63号）

（施行期日）

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成17年規程第3号）

（施行期日）

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成17年規程第10号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(副院長等基本年俸表の切替及び経過措置等)

- 第2条 平成17年4月1日(以下この条において「切替日」という。)の前日に医療職基本給表(一)を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員となった場合の切替日における職務の級は、附則別表第1の切替日前日の職務の級欄に掲げられている切替日の前日においてその者が属していた医療職基本給表(一)の職務の級に対応する同表の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。ただし、切替後の職務の級が別表第12の3に定める副院長等基本年俸表級別標準職務表を適用した場合の職務の級に達していない場合は、切替日の前日に昇格させた場合の医療職基本給表(一)の職務の級に対応する附則別表第1の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。
- 2 前項の規定により切替日における職務の級を定められた職員の切替日における号俸は、附則別表第2の切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた医療職基本給表(一)基本給表の号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
- 3 前2項により定められた切替日の月例給が、切替日前日の医療職基本給表(一)の基本給月額以上でない場合は、理事長の承認を得て、基本年俸額を決定する。
- 4 切替日の前日に医療職基本給表(一)2級である医師又は歯科医師の切替日以後の基本給月額は、理事長の承認を得て決定する。
- 5 切替日の前日に医療職基本給表(一)1級である医師又は歯科医師の切替日における医療職基本給表(一)の基本給月額は、切替日の前日の医療職基本給表(一)1級の基本給月額とする。この場合の第15条の適用については、「(第13条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本給月額)」を「(第13条の規定により昇格した職員又は附則第2条第5項の適用を受けた職員においては、その昇格した日又は平成17年4月1日の前日に受けていた基本給月額)」と読み替えるものとする。
- 6 前2項の適用を受けている職員については、育児短時間勤務職員である間、前2項の規定にかかわらず、前2項の規定による基本給月額に短時間勤務調整数を乗じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切捨てた額)を基本給月額とする。

第3条 削除

附 則 (平成17年規程第24号)

(施行期日)

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年規程第30号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

第2条 削除

附 則（平成18年規程第4号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成18年規程第5号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規程第18号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成18年7月1日から施行する。

（基本給の切替及び経過措置）

第2条 平成18年7月1日（以下「切替日」という。）の前日において職員が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

2 切替日の前日において基本給表（医療職基本給表（一）及び療養介助職基本給表を除く。以下この条において同じ。）の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

3 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員（切替日の前日に本給与規程附則第2条第5項の適用を受ける職員を除く。）で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額（独立行政法人国立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年規程第36号（以下「平成21年改正規程」という。））による改正後の給与規程の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては当該基本給月額に当該各号に定める率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、平成26年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額（附則第15条の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける職員（再任用職員（独立行政法人国立病院機構職員就業規則（平成16年規程第14号）第77条の2第1項の規定により採用された職員又は再任用短時間勤務職員をいう。）を除く。）のうち、その職務の級が附則第15条の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以

下この項において「特定職員」という。) にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を基本給として支給する。

一 平成21年改正規程附則第2条第1号の規定による減額改定対象職員(次号に掲げる職員を除く。) 100分の99.1

二 前号に掲げる職員以外の職員(医療職基本給表(一)の適用を受ける職員を除く。) 100分の99.34

4 前項の規定による基本給を支給される職員の本給与規程の適用については、これらの規定中「基本給月額」とあるのは、「基本給月額と独立行政法人国立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年規程第18号)附則第2条第3項の規定による基本給の合計額」とする。

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

6 切替日以後に本給与規程附則第2条第5項の規定の適用を受けていた職員が、同項の規定の適用を受けなくなった場合は、切替日の前日に同条第3項から第5項までの経過措置の適用がなかったとした場合に受けることとなる基本給月額を受けていたものとして前各項を適用するものとする。

7 平成18年10月1日において、本文の規定による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)第15条の規定にかかわらず、改正前の独立行政法人国立病院機構職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)第15条の規定(同条第5項を除く。)の例により昇給させることができる。この場合において、55歳(医療職基本給表(一)又は技能職基本給表の適用を受ける職員にあつては、57歳)を超える職員は、次の表の左欄に定める割合の日数を良好な成績で勤務したときは、それぞれ同表右欄に定める号俸上位の号俸に昇給させることができるものとする。

昇給期間において勤務した日数の割合	昇給できる号俸
4/6超	2号俸
2/6を超え4/6以下	1号俸

8 平成19年1月1日の昇給については、第15条第1項中「1月1日から12月31日までの期間」とあるのは「平成18年10月1日から同年12月31日」と、同項各号の表は次の各号の表とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員

昇給区分	昇給できる号俸数
------	----------

勤務成績が極めて良好	AA	4号俸以上
勤務成績が特に良好	A	2号俸
勤務成績が良好	B	昇給しない
勤務成績がやや良好でない	C	
勤務成績が良好でない	D	

二 55歳（医療職基本給表（一）又は技能職基本給表の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員

昇給区分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	AA	2号俸以上
勤務成績が特に良好	A	1号俸
勤務成績が良好	B	昇給しない
勤務成績がやや良好でない	C	
勤務成績が良好でない	D	

9 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの昇給における号俸数は、第15条第1項及び第17条の6第1項に定める昇給できる号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数とする。この場合において、昇給区分をD（55歳（医療職基本給表（一））、技能職基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員にあっては、C又はD）に決定された職員は、昇給しない。

10 第3項の適用を受けている職員（第5項の適用を受けるものを含む。）については、育児短時間勤務職員である間、これらの項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員ではないとしたときの基本給月額をその者が受ける基本給月額とした場合におけるこれらの項の規定による基本給の額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をこれらの項の規定による基本給の額とする。

第3条 削除

（再雇用職員の適用除外）

第4条 次の各号に掲げる規定は再雇用職員には適用しない。

- 一 独立行政法人国立病院機構職員給与規程（平成16年規程第20号）附則第2条
- 二 独立行政法人国立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成17年規程第10号）附則第2条
- 三 独立行政法人国立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年規程第18号）附則第2条

附 則（平成18年規程第25号）

（施行期日）

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成19年規程第2号）

（施行期日）

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成19年規程第6号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

第2条 削除

第3条 削除

第4条 削除

第5条 削除

第6条 削除

第7条 削除

第7条の2 削除

第8条 削除

附 則（平成19年規程第15号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成19年8月1日から施行する。

（復職時調整に関する経過措置）

第2条 平成19年8月1日に現に育児休業をしている職員が職務に復帰した場合におけるこの規程による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程第78条の取扱

いについては、育児休業をした期間のうち平成19年7月31日以前の期間についてはなお従前のおりとする。

附 則（平成19年規程第18号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成19年12月14日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

第2条 第1条の規定による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定（別表第7ロ及び別表第15を除く。）並びに附則第3条から第9条までの規定は、平成19年4月1日から適用する。

2 改正後の職員給与規程第17条の9第8項第3号、第32条第3項、第65条第1項第3号、第68条第1項第3号及び第76条第3項第3号の規定（「日本郵政公社の職員」又は「日本郵政公社」を削除するものに限る。）は、平成19年10月1日から適用する。

3 改正後の職員給与規程第68条第2項、同条第4項及び別表第12の2の規定は、平成19年12月1日から適用する。

（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸）

第3条 平成19年4月1日からこの規程の施行の日（次条において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の独立行政法人国立病院機構職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）の規定により、新たに基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、理事長が定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、理事長の定めるところによる。

（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整）

第4条 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに基本給表及び副院長等基本年俸表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（平成19年1月1日以後、施行日の前日までの間における新規採用者の号俸の調整）

第5条 附則第3条の規定によるほか、改正前の職員給与規程の規定により、平成19

年1月1日以後、新たに医療職基本給表（三）の適用を受けることとなった職員（次項に規定する職員に限る。）の当該適用の日における号俸については、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2 前項の職員は、施行日以後に新たに医療職基本給表（三）の適用を受けることとなったものとした場合に、改正後の職員給与規程別表第8のハ医療職基本給表（三）初任給基準表の学歴免許等欄の「大学卒」の区分が適用されることとなる看護師とする。

第6条 削除

第7条 削除

第8条 削除

（その他の事項）

第9条 前条までに定めるほか、この規程による改正後の職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則（平成20年規程第4号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

（その他の事項）

第2条 この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則（平成20年規程第19号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成20年10月1日から施行する。

（その他の事項）

第2条 この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則（平成21年規程第9号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(療養介助職基本給表の切替)

第2条 平成21年4月1日(以下「施行日」という。)の前日に療養介助職基本給表を適用されていた職員の施行日における職務の級は、1級とする。

2 施行日の前日に療養介助職基本給表の適用を受けていた職員の施行日における号俸は、施行日の前日においてその者が受けていた号俸と同一の号俸(次条の適用を受ける場合は、同条に基づく号俸)とする。

(施行日の前日に在職する職員の号俸の調整)

第3条 施行日の前日に在職する職員(次項に規定する職員に限る。)の施行日における号俸については、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2 施行日以後に新たに療養介助職基本給表の適用を受けることとなったものとした場合に、改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程別表第8のチ療養介助職基本給表初任給基準表の学歴免許等欄の「短大卒」の区分が適用されることとなる職員とする。

(その他の事項)

第4条 この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則(平成21年規程第24号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年5月29日から施行する。

(その他の事項)

第2条 この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則(平成21年規程第31号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成21年規程第36号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成21年4月1日から適用する。

第2条 削除

(その他の事項)

第3条 この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則 (平成22年規程第2号)

(施行期日)

この規程は、平成22年3月1日から施行する。

附 則 (平成22年規程第8号)

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年規程第24号)

(施行期日)

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 (平成22年規程第28号)

(施行期日)

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年規程第33号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年1月1日から、第3条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

第2条 削除

第3条 削除

第4条 削除

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

第5条 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の附則第15条の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「この規程の施行日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「同日後」とする。

(平成23年4月1日における号俸の調整)

第6条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受ける者を除く。）のうち、平成22年1月1日において第15条及び第17条の6の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があるものとして認められるものとして理事長が定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

2 育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額を、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

3 任期付短時間勤務職員に対する第1項の規定の適用については、第1項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額を、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

第7条 削除

第8条 削除

(その他必要な事項)

第9条 前条までに定めるほか、この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則 (平成23年規程第3号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成23年3月22日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日より施行する。

第2条 第1条の規定による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程の第62条の2の規定は平成23年3月11日に遡及して、これを適用する。

(その他必要な事項)

第3条 この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程の実施に必要な

な事項については、理事長が別に定める。

附 則（平成24年規程第2号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

第2条 理事長が必要と認めるときは、改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程別表第8初任給基準表ニ及びへにかかわらず、改正前の独立行政法人国立病院機構職員給与規程別表第8初任給基準表ニ及びへによることができる。

（診療情報管理職基本給表の切替）

第3条 平成24年4月1日（以下この項及び次項において「切替日」という。）の前日に事務職基本給表を適用されていた職員が引き続き診療情報管理職基本給表適用職員となった場合の切替日における職務の級は、切替日の前日においてその者が属していた事務職基本給表の職務の級と同じ級とする。

2 前項の規定により切替日における職務の級を定められた職員の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた事務職基本給表の号俸と同じ号俸とする。

3 前2項により基本給月額を定めた場合の第15条の適用については、「（第13条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本給月額）」を「（第13条の規定により昇格した職員又は附則第3条第1項及び第2項の適用を受けた職員においては、その昇格した日又は平成24年4月1日の前日に受けていた基本給月額）」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項により基本給月額を定めた場合の独立行政法人国立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年規程第18号）附則第2条第3項の適用については、「切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員（切替日の前日に本給与規程附則第2条第5項の適用を受ける職員を除く。）」を「切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員（切替日の前日に本給与規程附則第2条第5項の適用を受ける職員を除き、同一の基本給表の適用を受ける職員と同等と理事長が認める職員を含む。）」と読み替えるものとする。

5 育児短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする」とする。

6 任期付短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする」とする。

(その他必要な事項)

第4条 前条までに定めるほか、この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則 (平成24年規程第10号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年5月1日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、平成24年4月1日から適用する。

第2条 削除

(平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整)

第3条 平成24年4月1日において理事長が定める年齢に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける者（以下この条において「除外職員」という。）を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第15条及び第17条の6の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

2 平成25年4月1日において理事長が定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

3 平成26年4月1日において理事長が定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

4 育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額

に、短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする」とする。

- 5 任期付短時間勤務職員に対する第1項から第3項までの規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする」とする。

（その他必要な事項）

第4条 第2条及び第3条に定めるもののほか、この規程による改正後の本給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則（平成24年規程第20号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年9月1日から施行する。

第2条 削除

（その他必要な事項）

第3条 前条に定めるもののほか、この規程による改正後の本給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則（平成24年規程第31号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成25年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

（その他必要な事項）

第2条 この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則（平成25年規程第5号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第12号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成25年5月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第17号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第21号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第7号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程(以下「給与規程」という。)第17条の9第8項、第48条第2項第3号、第65条第1項、第68条第1項、第69条第1項、第78条第1項、同条第3項第6号及び第80条の3の規定は平成26年2月21日に遡及して、これを適用する。

(療養介助職基本給表2級の経過措置)

第2条 平成26年4月1日(以下「施行日」という。)の前日に現に療養介助職基本給表2級が適用されていた職員の施行日における職務の級は、2級とする。

2 前項の規定により施行日における職務の級を定められた職員の施行日における号俸は、附則別表療養介助職基本給表2級の号俸の切替表により、施行日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する号俸とする。

3 前2項により基本給月額を定めた場合の第15条の適用については、「(第13条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本給月額)」を「(第13条の規定により昇格した職員又は附則第2条第1項及び第2項の適用を受けた職員においては、その昇格した日又は平成26年4月1日の前日に受けていた基本給月額)」と読み替えるものとする。

4 育児短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする」と読み替えるものとする。

5 任期付短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤

務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする」と読み替えるものとする。

（平成29年3月31日までの間における夜間看護等手当の特例）

第3条 平成29年3月31日までの間においては、この規程による改正後の給与規程第56条第2項の規定にかかわらず、夜間看護等手当の額は、その勤務1回につき、次の表に掲げる時間数（独立行政法人国立病院機構職員就業規則（平成16年規程第14号）第43条第2項の規定により指定された勤務（同規則第44条第1項の規定により勤務の指定が変更された場合の勤務を含む。）の始業時刻から終業時刻までの時間数のうち深夜にかかる時間数をいう。）の区分及び職種の区分に応じ、同表に掲げる額を支給する。

職種の区分	時間数の区分			
	7時間	4時間以上 7時間未満	2時間以上 4時間未満	2時間未満
助産師、看護師又は准看護師	8,600円	4,200円	3,500円	2,400円

（その他の事項）

第4条 この規程による改正後の給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則（平成26年規程第30号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第37号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成26年12月5日から施行する。

第2条 この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定及び附則第6条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の職員給与規程第68条第2項の規定及び別表第12の2副院長等基本年俸表における業績年俸額並びに附則第4条及び第5条の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(平成27年1月1日及び平成27年4月1日の昇給)

第3条 平成27年1月1日から平成27年4月1日までの昇給における号俸数は、改正後の職員給与規程第15条第1項及び第17条の6第1項に定める昇給できる号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数とする。この場合において、昇給区分をⅠ(55歳(医療職基本給表(一)、技能職基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員にあっては、Ⅱ又はⅠ)に決定された職員は、昇給しない。

(平成26年12月に支給する業績年俸の特例)

第4条 平成26年12月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第17条の10の規定にかかわらず、この規程による改正前の独立行政法人国立病院機構職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)第17条の10第1項から第6項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第17条の10第9項に規定する「第1項から第7項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額」とみなして、同項を適用して得た額とする。

一 次のイの額からロの額を差し引いた額

イ 改正後の職員給与規程別表第12の2副院長等基本年俸表における業績年俸額

ロ 改正前の職員給与規程別表第12の2副院長等基本年俸表における業績年俸額

二 前号の額に地域手当及び広域異動手当の支給割合を乗じて得た額

2 改正後の職員給与規程第17条の10の適用においては、この規程による職員給与規程別表第12の2副院長等基本年俸表の改正を平成26年12月1日に同条第4項に規定する昇格・昇給等があったものとみなす。

(平成26年12月に支給する業績手当の特例)

第5条 平成26年12月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、改正後の職員給与規程第68条第2項第1号中「100分の95」とあるのは「100分の102.5」と、同項第2号中「100分の75」とあるのは「100分の82.5」と、同項第3号中「100分の45」とあるのは「100分の47.5」と、同項第4号中「100分の35」とあるのは「100分の37.5」と読み替えて適用するものとする。

2 平成26年12月の業績手当の業績反映部分の支給額は、改正後の職員給与規程第68条第4項の規定を適用した場合に、改正前の職員給与規程による平成26年12月の業績手当の業績反映部分の支給額を超えないこととなるときは、改正前の職員給与規程による平成26年12月の業績手当の業績反映部分の支給額とする。

(給与の内払)

第6条 改正後の職員給与規程を適用する場合においては、改正前の職員給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程による給与の内払とみなす。

(その他の事項)

第7条 前条までに定めるもののほか、この規程による改正後の職員給与規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成27年規程第11号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第2条 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(基本給及び基本年俸の切替に伴う経過措置)

第3条 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの(理事長が定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

2 切替日の前日において基本給表の適用を受けていた職員であって切替日において基本年俸表の適用を受ける職員で、平成30年3月31日までの間、その者の受ける月例給が切替日の前日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの(理事長が定める職員を除く。)には、月例給のほか、その差額に相当する額を月例給(月例給として支給するその額に1.2を乗じて得た額を月例年俸額とする。)として支給する。

3 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員(前2項に規定する職員を除く。)について、これらの規定による基本給又は月例年俸額(以下「基本給等」という。)を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、基本給等として支給する。

4 切替日以降に新たに基本給表又は基本年俸表の適用を受けることとなった職員について、その異動の事情等を考慮して前3項の規定による基本給等を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前3項の規定に準じて、基本給等を支給する。

第4条 前条の規定により基本給等が支給される職員については、職員給与規程中「基本給月額」とあるのは「基本給月額と独立行政法人国立病院機構職員給与規程等の一部を改正する規程(平成27年規程第11号)附則第3条各項の規定による基本給の

合計額」と、「月例給」とあるのは「月例給と独立行政法人国立病院機構職員給与規程等の一部を改正する規程（平成27年規程第11号）附則第3条各項の規定による月例給の合計額」と読み替えて適用する。

- 2 前条第2項の規定の適用を受ける職員の業績年俸額については、平成30年3月31日までの間、この規程による改正後の職員給与規程別表第12の2ロ及び同ハに定める業績年俸額に加え、前条第2項の規定により支給される月例給を基本給であるとして、当該職員の切替日の前日における役職及び職務の級によりこの規程による改正前の職員給与規程第65条第4項及び第5項の規定による基礎的支給部分算定基礎額の計算に準じて算出（計算にあたっては扶養手当、地域手当及び広域異動手当は支給されないものとする。）し、その額に100分の414を乗じて得た額を当該職員に適用されるこれらの表の基本年俸額とみなして支給する。

（55歳を超える職員の基本給及び基本年俸の切替に伴う経過措置の特例）

第5条 職員給与規程附則第15条第1項に規定する特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては特定職員となった日）以後、附則第3条各項の規定により基本給等として支給する額からその額の100分の1.5に相当する額を減ずる。

- 2 前項の定めにより附則第3条各項の規定による基本給等が減じられた職員における附則第4条各項の適用にあたり当該各項にある「独立行政法人国立病院機構職員給与規程等の一部を改正する規程（平成27年規程第11号）附則第3条各項の規定による基本給」又は「独立行政法人国立病院機構職員給与規程等の一部を改正する規程（平成27年規程第11号）附則第3条各項の規定による月例給」とは、前項の定めにより減じた後の額とする。

（切替日に新たに基本年俸の適用となる職員の昇給の特例）

第6条 切替日に新たに基本年俸表の適用となる職員に係る平成27年4月1日における昇給については、職員給与規程第17条の6第1項の規定にかかわらず行わない。

（単身赴任手当及び地域手当の特例）

第7条 切替日から平成28年3月31日までの間における単身赴任手当及び地域手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第40条第1項	30,000円	30,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第40条第3項第1号	8,000円	8,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第40条第3項第2号	16,000円	16,000円を超えない範

		圏内で理事長が定める額
第40条第3項第3号	24,000円	24,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第40条第3項第4号	32,000円	32,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第40条第3項第5号	40,000円	40,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第40条第3項第6号	46,000円	46,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第40条第3項第7号	52,000円	52,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第40条第3項第8号	58,000円	58,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第40条第3項第9号	64,000円	64,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第40条第3項第10号	70,000円	70,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第46条第2項第1号	100分の20	100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合
第46条第2項第2号	100分の16	100分の16を超えない範囲内で理事長が定める割合
第46条第2項第3号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で理事長が定める割合
第46条第2項第4号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で理事長が定める割合
第46条第2項第5号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で理事長が定める割合
第46条第2項第6号	100分の6	100分の6を超えない範囲内で理事長が定める割合
第46条第2項第7号	100分の3	100分の3を超えない範囲内で理事長が定める割合
第46条第4項	100分の16	100分の16を超えない範囲内で理事長が定める割合

(広域異動手当に関する特例)

第8条 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する事業場を異に

して異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する職員給与規程第46条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

(地域手当に関する経過措置)

第9条 この規程の施行の際現に職員給与規程第46条第5項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動に係る地域手当の支給及び切替日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程第46条第1項の適用を受けている職員が切替日にその在勤する事業場を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る地域手当の支給に関する同条第5項の規定の適用については、同項中「支給割合(理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が定める割合)」とあるのは、「独立行政法人国立病院機構職員給与規程等の一部を改正する規程(平成27年規程第11号)の規定による改正前の支給割合(理事長が定める場合には、当該割合を超えない範囲内で同規程による改正前の支給割合に係る理事長が定める割合)」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

第10条 切替日前に職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する職員給与規程第46条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

(寒冷地手当に関する経過措置)

第11条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 旧寒冷地在勤職員 この規程による改正前の職員給与規程別表第14に掲げる事業場に在勤する職員(独立行政法人国立病院機構職員就業規則(平成16年規程第14号)第77条の2第1項及び同規則第77条の3第1項の規定により再雇用された職員(次号において「再雇用職員」という。)を除く。)
- 二 新寒冷地在勤職員 この規程による改正後の職員給与規程別表第14に掲げる事業場に在勤する職員(再雇用職員を除く。)
- 三 特定旧寒冷地在勤職員 旧寒冷地在勤職員であって、新寒冷地在勤職員でないものをいう。
- 四 みなし寒冷地手当額 次項又は第3項に規定する者につき、職員給与規程別表第14の地域区分と、基準日(職員給与規程第47条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。)におけるその基準世帯等区分(当該者の切替日の前日以降における世帯等の区分(職員給与規程第48条第1項に規定する世帯等の区分をいう。以下この

号において同じ。)のうち、職員給与規程第48条第1項の表4級地の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。)をその世帯等の区分とそれぞれみなして、職員給与規程第48条第1項の規定を適用した際に算出される寒冷地手当の額をいう。

2 基準日(その属する月が平成30年3月までのものに限る。)において特定旧寒冷地在勤職員である者のうち、施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地在勤職員であった者に対しては、職員給与規程第47条及び第48条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額の寒冷地手当を支給する。

3 基準日(その属する月が平成30年11月から平成32年3月までのものに限る。)において特定旧寒冷地在勤職員である者のうち、施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地在勤職員であった者に対しては、みなし寒冷地手当額が、次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えることとなるときは、職員給与規程第47条及び第48条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成30年11月から平成31年3月まで	6,000円
平成31年11月から平成32年3月まで	12,000円

4 職員給与規程第48条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは、「独立行政法人国立病院機構職員給与規程等の一部を改正する規程(平成27年規程第11号)。以下「平成27年改正規程」という。)附則第11条第2項又は第3項」と、同項第1号中「前項」とあるのは「平成27年改正規程附則第11条第2項又は第3項」と、同項第2号中「前項」とあるのは「平成27年改正規程附則第11条第2項又は第3項」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「平成27年改正規程附則第11条第2項又は第3項及び同条第4項において読み替えて準用する前項」と読み替えて適用するものとする。

5 前3項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地在勤職員である者のうち、施行日の前日において旧寒冷地在勤職員又は新寒冷地在勤職員であったもの(前3項の規定により寒冷地手当を支給される者を除く。)に対しては、職員給与規程第47条及び第48条の規定にかかわらず、理事長の定めるところにより、前3項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

(時間外手術等従事手当)

第12条 削除

附 則（平成 27 年規程第 65 号）

（施行期日）

この規程は、平成 27 年 8 月 30 日から施行する。

附 則（平成 28 年規程第 3 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 28 年 2 月 5 日から施行する。

第 2 条 この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定並びに附則第 3 条及び第 4 条の規定は、平成 28 年 1 月 1 日以降に在職する職員（職員給与規程第 1 条第 2 項の規定により職員給与規程の適用となる職員をいう。）に対して平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（平成 27 年 6 月及び 12 月に支給する業績年俸の特例）

第 3 条 独立行政法人国立病院機構職員給与規程等の一部を改正する規程（平成 27 年規程第 11 号）附則第 3 条第 2 項の適用を受けない職員の平成 27 年 6 月及び 12 月の業績年俸の支給額は、第 2 項から第 4 項までの規定を適用して得た額とする。

2 平成 27 年 6 月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第 17 条の 10 の規定にかかわらず、この規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第 17 条の 10 の規定による。

3 平成 27 年 12 月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第 17 条の 10 の規定にかかわらず、改正前の職員給与規程第 17 条の 10 第 1 項から第 6 項までの規定による業績年俸の額の 2 分の 1 の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第 17 条の 10 第 9 項に規定する「第 1 項から第 7 項までの規定による業績年俸の額の 2 分の 1 の額」とみなして、同項を適用して得た額とする。

一 次のイの額からロの額を差し引いた額

イ 改正後の職員給与規程別表第 12 の 2 基本年俸表における業績年俸額

ロ 改正前の職員給与規程別表第 12 の 2 基本年俸表における業績年俸額

二 前号の額に地域手当及び広域異動手当の支給割合を乗じて得た額

4 改正後の職員給与規程第 17 条の 10 の適用においては、この規程による職員給与規程別表第 12 の 2 基本年俸表の改正を平成 27 年 12 月 1 日に同条第 4 項に規定する昇格・昇給等があったものとみなす。

（給与の内払）

第 4 条 改正後の職員給与規程を適用する場合においては、改正前の職員給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程による給与の内払とみなす。

(その他の事項)

第5条 前条までに定めるもののほか、改正後の職員給与規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成28年規程第10号)

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第24号)

(施行期日)

この規程は、平成28年3月26日から施行する。

附 則 (平成28年規程第58号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年1月1日から施行する。

(復職時調整に関する経過措置)

第2条 平成29年1月1日に現に介護休業をしている職員が職務に復帰した場合におけるこの規程による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程第78条の取扱いについては、介護休業をした期間のうち平成28年12月31日以前の期間についてはなお従前のおりとする。

附 則 (平成29年規程第11号)

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第32号)

(施行期日)

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年規程第1号)

(施行期日)

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第12号）

（施行期日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第33号）

（施行期日）

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第1号）

（施行期日）

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第16号）

（施行期日）

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第30号）

（施行期日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第1号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（特定の専門分野に精通した人材を確保するための基本給表の適用に関する特例）

第2条 特定の専門分野に精通した人材として理事長が別に定める者の基本給表の適用については、第11条の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより行うことができる。

（医師手当の加算部分の特例）

第3条 医師の確保のために必要と理事長が認めるときは、理事長が別に定める額を第72条に規定する加算部分の額に加えて支給することができる。

附 則（令和 2 年規程第 2 5 号）

（施行期日）

この規程は、令和 2 年 3 月 2 7 日から施行する。

附 則（令和 2 年規程第 4 1 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 2 年 6 月 2 3 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この規程による改正前の独立行政法人国立病院機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第 6 条の規定については、この規程による改正後の職員給与規程第 6 条の規定にかかわらず、この規程の施行の日から令和 3 年 6 月 3 0 日までの間は、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年規程第 5 4 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 2 年 7 月 2 0 日から施行する。

附 則（令和 2 年規程第 6 4 号）

（施行期日）

この規程は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規程第 8 号）

（施行期日）

この規程は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規程第 3 3 号）

（施行期日）

この規程は、令和 3 年 6 月 3 日から施行する。

附 則（令和 4 年規程第 4 号）

(施行期日)

この規程は、令和4年3月4日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構給与規程附則第21条から第23条までの規定は、令和4年2月1日から適用する。

附 則 (令和4年規程第5号)

(施行期日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年規程第33号)

(施行期日)

この規程は、令和4年6月9日から施行する。

附 則 (令和4年規程第53号)

(施行期日)

この規程は、令和4年9月28日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構給与規程附則第21条から第23条までの規定は、令和4年10月1日から適用する。

附 則 (令和5年規程第4号)

(施行期日)

この規程は、令和5年3月20日から施行する。

附 則 (令和5年規程第14号)

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年規程第2号)

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程(以下「新規程」という。)第63条の3第6項の規定は令和6年1月1日から、新規程別表7の規定は令和5年10月1日から、新規程附則第26条及び第27条の規定は令和6年2月1日から適用する。

附 則（令和6年規程第3号）

（施行期日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第35号）

（施行期日）

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

附 則（令和7年規程第4号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程（以下「新規程」という。）第15条及び第17条の6の規定は令和8年4月1日から、第17条の11第3号及び第4号、第17条の12第1項及び第2項、第66条第3号及び第4号、第67条第1項及び第2項並びに第69条第3項の規定は令和7年6月1日から適用する。

（令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、新規程第46条第2項及び第3項の規定にかかわらず、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に、理事長が定める級の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額とする。

（切替日前に異動のあった職員等の地域手当に関する経過措置）

第3条 切替日の前日までに第46条第5項に規定する異動等のあった職員又は同日までに第46条第6項の規定により基本給表等の適用を受ける職員として勤務していたものとして同条の規定による地域手当を支給される職員の地域手当については、理事長が別に定める。

2 切替日から令和10年3月31日までの間に第46条第5項に規定する異動等のあった職員又は当該期間に第46条第6項の規定により基本給表等の適用を受ける職員として勤務していたものとして同条の規定による地域手当を支給される職員の地域手当については、理事長が別に定める。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

第4条 新規程第32条第3項及び第41条第1項の規定は、切替日前に新たに基本給

表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

第5条 改正前の独立行政法人国立病院機構職員給与規程第47条において寒冷地手当が支給されている職員であって、新規程において寒冷地手当が支給されなくなる職員の寒冷地手当の額は、理事長が別に定める。

附 則 (令和8年規程第12号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程第6条の規定 令和8年3月19日
- 二 改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程附則第29条の規定 令和8年3月31日
- 三 附則第2条の規定 令和9年4月1日

(定年前再雇用短時間勤務職員に関する経過措置)

第2条 独立行政法人国立病院機構職員就業規則の一部を改正する規程(令和8年規程第6号。以下「令和8年規程第6号」という。)附則第2条に基づき、定年前再雇用短時間勤務となる職員に係るこの規程の適用については、規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

条項	読替え前	読替え後
第16条の3	同規則第77条の3第1項の規定により再雇用された職員	令和8年規程第6号附則第2条の規定により、定年前再雇用短時間勤務職員として再雇用された職員若しくは定年前再雇用短時間勤務職員としての任期を更新された職員
	再雇用短時間勤務職員	定年前再雇用短時間勤務職員
第16条の4	再雇用短時間勤務職員	定年前再雇用短時間勤務職員
第72条の6	再雇用短時間勤務職員	定年前再雇用短時間勤務職員

附 則 (令和8年規程第41号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和8年6月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程（以下「新規程」という。）第18条の規定は令和8年4月1日から適用する。

第2条 前条の規定にかかわらず、新規程別表第14寒冷地手当支給区分表及び同規程別表第16医師手当（定額部分）支給種別区分表の規定は令和8年6月2日から施行する。

別表第1 医療職基本給表（第11条第1項第1号関係）

イ 医療職基本給表（一）

号俸	基本給月額				
	円				
1	290,300	57	463,400	113	533,700
2	293,800	58	465,600	114	534,100
3	297,300	59	467,800	115	534,500
4	300,800	60	470,100	116	535,000
5	304,300	61	472,000	117	535,400
6	307,800	62	474,300	118	535,800
7	311,300	63	476,400	119	536,200
8	314,800	64	478,500	120	536,700
9	318,300	65	480,800	121	537,200
10	321,800	66	483,100	122	537,600
11	325,300	67	485,300	123	538,100
12	328,800	68	487,400	124	538,500
13	332,300	69	489,500	125	538,900
14	335,800	70	491,600	126	539,300
15	339,300	71	493,800	127	539,800
16	342,800	72	496,000	128	540,200
17	346,300	73	498,100	129	540,600
18	349,800	74	499,600	130	541,000
19	353,300	75	501,100	131	541,600
20	356,800	76	502,700	132	542,000
21	360,300	77	504,200	133	542,400
22	363,800	78	505,500	134	542,600
23	367,300	79	506,800	135	542,800
24	370,800	80	508,100	136	543,000
25	374,300	81	509,100	137	543,200
26	377,800	82	510,200	138	543,400
27	381,300	83	511,300	139	543,600
28	384,800	84	512,400	140	543,800
29	388,300	85	513,300	141	544,000
30	391,800	86	514,200	142	544,200
31	395,300	87	515,100	143	544,400
32	398,800	88	516,000	144	544,600
33	402,300	89	516,500	145	544,800
34	405,800	90	517,500	146	545,000
35	409,100	91	518,300	147	545,200
36	412,600	92	519,300	148	545,400
37	416,200	93	520,000	149	545,600
38	419,000	94	520,900	150	545,800
39	421,700	95	521,700	151	546,100
40	424,400	96	522,600	152	546,300
41	427,100	97	523,300	153	546,500
42	429,500	98	524,300	154	546,700
43	431,800	99	525,100	155	546,900
44	433,900	100	525,900	156	547,100
45	436,000	101	526,700	157	547,300
46	438,200	102	527,500	158	547,500
47	440,400	103	528,300	159	547,700
48	442,500	104	529,000	160	547,900
49	445,200	105	529,800		
50	447,700	106	530,500		
51	450,000	107	530,700		
52	452,400	108	531,200		
53	454,600	109	531,800		
54	457,100	110	532,300		
55	459,000	111	532,900		
56	461,200	112	533,200		

ロ 医療職基本給表 (二)

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	180,200	243,700	267,400	297,100	340,900	386,000	455,700
2	181,800	245,000	268,500	298,900	342,800	388,500	457,900
3	183,500	246,300	269,600	300,800	344,800	390,900	460,000
4	185,200	247,600	270,800	302,600	346,900	393,200	462,200
5	186,700	248,800	271,800	304,500	348,600	395,500	464,200
6	188,600	250,200	272,900	306,400	350,700	397,900	466,300
7	190,400	251,300	274,000	308,200	352,600	400,300	468,500
8	192,100	252,600	274,900	310,100	354,600	402,800	470,600
9	193,800	253,800	276,000	311,900	356,400	404,800	472,600
10	195,500	255,000	276,800	313,800	358,400	407,000	474,700
11	197,300	256,200	277,700	315,600	360,400	409,100	476,800
12	199,200	257,200	278,600	317,500	362,400	411,200	478,900
13	200,800	258,500	279,700	319,400	364,000	413,200	481,000
14	202,600	259,700	280,900	321,200	365,900	415,200	482,500
15	204,700	260,800	282,200	323,100	367,800	417,200	483,800
16	206,600	262,000	283,300	324,900	369,600	419,300	485,200
17	208,600	262,900	284,500	326,700	371,400	421,200	486,500
18	209,800	263,900	286,100	328,600	373,300	423,100	487,900
19	211,100	265,000	287,600	330,500	375,100	425,100	489,200
20	212,400	266,000	289,200	332,400	377,000	427,100	490,500
21	217,000	267,200	290,800	334,100	378,700	429,000	491,800
22	218,500	268,200	292,300	335,900	380,800	430,600	493,200
23	219,900	269,100	293,900	337,700	382,900	432,200	494,600
24	221,200	270,000	295,400	339,500	385,000	433,700	495,800
25	222,600	271,100	297,000	341,200	386,400	435,200	497,200
26	223,800	272,300	298,600	343,000	388,200	436,500	498,500
27	224,900	273,500	300,300	344,900	390,000	437,900	500,000
28	226,000	274,700	301,800	346,700	391,700	439,200	501,400
29	227,300	275,900	303,400	348,100	393,500	440,500	502,800
30	228,600	277,300	305,000	349,900	395,000	441,700	503,900
31	230,000	278,700	306,500	351,500	396,600	442,900	505,000
32	231,400	280,000	308,200	353,200	398,200	444,000	506,200
33	232,700	281,200	309,700	354,800	399,500	445,200	507,300
34	234,100	282,700	311,300	356,500	400,800	446,500	508,200
35	235,500	284,100	312,900	358,300	402,200	447,700	509,100
36	236,300	285,500	314,400	359,900	403,400	448,900	510,000
37	237,000	286,900	315,800	361,600	404,500	450,100	511,000
38	237,800	288,300	317,300	363,300	405,600	451,000	
39	238,500	289,800	318,600	364,800	406,800	451,400	
40	239,300	291,100	320,100	366,500	407,900	452,100	
41	240,100	292,500	321,700	367,700	408,700	452,600	
42	240,800	293,800	323,200	368,800	409,500	453,000	
43	241,500	295,300	324,700	370,000	410,300	453,400	
44	242,500	296,800	326,200	371,200	411,100	453,800	
45	243,600	298,100	327,200	372,400	411,500	454,200	
46	244,700	299,600	328,600	373,200	412,100	454,600	
47	245,700	301,100	330,000	374,300	412,600	455,000	
48	246,800	302,500	331,500	375,400	413,000	455,300	
49	247,900	303,700	332,700	376,400	413,400	455,600	
50	249,000	305,100	333,900	377,400	413,700	455,900	
51	250,100	306,400	335,000	378,400	414,000	456,200	
52	251,300	307,800	336,200	379,400	414,300	456,500	
53	252,200	309,000	337,200	380,200	414,600	456,800	
54	253,200	310,400	338,200	381,000	414,900	457,100	
55	254,100	311,700	339,300	381,900	415,200	457,300	
56	255,200	313,000	340,300	382,800	415,500	457,500	

57	256,400	314,100	340,800	383,300	415,800	457,700	
58	257,500	315,300	341,700	384,200	416,100	457,900	
59	258,600	316,400	342,400	385,000	416,400	458,100	
60	259,700	317,700	343,300	385,800	416,800	458,300	
61	260,700	318,800	344,100	386,200	417,000	458,500	
62	261,700	320,000	344,400	386,900	417,200		
63	262,800	321,100	345,000	387,600	417,500		
64	263,800	322,300	345,600	388,300	417,800		
65	264,700	323,500	346,200	388,700	418,000		
66	265,900	324,300	346,900	389,300	418,200		
67	267,200	325,000	347,600	389,900	418,300		
68	268,200	325,800	348,400	390,500	418,400		
69	269,600	326,400	349,100	390,900	418,600		
70	270,700	327,100	349,600	391,400	418,700		
71	271,800	327,800	350,200	391,900	418,900		
72	272,900	328,400	350,800	392,500	419,000		
73	273,800	329,000	351,100	393,100	419,100		
74	274,400	329,200	351,600	393,600	419,300		
75	275,000	329,800	352,100	394,200	419,500		
76	275,500	330,400	352,700	394,800	419,600		
77	276,000	331,000	353,200	395,300	419,700		
78	276,600	331,500	353,700	395,800	419,900		
79	277,200	332,000	354,200	396,200	420,000		
80	277,800	332,400	354,600	396,800	420,200		
81	278,300	333,000	354,900	397,100			
82	278,800	333,500	355,200	397,600			
83	279,300	333,900	355,500	398,000			
84	279,900	334,500	355,800	398,400			
85	280,300	335,000	356,400	398,800			
86	280,700	335,400	356,700	399,000			
87	281,200	335,600	357,000	399,300			
88	281,700	335,900	357,300	399,600			
89	282,100	336,300	357,700	399,900			
90	282,600	336,700	358,000	400,100			
91	283,100	337,100	358,300	400,400			
92	283,600	337,400	358,600	400,700			
93	283,900	337,700	359,000	401,000			
94	284,400	337,900	359,300	401,200			
95	284,700	338,300	359,600	401,500			
96	285,100	338,700	359,900	401,900			
97	285,400	338,900	360,200	402,100			
98	285,800	339,200	360,700	402,400			
99	286,000	339,500	361,100	402,700			
100	286,400	339,800	361,500	403,000			
101	286,700	340,000	362,000				
102	287,000	340,300	362,400				
103	287,400	340,600	362,800				
104	287,600	340,800	363,200				
105	287,900	341,000	363,700				
106	288,100	341,200	364,000				
107	288,400	341,600	364,400				
108	288,700	341,800	364,700				
109	289,000	342,000	365,100				
110	289,300	342,400	365,400				
111	289,500	342,900	365,800				
112	289,700	343,300	366,100				
113	290,000	343,500	366,500				
114	290,300	343,600	366,800				
115	290,500	343,700	367,200				
116	290,800	343,800	367,500				

117	291,000	343,900	367,900				
118	291,300	344,000	368,200				
119	291,500	344,100	368,600				
120	291,800	344,200	368,900				
121	292,000	344,300	369,300				
122	292,100	344,400	369,600				
123	292,300	344,500					
124	292,600	344,600					
125	292,800	344,700					
126	293,000						
127	293,100						
128	293,300						
129	293,400						
130	293,600						
131	293,700						
132	293,900						
133	294,000						
134	294,100						
135	294,200						
136	294,400						
137	294,500						
138	294,700						
139	294,800						
140	294,900						
141	295,000						
142	295,200						
143	295,300						
144	295,400						
145	295,500						
146	295,700						
147	295,800						
148	295,900						
149	296,000						
150	296,100						
151	296,300						
152	296,400						
153	296,500						
154	296,550						
155	296,600						
156	296,650						
157	296,800						
158	296,850						
159	296,900						
160	296,950						
161	297,000						
162	297,050						
163	297,200						
164	297,250						
165	297,300						
166	297,350						
167	297,400						
168	297,550						
169	297,600						
170	297,650						
再雇用職員	223,100	252,100	265,900	291,900	333,800	377,000	440,400

ハ 医療職基本給表 (三)

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	198,100	227,700	262,000	281,400	303,900
2	199,700	229,700	263,300	282,200	305,400
3	201,300	231,800	264,600	283,000	306,800
4	202,900	233,800	265,900	283,900	308,400
5	204,400	235,900	267,000	284,500	309,900
6	206,100	237,400	268,100	285,300	311,500
7	207,700	238,800	269,000	286,000	312,900
8	209,300	240,200	270,000	286,800	314,500
9	210,700	241,500	270,800	287,800	316,100
10	212,400	242,300	271,600	288,400	317,600
11	214,200	243,000	272,400	289,300	319,100
12	215,800	243,700	273,100	290,200	320,600
13	217,400	244,300	274,000	291,300	322,100
14	219,400	244,900	275,000	292,200	323,500
15	221,400	245,400	275,700	293,200	325,100
16	223,400	246,000	276,500	294,300	326,700
17	225,400	246,800	277,000	295,300	328,100
18	227,400	247,400	277,800	296,400	329,600
19	229,500	248,100	278,600	297,300	331,100
20	231,500	248,700	279,400	298,500	332,500
21	233,400	249,500	280,100	299,700	333,900
22	234,900	251,000	280,800	301,100	335,200
23	236,400	252,300	281,600	302,300	336,500
24	237,900	253,700	282,400	303,500	338,000
25	239,100	254,800	283,300	304,600	339,300
26	240,200	256,100	284,200	306,100	340,600
27	240,700	257,400	285,200	307,500	342,000
28	241,200	258,800	286,100	308,900	343,400
29	241,700	260,100	287,000	310,100	344,600
30	242,200	261,200	288,200	311,400	346,000
31	242,600	262,200	289,500	312,800	347,300
32	243,100	263,100	290,700	314,200	348,600
33	243,600	264,000	291,900	315,300	350,100
34	244,000	264,800	293,100	316,700	351,500
35	244,400	265,400	294,200	318,100	353,000
36	244,800	266,300	295,300	319,500	354,500
37	245,300	267,000	296,600	320,800	356,000
38	246,400	267,800	297,800	322,100	357,600
39	247,400	268,400	298,900	323,400	359,100
40	248,500	269,200	300,100	324,800	360,700
41	249,200	269,700	301,200	326,200	361,900
42	250,300	270,400	302,500	327,500	363,400
43	251,300	271,100	303,700	328,800	364,900
44	252,400	271,800	305,000	330,200	366,300
45	253,400	272,400	306,100	331,000	367,900
46	254,500	273,300	307,300	332,400	368,900
47	255,400	274,000	308,700	333,600	370,400
48	256,400	274,800	309,900	335,000	371,700
49	257,200	275,600	311,000	336,000	373,100
50	258,000	276,400	312,200	337,200	374,500
51	258,700	277,400	313,300	338,400	375,800
52	259,400	278,400	314,600	339,700	377,200
53	260,100	279,200	315,800	341,000	378,700
54	261,000	280,300	317,000	342,400	379,900
55	261,700	281,400	318,200	343,700	381,000
56	262,300	282,400	319,500	345,000	382,200

57	262,900	283,600	320,400	345,900	383,300
58	263,600	284,800	321,500	347,200	384,300
59	264,100	286,000	322,700	348,400	385,300
60	264,800	287,300	323,900	349,700	386,300
61	265,500	288,400	324,900	350,800	386,900
62	266,300	289,600	326,000	351,700	387,700
63	266,900	291,000	327,300	352,900	388,500
64	267,700	292,000	328,400	354,100	389,300
65	268,400	293,200	329,500	355,200	390,000
66	269,100	294,500	330,800	356,400	390,700
67	269,900	295,700	332,100	357,700	391,500
68	270,600	297,000	333,300	358,800	392,200
69	271,300	298,000	334,000	359,800	392,800
70	272,200	299,200	335,200	360,800	393,400
71	273,000	300,500	336,300	361,900	394,100
72	273,800	301,700	337,200	363,000	394,700
73	274,900	302,800	338,400	363,800	395,400
74	275,900	303,900	339,200	364,900	395,900
75	276,800	305,000	340,300	366,100	396,600
76	277,800	306,200	341,400	367,200	397,100
77	278,600	307,400	342,500	367,900	397,500
78	279,500	308,500	343,800	368,700	398,100
79	280,500	309,700	344,900	369,500	398,500
80	281,400	310,900	346,100	370,200	398,800
81	282,200	311,400	347,200	370,800	399,100
82	283,000	312,500	348,300	371,300	399,600
83	283,800	313,600	349,300	371,900	400,000
84	284,800	314,600	350,400	372,400	400,300
85	285,400	315,600	351,300	373,000	400,600
86	286,100	316,700	352,400	373,500	401,200
87	287,000	317,900	353,300	374,000	401,700
88	287,800	318,900	354,300	374,600	402,100
89	288,200	320,100	355,200	375,000	402,400
90	288,600	321,200	356,000	375,400	402,800
91	288,900	322,400	356,900	376,000	403,300
92	289,400	323,500	357,700	376,500	403,700
93	289,800	324,300	358,300	376,800	404,100
94	290,200	325,000	358,900	377,300	404,400
95	290,700	325,800	359,600	377,700	404,700
96	291,100	326,400	360,200	378,000	404,900
97	291,500	327,000	360,600	378,600	405,200
98	291,900	327,300	361,000	379,100	405,500
99	292,200	327,900	361,500	379,600	405,800
100	292,600	328,500	361,900	380,100	406,100
101	293,000	328,900	362,400	380,700	406,400
102	293,500	329,500	362,800	381,200	406,600
103	293,800	330,100	363,300	381,700	406,900
104	294,100	330,700	363,700	382,100	407,200
105	294,500	331,100	364,000	382,700	407,500
106	294,800	331,600	364,500	383,300	407,800
107	295,200	332,100	364,900	383,800	408,000
108	295,500	332,600	365,200	384,300	408,300
109	295,700	333,000	365,700	384,900	
110	296,000	333,400	366,200	385,300	
111	296,300	333,700	366,700	385,800	
112	296,600	334,000	367,200	386,300	
113	296,800	334,400	367,700	386,900	
114	297,000	334,800	368,200	387,300	
115	297,300	335,100	368,700	387,800	
116	297,500	335,400	369,100	388,200	

117	297, 800	335, 600	369, 600	388, 600	
118	298, 100	335, 900	370, 000	389, 000	
119	298, 300	336, 300	370, 500	389, 400	
120	298, 600	336, 500	371, 000	389, 800	
121	298, 900	336, 700	371, 400	390, 300	
122	299, 100	337, 000	371, 900	390, 700	
123	299, 300	337, 300	372, 400	391, 100	
124	299, 600	337, 600	372, 900	391, 500	
125	299, 800	337, 800	373, 200	391, 900	
126	299, 900	338, 100	373, 400	392, 300	
127	300, 100	338, 500	373, 600	392, 800	
128	300, 400	338, 700	373, 800	393, 200	
129	300, 600	338, 900	374, 000	393, 600	
130	300, 800	339, 100	374, 200	394, 100	
131	301, 000	339, 500	374, 500		
132	301, 300	339, 700	374, 700		
133	301, 400	340, 000	374, 900		
134	301, 600	340, 400	375, 100		
135	301, 900	340, 800	375, 300		
136	302, 000	341, 200	375, 500		
137	302, 200	341, 500	375, 700		
138	302, 400	341, 900	375, 900		
139	302, 500	342, 300	376, 100		
140	302, 700	342, 700	376, 300		
141	302, 800	343, 100			
142	303, 000	343, 500			
143	303, 200	343, 700			
144	303, 400	343, 900			
145	303, 600	344, 100			
146	303, 800	344, 300			
147	303, 900	344, 500			
148	304, 100	344, 700			
149	304, 200	344, 900			
150	304, 400	345, 100			
151	304, 600	345, 300			
152	304, 700	345, 500			
153	305, 000	345, 700			
154	305, 100	345, 900			
155	305, 200	346, 050			
156	305, 400	346, 200			
157	305, 600	346, 350			
158	305, 800	346, 500			
159	305, 900	346, 650			
160	306, 100	346, 800			
161	306, 300	346, 950			
162	306, 500	347, 100			
163	306, 700	347, 250			
164	306, 900	347, 400			
165	307, 100	347, 550			
166	307, 200	347, 700			
167	307, 400	347, 750			
168	307, 600	347, 900			
169	307, 800				
170	308, 050				
171	308, 200				
172	308, 350				
173	308, 600				
174	308, 750				
175	308, 900				
176	309, 150				
177	309, 300				
178	309, 450				
179	309, 700				

再雇用職員	243,500	264,300	272,100	282,700	299,500
-------	---------	---------	---------	---------	---------

別表第2 事務職基本給表（第11条第1項第2号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	175,000	249,200	279,700	303,900	333,800	378,200
2	176,100	250,500	281,500	306,000	335,900	380,600
3	177,300	251,800	283,200	308,000	338,000	382,900
4	178,400	253,300	285,200	310,100	340,000	385,300
5	179,500	254,600	286,800	312,000	342,000	387,200
6	180,800	256,100	288,600	314,200	344,000	389,500
7	182,100	257,400	290,300	316,200	346,000	391,700
8	183,400	258,800	292,200	318,300	348,100	394,000
9	184,600	259,900	294,100	320,300	349,900	396,300
10	186,100	261,300	295,900	322,400	352,000	398,700
11	187,500	262,600	297,800	324,500	353,800	401,100
12	189,000	263,900	299,500	326,600	355,900	403,600
13	190,300	265,200	301,400	328,600	357,700	405,800
14	191,900	266,500	303,100	330,600	359,600	408,000
15	193,400	267,800	304,700	332,600	361,500	410,100
16	195,100	269,000	306,400	334,500	363,400	412,300
17	196,200	270,300	308,100	336,300	365,100	414,200
18	197,700	271,900	309,900	338,300	367,000	416,200
19	199,200	273,400	311,900	340,200	368,800	418,100
20	200,600	275,000	313,800	342,100	370,600	419,900
21	202,000	276,500	315,500	343,800	372,300	421,800
22	204,000	278,100	317,400	345,700	374,100	423,600
23	206,000	279,700	319,300	347,600	376,000	425,500
24	207,900	281,200	321,300	349,400	377,800	427,300
25	209,900	282,700	322,800	350,900	379,800	429,100
26	211,100	284,400	324,800	352,700	381,700	430,600
27	212,200	286,000	326,700	354,600	383,700	432,100
28	213,200	287,700	328,600	356,400	385,700	433,700
29	214,300	289,200	330,200	357,800	387,200	435,300
30	215,300	290,800	332,200	359,600	389,000	436,600
31	216,200	292,300	334,100	361,400	390,800	438,000
32	217,200	293,700	336,100	363,100	392,400	439,200
33	218,200	295,200	337,400	365,000	394,200	440,400
34	219,200	296,800	339,300	366,800	395,600	441,700
35	220,300	298,400	341,200	368,500	397,100	443,000
36	221,400	300,000	343,100	370,200	398,600	444,200
37	222,800	301,400	344,900	371,700	400,000	445,400
38	224,400	303,000	346,700	373,000	401,200	446,300
39	226,000	304,600	348,600	374,300	402,500	447,100
40	227,600	306,300	350,400	375,800	403,600	447,900
41	229,200	307,800	352,200	377,000	404,700	448,500
42	230,700	309,300	354,200	377,900	405,900	449,100
43	232,200	310,800	356,000	379,000	407,100	449,800
44	233,800	312,300	357,900	380,100	408,200	450,500
45	235,100	313,800	359,400	380,900	408,900	451,300
46	236,600	315,300	360,800	381,800	409,600	452,100
47	238,000	316,800	362,300	382,700	410,300	452,500
48	239,600	318,300	363,800	383,600	411,000	453,200
49	241,000	319,300	365,300	384,500	411,600	453,700
50	242,400	320,700	366,200	385,300	412,200	454,100
51	243,800	322,200	367,300	386,100	412,700	454,500
52	245,100	323,700	368,300	386,800	413,100	455,000
53	246,400	325,100	369,200	387,500	413,500	455,400
54	247,700	326,700	370,300	388,300	413,800	455,700
55	249,000	328,100	371,200	389,000	414,100	456,100
56	250,400	329,500	372,300	389,700	414,400	456,400

57	251,300	331,000	373,200	390,200	414,700	456,700
58	252,500	332,100	373,900	390,800	415,000	457,000
59	253,700	333,300	374,700	391,400	415,300	457,300
60	254,900	334,400	375,300	392,100	415,600	457,600
61	256,000	335,200	375,700	392,600	415,900	457,900
62	257,100	336,100	376,300	393,200	416,200	458,200
63	258,000	336,800	377,000	393,800	416,500	458,400
64	259,100	337,600	377,700	394,400	416,800	458,600
65	260,100	338,500	378,000	394,800	417,000	458,800
66	261,100	339,000	378,700	395,400	417,300	459,000
67	262,200	339,600	379,500	396,000	417,600	
68	263,300	340,400	380,100	396,600	417,900	
69	264,100	341,200	380,400	397,000	418,100	
70	265,200	341,900	381,000	397,500	418,400	
71	266,400	342,600	381,600	398,000	418,700	
72	267,600	343,300	382,200	398,600	419,100	
73	268,700	343,800	382,500	398,900	419,300	
74	269,900	344,400	383,200	399,300	419,600	
75	271,000	344,900	383,900	399,700	419,900	
76	272,100	345,500	384,500	400,100	420,100	
77	273,200	345,800	384,900	400,400	420,300	
78	274,100	346,300	385,400	400,700	420,600	
79	275,300	346,600	386,000	401,000	420,900	
80	276,400	347,100	386,500	401,300	421,100	
81	277,300	347,600	387,000	401,500	421,300	
82	278,200	348,100	387,700	401,800	421,600	
83	279,300	348,600	388,100	402,100	421,900	
84	280,400	349,100	388,400	402,300	422,100	
85	281,100	349,400	388,800	402,500	422,300	
86	281,600	349,800	389,300	402,800	422,400	
87	282,200	350,200	389,700	403,100	422,500	
88	282,900	350,600	390,100	403,300	422,700	
89	283,400	350,900	390,500	403,500	422,800	
90	284,000	351,300	391,000	403,800	422,900	
91	284,500	351,800	391,400	404,100	423,100	
92	285,100	352,200	391,800	404,300	423,200	
93	285,600	352,400	392,200	404,500	423,400	
94	286,200	352,800	392,400	404,600	423,500	
95	286,700	353,300	392,600	404,800	423,700	
96	287,100	353,700	392,800	404,900	423,800	
97	287,500	353,800	393,000	405,100	424,000	
98	288,000	354,300	393,200	405,200	424,100	
99	288,400	354,700	393,400	405,300	424,200	
100	288,900	355,000	393,600	405,500	424,400	
101	289,400	355,300	393,800	405,700		
102	289,800	355,700	394,000	405,800		
103	290,300	356,100	394,300	405,900		
104	290,700	356,500	394,400	406,100		
105	291,200	357,000	394,700	406,200		
106	291,600	357,400	394,900			
107	291,900	357,800	395,100			
108	292,200	358,200	395,300			
109	292,500	358,700				
110	292,900	359,100				
111	293,100	359,400				
112	293,500	359,700				
113	293,800	360,200				
114	294,000	360,500				
115	294,300	360,900				
116	294,600	361,100				

117	294, 800	361, 500				
118	295, 100	361, 800				
119	295, 400	362, 100				
120	295, 700	362, 400				
121	295, 900	362, 700				
122	296, 200	363, 000				
123	296, 400	363, 300				
124	296, 700	363, 700				
125	296, 900	363, 900				
126	297, 100	364, 300				
127	297, 300	364, 600				
128	297, 600	364, 900				
129	297, 800	365, 200				
130	298, 000	365, 500				
131	298, 200					
132	298, 500					
133	298, 700					
134	298, 900					
135	299, 100					
136	299, 300					
137	299, 400					
138	299, 600					
139	299, 800					
140	299, 900					
141	300, 100					
142	300, 300					
143	300, 500					
144	300, 700					
145	300, 800					
146	300, 900					
147	301, 100					
148	301, 300					
149	301, 500					
150	301, 600					
151	301, 800					
152	302, 000					
153	302, 100					
154	302, 300					
155	302, 400					
156	302, 600					
157	302, 800					
158	302, 950					
159	303, 100					
160	303, 250					
161	303, 400					
162	303, 550					
163	303, 700					
164	303, 850					
165	304, 000					
166	304, 150					
167	304, 300					
168	304, 450					
169	304, 500					
170	304, 650					
171	304, 800					
172	304, 950					
再雇用職員	222, 900	264, 100	284, 200	299, 800	325, 800	368, 600

別表第3 技能職基本給表（第11条第1項第3号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円
1	156,300	226,800	268,200	294,200
2	157,500	228,000	269,300	295,900
3	158,800	229,100	270,200	297,400
4	160,100	230,100	271,200	299,100
5	161,400	231,200	272,000	300,700
6	162,700	232,400	273,100	302,300
7	164,100	233,600	274,100	303,900
8	165,300	234,800	275,000	305,500
9	166,500	236,000	276,000	307,000
10	167,900	237,400	276,800	308,600
11	169,200	238,800	277,800	310,200
12	170,500	240,000	278,700	311,800
13	171,700	241,100	279,600	313,000
14	173,100	242,400	280,500	314,500
15	174,400	243,600	281,300	316,000
16	175,800	244,500	282,100	317,400
17	177,100	245,400	282,900	318,700
18	178,600	246,000	283,900	320,100
19	180,100	246,700	284,700	321,500
20	181,500	247,500	285,400	323,000
21	182,800	248,300	286,100	324,100
22	184,200	249,400	287,000	325,400
23	185,500	250,400	287,800	326,700
24	186,900	251,300	288,500	328,100
25	188,200	252,500	289,100	329,200
26	189,700	253,600	290,000	330,500
27	191,200	254,600	290,900	331,900
28	192,600	255,800	291,700	333,100
29	194,000	256,600	292,300	334,500
30	195,500	257,700	293,200	335,700
31	197,000	258,600	294,000	336,800
32	198,500	259,700	294,700	338,000
33	199,900	260,700	295,300	339,000
34	200,900	261,800	296,100	340,000
35	201,800	262,800	296,900	341,000
36	202,800	263,700	297,700	342,100
37	203,800	264,800	298,300	343,200
38	204,600	265,800	299,000	344,300
39	205,400	266,900	299,700	345,300
40	206,300	267,900	300,600	346,300
41	209,900	268,800	301,200	347,200
42	210,700	269,800	302,000	348,200
43	211,400	270,800	302,900	349,200
44	212,100	271,800	303,700	350,100
45	213,200	272,500	304,400	351,000
46	214,300	273,300	305,100	352,000
47	215,500	274,300	305,900	353,100
48	216,600	275,100	306,700	354,100
49	217,600	276,000	307,300	355,000
50	218,500	276,900	307,900	355,900
51	219,300	277,800	308,600	356,800
52	220,100	278,500	309,300	357,600
53	221,000	279,200	309,900	358,400
54	221,700	280,100	310,700	359,200
55	222,400	281,000	311,400	360,000
56	223,200	281,900	312,100	360,700

57	224,000	282,600	312,800	361,500
58	224,700	283,300	313,500	362,300
59	225,500	284,300	314,200	363,100
60	226,200	285,100	314,900	363,700
61	226,800	285,900	315,500	364,400
62	227,600	286,800	316,200	365,100
63	228,400	287,600	316,900	365,900
64	229,000	288,500	317,600	366,600
65	229,700	289,200	318,100	367,200
66	230,300	289,900	318,600	367,700
67	231,000	290,600	319,200	368,200
68	231,700	291,300	319,800	368,700
69	232,500	292,000	320,400	369,100
70	233,400	292,600	320,800	
71	234,200	293,300	321,300	
72	235,000	294,000	321,800	
73	235,500	294,600	322,100	
74	236,400	295,200	322,600	
75	237,300	295,900	323,100	
76	238,300	296,500	323,500	
77	238,800	297,100	323,700	
78	239,700	297,500	324,000	
79	240,600	298,000	324,300	
80	241,500	298,400	324,600	
81	242,200	298,800	324,900	
82	243,100	299,200	325,200	
83	243,900	299,700	325,500	
84	244,800	300,100	325,800	
85	245,600	300,500	326,000	
86	246,300	301,100	326,400	
87	247,200	301,600	326,700	
88	248,000	302,100	326,900	
89	248,700	302,400	327,100	
90	249,600	303,000	327,300	
91	250,000	303,500	327,600	
92	250,400	303,900	327,900	
93	250,900	304,300	328,100	
94	251,200	304,800	328,400	
95	251,700	305,300	328,700	
96	252,100	305,800	328,900	
97	252,300	306,100	329,100	
98	252,700	306,500	329,500	
99	253,000	306,900	329,800	
100	253,400	307,500	330,000	
101	253,600	307,900	330,200	
102	254,000	308,300	330,300	
103	254,400	308,600	330,500	
104	254,800	308,900	330,600	
105	255,000	309,200	330,700	
106	255,400	309,600	330,900	
107	255,800	310,000	331,000	
108	256,000	310,400	331,100	
109	256,300	310,700	331,300	
110	256,700	311,100	331,400	
111	256,900	311,500	331,600	
112	257,100	311,800	331,700	
113	257,300	312,000	331,800	
114	257,600	312,300	332,000	
115	258,000	312,600	332,100	
116	258,300	312,800	332,300	

117	258,400	313,000	332,400	
118	258,600	313,300	332,500	
119	258,900	313,600		
120	259,100	313,800		
121	259,300	314,000		
122	259,600	314,300		
123	260,000	314,600		
124	260,300	314,800		
125	260,500	315,000		
126	260,700	315,300		
127	261,000	315,600		
128	261,300	315,800		
129	261,500	316,000		
130	261,800	316,300		
131	262,000	316,600		
132	262,200	316,800		
133	262,500	317,000		
134	262,800	317,200		
135	263,000	317,300		
136	263,200	317,500		
137	263,400	317,600		
138	263,600	317,700		
139	263,800	317,900		
140	264,100	318,000		
141	264,300	318,100		
142	264,500	318,300		
143	264,800			
144	265,000			
145	265,200			
146	265,300			
147	265,600			
148	265,700			
149	265,900			
150	266,100			
151	266,300			
152	266,400			
153	266,500			
154	266,700			
155	266,800			
156	267,000			
157	267,200			
158	267,400			
159	267,600			
160	267,800			
161	268,000			
162	268,100			
163	268,300			
164	268,500			
165	268,700			
166	268,800			
167	269,000			
168	269,200			
169	269,400			
170	269,500			
171	269,700			
172	269,800			
173	270,000			
174	270,200			
175	270,400			
176	270,500			

177	270,700			
178	270,800			
179	270,950			
180	271,000			
181	271,150			
182	271,200			
183	271,350			
184	271,500			
185	271,550			
186	271,700			
187	271,750			
188	271,900			
189	271,950			
190	272,100			
再雇用職員	212,300	231,000	252,600	284,300

別表第4 教育職基本給表（第11条第1項第4号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級				
	基本給月額	基本給月額	基本給月額				
	円	円	円				
1	251,000	265,100	297,700	57	359,000	375,600	414,800
2	253,000	267,300	300,500	58	360,600	377,200	416,400
3	254,900	269,400	303,000	59	362,300	378,400	417,800
4	256,700	271,300	305,700	60	363,900	379,800	419,200
5	258,500	273,300	308,300	61	365,400	381,200	420,500
6	260,100	275,200	310,800	62	367,000	382,600	422,100
7	261,700	277,100	313,100	63	368,400	384,000	423,600
8	263,200	279,000	315,400	64	369,900	385,300	425,200
9	265,000	280,900	317,800	65	371,200	386,500	426,600
10	267,200	283,100	320,400	66	372,600	387,800	427,500
11	269,300	285,900	322,700	67	373,900	389,100	428,500
12	271,200	288,600	325,200	68	375,300	390,300	429,400
13	273,200	291,400	327,500	69	376,500	391,600	430,300
14	275,100	294,100	329,600	70	377,900	392,800	431,300
15	277,000	296,500	331,700	71	379,300	394,000	432,400
16	278,900	299,100	333,700	72	380,700	395,300	433,300
17	280,800	301,500	336,100	73	381,700	396,700	434,000
18	283,000	303,600	338,600	74	383,100	398,100	434,800
19	285,100	305,700	340,900	75	384,300	399,400	435,700
20	287,300	308,000	343,300	76	385,500	400,800	436,700
21	289,500	310,300	345,500	77	386,800	401,500	437,700
22	291,700	312,400	348,200	78	388,000	402,900	438,700
23	294,300	314,300	350,800	79	389,100	404,200	439,700
24	297,000	316,300	353,600	80	390,300	405,600	440,600
25	299,500	318,000	356,300	81	391,500	406,900	441,300
26	301,800	319,900	358,900	82	392,700	407,900	442,300
27	304,100	321,800	361,300	83	393,900	409,000	443,100
28	306,500	323,700	364,000	84	395,100	410,200	443,900
29	309,000	325,500	366,500	85	396,200	411,000	444,800
30	311,000	327,300	368,600	86	397,400	412,100	445,600
31	312,700	328,900	370,800	87	398,600	413,200	446,500
32	314,600	330,500	372,900	88	399,700	414,200	447,400
33	316,200	332,100	375,100	89	400,800	415,100	448,100
34	318,100	334,200	376,900	90	401,800	416,100	448,500
35	320,000	336,100	378,900	91	402,800	417,100	449,100
36	321,600	338,200	380,600	92	403,800	418,000	449,500
37	323,400	340,200	382,500	93	404,700	418,800	449,900
38	325,000	342,100	384,400	94	405,700	419,800	450,500
39	326,400	344,100	386,400	95	406,600	420,800	450,900
40	328,000	346,300	388,400	96	407,500	421,800	451,300
41	329,400	348,300	390,300	97	408,400	422,400	451,500
42	331,300	350,500	392,100	98	409,300	423,100	451,900
43	333,100	352,500	394,100	99	410,200	423,900	452,200
44	335,300	354,500	395,900	100	411,100	424,400	452,500
45	337,000	356,500	397,500	101	411,900	424,900	452,800
46	338,700	358,400	399,200	102	412,700	425,300	453,000
47	340,700	360,400	400,900	103	413,600	425,600	453,200
48	342,800	362,000	402,700	104	414,500	425,900	
49	344,900	363,800	403,600	105	415,200	426,100	
50	347,000	365,300	405,200	106	415,900	426,400	
51	349,000	366,800	406,700	107	416,500	426,700	
52	350,900	368,400	408,200	108	417,100	427,000	
53	352,800	369,900	409,200	109	417,700	427,200	
54	354,400	371,400	410,700	110	418,200	427,500	
55	356,000	372,900	412,000	111	418,900	427,800	
56	357,400	374,300	413,500	112	419,300	428,000	

113	419,800	428,200	
114	420,200	428,500	
115	420,700	428,800	
116	421,100	429,000	
117	421,600	429,200	
118	422,100	429,300	
119	422,500	429,400	
120	422,900	429,500	
121	423,300	429,600	
122	423,700	429,700	
123	424,200	429,800	
124	424,500	429,900	
125	424,900	430,000	
126	425,400	430,100	
127	425,900	430,200	
128	426,500	430,300	
129	426,900	430,400	
130	427,100	430,500	
131	427,300	430,600	
132	427,500	430,700	
133	427,700	430,800	
134	427,900	430,900	
135	428,100		
136	428,300		
137	428,500		
138	428,700		
139	428,900		
140	429,100		
141	429,300		
再雇用職員	303,300	313,100	321,300

別表第5 研究職基本給表（第11条第1項第5号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級				
	基本給月額	基本給月額	基本給月額				
	円	円	円				
1	224,200	300,200	401,600	57	315,900	388,200	532,100
2	226,800	302,500	404,600	58	316,700	389,000	533,200
3	228,900	304,800	407,400	59	317,700	389,600	534,200
4	230,900	307,100	410,200	60	318,400	390,300	535,200
5	232,900	309,300	412,500	61	319,200	390,900	536,300
6	234,500	311,400	415,200	62	320,000	391,600	537,200
7	236,100	313,400	418,100	63	321,000	392,500	538,100
8	237,600	315,500	420,900	64	321,900	393,400	538,800
9	239,200	317,600	423,500	65	322,600	394,000	539,600
10	240,900	320,000	426,200	66	323,500	394,800	540,400
11	242,700	322,400	429,000	67	324,300	395,600	541,200
12	244,400	324,900	431,900	68	325,100	396,300	542,100
13	246,100	326,900	434,600	69	325,900	397,000	542,800
14	248,300	329,300	437,400	70	326,800	397,700	543,600
15	250,600	331,600	440,300	71	327,700	398,300	544,400
16	252,900	334,100	443,100	72	328,600	399,000	545,200
17	255,100	336,300	445,600	73	329,200	399,700	545,900
18	257,600	338,400	448,400	74	330,000	400,300	
19	260,300	340,300	450,900	75	331,000	400,900	
20	262,900	342,300	453,600	76	332,000	401,700	
21	265,300	344,200	456,100	77	332,900	402,400	
22	267,800	345,900	458,900	78	333,800	403,000	
23	270,000	347,500	461,600	79	334,600	403,600	
24	272,500	349,100	464,200	80	335,500	404,200	
25	274,800	350,800	466,500	81	336,400	404,700	
26	277,000	352,400	468,800	82	337,200	405,300	
27	279,000	354,000	471,400	83	337,800	406,000	
28	281,100	355,600	473,900	84	338,600	406,600	
29	283,400	357,300	476,600	85	339,100	407,100	
30	285,300	358,800	479,200	86	339,600	407,600	
31	287,000	360,100	481,700	87	340,100	408,100	
32	288,800	361,600	484,300	88	340,500	408,800	
33	290,400	362,800	486,700	89	340,800	409,200	
34	292,200	364,000	489,200	90	341,300	409,400	
35	294,000	365,200	491,600	91	341,800	409,700	
36	295,700	366,600	494,300	92	342,200	410,000	
37	297,500	367,600	496,700	93	342,500	410,300	
38	298,700	368,900	499,300	94	342,900	410,600	
39	299,900	370,000	501,800	95	343,400	410,900	
40	301,100	371,100	504,400	96	343,900	411,100	
41	302,200	371,800	506,800	97	344,400	411,400	
42	303,000	372,900	509,000	98	344,900	411,700	
43	303,900	373,900	511,400	99	345,400	412,000	
44	304,700	374,900	513,600	100	345,900	412,300	
45	305,300	375,900	515,400	101	346,400	412,500	
46	306,200	377,000	516,900	102	346,900	412,800	
47	307,100	378,100	518,500	103	347,300	413,100	
48	308,000	379,100	520,100	104	347,900	413,400	
49	309,000	380,100	521,900	105	348,400	413,600	
50	310,000	381,400	523,300	106	348,800	413,900	
51	310,800	382,600	524,800	107	349,300		
52	311,700	383,900	526,300	108	349,700		
53	312,600	384,700	527,400	109	350,200		
54	313,500	385,700	528,700	110	350,600		
55	314,400	386,500	529,900	111	351,000		
56	315,200	387,400	531,200	112	351,400		

113	352,000		
114	352,400		
115	352,800		
116	353,200		
117	353,700		
118	354,100		
119	354,500		
120	354,900		
121	355,300		
再雇用職員	266,600	292,300	396,300

別表第6 福祉職基本給表（第11条第1項第6号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級				
	基本給月額	基本給月額	基本給月額				
	円	円	円				
1	190,600	273,000	292,500	57	264,300	342,400	384,600
2	192,000	274,400	294,200	58	265,800	342,900	385,400
3	193,400	275,600	295,900	59	267,000	343,500	386,200
4	194,800	276,900	297,500	60	268,400	344,000	387,000
5	195,900	277,900	299,300	61	269,700	344,500	387,800
6	197,400	279,200	301,200	62	270,900	344,700	388,600
7	198,900	280,300	303,200	63	272,000	345,200	389,300
8	200,400	281,500	305,300	64	273,200	345,800	389,900
9	201,700	282,700	307,200	65	274,300	346,100	390,200
10	203,200	283,900	309,200	66	275,400	346,500	390,800
11	204,800	285,000	311,100	67	276,700	347,000	391,400
12	206,000	286,100	313,000	68	277,700	347,500	392,100
13	207,300	287,200	314,500	69	278,900	348,000	392,600
14	208,500	288,600	316,600	70	280,300	348,500	393,300
15	209,800	290,200	318,300	71	281,700	348,900	393,900
16	211,000	291,600	320,300	72	282,900	349,400	394,500
17	212,300	293,100	322,100	73	284,100	349,600	394,900
18	213,500	294,700	324,200	74	285,500	350,100	395,500
19	214,600	296,200	326,000	75	286,900	350,500	396,100
20	215,700	297,600	328,000	76	288,200	351,000	396,700
21	216,700	299,000	329,800	77	289,600	351,300	397,100
22	217,700	300,500	331,700	78	290,800	351,700	397,600
23	218,700	301,900	333,700	79	292,200	352,300	398,100
24	219,700	303,300	335,600	80	293,600	352,700	398,700
25	220,700	305,000	337,400	81	294,800	352,900	399,200
26	221,700	306,400	339,400	82	296,200	353,200	399,600
27	222,700	307,800	341,200	83	297,500	353,600	399,900
28	223,600	309,300	343,100	84	298,700	354,000	400,300
29	224,500	310,500	344,800	85	300,000	354,300	400,500
30	225,400	311,900	346,700	86	301,200	354,600	400,700
31	226,200	313,400	348,500	87	302,400	355,100	401,000
32	227,000	314,800	350,400	88	303,700	355,500	401,300
33	228,200	316,100	352,000	89	304,900	355,800	401,500
34	229,200	317,500	353,700	90	306,100	356,200	401,800
35	230,200	318,900	355,500	91	307,500	356,600	402,100
36	231,200	320,300	357,300	92	308,800	356,800	402,300
37	232,200	321,700	358,600	93	309,800	357,100	402,500
38	234,100	323,000	360,400	94	311,100	357,300	402,700
39	235,900	324,400	362,100	95	312,200	357,600	402,800
40	237,900	325,800	363,900	96	313,500	357,700	403,000
41	245,300	326,900	365,500	97	314,600	358,000	403,100
42	246,600	328,400	367,300	98	315,700	358,200	403,200
43	247,700	329,700	369,000	99	316,700	358,400	403,400
44	248,900	331,000	370,600	100	317,800	358,600	403,500
45	250,100	332,200	372,300	101	318,600	358,800	403,600
46	251,400	333,200	373,700	102	319,700	359,000	
47	252,600	334,300	375,200	103	320,700	359,200	
48	253,900	335,400	376,600	104	321,800	359,500	
49	255,200	336,400	377,600	105	322,900	359,600	
50	256,400	337,200	378,700	106	323,500	359,900	
51	257,600	338,000	379,800	107	324,100	360,000	
52	258,800	338,900	380,900	108	324,700	360,300	
53	259,600	339,700	381,700	109	325,300		
54	260,700	340,400	382,300	110	326,000		
55	261,900	341,100	383,000	111	326,600		
56	263,000	341,800	383,800	112	327,200		

113	327,500		
114	327,800		
115	328,400		
116	328,700		
117	329,000		
118	329,300		
119	329,700		
120	330,000		
121	330,500		
122	330,900		
123	331,200		
124	331,400		
125	331,900		
126	332,300		
127	332,500		
128	332,900		
129	333,300		
130	333,700		
131	334,100		
132	334,500		
133	334,700		
134	335,000		
135	335,300		
136	335,600		
137	336,000		
138	336,200		
139	336,500		
140	336,900		
141	337,300		
142	337,600		
143	337,900		
144	338,200		
145	338,600		
146	339,000		
147	339,300		
148	339,500		
149	339,600		
150	339,900		
151	340,000		
152	340,200		
153	340,300		
154	340,450		
155	340,600		
156	340,650		
157	340,800		
158	340,850		
159	341,000		
160	341,050		
161	341,200		
162	341,350		
163	341,400		
164	341,550		
165	341,600		
166	341,750		
167	341,800		
168	341,950		
169	342,100		
170	342,150		
再雇用職員	249,500	264,200	298,400

別表第6の2 療養介助職基本給表（第11条第1項第7号関係）

職務の級 号俸	1級	2級						
	基本給月額	基本給月額						
	円	円						
1	190,000	191,100	57	230,800	244,100	113	244,800	267,400
2	190,500	191,800	58	231,400	245,000	114	245,000	267,500
3	191,300	192,500	59	231,800	245,600	115	245,100	267,600
4	192,000	193,100	60	232,200	246,100	116	245,200	267,700
5	192,600	193,900	61	232,400	246,900	117	245,300	267,900
6	193,300	194,500	62	232,800	247,700	118	245,500	268,000
7	194,000	195,200	63	233,200	248,300	119	245,600	268,100
8	194,800	196,000	64	233,600	248,900	120	245,700	268,200
9	195,500	196,800	65	233,900	249,300	121	245,800	268,300
10	197,000	198,200	66	234,400	250,000	122	245,900	268,500
11	198,500	199,800	67	234,700	250,800	123	246,000	268,700
12	200,300	201,200	68	235,000	251,200	124	246,100	268,900
13	201,800	202,300	69	235,400	251,800	125	246,150	269,000
14	203,400	203,700	70	235,700	252,500	126	246,200	269,200
15	204,900	205,100	71	236,000	252,900	127	246,250	269,300
16	206,300	206,400	72	236,300	253,500	128	246,300	269,500
17	207,900	208,000	73	236,600	254,100	129	246,350	269,700
18	209,300	209,600	74	236,900	254,600	130	246,400	269,900
19	210,500	211,000	75	237,200	255,200	131	246,450	270,000
20	211,600	212,700	76	237,500	255,800	132	246,500	270,200
21	212,500	214,000	77	237,700	256,300	133	246,550	270,300
22	213,000	214,900	78	238,000	257,000	134	246,600	270,500
23	213,400	215,800	79	238,300	257,400	135	246,650	270,700
24	213,800	216,700	80	238,500	257,900	136	246,700	270,800
25	214,200	217,600	81	238,700	258,300	137	246,750	270,900
26	214,700	218,500	82	239,000	258,800	138	246,800	271,000
27	215,100	219,400	83	239,300	259,400	139	246,850	271,100
28	215,500	220,300	84	239,500	259,800	140	246,900	271,200
29	215,900	221,200	85	239,700	260,300	141	246,950	271,300
30	216,400	222,000	86	240,000	260,600	142	247,000	271,400
31	216,800	222,900	87	240,300	261,100	143	247,050	271,500
32	217,200	223,800	88	240,400	261,400	144	247,100	271,600
33	217,900	225,200	89	240,700	261,800	145	247,150	271,700
34	218,500	226,100	90	240,900	262,300	146	247,200	271,800
35	219,100	227,000	91	241,200	262,700	147	247,250	271,900
36	219,600	227,800	92	241,300	263,200	148	247,300	272,000
37	220,200	229,500	93	241,600	263,500	149	247,350	272,100
38	220,800	230,500	94	241,800	263,800			
39	221,400	231,100	95	241,900	264,000			
40	222,100	231,800	96	242,100	264,200			
41	222,600	232,300	97	242,300	264,400			
42	223,200	233,000	98	242,500	264,600			
43	223,600	233,500	99	242,700	264,800			
44	224,300	234,300	100	242,900	264,900			
45	224,900	235,100	101	243,000	265,200			
46	225,500	235,900	102	243,200	265,400			
47	226,100	236,900	103	243,400	265,600			
48	226,500	237,500	104	243,500	265,800			
49	226,900	238,200	105	243,600	265,900			
50	227,500	239,100	106	243,800	266,200			
51	228,100	240,000	107	244,000	266,400			
52	228,600	240,800	108	244,100	266,500			
53	229,000	241,400	109	244,300	266,700			
54	229,500	242,000	110	244,400	266,900			
55	230,000	242,700	111	244,600	267,100			
56	230,500	243,500	112	244,700	267,300			
						再雇用職員	215,600	238,100

別表第6の3 診療情報管理職基本給表（第11条第1項第8号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級				
	基本給月額	基本給月額	基本給月額				
	円	円	円				
1	175,000	249,200	279,700	57	251,300	331,000	373,200
2	176,100	250,500	281,500	58	252,500	332,100	373,900
3	177,300	251,800	283,200	59	253,700	333,300	374,700
4	178,400	253,300	285,200	60	254,900	334,400	375,300
5	179,500	254,600	286,800	61	256,000	335,200	375,700
6	180,800	256,100	288,600	62	257,100	336,100	376,300
7	182,100	257,400	290,300	63	258,000	336,800	377,000
8	183,400	258,800	292,200	64	259,100	337,600	377,700
9	184,600	259,900	294,100	65	260,100	338,500	378,000
10	186,100	261,300	295,900	66	261,100	339,000	378,700
11	187,500	262,600	297,800	67	262,200	339,600	379,500
12	189,000	263,900	299,500	68	263,300	340,400	380,100
13	190,300	265,200	301,400	69	264,100	341,200	380,400
14	191,900	266,500	303,100	70	265,200	341,900	381,000
15	193,400	267,800	304,700	71	266,400	342,600	381,600
16	195,100	269,000	306,400	72	267,600	343,300	382,200
17	196,200	270,300	308,100	73	268,700	343,800	382,500
18	197,700	271,900	309,900	74	269,900	344,400	383,200
19	199,200	273,400	311,900	75	271,000	344,900	383,900
20	200,600	275,000	313,800	76	272,100	345,500	384,500
21	202,000	276,500	315,500	77	273,200	345,800	384,900
22	204,000	278,100	317,400	78	274,100	346,300	385,400
23	206,000	279,700	319,300	79	275,300	346,600	386,000
24	207,900	281,200	321,300	80	276,400	347,100	386,500
25	209,900	282,700	322,800	81	277,300	347,600	387,000
26	211,100	284,400	324,800	82	278,200	348,100	387,700
27	212,200	286,000	326,700	83	279,300	348,600	388,100
28	213,200	287,700	328,600	84	280,400	349,100	388,400
29	214,300	289,200	330,200	85	281,100	349,400	388,800
30	215,300	290,800	332,200	86	281,600	349,800	389,300
31	216,200	292,300	334,100	87	282,200	350,200	389,700
32	217,200	293,700	336,100	88	282,900	350,600	390,100
33	218,200	295,200	337,400	89	283,400	350,900	390,500
34	219,200	296,800	339,300	90	284,000	351,300	391,000
35	220,300	298,400	341,200	91	284,500	351,800	391,400
36	221,400	300,000	343,100	92	285,100	352,200	391,800
37	222,800	301,400	344,900	93	285,600	352,400	392,200
38	224,400	303,000	346,700	94	286,200	352,800	
39	226,000	304,600	348,600	95	286,700	353,300	
40	227,600	306,300	350,400	96	287,100	353,700	
41	229,200	307,800	352,200	97	287,500	353,800	
42	230,700	309,300	354,200	98	288,000	354,300	
43	232,200	310,800	356,000	99	288,400	354,700	
44	233,800	312,300	357,900	100	288,900	355,000	
45	235,100	313,800	359,400	101	289,400	355,300	
46	236,600	315,300	360,800	102	289,800	355,700	
47	238,000	316,800	362,300	103	290,300	356,100	
48	239,600	318,300	363,800	104	290,700	356,500	
49	241,000	319,300	365,300	105	291,200	357,000	
50	242,400	320,700	366,200	106	291,600	357,400	
51	243,800	322,200	367,300	107	291,900	357,800	
52	245,100	323,700	368,300	108	292,200	358,200	
53	246,400	325,100	369,200	109	292,500	358,700	
54	247,700	326,700	370,300	110	292,900	359,100	
55	249,000	328,100	371,200	111	293,100	359,400	
56	250,400	329,500	372,300	112	293,500	359,700	

113	293, 800	360, 200	
114	294, 000		
115	294, 300		
116	294, 600		
117	294, 800		
118	295, 100		
119	295, 400		
120	295, 700		
121	295, 900		
122	296, 200		
123	296, 400		
124	296, 700		
125	296, 900		
126	297, 100		
127	297, 300		
128	297, 600		
129	297, 800		
130	298, 000		
131	298, 200		
132	298, 500		
133	298, 700		
134	298, 900		
135	299, 100		
136	299, 300		
137	299, 400		
138	299, 600		
139	299, 800		
140	299, 900		
141	300, 100		
142	300, 300		
143	300, 500		
144	300, 700		
145	300, 800		
146	300, 900		
147	301, 100		
148	301, 300		
149	301, 500		
150	301, 600		
151	301, 800		
152	302, 000		
153	302, 100		
154	302, 300		
155	302, 400		
156	302, 600		
157	302, 800		
再雇用職員	222, 900	264, 100	284, 200

別表第6の4 医師事務作業専門職基本給表（第11条第1項第9号関係）

号俸	基本給月額				
	円				
1	171,400	57	227,600	113	242,800
2	172,400	58	228,400	114	243,000
3	173,500	59	228,900	115	243,100
4	174,400	60	229,400	116	243,200
5	175,400	61	229,600	117	243,300
6	176,400	62	230,000	118	243,500
7	177,300	63	230,300	119	243,600
8	178,300	64	230,800	120	243,700
9	179,200	65	231,200	121	243,800
10	180,700	66	231,800	122	243,900
11	182,100	67	232,100	123	244,000
12	183,700	68	232,400	124	244,100
13	185,100	69	233,000	125	244,150
14	186,600	70	233,300	126	244,200
15	188,100	71	233,700	127	244,250
16	189,700	72	234,000	128	244,300
17	191,100	73	234,400	129	244,350
18	192,500	74	234,800	130	244,400
19	193,800	75	235,100	131	244,450
20	195,100	76	235,400	132	244,500
21	196,400	77	235,600	133	244,550
22	198,000	78	236,000	134	244,600
23	199,500	79	236,300	135	244,650
24	201,000	80	236,400	136	244,700
25	202,400	81	236,600	137	244,750
26	203,200	82	237,000	138	244,800
27	203,800	83	237,400	139	244,850
28	204,500	84	237,600	140	244,900
29	205,200	85	237,800	141	244,950
30	206,000	86	238,000	142	245,000
31	206,700	87	238,300	143	245,050
32	207,500	88	238,400	144	245,100
33	209,300	89	238,700	145	245,150
34	210,100	90	239,000	146	245,200
35	210,900	91	239,300	147	245,250
36	211,700	92	239,400	148	245,300
37	212,900	93	239,700	149	245,350
38	214,200	94	239,900		
39	215,500	95	240,000		
40	216,900	96	240,100	再雇用職員	215,600
41	217,800	97	240,300		
42	218,500	98	240,600		
43	219,000	99	240,800		
44	219,900	100	240,900		
45	220,600	101	241,000		
46	221,400	102	241,200		
47	222,000	103	241,400		
48	222,400	104	241,500		
49	222,900	105	241,600		
50	223,600	106	241,800		
51	224,400	107	242,000		
52	225,000	108	242,100		
53	225,500	109	242,300		
54	226,100	110	242,400		
55	226,700	111	242,600		
56	227,400	112	242,700		

別表第7 級別標準職務表（第11条第3項関係）

イ 削除

ロ 医療職基本給表（二）級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	1 薬剤師の職務 2 診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、管理栄養士、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は言語聴覚士の職務 3 歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師又は心理療法士（以下この表において「医療技術職員」という。）の職務
2 級	1 困難な業務を行う薬剤師の職務 2 主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任管理栄養士、主任栄養士、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士又は主任心理療法士の職務 3 困難な業務を行う医療技術職員（心理療法士を除く。）の職務
3 級	1 主任薬剤師の職務 2 副診療放射線技師長、副臨床検査技師長、副栄養管理室長、副臨床工学技士長、副理学療法士長、副作業療法士長又は副言語聴覚士長の職務 3 困難な業務を行う主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任管理栄養士、主任栄養士、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士又は主任心理療法士の職務
4 級	1 副薬剤部長又は副薬剤科長の職務 2 困難な業務を行う主任薬剤師の職務 3 診療放射線技師長、臨床検査技師長、栄養管理室長、臨床工学技士長、理学療法士長、作業療法士長又は言語聴覚士長の職務
5 級	1 薬剤科長の職務 2 理事長が定める規模の大きい病院の診療放射線技師長、臨床検査技師長、栄養管理室長、理学療法士長又は作業療法士長の職務
6 級	理事長が定める規模の大きい病院の薬剤部長の職務
7 級	理事長が定める特に規模の大きい病院の薬剤部長の職務
備考	1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。 2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることのできない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。 3 前2項の規定は、以下の級別標準職務表において同様とする。

ハ 医療職基本給表（三）級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	准看護師の職務
2 級	保健師、助産師又は看護師の職務
3 級	副看護師長の職務
4 級	看護師長の職務
5 級	副看護部長の職務

ニ 事務職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	一般職員の職務
2 級	係長の職務
3 級	班長又は専門職の職務
4 級	1 課長の職務 2 室長の職務
5 級	困難な業務を行う課長の職務
6 級	特に困難な業務を行うものとして理事長が別に定める職務

ホ 技能職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 一般職員の職務 2 助手職員の職務 3 労務職員の職務
2 級	1 職長、副職長又は主任の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする一般職員の職務
3 級	高度の技術又は経験を必要とする職長の職務
4 級	特に高度の技術又は経験を必要とする職長の職務
備考	1 「一般職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手、調理師又は洗たく長等職員である。 2 「助手職員」とは、看護助手、薬剤助手、診療放射線助手、臨床検査助手、管理栄養助手又は作業療法助手である。 3 「労務職員」とは、調理助手、保清員、洗たく員又は消毒員である。

へ 教育職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	教員の職務
2 級	教育主事の職務
3 級	副学校長の職務

ト 研究職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	研究員の職務
2 級	研究室長の職務
3 級	研究部長の職務

チ 福祉職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 児童指導員又は保育士の職務 2 医療社会事業専門員の職務
2 級	1 指導主任、主任児童指導員又は主任保育士の職務 2 医療社会事業専門職の職務
3 級	1 指導室長の職務 2 主任医療社会事業専門職の職務

リ 療養介助職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	療養介助員の職務
2 級	療養介助専門員の職務

ス 診療情報管理職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	一般職員の職務
2 級	係長の職務
3 級	班長又は専門職の職務

別表第8 初任給基準表（第12条第2項関係）

イ 医療職基本給表（一）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師 歯 科 医 師	博 士 課 程 修 了	25 号 俸
	大 学 6 卒	1 号 俸

備考

理事長が特に必要と認める場合は初任給欄の号俸について別に基準を定める。

ロ 医療職基本給表（二）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 劑 師	大 学 6 卒	1 級 35 号 俸
	大 学 卒	1 級 21 号 俸
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
臨 床 検 査 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
管 理 栄 養 士 栄 養 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
臨 床 工 学 技 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
視 能 訓 練 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
言 語 聴 覚 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
歯 科 衛 生 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 専 攻 科 卒	1 級 7 号 俸
歯 科 技 工 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸
あん摩マッサージ指圧師	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律134号）附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

ハ 医療職基本給表（三）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
保 健 師 助 産 師	大 学 卒	2 級 11 号 俸
	短 大 3 卒	2 級 5 号 俸
看 護 師	大 学 卒	2 級 9 号 俸
	短 大 3 卒	2 級 5 号 俸
	短 大 2 卒	2 級 1 号 俸
准 看 護 師	准 看 護 師 養 成 所 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所（平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護師法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号俸を、それぞれ「大学卒」にあつては2級15号俸、「短大2卒」にあつては2級9号俸とする。

ニ 事務職基本給表初任給基準表

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
国 家 公 務 員 採 用 試 験	総 合 職（院 卒）	1 級 43 号 俸
	総 合 職（大 卒）	1 級 33 号 俸
	一 般 職（大 卒）	1 級 25 号 俸
	一 般 職（高 卒）	1 級 5 号 俸
競 争 試 験	事 務 職 採 用 試 験（大 卒 程 度）	1 級 25 号 俸
	事 務 職 採 用 試 験（高 卒 程 度）	1 級 5 号 俸
そ の 他	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 試験欄の「国家公務員採用試験」「総合職（院卒）」は、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 2 試験欄の「国家公務員採用試験」「総合職（大卒）」は、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 3 試験欄の「国家公務員採用試験」「一般職（大卒）」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 4 試験欄の「国家公務員採用試験」「一般職（高卒）」は、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）、国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））及びこれに相当する採用試験をいう。
- 5 試験欄の「競争試験」「事務職採用試験（大卒程度）」は、就業規則第70条の5第1項に基づく大学卒業程度者の能力及び適正について判定する競争試験をいう。
- 6 試験欄の「競争試験」「事務職採用試験（高卒程度）」は、就業規則第70条の5第1項

ホ 技能職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
技 能 職 員	高 校 卒	1 級 17 号 俸
	中 学 卒	1 級 9 号 俸

備考

職種欄の「技能職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手、調理師、洗たく長等職員、看護助手、薬剤助手、診療放射線助手、臨床検査助手、管理栄養助手、理学療法助手又は作業療法助手である。

へ 研究職基本給表初任給基準表

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
採 用 試 験	総合職 (院卒)	1 級 15 号 俸
	総合職 (大卒)	1 級 5 号 俸
	一般職 (大卒)	1 級 1 号 俸
そ の 他	博 士 課 程 修 了 (大学6卒後のものに限る。)	1 級 37 号 俸
	博 士 課 程 修 了	1 級 33 号 俸
	修 士 課 程 修 了 専 門 職 学 位 課 程 修 了 大 学 6 卒	1 級 13 号 俸

備考

- 1 試験欄の「総合職 (院卒)」は、国家公務員採用総合職試験 (院卒者試験) 及びこれに相当する採用試験をいう。
- 2 試験欄の「総合職 (大卒)」は、国家公務員採用総合職試験 (大卒程度試験) 及びこれに相当する採用試験をいう。
- 3 試験欄の「一般職 (大卒)」は、国家公務員採用一般職試験 (大卒程度試験) 及びこれに相当する採用試験をいう。
- 4 試験欄の「その他」の区分に対応する学歴免許等欄の「博士課程修了 (大学6卒後のものに限る。）」、「博士課程修了」又は「修士課程修了専門職学位課程修了大学6卒」の区分は、あらかじめ理事長の承認を得た者に適用する。
- 5 試験欄の「総合職 (院卒)」又は「総合職 (大卒)」の区分の適用を受ける者のうち、「博士課程修了」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6卒」の学歴免許等の資格を有する者で相当高度の研究業績を有する者をもって充てる必要のある職に採用されるものについては、この表の初任給欄の号俸が「博士課程修了」にあつては「1級33号俸」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6卒」にあつては「1級17号俸」

ト 福祉職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
児 童 指 導 員 医 療 社 会 事 業 専 門 員	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
保 育 士	短 大 卒	1 級 11 号 俸

備考

- 1 児童自立支援事業、児童福祉事業等に従事したことにより児童指導員又は保育士になった者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は、理事長が別に定める。
- 2 職種欄の「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有す

チ 療養介助職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
療 養 介 助 専 門 員	大 学 卒	2 級 21 号 俸
	短 大 卒	2 級 11 号 俸
	高 校 卒	2 級 1 号 俸
療 養 介 助 員	短 大 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 職種欄の「療養介助専門員」とは、介護福祉士の資格を有し、身体清潔、食事、排泄、安全・安楽、運動・移動に関する介助等の業務（以下「身体介助等の業務」という。）に加え、介護計画の作成（外出時の支援を含む。）を行う職員をいう。
- 2 職種欄の「療養介助員」とは、介護職員初任者研修修了（旧ホームヘルパー2級）の資格を有し、身体介助等の業務を行う職員をいう。
- 3 学歴免許等の「大学卒」、「短大卒」の区分の適用については、理事長が別に定める学校等

リ 診療情報管理職基本給表初任給基準表

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
国 家 公 務 員 採 用 試 験	総合職（院卒）	1 級 43 号 俸
	総合職（大卒）	1 級 33 号 俸
	一般職（大卒）	1 級 25 号 俸
	一般職（高卒）	1 級 5 号 俸
競 争 試 験	事務職採用試験 （大卒程度）	1 級 25 号 俸
	事務職採用試験 （高卒程度）	1 級 5 号 俸
そ の 他	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 試験欄の「国家公務員採用試験」「総合職（院卒）」は、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 2 試験欄の「国家公務員採用試験」「総合職（大卒）」は、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 3 試験欄の「国家公務員採用試験」「一般職（大卒）」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 4 試験欄の「国家公務員採用試験」「一般職（高卒）」は、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）、国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））及びこれに相当する採用試験をいう。
- 5 試験欄の「競争試験」「事務職採用試験（大卒程度）」は、就業規則第70条の5第1項に基づく大学卒業者程度の能力及び適正について判定する競争試験をいう。
- 6 試験欄の「競争試験」「事務職採用試験（高卒程度）」は、就業規則第70条の5第1項に基づく高等学校卒業者程度の能力及び適正について判定する競争試験をいう。

ヌ 医師事務作業専門職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師 事 務 作 業 専 門 員	大 学 卒	25 号 俸
	高 校 卒	5 号 俸

備考

職種欄の「医師事務作業専門員」とは、医師の指示の下に、診断書等の文書作成、診療記録への代行入力補助等を行う職員をいう。

別表第9 学歴免許等資格区分表（第12条第2項関係）

学 歴 免 許 等 の 区 分		学 歴 免 許 等 の 資 格
基礎学歴区分	学 歴 区 分	
1 大 学 卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	六 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 国立研究開発法人国立国際医療研究センター国立看護大学校の卒業 (3) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短 大 卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (5) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (6) 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (7) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (8) 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は「短大2卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 (9) 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第33条第3号の規定に基づき厚生労働省令（平成10年厚令第74号）で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における1年（高等専門学校にあっては、4年）以上の修業を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (10) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あん摩マッサージ指圧師法」という。）による学校又は養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。）の卒業 (11) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (12) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

	二 短大2卒	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項の規定による栄養士の養成施設（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (5) 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (6) 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (7) あん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限5年のものに限る。）の卒業 (8) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所の進学課程（同法第21条第3号に該当する者に係る課程をいう。）の卒業 (9) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条第1項第1号に規定する保育士（名称変更前の保母を含む。）を養成する学校その他の施設（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (10) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (11) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 短大1卒	<ul style="list-style-type: none"> (1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	一 高校専攻科卒	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護講師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

別表第10 昇格対応号俵表(第13条第1項関係)

イ 医療職基本給表(二)

昇格した日の 前日に受けて いた号俵	昇 格 後 の 号 俵					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
13	1	1	1	1	1	1
14	1	2	1	1	1	1
15	1	3	1	1	1	1
16	1	4	1	1	1	1
17	1	5	1	1	1	1
18	1	6	2	2	2	1
19	1	7	3	3	3	1
20	1	8	4	4	4	1
21	1	9	5	5	5	1
22	1	10	6	6	6	1
23	1	11	7	7	7	1
24	1	12	8	8	8	1
25	1	13	9	9	9	1
26	1	14	10	10	10	2
27	1	15	11	11	11	3
28	1	16	12	12	12	4
29	1	17	13	13	13	5
30	1	18	14	14	14	6
31	1	19	15	15	15	7
32	1	20	16	16	16	8
33	1	21	17	17	17	9
34	1	22	18	18	18	10
35	1	23	19	19	19	11
36	1	24	20	20	20	12
37	1	25	21	21	21	12
38	2	26	22	22	21	12
39	3	27	23	23	22	12
40	4	28	24	24	22	13
41	5	29	25	25	23	13
42	6	30	26	26	23	13
43	7	31	27	27	24	13
44	8	32	28	28	24	14
45	9	33	29	29	25	14
46	10	34	30	30	25	14
47	11	35	31	31	25	14
48	12	36	32	32	25	15
49	13	37	33	33	25	15
50	14	38	33	33	25	15
51	15	39	34	34	26	15
52	16	40	34	34	26	16
53	17	41	35	35	26	16
54	18	42	35	35	27	16
55	19	43	36	36	27	16
56	20	44	36	36	27	17
57	21	45	37	37	28	17
58	22	46	38	37	28	17
59	23	47	39	37	29	17
60	24	48	40	38	29	17
61	25	49	41	38	29	17
62	26	50	41	38	29	
63	27	51	41	39	30	
64	28	52	42	39	30	
65	29	53	42	39	30	
66	30	54	42	40	30	
67	31	55	43	40	30	
68	32	56	43	40	30	
69	33	57	43	41	31	
70	34	58	44	41	31	
71	35	59	44	42	31	
72	36	60	44	42	31	
73	37	61	45	43	31	
74	38	61	45	43	31	
75	39	62	45	44	31	
76	40	62	45	44	31	
77	41	63	46	45	32	
78	42	63	46	45	32	
79	43	64	46	46	32	
80	44	64	46	46	32	
81	45	65	47	47		
82	46	65	47	47		
83	47	66	47	48		
84	48	66	47	48		
85	49	67	48	48		
86	50	67	48	48		
87	51	68	48	49		
88	52	68	48	49		
89	53	69	49	49		
90	53	70	49	50		
91	54	71	49	50		
92	54	72	50	50		
93	55	73	50	51		
94	55	73	50	51		
95	56	74	51	51		
96	56	74	51	52		
97	57	75	51	52		
98	57	75	52	52		
99	58	76	52	53		
100	58	76	52	53		
101	59	77	53			
102	59	77	53			
103	60	78	54			
104	60	78	54			
105	61	79	55			
106	61	79	55			
107	61	80	56			
108	61	80	56			
109	61	81	57			
110	62	81	57			
111	62	82	57			
112	62	82	57			
113	62	83	58			
114	62	83	58			

115	63	84	58
116	63	84	58
117	63	85	59
118	63	85	59
119	63	85	59
120	64	86	59
121	64	86	60
122	64	86	60
123	64	87	
124	64	87	
125	64	87	
126	65		
127	65		
128	65		
129	65		
130	65		
131	65		
132	65		
133	65		
134	66		
135	66		
136	66		
137	66		
138	66		
139	66		
140	66		
141	66		
142	66		
143	67		
144	67		
145	67		
146	67		
147	67		
148	67		
149	67		
150	67		
151	67		
152	68		
153	68		
154	68		
155	68		
156	68		
157	68		
158	68		
159	68		
160	68		
161	69		
162	69		
163	69		
164	69		
165	69		
166	69		
167	69		
168	69		
169	69		
170	69		

ロ 医療職基本給表（三）

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸			
	2級	3級	4級	5級
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	2	1	6	2
19	3	1	7	3
20	4	1	8	4
21	5	1	9	5
22	6	1	10	6
23	7	1	11	7
24	8	1	12	8
25	9	1	13	9
26	10	2	14	10
27	11	3	15	11
28	12	4	16	12
29	13	5	17	13
30	14	6	18	14
31	15	7	19	15
32	16	8	20	16
33	17	9	21	17
34	18	10	22	18
35	19	11	23	19
36	20	12	24	20
37	21	13	25	21
38	22	14	26	22
39	23	15	27	23
40	24	16	28	24
41	25	17	29	25
42	26	18	30	26
43	27	19	31	27
44	28	20	32	28
45	29	21	33	29
46	30	22	34	30
47	31	23	35	31
48	32	24	36	32
49	33	25	37	33
50	34	26	38	34
51	35	27	39	35
52	36	28	40	36
53	37	29	41	37
54	38	30	42	38
55	39	31	43	39
56	40	32	44	40
57	41	33	45	41
58	42	34	46	42
59	43	35	47	43
60	44	36	48	44
61	45	37	49	45
62	46	38	50	46
63	47	39	51	47
64	48	40	52	48
65	49	41	53	49
66	50	42	54	50
67	51	43	55	51
68	52	44	56	52
69	53	45	57	53
70	54	46	58	53
71	55	47	59	54
72	56	48	60	54
73	57	49	61	55
74	58	50	62	55
75	59	51	63	56
76	60	52	64	56
77	61	53	65	57
78	62	54	66	58
79	63	55	67	59
80	64	56	68	60
81	65	57	69	61
82	65	58	70	61
83	66	59	71	62
84	66	60	72	62
85	67	61	73	63
86	67	62	74	63
87	68	63	75	64
88	68	64	76	64
89	69	65	77	65
90	70	66	78	65
91	71	67	79	66
92	72	68	80	66
93	73	69	81	67
94	73	70	82	67
95	74	71	83	68
96	74	72	84	68
97	75	73	85	69
98	75	74	85	70
99	76	75	86	71
100	76	76	86	72
101	77	77	87	73
102	77	78	87	73
103	78	79	88	74
104	78	80	88	74
105	79	81	89	75
106	79	81	90	75
107	80	81	91	76
108	80	82	92	76
109	81	82	93	77
110	81	82	94	78
111	81	83	95	79
112	81	83	96	80
113	82	83	97	81
114	82	84	98	81

115	82	84	99	82
116	82	84	100	82
117	83	85	101	83
118	83	85	101	83
119	83	85	102	84
120	83	85	102	84
121	84	86	103	85
122	84	86	103	86
123	84	86	104	87
124	84	86	104	88
125	85	87	105	89
126	85	87	105	89
127	85	87	105	90
128	86	87	106	90
129	86	88	106	91
130	86	88	106	91
131	87	88	107	
132	87	88	107	
133	87	89	107	
134	88	89	108	
135	88	89	108	
136	88	90	108	
137	89	90	109	
138	89	91	109	
139	89	91	109	
140	89	91	110	
141	90	92		
142	90	92		
143	90	92		
144	90	92		
145	91	92		
146	91	93		
147	91	93		
148	91	93		
149	92	93		
150	92	94		
151	92	94		
152	92	94		
153	93	95		
154	93	95		
155	93	95		
156	93	95		
157	94	95		
158	94	95		
159	94	96		
160	94	96		
161	95	96		
162	95	96		
163	95	96		
164	95	96		
165	96	96		
166	96	96		
167	96	96		
168	96	96		
169	97			
170	97			
171	97			
172	97			
173	97			
174	97			
175	98			
176	98			
177	98			
178	98			
179	98			

ハ 事務職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俵	昇格後の号俵				
	2級	3級	4級	5級	6級
9	1	1	1	1	1
10	1	1	2	2	1
11	1	1	3	3	1
12	1	1	4	4	1
13	1	1	5	5	1
14	1	1	6	6	2
15	1	1	7	7	3
16	1	1	8	8	4
17	1	1	9	9	5
18	1	2	10	10	6
19	1	3	11	11	7
20	1	4	12	12	8
21	1	5	13	13	9
22	1	6	14	14	10
23	1	7	15	15	11
24	1	8	16	16	12
25	1	9	17	17	13
26	1	10	18	18	14
27	1	11	19	19	15
28	1	12	20	20	16
29	1	13	21	21	17
30	1	14	22	22	18
31	1	15	23	23	19
32	1	16	24	24	20
33	1	17	25	25	21
34	1	18	26	26	21
35	1	19	27	27	22
36	1	20	28	28	22
37	1	21	29	29	23
38	1	22	30	30	23
39	1	23	31	31	24
40	1	24	32	32	24
41	1	25	33	33	25
42	1	26	34	34	25
43	1	27	35	35	26
44	1	28	36	36	26
45	1	29	37	37	27
46	1	30	38	38	27
47	1	31	39	39	28
48	1	32	40	40	28
49	1	33	41	41	29
50	2	34	42	41	29
51	3	35	43	42	29
52	4	36	44	42	29
53	5	37	45	43	30
54	6	38	46	43	30
55	7	39	47	44	30
56	8	40	48	44	30
57	9	41	49	45	31
58	10	42	50	45	31
59	11	43	51	46	31
60	12	44	52	46	31
61	13	45	53	47	32
62	14	45	54	47	32
63	15	45	55	48	32
64	16	46	56	48	32
65	17	46	57	49	33
66	18	46	58	49	33
67	19	47	59	50	33
68	20	47	60	50	34
69	21	47	61	51	35
70	22	48	62	51	35
71	23	48	63	51	35
72	24	48	64	51	35
73	25	49	65	52	36
74	26	49	66	53	36
75	27	49	67	54	36
76	28	50	68	55	36
77	29	50	69	56	36
78	30	50	69	57	36
79	31	51	70	57	36
80	32	51	71	58	36
81	33	51	72	59	37
82	34	52	72	60	37
83	35	52	73	60	38
84	36	52	74	61	38
85	37	53	75	61	39
86	38	53	76	61	39
87	39	53	77	61	40
88	40	53	78	61	40
89	41	54	79	62	41
90	41	54	80	62	41
91	42	54	81	62	41
92	42	54	82	62	41
93	43	55	83	63	41
94	43	55	84	63	42
95	44	55	85	63	42
96	44	55	85	63	42
97	45	56	85	64	42
98	45	56	86	64	42
99	46	56	86	64	43
100	46	56	86	64	43
101	47	57	87	65	
102	47	57	87	65	
103	48	58	87	65	
104	48	58	88	65	
105	49	59	88	66	
106	49	59	88		
107	49	60	89		
108	49	60	90		
109	50	61			
110	50	61			

111	50	62
112	50	62
113	51	63
114	51	63
115	51	64
116	51	64
117	52	65
118	52	65
119	52	66
120	52	66
121	53	67
122	53	67
123	53	68
124	53	68
125	53	69
126	54	69
127	54	70
128	54	70
129	54	71
130	54	71
131	55	
132	55	
133	55	
134	55	
135	55	
136	56	
137	56	
138	56	
139	56	
140	56	
141	57	
142	57	
143	57	
144	57	
145	57	
146	58	
147	58	
148	58	
149	58	
150	58	
151	59	
152	59	
153	59	
154	59	
155	59	
156	60	
157	60	
158	60	
159	60	
160	60	
161	60	
162	60	
163	60	
164	60	
165	60	
166	60	
167	60	
168	60	
169	61	
170	61	
171	61	
172	61	

ニ 技能職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俵	昇格後の号俵		
	2級	3級	4級
17	1	1	1
18	1	1	2
19	1	1	3
20	1	1	4
21	1	1	5
22	1	1	6
23	1	1	7
24	1	1	8
25	1	1	9
26	1	1	10
27	1	1	11
28	1	1	12
29	1	1	13
30	1	2	13
31	1	3	14
32	1	4	14
33	1	5	15
34	1	6	15
35	1	7	16
36	1	8	16
37	1	9	17
38	1	10	17
39	1	11	18
40	1	12	18
41	1	13	19
42	1	14	19
43	1	15	20
44	1	16	20
45	1	17	21
46	1	18	22
47	1	19	23
48	1	20	24
49	1	21	25
50	2	22	25
51	3	23	25
52	4	24	26
53	5	25	26
54	6	26	26
55	7	27	27
56	8	28	27
57	9	29	27
58	10	30	28
59	11	31	28
60	12	32	28
61	13	33	29
62	14	34	29
63	15	35	30
64	16	36	30
65	17	37	31
66	18	38	31
67	19	39	32
68	20	40	32
69	21	41	33
70	22	42	33
71	23	43	33
72	24	44	34
73	25	45	34
74	26	46	34
75	27	47	35
76	28	48	35
77	29	49	35
78	29	50	36
79	30	51	36
80	30	52	36
81	31	53	37
82	31	54	37
83	32	55	37
84	32	56	38
85	33	57	38
86	34	58	38
87	35	59	38
88	36	60	39
89	37	61	39
90	38	61	39
91	39	62	39
92	40	62	39
93	41	63	40
94	42	63	40
95	43	64	40
96	44	64	41
97	45	65	41
98	46	65	41
99	47	66	41
100	48	66	41
101	49	67	41
102	49	67	41
103	50	68	41
104	50	68	42
105	51	69	42
106	51	70	42
107	52	71	42
108	52	72	42
109	53	73	42
110	53	73	42
111	54	74	42
112	54	74	42
113	55	75	43
114	55	75	43
115	56	76	43
116	56	76	43
117	57	77	43
118	57	78	43
119	58	79	
120	58	79	
121	59	80	
122	59	81	
123	60	82	
124	60	83	
125	61	83	
126	61	83	
127	61	84	
128	61	84	
129	62	85	
130	62	85	
131	62	85	
132	62	85	
133	63	86	
134	63	86	
135	63	86	
136	63	86	
137	64	87	
138	64	87	
139	64	87	
140	64	87	
141	65	88	
142	65	88	
143	65		
144	65		
145	66		
146	66		
147	66		
148	66		
149	67		
150	67		
151	67		
152	67		
153	68		
154	68		
155	68		
156	68		
157	69		
158	69		
159	69		
160	69		
161	70		
162	70		
163	70		
164	71		
165	72		
166	72		
167	72		
168	72		
169	72		
170	73		
171	74		
172	74		
173	74		
174	74		
175	75		
176	75		
177	75		
178	76		
179	76		
180	76		
181	77		
182	77		
183	77		
184	77		
185	77		
186	77		
187	77		
188	78		
189	78		
190	78		

ホ 教育職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級
9	1	1
10	2	1
11	3	1
12	4	1
13	5	1
14	6	2
15	7	3
16	8	4
17	9	5
18	10	6
19	11	7
20	12	8
21	13	9
22	14	10
23	15	11
24	16	12
25	17	13
26	18	14
27	19	15
28	20	16
29	21	17
30	22	18
31	23	19
32	24	20
33	25	21
34	26	22
35	27	23
36	28	24
37	29	25
38	30	26
39	31	27
40	32	28
41	33	29
42	34	30
43	35	31
44	36	32
45	37	33
46	38	34
47	39	35
48	40	36
49	41	37
50	42	38
51	43	39
52	44	40
53	45	41
54	46	42
55	47	43
56	48	44
57	49	45
58	50	46
59	51	47
60	52	48
61	53	49
62	54	49
63	55	50
64	56	50
65	57	51
66	58	51
67	59	52
68	60	52
69	61	53
70	62	54
71	63	55
72	64	56
73	65	57
74	66	58
75	67	59
76	68	60
77	69	61
78	70	62
79	71	63
80	72	64
81	73	65
82	74	66
83	75	67
84	76	68
85	77	69
86	78	69
87	79	70
88	80	70
89	81	71
90	82	71
91	83	72
92	84	72
93	85	73
94	86	74
95	87	75
96	88	76
97	89	77
98	90	78
99	91	79
100	92	80
101	93	80
102	94	80
103	95	80
104	96	80
105	97	80
106	98	80
107	99	80
108	100	80
109	101	81
110	102	82

111	103	82
112	104	83
113	105	84
114	106	84
115	107	85
116	108	86
117	109	86
118	110	86
119	111	87
120	112	87
121	113	87
122	114	88
123	115	88
124	116	88
125	117	89
126	117	89
127	117	89
128	117	89
129	117	89
130	118	90
131	119	90
132	119	90
133	119	90
134	120	90
135	120	
136	120	
137	121	
138	121	
139	121	
140	122	
141	122	

ヘ 研究職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級
33	1	1
34	2	1
35	3	1
36	4	1
37	5	1
38	6	1
39	7	1
40	8	1
41	9	1
42	10	2
43	11	3
44	12	4
45	13	5
46	14	5
47	15	6
48	16	6
49	17	7
50	17	7
51	18	8
52	18	8
53	19	9
54	19	10
55	20	11
56	20	12
57	21	13
58	21	13
59	22	13
60	22	13
61	23	14
62	23	14
63	24	14
64	24	14
65	25	15
66	25	15
67	26	15
68	26	15
69	27	15
70	27	15
71	28	16
72	28	16
73	29	16
74	29	16
75	30	16
76	30	16
77	31	17
78	31	17
79	32	17
80	32	17
81	33	18
82	33	18
83	33	18
84	33	18
85	34	18
86	34	18
87	34	19
88	34	19
89	35	19
90	35	19
91	35	19
92	35	19
93	36	19
94	36	19
95	36	20
96	36	20
97	37	20
98	37	20
99	37	20
100	38	20
101	38	20
102	38	20
103	39	20
104	39	20
105	40	21
106	40	21
107	40	
108	41	
109	41	
110	41	
111	42	
112	42	
113	42	
114	43	
115	43	
116	44	
117	44	
118	44	
119	45	
120	45	
121	46	

ト 福祉職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級
9	1	1
10	1	2
11	1	3
12	1	4
13	1	5
14	1	6
15	1	7
16	1	8
17	1	9
18	1	10
19	1	11
20	1	12
21	1	13
22	1	14
23	1	15
24	1	16
25	1	17
26	1	18
27	1	19
28	1	20
29	1	21
30	1	22
31	1	23
32	1	24
33	1	25
34	1	26
35	1	27
36	1	28
37	1	29
38	1	30
39	1	31
40	1	32
41	1	33
42	1	33
43	1	34
44	1	34
45	1	35
46	1	35
47	1	36
48	1	36
49	1	37
50	1	38
51	1	39
52	1	40
53	1	41
54	1	41
55	1	41
56	1	42
57	1	42
58	2	42
59	3	43
60	4	43
61	5	43
62	6	44
63	7	44
64	8	44
65	9	45
66	10	45
67	11	45
68	12	45
69	13	45
70	14	46
71	15	46
72	16	46
73	17	46
74	18	46
75	19	47
76	20	47
77	21	48
78	22	48
79	23	48
80	24	48
81	25	48
82	26	49
83	27	49
84	28	49
85	29	49
86	30	49
87	31	49
88	32	49
89	33	50
90	34	50
91	35	50
92	36	50
93	37	50
94	38	50
95	39	50
96	40	51
97	41	51
98	42	51
99	43	51
100	44	51
101	45	51
102	46	51
103	47	52
104	48	52
105	49	52
106	50	52
107	51	52
108	52	52
109	53	
110	54	

111	55
112	56
113	57
114	57
115	58
116	58
117	59
118	59
119	60
120	60
121	61
122	61
123	62
124	62
125	63
126	63
127	64
128	64
129	65
130	65
131	66
132	66
133	67
134	67
135	68
136	68
137	69
138	70
139	71
140	72
141	73
142	74
143	75
144	76
145	76
146	76
147	77
148	77
149	78
150	78
151	79
152	79
153	79
154	80
155	80
156	80
157	81
158	81
159	81
160	81
161	81
162	81
163	82
164	82
165	82
166	82
167	82
168	82
169	82
170	82

チ 療養介助職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	89
91	90
92	90
93	91
94	91
95	92
96	92
97	93
98	93
99	94
100	94
101	95
102	95

103	96
104	96
105	97
106	97
107	98
108	98
109	99
110	99
111	100
112	100
113	101
114	101
115	101
116	102
117	102
118	102
119	103
120	103
121	103
122	104
123	104
124	104
125	104
126	105
127	105
128	105
129	105
130	106
131	106
132	106
133	106
134	107
135	107
136	107
137	107
138	108
139	108
140	108
141	108
142	109
143	109
144	109
145	109
146	110
147	110
148	110
149	110

リ 診療情報管理職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	2
19	1	3
20	1	4
21	1	5
22	1	6
23	1	7
24	1	8
25	1	9
26	1	10
27	1	11
28	1	12
29	1	13
30	1	14
31	1	15
32	1	16
33	1	17
34	1	18
35	1	19
36	1	20
37	1	21
38	1	22
39	1	23
40	1	24
41	1	25
42	1	26
43	1	27
44	1	28
45	1	29
46	1	30
47	1	31
48	1	32
49	1	33
50	2	34
51	3	35
52	4	36
53	5	37
54	6	38
55	7	39
56	8	40
57	9	41
58	10	42
59	11	43
60	12	44
61	13	45
62	14	45
63	15	45
64	16	46
65	17	46
66	18	46
67	19	47
68	20	47
69	21	47
70	22	48
71	23	48
72	24	48
73	25	49
74	26	49
75	27	49
76	28	50
77	29	50
78	30	50
79	31	51
80	32	51
81	33	51
82	34	52
83	35	52
84	36	52
85	37	53
86	38	53
87	39	53
88	40	53
89	41	54
90	41	54
91	42	54
92	42	54
93	43	55
94	43	55
95	44	55
96	44	55
97	45	56
98	45	56
99	46	56
100	46	56
101	47	57
102	47	57
103	48	58
104	48	58
105	49	59
106	49	59
107	49	60
108	49	60
109	50	61
110	50	61

111	50	62
112	50	62
113	51	63
114	51	
115	51	
116	51	
117	52	
118	52	
119	52	
120	52	
121	53	
122	53	
123	53	
124	53	
125	53	
126	54	
127	54	
128	54	
129	54	
130	54	
131	55	
132	55	
133	55	
134	55	
135	55	
136	56	
137	56	
138	56	
139	56	
140	56	
141	57	
142	57	
143	57	
144	57	
145	57	
146	58	
147	58	
148	58	
149	58	
150	58	
151	59	
152	59	
153	59	
154	59	
155	59	
156	60	
157	60	

別表第10の2 基本給表別職員層区分表（第15条第3項関係）

区 分	初 任 層	中 間 層	管 理 職 層
医療職基本給表（一）	—	（中間層）	—
医療職基本給表（二）	1 級	2 級～5 級	6 級、7 級
医療職基本給表（三）	1 級、2 級	3 級～5 級	—
事務職基本給表	1 級	2 級～5 級	6 級
技能職基本給表	1 級	2 級～4 級	—
教育職基本給表	—	1 級、2 級	3 級
研究職基本給表	—	1 級、2 級	3 級
福祉職基本給表	1 級	2 級、3 級	—
療養介助職基本給表	1 級、2 級	—	—
診療情報管理職基本給表	1 級	2 級、3 級	—
医師事務作業専門職基本給表	（初任層）	—	—

別表第11 削除

別表第12 削除

別表第12の2 (第17条の2第1項関係)

イ 基本年俸表 (一)

職務の級 号俸	1 級			2 級		
	基本年俸額			基本年俸額		
	月 例 年俸額	業績年俸額		月 例 年俸額	業績年俸額	
		1 欄	2 欄		1 欄	2 欄
円	円	円	円	円	円	
1	4,387,200	1,766,000	2,073,000	5,329,200	2,519,000	2,705,000
2	4,441,200	1,788,000	2,099,000	5,370,000	2,538,000	2,726,000
3	4,491,600	1,808,000	2,123,000	5,408,400	2,556,000	2,745,000
4	4,544,400	1,830,000	2,148,000	5,448,000	2,575,000	2,765,000
5	4,596,000	1,850,000	2,172,000	5,488,800	2,594,000	2,786,000
6	4,650,000	1,872,000	2,198,000	5,526,000	2,612,000	2,805,000
7	4,701,600	1,893,000	2,222,000	5,563,200	2,629,000	2,824,000
8	4,756,800	1,915,000	2,248,000	5,600,400	2,647,000	2,843,000
9	4,809,600	1,936,000	2,273,000	5,638,800	2,665,000	2,862,000
10	4,861,200	1,957,000	2,297,000	5,676,000	2,682,000	2,881,000
11	4,912,800	1,978,000	2,322,000	5,713,200	2,700,000	2,900,000
12	4,965,600	1,999,000	2,347,000	5,750,400	2,718,000	2,919,000
13	5,017,200	2,020,000	2,371,000	5,785,200	2,734,000	2,936,000
14	5,056,800	2,036,000	2,390,000	5,821,200	2,751,000	2,955,000
15	5,096,400	2,052,000	2,409,000	5,858,400	2,769,000	2,974,000
16	5,134,800	2,067,000	2,427,000	5,892,000	2,784,000	2,991,000
17	5,176,800	2,084,000	2,447,000	5,926,800	2,801,000	3,008,000
18	5,217,600	2,101,000	2,466,000	5,962,800	2,818,000	3,027,000
19	5,254,800	2,116,000	2,483,000	5,997,600	2,834,000	3,044,000
20	5,293,200	2,131,000	2,502,000	6,033,600	2,851,000	3,063,000
21	5,332,800	2,147,000	2,520,000	6,068,400	2,868,000	3,080,000
22	5,368,800	2,161,000	2,537,000	6,102,000	2,884,000	3,097,000
23	5,406,000	2,176,000	2,555,000	6,135,600	2,900,000	3,114,000
24	5,445,600	2,192,000	2,574,000	6,168,000	2,915,000	3,131,000
25	5,478,000	2,205,000	2,589,000	6,201,600	2,931,000	3,148,000
26	5,514,000	2,220,000	2,606,000	6,234,000	2,946,000	3,164,000
27	5,551,200	2,235,000	2,623,000	6,264,000	2,960,000	3,179,000
28	5,587,200	2,249,000	2,640,000	6,297,600	2,976,000	3,197,000
29	5,623,200	2,264,000	2,657,000	6,328,800	2,991,000	3,212,000
30	5,659,200	2,278,000	2,674,000	6,361,200	3,006,000	3,229,000
31	5,691,600	2,291,000	2,690,000	6,391,200	3,020,000	3,244,000
32	5,727,600	2,306,000	2,707,000	6,424,800	3,036,000	3,261,000
33	5,761,200	2,319,000	2,723,000	6,451,200	3,049,000	3,274,000
34	5,793,600	2,332,000	2,738,000	6,480,000	3,062,000	3,289,000
35	5,824,800	2,345,000	2,753,000	6,510,000	3,076,000	3,304,000
36	5,857,200	2,358,000	2,768,000	6,540,000	3,091,000	3,320,000
37	5,881,200	2,368,000	2,779,000	6,570,000	3,105,000	3,335,000
38	5,914,800	2,381,000	2,795,000	6,600,000	3,119,000	3,350,000
39	5,946,000	2,394,000	2,810,000	6,631,200	3,134,000	3,366,000
40	5,979,600	2,407,000	2,826,000	6,661,200	3,148,000	3,381,000
41	6,008,400	2,419,000	2,839,000	6,690,000	3,162,000	3,396,000
42	6,042,000	2,432,000	2,855,000	6,718,800	3,175,000	3,410,000
43	6,070,800	2,444,000	2,869,000	6,745,200	3,188,000	3,424,000
44	6,103,200	2,457,000	2,884,000	6,775,200	3,202,000	3,439,000
45	6,134,400	2,470,000	2,899,000	6,800,400	3,214,000	3,452,000
46	6,164,400	2,482,000	2,913,000	6,826,800	3,226,000	3,465,000
47	6,194,400	2,494,000	2,927,000	6,853,200	3,239,000	3,478,000
48	6,223,200	2,505,000	2,941,000	6,880,800	3,252,000	3,493,000
49	6,250,800	2,516,000	2,954,000	6,906,000	3,264,000	3,505,000
50	6,280,800	2,529,000	2,968,000	6,933,600	3,277,000	3,519,000
51	6,310,800	2,541,000	2,982,000	6,958,800	3,289,000	3,532,000
52	6,342,000	2,553,000	2,997,000	6,987,600	3,302,000	3,547,000

53	6,369,600	2,564,000	3,010,000	7,010,400	3,313,000	3,558,000
54	6,398,400	2,576,000	3,024,000	7,036,800	3,325,000	3,572,000
55	6,422,400	2,586,000	3,035,000	7,062,000	3,337,000	3,584,000
56	6,448,800	2,596,000	3,048,000	7,087,200	3,349,000	3,597,000
57	6,472,800	2,606,000	3,059,000	7,111,200	3,361,000	3,609,000
58	6,498,000	2,616,000	3,071,000	7,136,400	3,372,000	3,622,000
59	6,524,400	2,627,000	3,083,000	7,161,600	3,384,000	3,635,000
60	6,550,800	2,637,000	3,096,000	7,188,000	3,397,000	3,648,000
61	6,577,200	2,648,000	3,108,000	7,213,200	3,409,000	3,661,000
62	6,601,200	2,657,000	3,120,000	7,237,200	3,420,000	3,673,000
63	6,627,600	2,668,000	3,132,000	7,258,800	3,430,000	3,684,000
64	6,652,800	2,678,000	3,144,000	7,281,600	3,441,000	3,696,000
65	6,679,200	2,689,000	3,156,000	7,304,400	3,452,000	3,707,000
66	6,699,600	2,697,000	3,166,000	7,326,000	3,462,000	3,718,000
67	6,720,000	2,705,000	3,176,000	7,345,200	3,471,000	3,728,000
68	6,740,400	2,714,000	3,185,000	7,366,800	3,481,000	3,739,000
69	6,757,200	2,720,000	3,193,000	7,384,800	3,490,000	3,748,000
70	6,780,000	2,729,000	3,204,000	7,400,400	3,497,000	3,756,000
71	6,799,200	2,737,000	3,213,000	7,417,200	3,505,000	3,765,000
72	6,819,600	2,745,000	3,223,000	7,434,000	3,513,000	3,773,000
73	6,836,400	2,752,000	3,231,000	7,448,400	3,520,000	3,781,000
74	6,849,600	2,757,000	3,237,000	7,462,800	3,527,000	3,788,000
75	6,861,600	2,762,000	3,243,000	7,477,200	3,533,000	3,795,000
76	6,873,600	2,767,000	3,248,000	7,491,600	3,540,000	3,802,000
77	6,889,200	2,773,000	3,256,000	7,503,600	3,546,000	3,809,000
78	6,901,200	2,778,000	3,261,000	7,513,200	3,550,000	3,813,000
79	6,915,600	2,784,000	3,268,000	7,522,800	3,555,000	3,818,000
80	6,927,600	2,789,000	3,274,000	7,532,400	3,560,000	3,823,000
81	6,943,200	2,795,000	3,281,000	7,543,200	3,565,000	3,829,000
82	6,956,400	2,800,000	3,287,000	7,551,600	3,569,000	3,833,000
83	6,968,400	2,805,000	3,293,000	7,558,800	3,572,000	3,837,000
84	6,984,000	2,812,000	3,300,000	7,567,200	3,576,000	3,841,000
85	6,997,200	2,817,000	3,307,000	7,575,600	3,580,000	3,845,000
86	7,008,000	2,821,000	3,312,000	7,584,000	3,584,000	3,849,000
87	7,021,200	2,827,000	3,318,000	7,587,600	3,586,000	3,851,000
88	7,033,200	2,831,000	3,324,000	7,594,800	3,589,000	3,855,000
89	7,046,400	2,837,000	3,330,000	7,602,000	3,592,000	3,859,000
90	7,058,400	2,842,000	3,336,000	7,609,200	3,596,000	3,862,000
91	7,071,600	2,847,000	3,342,000	7,615,200	3,599,000	3,865,000
92	7,082,400	2,851,000	3,347,000	7,622,400	3,602,000	3,869,000
93	7,095,600	2,856,000	3,353,000	7,629,600	3,605,000	3,873,000
94	7,104,000	2,860,000	3,357,000	7,638,000	3,609,000	3,877,000
95	7,112,400	2,863,000	3,361,000	7,645,200	3,613,000	3,880,000
96	7,120,800	2,867,000	3,365,000	7,651,200	3,616,000	3,883,000
97	7,129,200	2,870,000	3,369,000	7,658,400	3,619,000	3,887,000
98	7,136,400	2,873,000	3,372,000	7,662,000	3,621,000	3,889,000
99	7,144,800	2,876,000	3,376,000	7,666,800	3,623,000	3,891,000
100	7,152,000	2,879,000	3,380,000	7,670,400	3,625,000	3,893,000
101	7,159,200	2,882,000	3,383,000	7,674,000	3,626,000	3,895,000
102	7,165,200	2,884,000	3,386,000	7,677,600	3,628,000	3,897,000
103	7,172,400	2,887,000	3,389,000	7,681,200	3,630,000	3,899,000
104	7,178,400	2,890,000	3,392,000	7,684,800	3,632,000	3,901,000
105	7,184,400	2,892,000	3,395,000	7,689,600	3,634,000	3,903,000
106	7,190,400	2,895,000	3,398,000	7,693,200	3,636,000	3,905,000
107	7,196,400	2,897,000	3,401,000	7,696,800	3,637,000	3,907,000
108	7,204,800	2,900,000	3,405,000	7,700,400	3,639,000	3,908,000
109	7,210,800	2,903,000	3,408,000	7,704,000	3,641,000	3,910,000
110	7,216,800	2,905,000	3,410,000	7,707,600	3,642,000	3,912,000
111	7,222,800	2,908,000	3,413,000	7,711,200	3,644,000	3,914,000
112	7,228,800	2,910,000	3,416,000	7,714,800	3,646,000	3,916,000
113	7,234,800	2,913,000	3,419,000	7,718,400	3,647,000	3,918,000
114	7,238,400	2,914,000	3,421,000	7,722,000	3,649,000	3,919,000
115	7,240,800	2,915,000	3,422,000	7,725,600	3,651,000	3,921,000
116	7,244,400	2,916,000	3,423,000	7,729,200	3,653,000	3,923,000
117	7,246,800	2,917,000	3,425,000	7,732,800	3,654,000	3,925,000
118	7,250,400	2,919,000	3,426,000	7,736,400	3,656,000	3,927,000

119	7,254,000	2,920,000	3,428,000	7,740,000	3,658,000	3,929,000
120	7,257,600	2,922,000	3,430,000	7,744,800	3,660,000	3,931,000
121	7,260,000	2,923,000	3,431,000	7,748,400	3,662,000	3,933,000
122	7,263,600	2,924,000	3,433,000	7,753,200	3,664,000	3,935,000
123	7,266,000	2,925,000	3,434,000	7,756,800	3,666,000	3,937,000
124	7,269,600	2,927,000	3,435,000	7,760,400	3,667,000	3,939,000
125	7,272,000	2,928,000	3,437,000	7,764,000	3,669,000	3,941,000
126	7,275,600	2,929,000	3,438,000	7,767,600	3,671,000	3,943,000
127	7,278,000	2,930,000	3,439,000	7,771,200	3,672,000	3,944,000
128	7,281,600	2,931,000	3,441,000			
129	7,284,000	2,932,000	3,442,000			
130	7,287,600	2,934,000	3,444,000			
131	7,290,000	2,935,000	3,445,000			
132	7,293,600	2,936,000	3,447,000			
133	7,296,000	2,937,000	3,448,000			
134	7,299,600	2,939,000	3,450,000			
135	7,302,000	2,940,000	3,451,000			
136	7,306,800	2,941,000	3,453,000			
137	7,310,400	2,943,000	3,455,000			
138	7,314,000	2,944,000	3,456,000			
139	7,316,400	2,945,000	3,457,000			
140	7,320,000	2,947,000	3,459,000			
141	7,322,400	2,948,000	3,460,000			
142	7,326,000	2,949,000	3,462,000			
143	7,328,400	2,950,000	3,463,000			
144	7,332,000	2,952,000	3,465,000			
145	7,334,400	2,953,000	3,466,000			
146	7,338,000	2,954,000	3,468,000			
147	7,340,400	2,955,000	3,469,000			
148	7,344,000	2,956,000	3,471,000			
149	7,346,400	2,957,000	3,472,000			

ロ 基本年俸表（二）

職務の級 号俸	1級			2級		3級	
	基本年俸額			基本年俸額		基本年俸額	
	月例 年俸額	業績年俸額		月例 年俸額	業績 年俸額	月例 年俸額	業績 年俸額
		1欄	2欄				
円	円	円	円	円	円	円	
1	4,005,600	1,753,000	1,823,000	5,059,200	2,391,000	5,683,200	2,885,000
2	4,030,800	1,764,000	1,835,000	5,089,200	2,405,000	5,721,600	2,904,000
3	4,056,000	1,775,000	1,846,000	5,120,400	2,420,000	5,760,000	2,924,000
4	4,080,000	1,785,000	1,857,000	5,149,200	2,433,000	5,796,000	2,942,000
5	4,104,000	1,796,000	1,868,000	5,173,200	2,445,000	5,833,200	2,961,000
6	4,128,000	1,806,000	1,879,000	5,202,000	2,458,000	5,870,400	2,980,000
7	4,152,000	1,817,000	1,890,000	5,228,400	2,471,000	5,908,800	2,999,000
8	4,177,200	1,828,000	1,901,000	5,254,800	2,483,000	5,946,000	3,018,000
9	4,198,800	1,837,000	1,911,000	5,280,000	2,495,000	5,979,600	3,035,000
10	4,224,000	1,848,000	1,922,000	5,305,200	2,507,000	6,019,200	3,055,000
11	4,245,600	1,858,000	1,932,000	5,332,800	2,520,000	6,055,200	3,074,000
12	4,270,800	1,869,000	1,944,000	5,358,000	2,532,000	6,093,600	3,093,000
13	4,292,400	1,878,000	1,954,000	5,379,600	2,542,000	6,128,400	3,111,000
14	4,315,200	1,888,000	1,964,000	5,402,400	2,553,000	6,156,000	3,125,000
15	4,338,000	1,898,000	1,974,000	5,427,600	2,565,000	6,184,800	3,139,000
16	4,360,800	1,908,000	1,985,000	5,451,600	2,576,000	6,212,400	3,153,000
17	4,381,200	1,917,000	1,994,000	5,474,400	2,587,000	6,240,000	3,167,000
18	4,404,000	1,927,000	2,004,000	5,497,200	2,598,000	6,256,800	3,176,000
19	4,425,600	1,937,000	2,014,000	5,518,800	2,608,000	6,274,800	3,185,000
20	4,447,200	1,946,000	2,024,000	5,541,600	2,619,000	6,292,800	3,194,000
21	4,467,600	1,955,000	2,033,000	5,563,200	2,629,000	6,307,200	3,201,000
22	4,538,400	1,986,000	2,065,000	5,581,200	2,638,000	6,325,200	3,211,000
23	4,567,200	1,999,000	2,079,000	5,599,200	2,646,000	6,344,400	3,220,000
24	4,594,800	2,011,000	2,091,000	5,617,200	2,655,000	6,362,400	3,229,000
25	4,623,600	2,023,000	2,104,000	5,634,000	2,663,000	6,375,600	3,236,000
26	4,646,400	2,033,000	2,115,000	5,650,800	2,671,000	6,388,800	3,243,000
27	4,674,000	2,045,000	2,127,000	5,667,600	2,678,000	6,404,400	3,251,000
28	4,700,400	2,057,000	2,139,000	5,682,000	2,685,000	6,418,800	3,258,000
29	4,728,000	2,069,000	2,152,000	5,695,200	2,691,000	6,430,800	3,264,000
30	4,755,600	2,081,000	2,164,000	5,703,600	2,695,000	6,441,600	3,270,000
31	4,784,400	2,094,000	2,177,000	5,713,200	2,700,000	6,454,800	3,276,000
32	4,813,200	2,106,000	2,191,000	5,721,600	2,704,000	6,465,600	3,282,000
33	4,843,200	2,119,000	2,204,000	5,730,000	2,708,000	6,475,200	3,287,000
34	4,869,600	2,131,000	2,216,000	5,739,600	2,712,000	6,486,000	3,292,000
35	4,896,000	2,142,000	2,228,000	5,750,400	2,718,000	6,494,400	3,296,000
36	4,921,200	2,154,000	2,240,000	5,757,600	2,721,000	6,501,600	3,300,000
37	4,947,600	2,165,000	2,252,000	5,763,600	2,724,000	6,510,000	3,304,000
38	4,970,400	2,175,000	2,262,000	5,770,800	2,727,000	6,517,200	3,308,000
39	4,994,400	2,186,000	2,273,000	5,778,000	2,731,000	6,526,800	3,313,000
40	5,017,200	2,196,000	2,283,000	5,785,200	2,734,000	6,534,000	3,317,000
41	5,038,800	2,205,000	2,293,000	5,791,200	2,737,000	6,540,000	3,320,000
42	5,061,600	2,215,000	2,304,000	5,797,200	2,740,000		
43	5,083,200	2,224,000	2,313,000	5,803,200	2,743,000		
44	5,106,000	2,234,000	2,324,000	5,806,800	2,744,000		
45	5,127,600	2,244,000	2,334,000	5,810,400	2,745,000		
46	5,149,200	2,253,000	2,343,000	5,811,600	2,746,000		
47	5,167,200	2,261,000	2,352,000	5,814,000	2,747,000		
48	5,185,200	2,269,000	2,360,000	5,815,200	2,748,000		
49	5,204,400	2,277,000	2,369,000	5,817,600	2,749,000		
50	5,223,600	2,286,000	2,377,000	5,818,800	2,750,000		
51	5,239,200	2,293,000	2,384,000	5,821,200	2,751,000		
52	5,256,000	2,300,000	2,392,000	5,822,400	2,752,000		
53	5,270,400	2,306,000	2,399,000	5,824,800	2,753,000		
54	5,284,800	2,313,000	2,405,000	5,827,200	2,754,000		
55	5,300,400	2,319,000	2,412,000	5,828,400	2,755,000		
56	5,316,000	2,326,000	2,419,000	5,830,800	2,756,000		
57	5,330,400	2,333,000	2,426,000	5,832,000	2,757,000		
58	5,344,800	2,339,000	2,432,000	5,834,400	2,758,000		
59	5,355,600	2,344,000	2,437,000	5,835,600	2,759,000		

60	5,365,200	2,348,000	2,442,000	5,838,000	2,760,000		
61	5,374,800	2,352,000	2,446,000				
62	5,382,000	2,355,000	2,449,000				
63	5,389,200	2,358,000	2,453,000				
64	5,397,600	2,362,000	2,456,000				
65	5,406,000	2,366,000	2,460,000				
66	5,415,600	2,370,000	2,465,000				
67	5,425,200	2,374,000	2,469,000				
68	5,430,000	2,376,000	2,471,000				
69	5,438,400	2,380,000	2,475,000				
70	5,444,400	2,382,000	2,478,000				
71	5,449,200	2,385,000	2,480,000				
72	5,454,000	2,387,000	2,482,000				
73	5,460,000	2,389,000	2,485,000				
74	5,464,800	2,391,000	2,487,000				
75	5,468,400	2,393,000	2,489,000				
76	5,473,200	2,395,000	2,491,000				
77	5,476,800	2,397,000	2,492,000				
78	5,480,400	2,398,000	2,494,000				
79	5,484,000	2,400,000	2,496,000				
80	5,487,600	2,401,000	2,497,000				
81	5,491,200	2,403,000	2,499,000				
82	5,494,800	2,404,000	2,501,000				
83	5,497,200	2,406,000	2,502,000				
84	5,498,400	2,406,000	2,502,000				
85	5,500,800	2,407,000	2,503,000				
86	5,502,000	2,408,000	2,504,000				
87	5,504,400	2,409,000	2,505,000				
88	5,505,600	2,409,000	2,506,000				
89	5,508,000	2,410,000	2,507,000				
90	5,510,400	2,411,000	2,508,000				
91	5,511,600	2,412,000	2,508,000				
92	5,514,000	2,413,000	2,509,000				
93	5,515,200	2,413,000	2,510,000				
94	5,517,600	2,414,000	2,511,000				
95	5,518,800	2,415,000	2,512,000				

ハ 基本年俸表（三）

職務の級 号俸	1 級		2 級		
	基本年俸額		基本年俸額		
	月 例 年俸額	業 績 年俸額	月 例 年俸額	業 績 年 俸 額	
				1 欄	2 欄
円	円	円	円	円	
1	4,119,600	1,803,000	4,639,200	2,111,000	2,355,000
2	4,142,400	1,813,000	4,669,200	2,125,000	2,370,000
3	4,165,200	1,823,000	4,699,200	2,139,000	2,385,000
4	4,190,400	1,834,000	4,729,200	2,152,000	2,401,000
5	4,213,200	1,844,000	4,755,600	2,164,000	2,414,000
6	4,236,000	1,854,000	4,784,400	2,177,000	2,429,000
7	4,261,200	1,865,000	4,810,800	2,189,000	2,442,000
8	4,285,200	1,875,000	4,839,600	2,203,000	2,457,000
9	4,304,400	1,884,000	4,863,600	2,213,000	2,469,000
10	4,327,200	1,894,000	4,890,000	2,225,000	2,482,000
11	4,348,800	1,903,000	4,916,400	2,237,000	2,496,000
12	4,372,800	1,914,000	4,945,200	2,251,000	2,510,000
13	4,394,400	1,923,000	4,969,200	2,261,000	2,522,000
14	4,419,600	1,934,000	4,994,400	2,273,000	2,535,000
15	4,442,400	1,944,000	5,020,800	2,285,000	2,549,000
16	4,465,200	1,954,000	5,048,400	2,298,000	2,563,000
17	4,489,200	1,965,000	5,073,600	2,309,000	2,575,000
18	4,513,200	1,975,000	5,100,000	2,321,000	2,589,000
19	4,538,400	1,986,000	5,126,400	2,333,000	2,602,000
20	4,563,600	1,997,000	5,152,800	2,345,000	2,616,000
21	4,584,000	2,006,000	5,175,600	2,355,000	2,627,000
22	4,610,400	2,018,000	5,198,400	2,366,000	2,639,000
23	4,635,600	2,029,000	5,220,000	2,376,000	2,650,000
24	4,659,600	2,039,000	5,242,800	2,386,000	2,661,000
25	4,683,600	2,050,000	5,264,400	2,396,000	2,672,000
26	4,702,800	2,058,000	5,283,600	2,405,000	2,682,000
27	4,725,600	2,068,000	5,305,200	2,414,000	2,693,000
28	4,748,400	2,078,000	5,324,400	2,423,000	2,703,000
29	4,770,000	2,087,000	5,340,000	2,430,000	2,711,000
30	4,790,400	2,096,000	5,356,800	2,438,000	2,719,000
31	4,813,200	2,106,000	5,376,000	2,447,000	2,729,000
32	4,836,000	2,116,000	5,394,000	2,455,000	2,738,000
33	4,856,400	2,125,000	5,415,600	2,465,000	2,749,000
34	4,876,800	2,134,000	5,434,800	2,473,000	2,759,000
35	4,898,400	2,144,000	5,451,600	2,481,000	2,767,000
36	4,920,000	2,153,000	5,469,600	2,489,000	2,776,000
37	4,939,200	2,161,000	5,482,800	2,495,000	2,783,000
38	4,959,600	2,170,000	5,498,400	2,502,000	2,791,000
39	4,982,400	2,180,000	5,514,000	2,509,000	2,799,000
40	5,004,000	2,190,000	5,532,000	2,518,000	2,808,000
41	5,022,000	2,198,000	5,544,000	2,523,000	2,814,000
42	5,041,200	2,206,000	5,551,200	2,526,000	2,818,000
43	5,059,200	2,214,000	5,560,800	2,531,000	2,823,000
44	5,074,800	2,221,000	5,569,200	2,534,000	2,827,000
45	5,089,200	2,227,000	5,580,000	2,539,000	2,832,000
46	5,102,400	2,233,000	5,588,400	2,543,000	2,837,000
47	5,115,600	2,239,000	5,598,000	2,548,000	2,841,000
48	5,130,000	2,245,000	5,607,600	2,552,000	2,846,000
49	5,146,800	2,252,000	5,616,000	2,556,000	2,851,000
50	5,160,000	2,258,000	5,624,400	2,560,000	2,855,000
51	5,174,400	2,264,000	5,632,800	2,563,000	2,859,000
52	5,187,600	2,270,000	5,642,400	2,568,000	2,864,000
53	5,203,200	2,277,000	5,652,000	2,572,000	2,869,000
54	5,215,200	2,282,000	5,661,600	2,577,000	2,874,000
55	5,228,400	2,288,000	5,671,200	2,581,000	2,879,000
56	5,241,600	2,294,000	5,679,600	2,585,000	2,883,000
57	5,254,800	2,299,000	5,689,200	2,589,000	2,888,000
58	5,260,800	2,302,000	5,695,200	2,592,000	2,891,000
59	5,266,800	2,305,000	5,702,400	2,595,000	2,894,000

60	5,271,600	2,307,000	5,708,400	2,598,000	2,898,000
61	5,278,800	2,310,000			
62	5,284,800	2,313,000			
63	5,289,600	2,315,000			
64	5,296,800	2,318,000			
65	5,304,000	2,321,000			
66	5,308,800	2,323,000			
67	5,312,400	2,325,000			
68	5,316,000	2,326,000			
69	5,320,800	2,328,000			
70	5,323,200	2,329,000			
71	5,326,800	2,331,000			
72	5,330,400	2,333,000			
73	5,334,000	2,334,000			
74	5,336,400	2,335,000			
75	5,340,000	2,337,000			
76	5,343,600	2,338,000			
77	5,347,200	2,340,000			
78	5,350,800	2,341,000			
79	5,353,200	2,343,000			
80	5,356,800	2,344,000			
81	5,360,400	2,346,000			
82	5,364,000	2,347,000			

別表第12の3 基本年俸表級別標準職務表（第17条の3第1項関係）

イ 基本年俸表（一）級別標準職務表

職務の級		標準的 な 職務
1 級	1 欄	医長の職務
	2 欄	グループ担当理事任命権の部長の職務
2 級	1 欄	統括診療部長、臨床研究部長又は臨床研究センターの部長の職務
	2 欄	副院長（医師又は歯科医師である者に限る。）又は臨床研究センター長の職務
備考 1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。 2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。 3 すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、すでに就いている職務の区分にかかわらず、当該職員を副院長の職名を占める職員とする。（当該職員が現に受けている職務の級が2級の場合に限る。）		

ロ 基本年俸表（二）級別標準職務表

職務の級		標準的 な 職務
1 級	1 欄	事務部長の職務
	2 欄	事務部長の職務（理事長が別に定める病院に限る。）
2 級		理事長が2級であると定める病院の事務部長の職務
3 級	1	副院長（基本年俸表（一）又は基本年俸表（三）が適用される者を除く。）の職務
	2	理事長が3級であると定める病院の事務部長の職務
備考 1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。 2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。		

ハ 基本年俸表（三）級別標準職務表

職務の級		標準的 な 職務
1 級		看護部長の職務
2 級	1 欄	理事長が2級であると定める病院の看護部長の職務
	2 欄	副院長（看護師である者に限る。）の職務
備考 1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。 2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。 3 すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、すでに就いている職務の区分にかかわらず、当該職員を副院長の職名を占める職員とする。（当該職員が現に受けている職務の級が2級の場合に限る。）		

別表第12の4 基本年俸表昇格対応号俸表（第17条の4第1項関係）

イ 基本年俸表（一）

2級昇格の場合	
昇格前の号俸	昇格後の号俸
17	1
18	2
19	3
20	4
21	5
22	6
23	7
24	8
25	9
26	10
27	11
28	12
29	13
30	14
31	15
32	16
33	17
34	18
35	19
36	20
37	21
38	22
39	23
40	24
41	25
42	26
43	27
44	28
45	29
46	30
47	31
48	32
49	33
50	34
51	35
52	36
53	37
54	38
55	39
56	40
57	41
58	42
59	43
60	44
61	45
62	46
63	47
64	48
65	49
66	50
67	51
68	52
69	53
70	53
71	54
72	54
73	55
74	55
75	56
76	56
77	57
78	58
79	59
80	60
81	61
82	61
83	61
84	61
85	62
86	62
87	62
88	62
89	63
90	63
91	63
92	63
93	64
94	64
95	64
96	64
97	65
98	65
99	65
100	66
101	66
102	66
103	67
104	67
105	67
106	68
107	68
108	68
109	69
110	69
111	69
112	69
113	69
114	70
115	70
116	70
117	70

118	70
119	71
120	71
121	71
122	71
123	71
124	72
125	72
126	72
127	72
128	72
129	73
130	73
131	73
132	73
133	73
134	73
135	74
136	74
137	74
138	74
139	74
140	74
141	75
142	75
143	75
144	75
145	75
146	75
147	76
148	76
149	76

ロ 基本年俸表（二）

昇格前の号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級
17	1	1
18	1	2
19	1	3
20	1	4
21	1	5
22	1	6
23	1	7
24	1	8
25	1	9
26	1	10
27	1	11
28	1	12
29	1	13
30	1	13
31	1	13
32	1	13
33	1	13
34	1	14
35	2	14
36	3	14
37	4	14
38	5	14
39	6	15
40	7	15
41	8	15
42	9	15
43	10	15
44	11	16
45	12	16
46	13	16
47	14	16
48	15	16
49	16	17
50	17	17
51	18	17
52	19	17
53	20	17
54	21	18
55	22	18
56	23	18
57	24	18
58	25	18
59	25	19
60	26	19
61	26	
62	27	
63	27	
64	28	
65	28	
66	29	
67	29	
68	29	
69	30	
70	31	
71	31	
72	32	
73	32	
74	33	
75	33	
76	33	
77	33	
78	34	
79	35	
80	35	
81	35	
82	35	
83	36	
84	36	
85	36	
86	37	
87	37	
88	37	
89	37	
90	38	
91	38	
92	38	
93	38	
94	39	
95	39	

ハ 基本年俸表（三）

2級昇格の場合	
昇格前の号俸	昇格後の号俸
17	1
18	2
19	3
20	4
21	5
22	6
23	7
24	8
25	9
26	10
27	11
28	12
29	13
30	14
31	15
32	16
33	17
34	18
35	19
36	20
37	21
38	22
39	23
40	24
41	25
42	26
43	27
44	28
45	29
46	30
47	31
48	32
49	33
50	34
51	35
52	36
53	36
54	37
55	37
56	38
57	39
58	39
59	39
60	39
61	39
62	40
63	40
64	40
65	40
66	41
67	42
68	43
69	43
70	44
71	44
72	45
73	45
74	45
75	45
76	45
77	46
78	46
79	46
80	46
81	46
82	47

別表第13 地域手当支給区分表（第46条第1項関係）

支 給 事 業 場	支 給 区 分	支 給 割 合
北海道がんセンター	5 級 地	1 0 0 分 の 4
北海道医療センター	5 級 地	1 0 0 分 の 4
仙台医療センター	4 級 地	1 0 0 分 の 8
仙台西多賀病院	4 級 地	1 0 0 分 の 8
水戸医療センター	5 級 地	1 0 0 分 の 4
霞ヶ浦医療センター	4 級 地	1 0 0 分 の 8
茨城東病院	5 級 地	1 0 0 分 の 4
栃木医療センター	5 級 地	1 0 0 分 の 4
宇都宮病院	5 級 地	1 0 0 分 の 4
高崎総合医療センター	5 級 地	1 0 0 分 の 4
西埼玉中央病院	5 級 地	1 0 0 分 の 4
埼玉病院	3 級 地	1 0 0 分 の 1 2
東埼玉病院	5 級 地	1 0 0 分 の 4
千葉医療センター	3 級 地	1 0 0 分 の 1 2
千葉医療センター千葉東病院	3 級 地	1 0 0 分 の 1 2
下総精神医療センター	3 級 地	1 0 0 分 の 1 2
下志津病院	4 級 地	1 0 0 分 の 8
東京医療センター	1 級 地	1 0 0 分 の 2 0
災害医療センター	2 級 地	1 0 0 分 の 1 6
東京病院	2 級 地	1 0 0 分 の 1 6
村山医療センター	2 級 地	1 0 0 分 の 1 6
横浜医療センター	2 級 地	1 0 0 分 の 1 6
久里浜医療センター	3 級 地	1 0 0 分 の 1 2
箱根病院	3 級 地	1 0 0 分 の 1 2
相模原病院	3 級 地	1 0 0 分 の 1 2
神奈川病院	3 級 地	1 0 0 分 の 1 2
甲府病院	5 級 地	1 0 0 分 の 4
東長野病院	5 級 地	1 0 0 分 の 4
まつもと医療センター	5 級 地	1 0 0 分 の 4
富山病院	5 級 地	1 0 0 分 の 4
金沢医療センター	5 級 地	1 0 0 分 の 4
医王病院	5 級 地	1 0 0 分 の 4
長良医療センター	5 級 地	1 0 0 分 の 4
静岡てんかん・神経医療センター	4 級 地	1 0 0 分 の 8
天竜病院	5 級 地	1 0 0 分 の 4
静岡医療センター	5 級 地	1 0 0 分 の 4
名古屋医療センター	3 級 地	1 0 0 分 の 1 2
東名古屋病院	3 級 地	1 0 0 分 の 1 2
東尾張病院	3 級 地	1 0 0 分 の 1 2
豊橋医療センター	4 級 地	1 0 0 分 の 8
三重病院	5 級 地	1 0 0 分 の 4
鈴鹿病院	4 級 地	1 0 0 分 の 8
三重中央医療センター	5 級 地	1 0 0 分 の 4
榊原病院	5 級 地	1 0 0 分 の 4
東近江総合医療センター	5 級 地	1 0 0 分 の 4
紫香楽病院	5 級 地	1 0 0 分 の 4
京都医療センター	4 級 地	1 0 0 分 の 8
宇多野病院	4 級 地	1 0 0 分 の 8
舞鶴医療センター	4 級 地	1 0 0 分 の 8
南京都病院	4 級 地	1 0 0 分 の 8
大阪医療センター	2 級 地	1 0 0 分 の 1 6
近畿中央呼吸器センター	3 級 地	1 0 0 分 の 1 2
大阪刀根山医療センター	3 級 地	1 0 0 分 の 1 2
大阪南医療センター	3 級 地	1 0 0 分 の 1 2
神戸医療センター	4 級 地	1 0 0 分 の 8
姫路医療センター	5 級 地	1 0 0 分 の 4

兵庫あおの病院	5 級 地	1 0 0 分の 4
兵庫中央病院	4 級 地	1 0 0 分の 8
奈良医療センター	4 級 地	1 0 0 分の 8
やまと精神医療センター	4 級 地	1 0 0 分の 8
岡山医療センター	5 級 地	1 0 0 分の 4
呉医療センター	5 級 地	1 0 0 分の 4
福山医療センター	5 級 地	1 0 0 分の 4
広島西医療センター	5 級 地	1 0 0 分の 4
東広島医療センター	5 級 地	1 0 0 分の 4
賀茂精神医療センター	5 級 地	1 0 0 分の 4
高松医療センター	5 級 地	1 0 0 分の 4
小倉医療センター	5 級 地	1 0 0 分の 4
九州がんセンター	4 級 地	1 0 0 分の 8
九州医療センター	4 級 地	1 0 0 分の 8
福岡病院	4 級 地	1 0 0 分の 8
大牟田病院	5 級 地	1 0 0 分の 4
福岡東医療センター	5 級 地	1 0 0 分の 4

別表第14 寒冷地手当支給区分表（第47条関係）

事業場	地域	地域の区分
北海道がんセンター	北海道札幌市	2級地
北海道医療センター	北海道札幌市	2級地
函館医療センター	北海道函館市	3級地
旭川医療センター	北海道旭川市	1級地
帯広病院	北海道帯広市	1級地
弘前総合医療センター	青森県弘前市	4級地
八戸病院	青森県八戸市	4級地
青森病院	青森県青森市	4級地
盛岡医療センター	岩手県盛岡市	4級地
花巻病院	岩手県花巻市	4級地
岩手病院	岩手県一関市	4級地
山形病院	山形県山形市	4級地
米沢病院	山形県米沢市	4級地
まつもと医療センター	長野県松本市	4級地
信州上田医療センター	長野県上田市	4級地
小諸高原病院	長野県小諸市	4級地
<p>備考 この表に掲げる名称は、令和7年4月1日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。</p>		

別表第15 役職手当適用区分表（第53条第2項関係）

基本給表等	職名	支給区分	職務の級	月額	
				再雇用職員以外	再雇用職員
基本年俸表（一）	副院長 臨床研究センター長	一 種	2 級 以下	148,100	—
	部 長	二 種	2 級	118,500	—
			1 級	110,500	—
医 長 研究室長	三 種	1 級	96,700	—	
基本年俸表（二）	副 院 長	一 種	3 級 以下	139,300	—
	事 務 部 長	一 種 <small>(理事長が別に定める場合に限る。)</small>	3 級 以下	130,300	—
		二 種 <small>(理事長が別に定める場合に限る。)</small>	2 級	94,000	—
		1 級	88,500	—	
三 種	1 級	72,700	—		
基本年俸表（三）	副 院 長	一 種	2 級 以下	113,600	—
	看 護 部 長	二 種 <small>(理事長が別に定める場合に限る。)</small>	2 級 以下	88,300	—
		三 種	1 級	75,800	—
医療職基本給表（二）	薬 剤 部 長 薬 剤 科 長	三 種	7 級	84,700	76,400
			6 級	76,700	65,300
			5 級 以下	72,700	57,600
	副 薬 剤 部 長 副 薬 剤 科 長 診 療 放 射 線 技 師 長 臨 床 検 査 技 師 長 栄 養 管 理 室 長 臨 床 工 学 技 士 長 理 学 療 法 士 長 作 業 療 法 士 長 言 語 聴 覚 士 長	四 種	5 級	62,300	49,400
			4 級 以下	58,900	43,100
医療職基本給表（三）	副 看 護 部 長	四 種	5 級 以下	59,200	44,200
	看 護 師 長	五 種	4 級 以下	44,800	34,700
事務職基本給表	課 長 室 長	三 種 <small>(理事長が別に定める場合に限る。)</small>	5 級 以下	72,700	56,200
		四 種	5 級	62,300	48,200
	4 級 以下		59,500	44,300	
	班 長 専 門 職	四 種	4 級	59,500	44,300
3 級 以下			55,500	41,900	
教育職基本給表	副 学 校 長	三 種	3 級 以下	77,400	55,500
	教 育 主 事	四 種	2 級 以下	64,100	46,200
研究職基本給表	研 究 部 長	二 種	3 級 以下	103,400	98,300
	研 究 室 長	三 種	2 級 以下	71,100	50,500
	主 任 研 究 員	四 種	2 級 以下	60,900	43,300
診療情報管理職基本給表	班 長 専 門 職	四 種	3 級 以下	55,500	41,900

備考

- すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、当該職員の役職手当適用区分表の適用にあたっては、すでに就いている職務の役職手当支給区分にかかわらず、その従事した期間、当該職員を副院長の職名を占める職員として、別に理事長が定める額を支給する。
- 役職手当適用区分表の適用にあたって、同表の区分によりがたい特別の事情がある場合には、理事長は同表の区分とは別に定める場合があるものとする。

別表第15の2 特殊業務手当支給区分表（第57条の3第1項及び第2項関係）

種 別	月 額
1 重症心身障害児を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 2 進行性筋い縮症児（以下「筋ジス児」という。）を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 3 せき髄麻ひ患者を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 4 神経・筋疾患を有する患者を主として入院させるための病棟その他の病棟で理事長の定めるもの（以下「神経・筋病棟等」という。）に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	35,400円
5 結核患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 6 精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 7 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟（以下「集中治療病棟」という。）に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師（集中治療病棟の担当を命ぜられ、かつ、現に当該病棟における診療に直接従事することを常態とする医師とする。）	17,700円
8 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師 9 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査技師	16,000円
10 重症心身障害児の栄養管理に直接従事することを本務とする管理栄養士及び栄養士 11 食事相談等のため結核患者に直接接することを常例とする管理栄養士及び栄養士	5,200円
12 重症心身障害児の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 13 筋ジス児の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 14 せき髄麻ひ患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 15 神経・筋病棟等に入院している患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	20,800円
16 結核患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 17 精神病患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	10,400円
17の2 重症心身障害児の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 18 筋ジス児の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 19 せき髄麻ひ患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 20 神経・筋病棟等に入院している患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	20,800円
21 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	10,400円
21の2 重症心身障害児の言語療法に直接従事することを本務とする言語聴覚士 21の3 筋ジス児の言語療法に直接従事することを本務とする言語聴覚士 21の4 神経・筋病棟等に入院している患者の言語療法に直接従事することを本務とする言語聴覚士	20,800円
22 集中治療病棟に勤務する臨床工学技士	10,400円
23 重症心身障害児の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師 24 筋ジス児の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	20,800円
25 精神病患者の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	10,400円
26 重症心身障害児の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士 27 筋ジス児の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	20,800円
28 精神病患者の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	10,400円
29 重症心身障害児を専ら入院させる病棟（以下「重症心身障害病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師 30 筋ジス児を専ら入院させる病棟（以下「筋ジス病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師 31 せき髄麻ひ患者を専ら入院させるための病棟（以下「せき損病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師 32 神経・筋病棟等に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	25,000円

33 結核患者を専ら入院させるための病棟（以下「結核病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	12,500円
34 精神病患者を専ら入院させるための病棟（以下「精神病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
35 集中治療病棟に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
36 結核患者を専ら入院させるための病床及びその他の病床が併せて存する病棟であって現に結核患者が入院しているものとして理事長の定めるもの（以下「結核ユニット病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	6,250円
37 結核患者の輸送を行うことを常例とする患者輸送用自動車運転手	4,200円
38 精神病患者の輸送を行うことを常例とする患者輸送用自動車運転手	
39 筋ジス児の作業療法に直接従事することを本務とする作業手	18,800円
40 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業手	9,400円
41 重症心身障害病棟に勤務する看護助手	22,800円
42 筋ジス病棟に勤務する看護助手	
43 せき損病棟に勤務する看護助手	
44 神経・筋病棟等に勤務する看護助手	
45 結核病棟に勤務する看護助手	11,400円
46 精神病棟に勤務する看護助手	
47 集中治療病棟に勤務する看護助手	
48 結核ユニット病棟に勤務する看護助手	5,700円
49 放射線による治療その他の放射線の照射の業務の補助を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線助手	15,000円
50 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査助手	
51 結核病棟に勤務する保清員	9,400円
52 精神病棟に勤務する保清員	
53 重症心身障害児の衣料等危険な病原体及び汚物の付着の程度が著しい物件を取り扱うことを命ぜられ、かつ、現に当該物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	13,500円
54 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	9,400円
55 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする消毒員	9,400円
56 重症心身障害児の生活指導に直接従事することを本務とする児童指導員	25,000円
57 筋ジス児の生活指導に直接従事することを本務とする児童指導員	
58 重症心身障害病棟に勤務する保育士	30,200円
59 筋ジス病棟に勤務する保育士	
60 神経・筋病棟等に勤務する保育士	
61 結核患者に直接接することを常態とする医療社会事業専門員	12,500円
62 患者に直接接することを常例とする医療社会事業専門員	10,000円
63 重症心身障害病棟に勤務する療養介助員	25,000円
64 筋ジス病棟に勤務する療養介助員	
65 せき損病棟に勤務する療養介助員	
66 神経・筋病棟等に勤務する療養介助員	
67 結核病棟に勤務する療養介助員	12,500円
68 精神病棟に勤務する療養介助員	
69 結核ユニット病棟に勤務する療養介助員	6,250円
70 理事長が別に定めるもの	理事長が別に定める額

備考

- 1 「勤務する」とは、当該勤務箇所をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。
- 2 「〇〇の業務に直接従事することを本務とする」とは、当該業務に直接従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に直接従事することをその職員の主たる職務内容としていることをいう。
- 3 「〇〇（結核病棟等）に勤務する」とは、当該病棟等に所属し、かつ、現に当該病棟等をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。
- 4 種別欄中職名の掲げられている職員は、当該職名に係る業務に従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に従事することをその者の主たる職務内容としている職員をいう。
- 5 「重症心身障害児」とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童をいい、満18歳以上でこれと同一の障害を有する者を含む。
- 6 進行性筋い縮症児には、満18歳以上で進行性筋い縮症の患者である者を含む。
- 7 「集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟」とは、病状が急変し、又は急変するおそれのある重症患者又は術後患者を専ら入院させ、医師及び看護職員が24時間にわたり患者の呼吸、代謝等の状態を常時監視し、かつ、必要な処置を随時行う病棟をいい、「基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）」に定められている特定集中治療室管理料又は新生児特定集中治療室管理料の施設基準を満たす治療室のほか、理事長の定めるものとする。
- 8 （削除）
- 9 臨床検査技師には、衛生検査技師及び平成16年4月1日現在、臨床検査技術職員である者を含む。
- 10 「危険な病原体に汚染された検体」とは、危険な病原体に汚染され、又は汚染されたおそれのある、血液、尿、ふん便等をいう。
- 11 理学療法士には、平成16年4月1日現在、理学療法技術職員である者を含む。
- 12 「マッサージ師」とは、あん摩マッサージ指圧師の免許を有し、マッサージを行う職員で、理学療法技術職員以外のものをいう。
- 13 「心理療法士」とは、大学において心理学を専修する学科を修めた職員又はその知識及び経験が当該職員に準ずる職員で、神経症、心身症等の疾患を有する患者に対し、ガイダンス、カウンセリング、暗示療法その他の心理療法を行うものをいう。
- 14 看護師には、副看護師長及び主任看護師を含む。
- 15 「患者輸送用自動車運転手」とは、患者のみを輸送する自動車を専ら運転する職員をいう。
- 16 「看護助手」とは、看護師又は准看護師の免許を有しない職員で、看護の補助的業務に従事するものをいう。
- 17 「洗濯員」とは、診療用及び患者用の衣類等の洗濯を行う職員をいう。
- 18 「児童指導員」とは、児童指導員の資格を有し、基本的な生活習慣等の指導及び治療に供する資料の作成を行う職員をいう。
- 19 「保育士」とは、保育士の資格を有し、基本的な生活習慣、遊戯、音楽等の指導及び児童の身の回りの世話をを行う職員をいう。
- 20 「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。（平成16年3月31日現在、医療社会事業専門員である者を含む。）
- 21 「療養介助員」とは、介護職員初任者研修修了（旧ホームヘルパー2級）の資格を有し、身体清潔、食事、排泄、安全・安楽、運動・移動に関する介助等の業務（以下「身体介助等の業務」という。）を行う職員をいう（介護福祉士の資格を有し、身体介助等の業務に加え、介護計画の作成を行う「療養介助専門員」を含む。）。

別表第16 医師手当（定額部分）支給種別区分表（第71条第2項関係）

事業場	支給種別区分
北海道がんセンター	四種
北海道医療センター	四種
函館医療センター	三種
旭川医療センター	三種
帯広病院	三種
弘前総合医療センター	三種
八戸病院	三種
青森病院	三種
盛岡医療センター	三種
花巻病院	二種
岩手病院	二種
釜石病院	三種
仙台医療センター	四種
仙台西多賀病院	四種
宮城病院	三種
あきた病院	三種
山形病院	三種
米沢病院	三種
福島病院	三種
いわき病院	三種
水戸医療センター	三種
霞ヶ浦医療センター	三種
茨城東病院	三種
栃木医療センター	三種
宇都宮病院	三種
高崎総合医療センター	三種
渋川医療センター	三種
西埼玉中央病院	四種
埼玉病院	五種
東埼玉病院	三種
千葉医療センター	五種
千葉医療センター千葉東病院	五種
下総精神医療センター	五種
下志津病院	四種
東京医療センター	五種
災害医療センター	五種
東京病院	五種
村山医療センター	五種
横浜医療センター	五種
久里浜医療センター	五種
箱根病院	四種
相模原病院	四種
神奈川病院	三種
西新潟中央病院	三種
新潟病院	三種

さいがた医療センター	二	種
甲府病院	三	種
東長野病院	三	種
まつもと医療センター	三	種
信州上田医療センター	三	種
小諸高原病院	二	種
富山病院	二	種
北陸病院	二	種
金沢医療センター	三	種
医王病院	三	種
七尾病院	二	種
石川病院	二	種
長良医療センター	三	種
静岡てんかん・神経医療センター	四	種
天竜病院	三	種
静岡医療センター	三	種
名古屋医療センター	五	種
東名古屋病院	五	種
東尾張病院	五	種
豊橋医療センター	三	種
三重病院	三	種
鈴鹿病院	三	種
三重中央医療センター	三	種
榊原病院	三	種
敦賀医療センター	二	種
あわら病院	三	種
東近江総合医療センター	二	種
紫香楽病院	二	種
京都医療センター	五	種
宇多野病院	五	種
舞鶴医療センター	三	種
南京都病院	四	種
大阪医療センター	五	種
近畿中央呼吸器センター	五	種
大阪刀根山医療センター	五	種
大阪南医療センター	四	種
神戸医療センター	五	種
姫路医療センター	四	種
兵庫あおの病院	三	種
兵庫中央病院	三	種
奈良医療センター	四	種
やまと精神医療センター	四	種
南和歌山医療センター	二	種
和歌山病院	二	種
鳥取医療センター	三	種
米子医療センター	三	種
松江医療センター	三	種
浜田医療センター	三	種

岡山医療センター	四	種
南岡山医療センター	三	種
呉医療センター	三	種
福山医療センター	三	種
広島西医療センター	三	種
東広島医療センター	三	種
賀茂精神医療センター	三	種
関門医療センター	三	種
山口宇部医療センター	三	種
岩国医療センター	三	種
柳井医療センター	二	種
とくしま医療センター	三	種
高松医療センター	三	種
四国こどもとおとなの医療センター	三	種
四国がんセンター	三	種
愛媛医療センター	三	種
高知病院	三	種
小倉医療センター	四	種
九州がんセンター	五	種
九州医療センター	五	種
福岡病院	五	種
大牟田病院	三	種
福岡東医療センター	三	種
佐賀病院	三	種
肥前精神医療センター	三	種
東佐賀病院	三	種
嬉野医療センター	二	種
長崎病院	四	種
長崎医療センター	三	種
長崎川棚医療センター	二	種
熊本医療センター	三	種
熊本南病院	三	種
菊池病院	三	種
熊本再春医療センター	三	種
大分医療センター	三	種
別府医療センター	三	種
西別府病院	三	種
宮崎東病院	三	種
都城医療センター	三	種
宮崎病院	二	種
鹿児島医療センター	三	種
指宿医療センター	二	種
南九州病院	三	種
沖縄病院	一	種
琉球病院	一	種

別表第17 医師手当（定額部分）月額表（第71条第3項関係）

免許取得 後年度数	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額
	円	円	円	円	円	円
1	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	50,200
2	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	50,200
3	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	50,200
4	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	50,200
5	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	50,200
6	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	50,200
7	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	50,200
8	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	50,200
9	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	50,200
10	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	50,200
11	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	50,200
12	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	48,400
13	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	46,600
14	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	44,800
15	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	43,000
16	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	41,200
17	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	39,400
18	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	37,600
19	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	35,800
20	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	34,400
21	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	33,000
22	353,500	315,300	263,400	207,000	148,800	31,600
23	349,100	311,300	260,100	204,400	147,200	30,200
24	344,700	307,300	256,800	201,800	145,600	28,800
25	340,300	303,300	253,500	199,200	144,000	27,400
26	335,900	299,300	250,200	196,600	142,400	26,000
27	323,200	288,600	242,200	190,300	138,400	25,400
28	310,300	277,800	233,900	184,200	134,000	24,800
29	297,700	267,300	226,200	177,900	130,000	23,900
30	285,000	256,600	218,000	171,900	125,600	23,200
31	272,200	245,900	210,100	165,700	121,600	22,600
32	256,400	231,500	198,200	157,200	116,000	22,000
33	240,800	217,300	186,900	148,600	110,800	21,400
34	225,100	203,100	175,300	140,000	105,600	20,700
35	209,200	188,700	163,500	131,500	100,000	20,400
36	191,100	173,000	151,200	122,200	94,600	20,000
37	172,900	157,300	138,700	113,100	88,800	19,300
38	155,000	141,800	126,500	103,700	83,500	18,500
39	123,800	116,300	106,300	90,300	74,700	17,600
40	95,000	92,500	87,500	77,500	66,500	16,900
41	86,500	84,000	79,000	69,000		
42	78,000	75,500	70,500	60,500		
43	69,500	67,000	62,000			
44	61,000	58,500	53,500			
45	52,500	50,000				

附則別表第1 基本給表の職務の級の切替表（附則第2条第1項関係）

切替日前日の職務の級		切替日の職務の級		
医療職俸給表（一）	1 級	医療職基本給表（一）	1 級	
	2 級		2 級	
	3 級		3 級	
	4 級			
医療職俸給表（二）	1 級	医療職俸給表（二）	1 級	
	2 級		2 級	
	3 級		3 級	
	4 級		4 級	
	5 級		5 級	
	6 級		6 級	
	7 級		7 級	
	8 級			
医療職俸給表（三）	1 級	医療職俸給表（三）	1 級	
	2 級		2 級	
	3 級		3 級	
	4 級		4 級	
	5 級		5 級	
	6 級		6 級	
	7 級		7 級	
行政職俸給表（一）	1 級	事務職基本給表	1 級	
	2 級		2 級	
	3 級		3 級	
	4 級		4 級	
	5 級		5 級	
	6 級		6 級	
	7 級		7 級	
	8 級		8 級	
	9 級		9 級	
	10 級			
	11 級			
行政職俸給表（二）	1 級	技能職基本給表	1 級	
	2 級		2 級	
	3 級		3 級	
	4 級		4 級	
	5 級		5 級	
	6 級			
教育職俸給表（二）	2級（教官の職を占める場合に限る。）	教育職基本給表	1 級	
教育職俸給表（四）				
教育職俸給表（二）			2級（教育主事の職を占める場合に限る。）	2 級
教育職俸給表（四）				
教育職俸給表（四）				3 級
研究職俸給表	2 級	研究職基本給表	1 級	
	3 級		2 級	
福祉職俸給表	1 級	福祉職基本給表	1 級	
	2 級		2 級	
	3 級		3 級	
	4 級			

備考 「切替日前日の職務の級」の医療職俸給表（一）1級等は、給与法第6条の俸給表及び職務の級である。

附則別表第2 基本給表の号俸の切替表（附則第2条第2項関係）

イ 医療職基本給表（一）

切替前の号俸				切替後の号俸	
1級		2級		1級	
号俸	経過期間	号俸	経過期間	号俸	経過期間
2	0~3			1	
	3~6			2	
	6~9			3	
	9~12			4	
	12~			5	
3	0~3			6	
	3~6			7	
	6~9			8	
	9~12			9	
	12~			10	
4	0~3			11	
	3~6			12	
	6~9			13	
	9~12				
	12~				
5	0~3	1	0~3		
	3~6		3~6		
	6~9		6~9		
	9~12		9~12		
	12~		12~		
6	0~3	2	0~3		
	3~6		3~6		
	6~9		6~9		
	9~12		9~12		
	12~		12~		
7	0~3	3	0~3		
	3~6		3~6		
	6~9		6~9		
	9~12		9~12		
	12~		12~		
8	0~3	4	0~3		
	3~6		3~6		
	6~9		6~9		
	9~12		9~12		
	12~		12~		
9	0~3	5	0~3		
	3~6		3~6		
	6~9		6~9		
	9~12		9~12		
	12~		12~		
10	0~3	6	0~3		
	3~6		3~6		
	6~9		6~9		
	9~12		9~12		
	12~		12~		
11	0~3	7	0~3		
	3~6		3~6		
	6~9		6~9		
	9~12		9~12		
	12~		12~		
12	0~3	8	0~3		
	3~6		3~6		
	6~9		6~9		
	9~12		9~12		
	12~		12~		
13	~6以下	9	0~3		
	6超~		3~6		
14	0~6				
	6~9		6~9		
	9~12		9~12		
	12~		12~		
15	~6以下	10	0~3		
	6超~		3~6		
16	0~6				
	6~9		6~9		
	9~12		9~12		
	12~		12~		
17	~9以下	11	0~3		
	9超~		3~6		
外1					
外2	0~6				
	6~9		6~9		
	9~12		9~12		
	12~		12~		
		12	0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
		13	0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
		14	0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
			0~3		
			3~6		
			6~9		
			9~12		
			12~		
</					

切替前の号俸		切替後の号俸	
4級		3級	
号俸	経過期間	号俸	経過期間
1	0～3	1	
	3～6	2	
	6～9	3	
	9～12	4	
	12～	5	
2	0～3		
	3～6	6	
	6～9	7	
	9～12	8	
	12～	9	
3	0～3		
	3～6	10	
	6～9	11	
	9～12	12	
	12～	13	
4	0～3		
	3～6	14	
	6～9	15	
	9～12	16	
	12～	17	
5	0～3		
	3～6	18	
	6～9	19	
	9～12	20	
	12～	21	
6	0～3		
	3～6	22	
	6～9	23	
	9～12	24	
	12～	25	
7	0～3		
	3～6	26	
	6～9	27	
	9～12	28	
	12～	29	
8	0～3		
	3～6	30	
	6～9	31	
	9～12	32	
	12～	33	
9	0～3		
	3～6	34	
	6～9	35	
	9～12	36	
	12～	37	
10	0～3		
	3～6	38	
	6～9	39	
	9～12	40	
	12～	41	
11	0～3		
	3～6	42	
	6～9	43	
	9～12	44	
	12～	45	
12	0～3		
	3～6	46	
	6～9	47	
	9～12	48	
	12～	49	
13	0～3		
	3～6	50	
	6～9	51	
	9～12	52	
	12～	53	
14	0～3		
	3～6	54	
	6～9	55	
	9～12	56	
	12～	57	
15	0～3		
	3～6	58	
	6～9	59	
	9～12	60	
	12～	61	
16	0～3		
	3～6	62	
	6～9	63	
	9～12	64	
	12～	65	
17	0～3		
	3～6	66	
	6～9	67	
	9～12	68	
	12～	69	
18	0～3		
	3～6	70	
	6～9	71	
	9～12	72	
	12～	73	

19	0～3		
	3～6	74	
	6～9	75	
	9～12	76	
	12～	77	
20	0～3		
	3～6	78	
	6～9	79	
	9～12	80	
	12～15	81	
外1	15～18	82	
	18～	83	
	0～3		
	3～6	84	
	6～9	85	
外2	9～12	86	
	12～15	87	
	15～18	88	
	18～21	89	
	21～24	90	
外3	24～	91	
	0～3		
	3～6	92	
	6～9	93	
	9～12	94	
外3	12～15	95	
	15～18	96	
	18～	97	

備考

- 「切替前の号俸」は、平成16年3月31日における給与法の号俸又は俸給月額である。
- 「切替後の号俸」は、平成16年4月1日の号俸である。
- 「外1」等とは、給与法の最高号俸を1号俸相当超える俸給月額等である。
- 「切替前の号俸」を超える俸給月額に対応する「切替後の号俸」は、当該「切替後の号俸」欄の最高号俸とする。
- 「経過期間」とは、平成16年3月31日において給与法の号俸又は俸給月額を受けていた期間である。
- 「経過期間」欄の「6～9」等とあるのは、「6月以上9月未満の期間」等である。
- 「経過期間」欄の「6超～」等とあるのは、「6月を超える期間」等である。
- 「切替日前の号俸」について給与法により昇給期間を短縮又は延伸されている職員のうち、平成16年3月31日までに短縮効果又は延伸効果を受けていない者については、当該短縮分又は延伸分に係る期間を平成16年3月31日において号俸を受けていた期間と合算した期間を第3号の経過期間とする。
- 切替日までに、昇給停止年齢を超えている職員の「経過期間」は、前項までの規定にかかわらず0月とする。
- 前項までの規定については、以下、本表において同様とする。

ロ 医療職基本給表(二)

切替前の号俸		切替後の号俸	
1級	2級	1級	
号俸	経過期間	号俸	経過期間
2	0~3	1	
	3~6	2	
	6~9	3	
	9~12	4	
	12~	5	
3	0~3	6	
	3~6	7	
	6~9	8	
	9~12	9	
	12~	10	
4	0~3	11	
	3~6	12	
	6~9	13	
	9~12	14	
	12~	15	
5	0~3	16	
	3~6	17	
	6~9	18	
	9~12	19	
	12~	20	
6	0~3	21	
	3~6	22	
	6~9	23	
	9~12	24	
	12~	25	
7	0~3	26	
	3~6	27	
	6~9	28	
	9~12	29	
	12~	30	
8	0~3	31	
	3~6	32	
	6~9	33	
	9~12	34	
	12~	35	
9	0~3	36	
	3~6	37	
	6~9	38	
	9~12	39	
	12~	40	
10	0~3	41	
	3~6	42	
	6~9	43	
	9~12	44	
	12~	45	
11	0~3	46	
	3~6	47	
	6~9	48	
	9~12	49	
	12~	50	
12	0~3	51	
	3~6	52	
	6~9	53	
	9~12	54	
	12~	55	
13	0~3	56	
	3~6	57	
	6~9	58	
	9~12	59	
	12~	60	
14	0~3	61	
	3~6	62	
	6~9	63	
	9~12	64	
	12~	65	
15	0~3	66	
	3~6	67	
	6~9	68	
	9~12	69	
	12~	70	
16	0~3	71	
	3~6	72	
	6~9	73	
	9~12	74	
	12~	75	
17	0~3	76	
	3~6	77	
	6~9	78	
	9~12	79	
	12~	80	
18	0~3	81	
	3~6	82	
	6~9	83	
	9~12	84	
	12~	85	
19	0~3		
	3~6		
	6~9		
	9~12		
	12~		
20	0~3		
	3~6		
	6~9		
	9~12		
	12~		
21	0~3		
	3~6		
	6~9		
	9~12		
	12~		
22	0~3		
	3~6		
	6~9		
	9~12		
	12~		
23	0~3		
	3~6		
	6~9		
	9~12		
	12~		

18	0~3		
	3~6	86	
	6~9	87	
	9~12	88	
	12~	89	
19	0~3		
	3~6	90	
	6~9	91	
	9~12	92	
	12~	93	
20	0~3		
	3~6	94	
	6~9	95	
	9~12	96	
	12~	97	
21	0~3		
	3~6	98	
	6~9	99	
	9~12	100	
	12~	101	
22	0~3		
	3~6	102	
	6~9	103	
	9~12	104	
	12~	105	
23	0~3		
	3~6	106	
	6~9	107	
	9~12	108	
	12~	109	
24	0~3		
	3~6	110	
	6~9	111	
	9~12	112	
	12~	113	
25	0~3		
	3~6	114	
	6~9	115	
	9~12	116	
	12~	117	
26	0~3		
	3~6	118	
	6~9	119	
	9~12	120	
	12~	121	
27	0~3		
	3~6	122	
	6~9	123	
	9~12	124	
	12~	125	
28	0~3		
	3~6	126	
	6~9	127	
	9~12	128	
	12~15	129	
	15~18	130	
	18~	131	
外1	0~3		
	3~6	132	
	6~9	133	
	9~12	134	
	12~15	135	
	15~18	136	
	18~21	137	
	21~24	138	
	24~	139	
外2	0~3		
	3~6	140	
	6~9	141	
	9~12	142	
	12~15	143	
	15~18	144	
	18~21	145	
	21~24	146	
	24~	147	
外3	0~3		
	3~6	148	
	6~9	149	
	9~12	150	
	12~15	151	
	15~18	152	
	18~	153	

切替前の号俸		切替後の号俸	
3級	2級		
号俸	経過期間	号俸	経過期間
1	0~3	1	
	3~6	2	
	6~9	3	
	9~12	4	
	12~	5	
2	0~3	6	
	3~6	7	
	6~9	8	
	9~12	9	
	12~	10	
3	0~3	11	
	3~6	12	
	6~9	13	
	9~12	14	
	12~	15	
4	0~3	16	
	3~6	17	
	6~9	18	
	9~12	19	
	12~	20	
5	0~3	21	
	3~6	22	
	6~9	23	
	9~12	24	
	12~	25	
6	0~3	26	
	3~6	27	
	6~9	28	
	9~12	29	
	12~	30	
7	0~3	31	
	3~6	32	
	6~9	33	
	9~12	34	
	12~	35	
8	0~3	36	
	3~6	37	
	6~9	38	
	9~12	39	
	12~	40	
9	0~3	41	
	3~6	42	
	6~9	43	
	9~12	44	
	12~	45	
10	0~3	46	
	3~6	47	
	6~9	48	
	9~12	49	
	12~	50	
11	0~3	51	
	3~6	52	
	6~9	53	
	9~12	54	
	12~	55	
12	0~3	56	
	3~6	57	
	6~9	58	
	9~12	59	
	12~	60	
13	0~3	61	
	3~6	62	
	6~9	63	
	9~12	64	
	12~	65	
14	0~3	66	
	3~6	67	
	6~9	68	
	9~12	69	
	12~	70	
15	0~3	71	
	3~6	72	
	6~9	73	
	9~12	74	
	12~	75	
16	0~3	76	
	3~6	77	
	6~9	78	
	9~12	79	
	12~	80	
17	0~3	81	
	3~6	82	
	6~9	83	
	9~12	84	
	12~	85	
18	0~3	86	
	3~6	87	
	6~9	88	
	9~12	89	
	12~	90	
19	0~3	91	
	3~6	92	
	6~9	93	
	9~12		
	12~		
20	0~3		
	3~6		
	6~9		
	9~12		
	12~		
21	0~3		
	3~6		
	6~9		
	9~12		
	12~		
22	0~3		
	3~6		
	6~9		
	9~12		
	12~		
23	0~3		
	3~6		
	6~9		
	9~12		
	12~		

24	0~3		
	3~6	94	
	6~9	95	
	9~12	96	
	12~	97	
25	0~3		
	3~6	98	
	6~9	99	
	9~12	100	
	12~	101	
26	0~3		
	3~6	102	
	6~9	103	
	9~12	104	
	12~	105	
27	0~3		
	3~6	106	
	6~9	107	
	9~12	108	
	12~	109	
28	0~3		
	3~6	110	
	6~9	111	
	9~12	112	
	12~	113	
29	0~3		
	3~6	114	
	6~9	115	
	9~12	116	
	12~	117	
30			

切替前の号俸		切替後の号俸	
4級	3級		
号俸	経過期間	号俸	経過期間
1	0~3	1	
	3~6	2	
	6~9	3	
	9~12	4	
	12~	5	
2	0~3	6	
	3~6	7	
	6~9	8	
	9~12	9	
	12~	10	
3	0~3	11	
	3~6	12	
	6~9	13	
	9~12	14	
	12~	15	
4	0~3	16	
	3~6	17	
	6~9	18	
	9~12	19	
	12~	20	
5	0~3	21	
	3~6	22	
	6~9	23	
	9~12	24	
	12~	25	
6	0~3	26	
	3~6	27	
	6~9	28	
	9~12	29	
	12~	30	
7	0~3	31	
	3~6	32	
	6~9	33	
	9~12	34	
	12~	35	
8	0~3	36	
	3~6	37	
	6~9	38	
	9~12	39	
	12~	40	
9	0~3	41	
	3~6	42	
	6~9	43	
	9~12	44	
	12~	45	
10	0~3	46	
	3~6	47	
	6~9	48	
	9~12	49	
	12~	50	
11	0~3	51	
	3~6	52	
	6~9	53	
	9~12	54	
	12~	55	
12	0~3	56	
	3~6	57	
	6~9	58	
	9~12	59	
	12~	60	
13	0~3	61	
	3~6	62	
	6~9	63	
	9~12	64	
	12~	65	
14	0~3	66	
	3~6	67	
	6~9	68	
	9~12	69	
	12~	70	
15	0~3	71	
	3~6	72	
	6~9	73	
	9~12	74	
	12~	75	
16	0~3	76	

切替前の号俵		切替後の号俵	切替前の号俵		切替後の号俵	切替前の号俵		切替後の号俵	切替前の号俵		切替後の号俵	切替前の号俵		切替後の号俵
5級		4級	6級		5級	7級		6級	8級		7級	8級		7級
号俵	経過期間		号俵	経過期間		号俵	経過期間		号俵	経過期間		号俵	経過期間	
1	0~3	1	1	0~3	1	1	0~3	1	1	0~3	1	1	0~3	1
	3~6	2		3~6	2		3~6	2		3~6	2		3~6	2
	6~9	3		6~9	3		6~9	3		6~9	3		6~9	3
	9~12	4		9~12	4		9~12	4		9~12	4		9~12	4
	12~	5		12~	5		12~	5		12~	5		12~	5
2	0~3		2	0~3		2	0~3		2	0~3		2	0~3	
	3~6	6		3~6	6		3~6	6		3~6	6		3~6	6
	6~9	7		6~9	7		6~9	7		6~9	7		6~9	7
	9~12	8		9~12	8		9~12	8		9~12	8		9~12	8
	12~	9		12~	9		12~	9		12~	9		12~	9
3	0~3		3	0~3		3	0~3		3	0~3		3	0~3	
	3~6	10		3~6	10		3~6	10		3~6	10		3~6	10
	6~9	11		6~9	11		6~9	11		6~9	11		6~9	11
	9~12	12		9~12	12		9~12	12		9~12	12		9~12	12
	12~	13		12~	13		12~	13		12~	13		12~	13
4	0~3		4	0~3		4	0~3		4	0~3		4	0~3	
	3~6	14		3~6	14		3~6	14		3~6	14		3~6	14
	6~9	15		6~9	15		6~9	15		6~9	15		6~9	15
	9~12	16		9~12	16		9~12	16		9~12	16		9~12	16
	12~	17		12~	17		12~	17		12~	17		12~	17
5	0~3		5	0~3		5	0~3		5	0~3		5	0~3	
	3~6	18		3~6	18		3~6	18		3~6	18		3~6	18
	6~9	19		6~9	19		6~9	19		6~9	19		6~9	19
	9~12	20		9~12	20		9~12	20		9~12	20		9~12	20
	12~	21		12~	21		12~	21		12~	21		12~	21
6	0~3		6	0~3		6	0~3		6	0~3		6	0~3	
	3~6	22		3~6	22		3~6	22		3~6	22		3~6	22
	6~9	23		6~9	23		6~9	23		6~9	23		6~9	23
	9~12	24		9~12	24		9~12	24		9~12	24		9~12	24
	12~	25		12~	25		12~	25		12~	25		12~	25
7	0~3		7	0~3		7	0~3		7	0~3		7	0~3	
	3~6	26		3~6	26		3~6	26		3~6	26		3~6	26
	6~9	27		6~9	27		6~9	27		6~9	27		6~9	27
	9~12	28		9~12	28		9~12	28		9~12	28		9~12	28
	12~	29		12~	29		12~	29		12~	29		12~	29
8	0~3		8	0~3		8	0~3		8	0~3		8	0~3	
	3~6	30		3~6	30		3~6	30		3~6	30		3~6	30
	6~9	31		6~9	31		6~9	31		6~9	31		6~9	31
	9~12	32		9~12	32		9~12	32		9~12	32		9~12	32
	12~	33		12~	33		12~	33		12~	33		12~	33
9	0~3		9	0~3		9	0~3		9	0~3		9	0~3	
	3~6	34		3~6	34		3~6	34		3~6	34		3~6	34
	6~9	35		6~9	35		6~9	35		6~9	35		6~9	35
	9~12	36		9~12	36		9~12	36		9~12	36		9~12	36
	12~	37		12~	37		12~	37		12~	37		12~	37
10	0~3		10	0~3		10	0~3		10	0~3		10	0~3	
	3~6	38		3~6	38		3~6	38		3~6	38		3~6	38
	6~9	39		6~9	39		6~9	39		6~9	39		6~9	39
	9~12	40		9~12	40		9~12	40		9~12	40		9~12	40
	12~	41		12~	41		12~	41		12~	41		12~	41
11	0~3		11	0~3		11	0~3		11	0~3		11	0~3	
	3~6	42		3~6	42		3~6	42		3~6	42		3~6	42
	6~9	43		6~9	43		6~9	43		6~9	43		6~9	43
	9~12	44		9~12	44		9~12	44		9~12	44		9~12	44
	12~	45		12~	45		12~	45		12~	45		12~	45
12	0~3		12	0~3		12	0~3		12	0~3		12	0~3	
	3~6	46		3~6	46		3~6	46		3~6	46		3~6	46
	6~9	47		6~9	47		6~9	47		6~9	47		6~9	47
	9~12	48		9~12	48		9~12	48		9~12	48		9~12	48
	12~	49		12~	49		12~	49		12~	49		12~	49
13	0~3		13	0~3		13	0~3		13	0~3		13	0~3	
	3~6	50		3~6	50		3~6	50		3~6	50		3~6	50
	6~9	51		6~9	51		6~9	51		6~9	51		6~9	51
	9~12	52		9~12	52		9~12	52		9~12	52		9~12	52
	12~	53		12~	53		12~	53		12~	53		12~	53
14	0~3		14	0~3		14	0~3		14	0~3		14	0~3	
	3~6	54		3~6	54		3~6	54		3~6	54		3~6	54
	6~9	55		6~9	55		6~9	55		6~9	55		6~9	55
	9~12	56		9~12	56		9~12	56		9~12	56		9~12	56
	12~	57		12~	57		12~	57		12~	57		12~	57
15	0~3		15	0~3		15	0~3		15	0~3		15	0~3	
	3~6	58		3~6	58		3~6	58		3~6	58		3~6	58
	6~9	59		6~9	59		6~9	59		6~9	59		6~9	59
	9~12	60		9~12	60		9~12	60		9~12	60		9~12	60
	12~	61		12~	61		12~	61		12~	61		12~	61
16	0~3		16	0~3		16	0~3		16	0~3		16	0~3	
	3~6	62		3~6	62		3~6	62		3~6	62		3~6	62
	6~9	63		6~9	63		6~9	63		6~9	63		6~9	63
	9~12	64		9~12	64		9~12	64		9~12	64		9~12	64
	12~	65		12~	65		12~	65		12~	65		12~	65
17	0~3		17	0~3		17	0~3		17	0~3		17	0~3	
	3~6	66		3~6	66		3~6	66		3~6	66		3~6	66
	6~9	67		6~9	67		6~9	67		6~9	67		6~9	67
	9~12	68		9~12	68		9~12	68		9~12	68		9~12	68
	12~	69		12~	69		12~	69		12~	69		12~	69
18	0~3		18	0~3		18	0~3		18	0~3		18	0~3	
	3~6	70		3~6	70		3~6	70		3~6	70		3~6	70
	6~9	71		6~9	71		6~9	71		6~9	71		6~9	71
	9~12	72		9~12	72		9~12	72		9~12	72		9~12	72
	12~	73		12~	73		12~	73		12~	73		12~	73
19	0~3		19	0~3		19	0~3		19	0~3		19	0~3	
	3~6	74		3~6	74		3~6	74		3~6	74		3~6	74
	6~9	75		6~9	75		6~9	75		6~9	75		6~9	75
	9~12	76		9~12	76		9~12	76		9~12	76		9~12	76
	12~	77		12~	77		12~	77		12~	77		12~	77
20	0~3		20	0~3		20	0~3		20	0~3		20	0~3	
	3~6	78		3~6	78		3~6	78		3~6	78		3~6	78
	6~9	79		6~9	79		6~9	79		6~9	79		6~9	79
	9~12	80		9~12	80		9~12	80		9~12	80		9~12	80
	12~	81		12~	81		12~	81		12~	81		12~	81
21	0~3		21	0~3		21	0~3		21	0~3		21	0~3	
	3~6	82		3~6	82		3~6	82		3~6	82		3~6	82
	6~9	83		6~9	83		6~9	83		6~9	83		6~9	83
	9~12	84		9~12	84		9~12	84		9~12	84		9~12	84
	12~	85		12~	85		12~	85		12~	85		12~	85
22	0~3		22	0~3		22	0~3		22	0~3		22	0~3	
	3~6	86		3~6	86		3~6	86		3~6	86		3~6	86
	6~9	87		6~9	87		6~9	87		6~9	87		6~9	87
	9~12	88		9~12	88		9~12	88		9~12	88		9~12	88
	12~	89		12~	89		12~	89		12~	89		12~	89
23			23			23			23			23		

ハ 医療職基本給表(三)

切替前の号俵		切替後の号俵	
1級		1級	
号俵	経過期間	号俵	経過期間
2	0~3	1	
	3~6	2	
	6~9	3	
	9~12	4	
	12~	5	
3	0~3	3	
	3~6	6	
	6~9	7	
	9~12	8	
	12~	9	
4	0~3	4	
	3~6	10	
	6~9	11	
	9~12	12	
	12~	13	
5	0~3	5	
	3~6	14	
	6~9	15	
	9~12	16	
	12~	17	
6	0~3	6	
	3~6	18	
	6~9	19	
	9~12	20	
	12~	21	
7	0~3	7	
	3~6	22	
	6~9	23	
	9~12	24	
	12~	25	
8	0~3	8	
	3~6	26	
	6~9	27	
	9~12	28	
	12~	29	
9	0~3	9	
	3~6	30	
	6~9	31	
	9~12	32	
	12~	33	
10	0~3	10	
	3~6	34	
	6~9	35	
	9~12	36	
	12~	37	
11	0~3	11	
	3~6	38	
	6~9	39	
	9~12	40	
	12~	41	
12	0~3	12	
	3~6	42	
	6~9	43	
	9~12	44	
	12~	45	
13	0~3	13	
	3~6	46	
	6~9	47	
	9~12	48	
	12~	49	
14	0~3	14	
	3~6	50	
	6~9	51	
	9~12	52	
	12~	53	
15	0~3	15	
	3~6	54	
	6~9	55	
	9~12	56	
	12~	57	
16	0~3	16	
	3~6	58	
	6~9	59	
	9~12	60	
	12~	61	
17	0~3	17	
	3~6	62	
	6~9	63	
	9~12	64	
	12~	65	
18	0~3	18	
	3~6	66	
	6~9	67	
	9~12	68	
	12~	69	
19	0~3	19	
	3~6	70	
	6~9	71	
	9~12	72	
	12~	73	
20	0~3	20	
	3~6	74	
	6~9	75	
	9~12	76	
	12~	77	
21	0~3	21	
	3~6	78	
	6~9	79	
	9~12	80	
	12~	81	
22	0~3	22	
	3~6	82	
	6~9	83	
	9~12	84	
	12~	85	
23	0~3	23	
	3~6	86	
	6~9	87	
	9~12	88	
	12~	89	

切替前の号俵		切替後の号俵	
2級		2級	
号俵	経過期間	号俵	経過期間
24	0~3	90	
	3~6	90	
	6~9	91	
	9~12	92	
	12~	93	
25	0~3	94	
	3~6	94	
	6~9	95	
	9~12	96	
	12~	97	
26	0~3	98	
	3~6	98	
	6~9	99	
	9~12	100	
	12~	101	
27	0~3	102	
	3~6	102	
	6~9	103	
	9~12	104	
	12~	105	
28	0~3	106	
	3~6	106	
	6~9	107	
	9~12	108	
	12~	109	
29	0~3	110	
	3~6	110	
	6~9	111	
	9~12	112	
	12~	113	
30	0~3	114	
	3~6	114	
	6~9	115	
	9~12	116	
	12~	117	
31	0~3	118	
	3~6	118	
	6~9	119	
	9~12	120	
	12~	121	
32	0~3	122	
	3~6	122	
	6~9	123	
	9~12	124	
	12~	125	
33	0~3	126	
	3~6	126	
	6~9	127	
	9~12	128	
	12~	129	
34	0~3	130	
	3~6	130	
	6~9	131	
	9~12	132	
	12~	133	
35	0~3	134	
	3~6	134	
	6~9	135	
	9~12	136	
	12~	137	
36	0~3	138	
	3~6	138	
	6~9	139	
	9~12	140	
	12~	141	
37	0~3	142	
	3~6	142	
	6~9	143	
	9~12	144	
	12~	145	
38	0~3	146	
	3~6	146	
	6~9	147	
	9~12	148	
	12~	149	
39	0~3	150	
	3~6	150	
	6~9	151	
	9~12	152	
	12~	153	
40	0~3	154	
	3~6	154	
	6~9	155	
	9~12	156	
	12~	157	
41			

切替前の号俵		切替後の号俵	
2級		2級	
号俵	経過期間	号俵	経過期間
2	0~3	1	
	3~6	2	
	6~9	3	
	9~12	4	
	12~	5	
3	0~3	3	
	3~6	6	
	6~9	7	
	9~12	8	
	12~	9	
4	0~3	4	
	3~6	10	
	6~9	11	
	9~12	12	
	12~	13	
5	0~3	5	
	3~6	14	
	6~9	15	
	9~12	16	
	12~	17	
6	0~3	6	
	3~6	18	
	6~9	19	
	9~12	20	
	12~	21	
7	0~3	7	
	3~6	22	
	6~9	23	
	9~12	24	
	12~	25	
8	0~3	8	
	3~6	26	
	6~9	27	
	9~12	28	
	12~	29	
9	0~3	9	
	3~6	30	
	6~9	31	
	9~12	32	
	12~	33	
10	0~3	10	
	3~6	34	
	6~9	35	
	9~12	36	
	12~	37	
11	0~3	11	
	3~6	38	
	6~9	39	
	9~12	40	
	12~	41	
12	0~3	12	
	3~6	42	
	6~9	43	
	9~12	44	
	12~	45	
13	0~3	13	
	3~6	46	
	6~9	47	
	9~12	48	
	12~	49	
14	0~3	14	
	3~6	50	
	6~9	51	
	9~12	52	
	12~	53	
15	0~3	15	
	3~6	54	
	6~9	55	
	9~12	56	
	12~	57	
16	0~3	16	
	3~6	58	
	6~9	59	
	9~12	60	
	12~	61	
17	0~3	17	
	3~6	62	
	6~9	63	
	9~12	64	
	12~	65	
18	0~3	18	
	3~6	66	
	6~9	67	
	9~12	68	
	12~	69	
19	0~3	19	
	3~6	70	
	6~9	71	
	9~12	72	
	12~	73	
20	0~3	20	
	3~6	74	
	6~9	75	
	9~12	76	
	12~	77	
21	0~3	21	
	3~6	78	
	6~9	79	
	9~12	80	
	12~	81	
22	0~3	22	
	3~6	82	
	6~9	83	
	9~12	84	
	12~	85	
23	0~3	23	
	3~6	86	
	6~9	87	
	9~12	88	
	12~	89	

切替前の号俵		切替後の号俵	
3級		3級	
号俵	経過期間	号俵	経過期間
24	0~3	90	
	3~6	90	
	6~9	91	
	9~12	92	
	12~	93	
25	0~3	94	
	3~6	94	
	6~9	95	
	9~12	96	
	12~	97	
26	0~3	98	
	3~6	98	
	6~9	99	
	9~12	100	
	12~	101	
27	0~3	102	
	3~6	102	
	6~9	103	
	9~12	104	
	12~	105	
28	0~3	106	
	3~6	106	
	6~9	107	
	9~12	108	
	12~	109	
29	0~3	110	
	3~6	110	
	6~9	111	
	9~12	112	
	12~	113	
30	0~3	114	
	3~6	114	
	6~9	115	
	9~12	116	
	12~	117	
31	0~3	118	
	3~6	118	
	6~9	119	
	9~12	120	
	12~	121	
32	0~3	122	
	3~6	122	
	6~9	123	
	9~12	124	
	12~	125	
33	0~3	126	
	3~6	126	
	6~9	127	
	9~12	128	
	12~	129	
34	0~3	130	
	3~6	130	
	6~9	131	
	9~12	132	
	12~	133	
35	0~3	134	
	3~6	134	
	6~9	135	
	9~12	136	
	12~	137	
36	0~3	138	
	3~6	138	
	6~9	139	
	9~12	140	
	12~	141	
37	0~3	142	
	3~6	142	
	6~9	143	
	9~12	144	
	12~	145	
38			

切替前の号俵		切替後の号俵	
3級		3級	
号俵	経過期間	号俵	経過期間
1	0~3	1	
	3~6	2	
	6~9	3	
	9~12	4	
	12~	5	
2	0~3	3	
	3~6	6	
	6~9	7	
	9~12	8	
	12~	9	
3	0~3	4	
	3~6	10	
	6~9	11	
	9~12	12	
	12~	13	
4	0~3	5	
	3~6	14	
	6~9	15	
	9~12	16	
	12~	17	
5	0~3	6	
	3~6	18	</

切替前の号俵		切替後の号俵	
4級		4級	
号俵	経過期間	号俵	経過期間
1	0~3	1	0~3
	3~6	2	3~6
	6~9	3	6~9
	9~12	4	9~12
	12~	5	12~
2	0~3	6	0~3
	3~6	6	3~6
	6~9	7	6~9
	9~12	8	9~12
	12~	9	12~
3	0~3	10	0~3
	3~6	10	3~6
	6~9	11	6~9
	9~12	12	9~12
	12~	13	12~
4	0~3	14	0~3
	3~6	14	3~6
	6~9	15	6~9
	9~12	16	9~12
	12~	17	12~
5	0~3	18	0~3
	3~6	18	3~6
	6~9	19	6~9
	9~12	20	9~12
	12~	21	12~
6	0~3	22	0~3
	3~6	22	3~6
	6~9	23	6~9
	9~12	24	9~12
	12~	25	12~
7	0~3	26	0~3
	3~6	26	3~6
	6~9	27	6~9
	9~12	28	9~12
	12~	29	12~
8	0~3	30	0~3
	3~6	30	3~6
	6~9	31	6~9
	9~12	32	9~12
	12~	33	12~
9	0~3	34	0~3
	3~6	34	3~6
	6~9	35	6~9
	9~12	36	9~12
	12~	37	12~
10	0~3	38	0~3
	3~6	38	3~6
	6~9	39	6~9
	9~12	40	9~12
	12~	41	12~
11	0~3	42	0~3
	3~6	42	3~6
	6~9	43	6~9
	9~12	44	9~12
	12~	45	12~
12	0~3	46	0~3
	3~6	46	3~6
	6~9	47	6~9
	9~12	48	9~12
	12~	49	12~
13	0~3	50	0~3
	3~6	50	3~6
	6~9	51	6~9
	9~12	52	9~12
	12~	53	12~
14	0~3	54	0~3
	3~6	54	3~6
	6~9	55	6~9
	9~12	56	9~12
	12~	57	12~
15	0~3	58	0~3
	3~6	58	3~6
	6~9	59	6~9
	9~12	60	9~12
	12~	61	12~
16	0~3	62	0~3
	3~6	62	3~6
	6~9	63	6~9
	9~12	64	9~12
	12~	65	12~
17	0~3	66	0~3
	3~6	66	3~6
	6~9	67	6~9
	9~12	68	9~12
	12~	69	12~
18	0~3	70	0~3
	3~6	70	3~6
	6~9	71	6~9
	9~12	72	9~12
	12~	73	12~
19	0~3	74	0~3
	3~6	74	3~6
	6~9	75	6~9
	9~12	76	9~12
	12~	77	12~
20	0~3	78	0~3
	3~6	78	3~6
	6~9	79	6~9
	9~12	80	9~12
	12~	81	12~
21	0~3	82	0~3
	3~6	82	3~6
	6~9	83	6~9
	9~12	84	9~12
	12~	85	12~
22	0~3	86	0~3
	3~6	86	3~6
	6~9	87	6~9
	9~12	88	9~12
	12~	89	12~

23	0~3	90
	3~6	90
	6~9	91
	9~12	92
	12~	93
24	0~3	94
	3~6	94
	6~9	95
	9~12	96
	12~	97
25	0~3	98
	3~6	98
	6~9	99
	9~12	100
	12~	101
26	0~3	102
	3~6	102
	6~9	103
	9~12	104
	12~	105
27	0~3	106
	3~6	106
	6~9	107
	9~12	108
	12~	109
28		

切替前の号俵		切替後の号俵	
5級		5級	
号俵	経過期間	号俵	経過期間
1	0~3	1	0~3
	3~6	2	3~6
	6~9	3	6~9
	9~12	4	9~12
	12~	5	12~
2	0~3	6	0~3
	3~6	6	3~6
	6~9	7	6~9
	9~12	8	9~12
	12~	9	12~
3	0~3	10	0~3
	3~6	10	3~6
	6~9	11	6~9
	9~12	12	9~12
	12~	13	12~
4	0~3	14	0~3
	3~6	14	3~6
	6~9	15	6~9
	9~12	16	9~12
	12~	17	12~
5	0~3	18	0~3
	3~6	18	3~6
	6~9	19	6~9
	9~12	20	9~12
	12~	21	12~
6	0~3	22	0~3
	3~6	22	3~6
	6~9	23	6~9
	9~12	24	9~12
	12~	25	12~
7	0~3	26	0~3
	3~6	26	3~6
	6~9	27	6~9
	9~12	28	9~12
	12~	29	12~
8	0~3	30	0~3
	3~6	30	3~6
	6~9	31	6~9
	9~12	32	9~12
	12~	33	12~
9	0~3	34	0~3
	3~6	34	3~6
	6~9	35	6~9
	9~12	36	9~12
	12~	37	12~
10	0~3	38	0~3
	3~6	38	3~6
	6~9	39	6~9
	9~12	40	9~12
	12~	41	12~
11	0~3	42	0~3
	3~6	42	3~6
	6~9	43	6~9
	9~12	44	9~12
	12~	45	12~
12	0~3	46	0~3
	3~6	46	3~6
	6~9	47	6~9
	9~12	48	9~12
	12~	49	12~
13	0~3	50	0~3
	3~6	50	3~6
	6~9	51	6~9
	9~12	52	9~12
	12~	53	12~
14	0~3	54	0~3
	3~6	54	3~6
	6~9	55	6~9
	9~12	56	9~12
	12~	57	12~
15	0~3	58	0~3
	3~6	58	3~6
	6~9	59	6~9
	9~12	60	9~12
	12~	61	12~
16	0~3	62	0~3
	3~6	62	3~6
	6~9	63	6~9
	9~12	64	9~12
	12~	65	12~
17	0~3	66	0~3
	3~6	66	3~6
	6~9	67	6~9
	9~12	68	9~12
	12~	69	12~
18	0~3	70	0~3
	3~6	70	3~6
	6~9	71	6~9
	9~12	72	9~12
	12~	73	12~
19	0~3	74	0~3
	3~6	74	3~6
	6~9	75	6~9
	9~12	76	9~12
	12~	77	12~
20	0~3	78	0~3
	3~6	78	3~6
	6~9	79	6~9
	9~12	80	9~12
	12~	81	12~
21	0~3	82	0~3
	3~6	82	3~6
	6~9	83	6~9
	9~12	84	9~12
	12~	85	12~
22	0~3	86	0~3
	3~6	86	3~6
	6~9	87	6~9
	9~12	88	9~12
	12~	89	12~

23	0~3	90
	3~6	90
	6~9	91
	9~12	92
	12~	93
24		

切替前の号俵		切替後の号俵	
6級		6級	
号俵	経過期間	号俵	経過期間
1	0~3	1	0~3
	3~6	2	3~6
	6~9	3	6~9
	9~12	4	9~12
	12~	5	12~
2	0~3	6	0~3
	3~6	6	3~6
	6~9	7	6~9
	9~12	8	9~12
	12~	9	12~
3	0~3	10	0~3
	3~6	10	3~6
	6~9	11	6~9
	9~12	12	9~12
	12~	13	12~
4	0~3	14	0~3
	3~6	14	3~6
	6~9	15	6~9
	9~12	16	9~12
	12~	17	12~
5	0~3	18	0~3
	3~6	18	3~6
	6~9	19	6~9
	9~12	20	9~12
	12~	21	12~
6	0~3	22	0~3
	3~6	22	3~6
	6~9	23	6~9
	9~12	24	9~12
	12~	25	12~
7	0~3	26	0~3
	3~6	26	3~6
	6~9	27	6~9
	9~12	28	9~12
	12~	29	12~
8	0~3	30	0~3
	3~6	30	3~6
	6~9	31	6~9
	9~12	32	9~12
	12~	33	12~
9	0~3	34	0~3
	3~6	34	3~6
	6~9	35	6~9
	9~12	36	9~12
	12~	37	12~
10	0~3	38	0~3
	3~6	38	3~6
	6~9	39	6~9
	9~12	40	9~12
	12~	41	12~
11	0~3	42	0~3
	3~6	42	3~6
	6~9	43	6~9
	9~12	44	9~12
	12~	45	12~
12	0~3	46	0~3
	3~6	46	3~6
	6~9	47	6~9
	9~12	48	9~12
	12~	49	12~
13	0~3	50	0~3
	3~6	50	3~6
	6~9	51	6~9
	9~12	52	9~12
	12~	53	12~
14	0~3	54	0~3
	3~6	54	3~6
	6~9	55	6~9
	9~12	56	9~12
	12~	57	12~
15	0~3	58	0~3
	3~6	58	3~6
	6~9	59	6~9
	9~12	60	9~12
	12~	61	12~
16	0~3	62	0~3
	3~6	62	3~6
	6~9	63	6~9
	9~12	64	9~12
	12~	65	12~
17	0~3	66	0~3
	3~6	66	3~6
	6~9	67	6~9
	9~12	68	9~12
	12~	69	12~
18	0~3	70	0~3
	3~6	70	3~6
	6~9	71	6~9
	9~12	72	9~12
	12~	73	12~
19	0~3	74	0~3
	3~6	74	3~6
	6~9	75	6~9
	9~12	76	9~12
	12~	77	12~
20	0~3	78	0~3
	3~6	78	3~6
	6~9	79	6~9
	9~12	80	9~12
	12~	81	12~
21	0~3	82	0~3
	3~6	82	3~6
	6~9	83	6~9
	9~12	84	9~12
	12~	85	12~
22			

切替前の号俵		切替後の号俵	
7級		7級	
号俵	経過期間	号俵	経過期間
1	0~3	1	0~3
	3~6	2	3~6
	6~9	3	6~9
	9~12	4	9~12
	12~	5	12~
2			

二 事務職基本給表

切替前の号俸		切替後の号俸	
1級	2級	3級	1級
号俸	経過期間	号俸	経過期間
2	0~3		1
	3~6		2
	6~9		3
	9~12		4
	12~		5
3	0~3		6
	3~6		7
	6~9		8
	9~12		9
	12~		10
4	0~3		11
	3~6		12
	6~9		13
	9~12		14
	12~		15
5	0~3		16
	3~6		17
	6~9		18
	9~12		19
	12~		20
6	0~3		21
	3~6		22
	6~9		23
	9~12		24
	12~		25
7	0~3		26
	3~6		27
	6~9		28
	9~12		29
	12~		30
8	0~3	2	31
	3~6		32
	6~9		33
	9~12		34
	12~		35
9	0~3	3	36
	3~6		37
	6~9		38
	9~12		39
	12~		40
10	0~3	4	41
	3~6		42
	6~9		43
	9~12		44
	12~		45
11		5	46
12	0~3		47
	3~6		48
13	0~6		49
	6~9		50
	9~12		51
	12~		52
14		6	53
15	~6以下		54
	6超~		55
16			56
外1	0~6		57
	6~9		58
	9~12		59
	12~		60
		7	61
	0~3		62
	3~6		63
	6~9		64
	9~12		65
	12~		66
		8	67
	0~3		68
	3~6		69
	6~9		70
	9~12		71
	12~		72
		9	73
	0~3		74
	3~6		75
	6~9		76
	9~12		77
	12~		78
		10	79
	0~3		80
	3~6		81
	6~9		82
	9~12		83
	12~		84
		11	85
	0~3		86
	3~6		87
	6~9		88
	9~12		89
	12~		90
		12	91
	0~3		92
	3~6		93
	6~9		94
	9~12		95
	12~		96
		13	97
	0~3		98
	3~6		99
	6~9		100
	9~12		101
	12~		102
		14	103
	0~3		104
	3~6		105
	6~9		106
	9~12		107
	12~		108
		15	109
	0~3		110
	3~6		111
	6~9		112
	9~12		113
	12~		114
		16	115
	0~3		116
	3~6		117
	6~9		118
	9~12		119
	12~		120
		17	121
	0~3		122
	3~6		123
	6~9		124
	9~12		125
	12~		126
		18	127
	0~3		128
	3~6		129
	6~9		130
	9~12		131
	12~		132
		19	133
	0~3		134
	3~6		135
	6~9		136
	9~12		137
	12~		138
		20	139
	0~3		140
	3~6		141
	6~9		142
	9~12		143
	12~		144
		21	145
	0~3		146
	3~6		147
	6~9		148
	9~12		149
	12~		150
		22	151
	0~3		152
	3~6		153
	6~9		154
	9~12		155
	12~		156
		23	157
	0~3		158
	3~6		159
	6~9		160
	9~12		161
	12~		162
		24	163
	0~3		164
	3~6		165
	6~9		166
	9~12		167
	12~		168
		25	169
	0~3		170
	3~6		171
	6~9		172
	9~12		173
	12~		174
		26	175
	0~3		176
	3~6		177
	6~9		178
	9~12		179
	12~		180
		27	181
	0~3		182
	3~6		183
	6~9		184
	9~12		185
	12~		186
		28	187
	0~3		188
	3~6		189
	6~9		190
	9~12		191
	12~		192
		29	193
	0~3		194
	3~6		195
	6~9		196
	9~12		197
	12~		198
		30	199
	0~3		200
	3~6		201
	6~9		202
	9~12		203
	12~		204
		31	205
	0~3		206
	3~6		207
	6~9		208
	9~12		209
	12~		210
		32	211
	0~3		212
	3~6		213
	6~9		214
	9~12		215
	12~		216

切替前の号俸		切替後の号俸	
4級	2級	3級	1級
号俸	経過期間	号俸	経過期間
1	0~3		1
	3~6		2
	6~9		3
	9~12		4
	12~		5
2	0~3		6
	3~6		7
	6~9		8
	9~12		9
	12~		10
3	0~3		11
	3~6		12
	6~9		13
	9~12		14
	12~		15
4	0~3		16
	3~6		17
	6~9		18
	9~12		19
	12~		20
5	0~3		21
	3~6		22
	6~9		23
	9~12		24
	12~		25
6	0~3		26
	3~6		27
	6~9		28
	9~12		29
	12~		30
7	0~3		31
	3~6		32
	6~9		33
	9~12		34
	12~		35
8	0~3		36
	3~6		37
	6~9		38
	9~12		39
	12~		40
9	0~3		41
	3~6		42
	6~9		43
	9~12		44
	12~		45
10	0~3		46
	3~6		47
	6~9		48
	9~12		49
	12~		50
11	0~3		51
	3~6		52
	6~9		53
	9~12		54
	12~		55
12	0~3		56
	3~6		57
	6~9		58
	9~12		59
	12~		60
13	0~3		61
	3~6		62
	6~9		63
	9~12		64
	12~		65
14	0~3		66
	3~6		67
	6~9		68
	9~12		69
	12~		70
15	0~3		71
	3~6		72
	6~9		73
	9~12		74
	12~		75
16	0~3		76
	3~6		77
	6~9		78
	9~12		79
	12~		80
17	0~3		81
	3~6		82
	6~9		83
	9~12		84
	12~		85
18	0~3		86
	3~6		87
	6~9		88
	9~12		89
	12~		90
19	0~3		91
	3~6		92
	6~9		93
	9~12		94
	12~		95
20	0~3		96
	3~6		97
	6~9		98
	9~12		99
	12~		100
21	0~3		101
	3~6		102
	6~9		103
	9~12		104
	12~		105

22	0~3		86
	3~6		87
	6~9		88
	9~12		89
	12~		90
23	0~3		91
	3~6		92
	6~9		93
	9~12		94
	12~		95
24	0~3		96
	3~6		97
	6~9		98
	9~12		99
	12~		100
25	0~3		101
	3~6		102
	6~9		103
	9~12		104
	12~		105
26	0~3		106
	3~6		107
	6~9		108
	9~12		109
	12~		110

切替前の号俵		切替後の号俵	
5級		3級	
号俵	経過期間	号俵	経過期間
1	0～3	1	
	3～6	2	
	6～9	3	
	9～12	4	
2	0～3	5	
	3～6	6	
	6～9	7	
	9～12	8	
3	0～3	9	
	3～6	10	
	6～9	11	
	9～12	12	
4	0～3	13	
	3～6	14	
	6～9	15	
	9～12	16	
5	0～3	17	
	3～6	18	
	6～9	19	
	9～12	20	
6	0～3	21	
	3～6	22	
	6～9	23	
	9～12	24	
7	0～3	25	
	3～6	26	
	6～9	27	
	9～12	28	
8	0～3	29	
	3～6	30	
	6～9	31	
	9～12	32	
9	0～3	33	
	3～6	34	
	6～9	35	
	9～12	36	
10	0～3	37	
	3～6	38	
	6～9	39	
	9～12	40	
11	0～3	41	
	3～6	42	
	6～9	43	
	9～12	44	
12	0～3	45	
	3～6	46	
	6～9	47	
	9～12	48	
13	0～3	49	
	3～6	50	
	6～9	51	
	9～12	52	
14	0～3	53	
	3～6	54	
	6～9	55	
	9～12	56	
15	0～3	57	
	3～6	58	
	6～9	59	
	9～12	60	
16	0～3	61	
	3～6	62	
	6～9	63	
	9～12	64	
17	0～3	65	
	3～6	66	
	6～9	67	
	9～12	68	
18	0～3	69	
	3～6	70	
	6～9	71	
	9～12	72	
19	0～3	73	
	3～6	74	
	6～9	75	
	9～12	76	
20	0～3	77	
	3～6	78	
	6～9	79	
	9～12	80	
21	0～3	81	
	3～6	82	
	6～9	83	
	9～12	84	
22	0～3	85	
	3～6	86	
	6～9	87	
	9～12	88	

22	0～3		
	3～6	86	
	6～9	87	
	9～12	88	
23	0～3	89	
	3～6	90	
	6～9	91	
	9～12	92	
24	0～3	93	
	3～6	94	
	6～9	95	
	9～12	96	
25	0～3	97	
	3～6	98	
	6～9	99	
	9～12	100	
26	0～3	101	
	3～6		
	6～9		
	9～12		

切替前の号俵		切替後の号俵	
6級		4級	
号俵	経過期間	号俵	経過期間
1	0～3	1	
	3～6	2	
	6～9	3	
	9～12	4	
2	0～3	5	
	3～6	6	
	6～9	7	
	9～12	8	
3	0～3	9	
	3～6	10	
	6～9	11	
	9～12	12	
4	0～3	13	
	3～6	14	
	6～9	15	
	9～12	16	
5	0～3	17	
	3～6	18	
	6～9	19	
	9～12	20	
6	0～3	21	
	3～6	22	
	6～9	23	
	9～12	24	
7	0～3	25	
	3～6	26	
	6～9	27	
	9～12	28	
8	0～3	29	
	3～6	30	
	6～9	31	
	9～12	32	
9	0～3	33	
	3～6	34	
	6～9	35	
	9～12	36	
10	0～3	37	
	3～6	38	
	6～9	39	
	9～12	40	
11	0～3	41	
	3～6	42	
	6～9	43	
	9～12	44	
12	0～3	45	
	3～6	46	
	6～9	47	
	9～12	48	
13	0～3	49	
	3～6	50	
	6～9	51	
	9～12	52	
14	0～3	53	
	3～6	54	
	6～9	55	
	9～12	56	
15	0～3	57	
	3～6	58	
	6～9	59	
	9～12	60	
16	0～3	61	
	3～6	62	
	6～9	63	
	9～12	64	
17	0～3	65	
	3～6	66	
	6～9	67	
	9～12	68	
18	0～3	69	
	3～6	70	
	6～9	71	
	9～12	72	
19	0～3	73	
	3～6	74	
	6～9	75	
	9～12	76	
20	0～3	77	
	3～6	78	
	6～9	79	
	9～12	80	
21	0～3	81	
	3～6	82	
	6～9	83	
	9～12	84	
22	0～3	85	
	3～6		
	6～9		
	9～12		

22	0～3		
	3～6	86	
	6～9	87	
	9～12	88	
23	0～3	89	
	3～6	90	
	6～9	91	
	9～12	92	
24	0～3	93	
	3～6		
	6～9		
	9～12		

切替前の号俵		切替後の号俵	
7級		5級	
号俵	経過期間	号俵	経過期間
1	0～3	1	
	3～6	2	
	6～9	3	
	9～12	4	
2	0～3	5	
	3～6	6	
	6～9	7	
	9～12	8	
3	0～3	9	
	3～6	10	
	6～9	11	
	9～12	12	
4	0～3	13	
	3～6	14	
	6～9	15	
	9～12	16	
5	0～3	17	
	3～6	18	
	6～9	19	
	9～12	20	
6	0～3	21	
	3～6	22	
	6～9	23	
	9～12	24	
7	0～3	25	
	3～6	26	
	6～9	27	
	9～12	28	
8	0～3	29	
	3～6	30	
	6～9	31	
	9～12	32	
9	0～3	33	
	3～6	34	
	6～9	35	
	9～12	36	
10	0～3	37	
	3～6	38	
	6～9	39	
	9～12	40	
11	0～3	41	
	3～6	42	
	6～9	43	
	9～12	44	
12	0～3	45	
	3～6	46	
	6～9	47	
	9～12	48	
13	0～3	49	
	3～6	50	
	6～9	51	
	9～12	52	
14	0～3	53	
	3～6	54	
	6～9	55	
	9～12	56	
15	0～3	57	
	3～6	58	
	6～9	59	
	9～12	60	
16	0～3	61	
	3～6	62	
	6～9	63	
	9～12	64	
17	0～3	65	
	3～6	66	
	6～9	67	
	9～12	68	
18	0～3	69	
	3～6	70	
	6～9	71	
	9～12	72	
19	0～3	73	
	3～6	74	
	6～9	75	
	9～12	76	
20	0～3	77	
	3～6	78	
	6～9	79	
	9～12	80	
21	0～3	81	
	3～6	82	
	6～9	83	
	9～12	84	
22	0～3	85	
	3～6		
	6～9		
	9～12		

切替前の号俵		切替後の号俵		切替前の号俵		切替後の号俵		切替前の号俵		切替後の号俵	
8級		6級		9級		7級		10級		8級	
号俵	経過期間	号俵	経過期間	号俵	経過期間	号俵	経過期間	号俵	経過期間	号俵	経過期間
1	0~3	1		1	0~3	1		1	0~3	1	
	3~6	2			3~6	2			3~6	2	
	6~9	3			6~9	3			6~9	3	
	9~12	4			9~12	4			9~12	4	
	12~	5			12~	5			12~	5	
2	0~3	6		2	0~3	6		2	0~3	6	
	3~6	6			3~6	6			3~6	6	
	6~9	7			6~9	7			6~9	7	
	9~12	8			9~12	8			9~12	8	
	12~	9			12~	9			12~	9	
3	0~3	10		3	0~3	10		3	0~3	10	
	3~6	10			3~6	10			3~6	10	
	6~9	11			6~9	11			6~9	11	
	9~12	12			9~12	12			9~12	12	
	12~	13			12~	13			12~	13	
4	0~3	14		4	0~3	14		4	0~3	14	
	3~6	14			3~6	14			3~6	14	
	6~9	15			6~9	15			6~9	15	
	9~12	16			9~12	16			9~12	16	
	12~	17			12~	17			12~	17	
5	0~3	18		5	0~3	18		5	0~3	18	
	3~6	18			3~6	18			3~6	18	
	6~9	19			6~9	19			6~9	19	
	9~12	20			9~12	20			9~12	20	
	12~	21			12~	21			12~	21	
6	0~3	22		6	0~3	22		6	0~3	22	
	3~6	22			3~6	22			3~6	22	
	6~9	23			6~9	23			6~9	23	
	9~12	24			9~12	24			9~12	24	
	12~	25			12~	25			12~	25	
7	0~3	26		7	0~3	26		7	0~3	26	
	3~6	26			3~6	26			3~6	26	
	6~9	27			6~9	27			6~9	27	
	9~12	28			9~12	28			9~12	28	
	12~	29			12~	29			12~	29	
8	0~3	30		8	0~3	30		8	0~3	30	
	3~6	30			3~6	30			3~6	30	
	6~9	31			6~9	31			6~9	31	
	9~12	32			9~12	32			9~12	32	
	12~	33			12~	33			12~	33	
9	0~3	34		9	0~3	34		9	0~3	34	
	3~6	34			3~6	34			3~6	34	
	6~9	35			6~9	35			6~9	35	
	9~12	36			9~12	36			9~12	36	
	12~	37			12~	37			12~	37	
10	0~3	38		10	0~3	38		10	0~3	38	
	3~6	38			3~6	38			3~6	38	
	6~9	39			6~9	39			6~9	39	
	9~12	40			9~12	40			9~12	40	
	12~	41			12~	41			12~	41	
11	0~3	42		11	0~3	42		11	0~3	42	
	3~6	42			3~6	42			3~6	42	
	6~9	43			6~9	43			6~9	43	
	9~12	44			9~12	44			9~12	44	
	12~	45			12~	45			12~	45	
12	0~3	46		12	0~3	46		12	0~3	46	
	3~6	46			3~6	46			3~6	46	
	6~9	47			6~9	47			6~9	47	
	9~12	48			9~12	48			9~12	48	
	12~	49			12~	49			12~	49	
13	0~3	50		13	0~3	50		13	0~3	50	
	3~6	50			3~6	50			3~6	50	
	6~9	51			6~9	51			6~9	51	
	9~12	52			9~12	52			9~12	52	
	12~	53			12~	53			12~	53	
14	0~3	54		14	0~3	54		14	0~3	54	
	3~6	54			3~6	54			3~6	54	
	6~9	55			6~9	55			6~9	55	
	9~12	56			9~12	56			9~12	56	
	12~	57			12~	57			12~	57	
15	0~3	58		15	0~3	58		15	0~3	58	
	3~6	58			3~6	58			3~6	58	
	6~9	59			6~9	59			6~9	59	
	9~12	60			9~12	60			9~12	60	
	12~	61			12~	61			12~	61	
16	0~3	62		16	0~3	62		16	0~3	62	
	3~6	62			3~6	62			3~6	62	
	6~9	63			6~9	63			6~9	63	
	9~12	64			9~12	64			9~12	64	
	12~	65			12~	65			12~	65	
17	0~3	66		17	0~3	66		17	0~3	66	
	3~6	66			3~6	66			3~6	66	
	6~9	67			6~9	67			6~9	67	
	9~12	68			9~12	68			9~12	68	
	12~	69			12~	69			12~	69	
18	0~3	70		18	0~3	70		18	0~3	70	
	3~6	70			3~6	70			3~6	70	
	6~9	71			6~9	71			6~9	71	
	9~12	72			9~12	72			9~12	72	
	12~	73			12~	73			12~	73	
19	0~3	74		19	0~3	74		19	0~3	74	
	3~6	74			3~6	74			3~6	74	
	6~9	75			6~9	75			6~9	75	
	9~12	76			9~12	76			9~12	76	
	12~	77			12~	77			12~	77	
20	0~3	78		20	0~3	78		20	0~3	78	
	3~6	78			3~6	78			3~6	78	
	6~9	79			6~9	79			6~9	79	
	9~12	80			9~12	80			9~12	80	
	12~	81			12~	81			12~	81	
21				21				21			

ホ 技能職基本給表

切替前の号俸		切替後の号俸	
1級	2級	1級	2級
号俸	経過期間	号俸	経過期間
2	0~3	1	0~3
	3~6	2	3~6
	6~9	3	6~9
	9~12	4	9~12
	12~	5	12~
3	0~3	6	0~3
	3~6	7	3~6
	6~9	8	6~9
	9~12	9	9~12
	12~	10	12~
4	0~3	11	0~3
	3~6	12	3~6
	6~9	13	6~9
	9~12	14	9~12
	12~	15	12~
5	0~3	16	0~3
	3~6	17	3~6
	6~9	18	6~9
	9~12	19	9~12
	12~	20	12~
6	0~3	21	0~3
	3~6	22	3~6
	6~9	23	6~9
	9~12	24	9~12
	12~	25	12~
7	0~3	26	0~3
	3~6	27	3~6
	6~9	28	6~9
	9~12	29	9~12
	12~	30	12~
8	0~3	31	0~3
	3~6	32	3~6
	6~9	33	6~9
	9~12	34	9~12
	12~	35	12~
9	0~3	36	0~3
	3~6	37	3~6
	6~9	38	6~9
	9~12	39	9~12
	12~	40	12~
10	0~3	41	0~3
	3~6	42	3~6
	6~9	43	6~9
	9~12	44	9~12
	12~	45	12~
11	0~3	46	0~3
	3~6	47	3~6
	6~9	48	6~9
	9~12	49	9~12
	12~	50	12~
12	0~3	51	0~3
	3~6	52	3~6
	6~9	53	6~9
	9~12	54	9~12
	12~	55	12~
13	0~3	56	0~3
	3~6	57	3~6
	6~9	58	6~9
	9~12	59	9~12
	12~	60	12~
14	0~3	61	0~3
	3~6	62	3~6
	6~9	63	6~9
	9~12	64	9~12
	12~	65	12~
15	0~3	66	0~3
	3~6	67	3~6
	6~9	68	6~9
	9~12	69	9~12
	12~	70	12~
16	0~3	71	0~3
	3~6	72	3~6
	6~9	73	6~9
	9~12	74	9~12
	12~	75	12~
17	0~3	76	0~3
	3~6	77	3~6
	6~9	78	6~9
	9~12	79	9~12
	12~	80	12~
18	0~3	81	0~3
	3~6	82	3~6
	6~9	83	6~9
	9~12	84	9~12
	12~	85	12~
19	0~3	86	0~3
	3~6	87	3~6
	6~9	88	6~9
	9~12	89	9~12
	12~	90	12~

28	~6以下	14	0~3
	6超~		3~6
29	0~6		6~9
	6~9		9~12
	9~12		12~
30	0~3	15	0~3
31	0~3		3~6
	3~		6~9
	0~6		9~12
	6~9		12~
32	0~6		0~3
	6~9		3~6
	9~12		6~9
	12~		9~12
外1	0~3	16	0~3
外2	0~3		3~6
	3~		6~9
	0~6		9~12
	6~9		12~
外3	0~6		0~3
	6~9		3~6
	9~12		6~9
	12~		9~12
外4	~12以下	17	0~3
	12超~		3~6
外5	0~6		6~9
	6~9		9~12
	9~12		12~
	12~		0~3
		18	0~3
			3~6
			6~9
			9~12
			12~
		19	0~3
			3~6
			6~9
			9~12
			12~
		20	0~3
			3~6
			6~9
			9~12
			12~
		21	0~3
			3~6
			6~9
			9~12
			12~
		22	0~3
			3~6
			6~9
			9~12
			12~
		23	0~3
			3~6
			6~9
			9~12
			12~
		24	0~3
			3~6
			6~9
			9~12
			12~
		25	0~3
			3~6
			6~9
			9~12
			12~
		26	0~3
			3~6
			6~9
			9~12
			12~
		27	0~3
			3~6
			6~9
			9~12
			12~
		28	0~3
			3~6
			6~9
			9~12
			12~
		29	0~3
			3~6
			6~9
			9~12
			12~
		30	0~3
			3~6
			6~9
			9~12
			12~
		31	0~3
			3~6
			6~9
			9~12
			12~

切替前の号俸		切替後の号俸	
3級	2級	3級	2級
号俸	経過期間	号俸	経過期間
1	0~3	1	0~3
	3~6	2	3~6
	6~9	3	6~9
	9~12	4	9~12
	12~	5	12~
2	0~3	6	0~3
	3~6	7	3~6
	6~9	8	6~9
	9~12	9	9~12
	12~	10	12~
3	0~3	11	0~3
	3~6	12	3~6
	6~9	13	6~9
	9~12	14	9~12
	12~	15	12~
4	0~3	16	0~3
	3~6	17	3~6
	6~9	18	6~9
	9~12	19	9~12
	12~	20	12~
5	0~3	21	0~3
	3~6	22	3~6
	6~9	23	6~9
	9~12	24	9~12
	12~	25	12~
6	0~3	26	0~3
	3~6	27	3~6
	6~9	28	6~9
	9~12	29	9~12
	12~	30	12~
7	0~3	31	0~3
	3~6	32	3~6
	6~9	33	6~9
	9~12	34	9~12
	12~	35	12~
8	0~3	36	0~3
	3~6	37	3~6
	6~9	38	6~9
	9~12	39	9~12
	12~	40	12~
9	0~3	41	0~3
	3~6	42	3~6
	6~9	43	6~9
	9~12	44	9~12
	12~	45	12~
10	0~3	46	0~3
	3~6	47	3~6
	6~9	48	6~9
	9~12	49	9~12
	12~	50	12~
11	0~3	51	0~3
	3~6	52	3~6
	6~9	53	6~9
	9~12	54	9~12
	12~	55	12~
12	0~3	56	0~3
	3~6	57	3~6
	6~9	58	6~9
	9~12	59	9~12
	12~	60	12~
13	0~3	61	0~3
	3~6	62	3~6
	6~9	63	6~9
	9~12	64	9~12
	12~	65	12~
14	0~3	66	0~3
	3~6	67	3~6
	6~9	68	6~9
	9~12	69	9~12
	12~	70	12~
15	0~3	71	0~3
	3~6	72	3~6
	6~9	73	6~9
	9~12	74	9~12
	12~	75	12~
16	0~3	76	0~3
	3~6	77	3~6
	6~9	78	6~9
	9~12	79	9~12
	12~	80	12~
17	0~3	81	0~3
	3~6	82	3~6
	6~9	83	6~9
	9~12	84	9~12
	12~	85	12~
18	0~3	86	0~3
	3~6	87	3~6
	6~9	88	6~9
	9~12	89	9~12
	12~	90	12~

23	0~3	90
	3~6	91
	6~9	92
	9~12	93
	12~	94
24	0~3	95
	3~6	96
	6~9	97
	9~12	98
	12~	99
25	0~3	100
	3~6	101
	6~9	102
	9~12	103
	12~	104
26	0~3	105
	3~6	106
	6~9	107
	9~12	108
	12~	109
27	0~3	110
	3~6	111
	6~9	112
	9~12	113
	12~	114
28	0~3	115
	3~6	116
	6~9	117
	9~12	118
	12~	119
29	0~3	120
	3~6	121
	6~9	122
	9~12	123
	12~	124
30	0~3	125
	3~6	126
	6~9	127
	9~12	128
	12~	129
31	0~3	130
	3~6	131
	6~9	132
	9~12	133
	12~	134
		135
		136
		137
		138
		139
		140
		141
		142
		143
		144
		145
		146
		147
		148
		149
		150
		151
		152
		153
		154
		155
		156
		157
		158
		159
		160
		161
		162
		163
		164
		165
		166
		167
		168
		169
		170
		171
		172
		173

～ 教育職基本給表

切替前の号俵				切替後の号俵			
教(二)2級(教官)		教(四)2級(教官)		1級			
号俵	経過期間	号俵	経過期間	号俵	経過期間	号俵	経過期間
2	0～3	1	0～3	20	0～3	19	0～3
	3～6		3～6		3～6		74
	6～9		6～9		6～9		75
	9～12		9～12		9～12		76
	12～		12～		12～		77
3	0～3	2	0～3	21	0～3	20	0～3
	3～6		3～6		3～6		78
	6～9		6～9		6～9		79
	9～12		9～12		9～12		80
	12～		12～		12～		81
4	0～3	3	0～3	22	0～3	21	0～3
	3～6		3～6		3～6		82
	6～9		6～9		6～9		83
	9～12		9～12		9～12		84
	12～		12～		12～		85
5	0～3	4	0～3	23	0～3	22	0～3
	3～6		3～6		3～6		86
	6～9		6～9		6～9		87
	9～12		9～12		9～12		88
	12～		12～		12～		89
6	0～3	5	0～3	24	0～3	23	0～3
	3～6		3～6		3～6		90
	6～9		6～9		6～9		91
	9～12		9～12		9～12		92
	12～		12～		12～		93
7	0～3	6	0～3	25	0～3	24	0～3
	3～6		3～6		3～6		94
	6～9		6～9		6～9		95
	9～12		9～12		9～12		96
	12～		12～		12～		97
8	0～3	7	0～3	26	0～3	25	0～3
	3～6		3～6		3～6		98
	6～9		6～9		6～9		99
	9～12		9～12		9～12		100
	12～		12～		12～		101
9	0～3	8	0～3	27	0～3	26	0～3
	3～6		3～6		3～6		102
	6～9		6～9		6～9		103
	9～12		9～12		9～12		104
	12～		12～		12～		105
10	0～3	9	0～3	28	0～3	27	0～3
	3～6		3～6		3～6		106
	6～9		6～9		6～9		107
	9～12		9～12		9～12		108
	12～		12～		12～		109
11	0～3	10	0～3	29	0～3	28	0～3
	3～6		3～6		3～6		110
	6～9		6～9		6～9		111
	9～12		9～12		9～12		112
	12～		12～		12～		113
12	0～3	11	0～3	30	0～3	29	0～3
	3～6		3～6		3～6		114
	6～9		6～9		6～9		115
	9～12		9～12		9～12		116
	12～		12～		12～		117
13	0～3	12	0～3	31	0～3	30	0～3
	3～6		3～6		3～6		118
	6～9		6～9		6～9		119
	9～12		9～12		9～12		120
	12～		12～		12～		121
14	0～3	13	0～3	32	0～3	31	0～3
	3～6		3～6		3～6		122
	6～9		6～9		6～9		123
	9～12		9～12		9～12		124
	12～		12～		12～		125
15	0～3	14	0～3	33	0～3	32	0～3
	3～6		3～6		3～6		126
	6～9		6～9		6～9		127
	9～12		9～12		9～12		128
	12～		12～		12～		129
16	0～3	15	0～3		0～3		0～3
	3～6		3～6		3～6		58
	6～9		6～9		6～9		59
	9～12		9～12		9～12		60
	12～		12～		12～		61
17	0～3	16	0～3		0～3		0～3
	3～6		3～6		3～6		62
	6～9		6～9		6～9		63
	9～12		9～12		9～12		64
	12～		12～		12～		65
18	0～3	17	0～3		0～3		0～3
	3～6		3～6		3～6		66
	6～9		6～9		6～9		67
	9～12		9～12		9～12		68
	12～		12～		12～		69
19	0～3	18	0～3		0～3		0～3
	3～6		3～6		3～6		70
	6～9		6～9		6～9		71
	9～12		9～12		9～12		72
	12～		12～		12～		73

切替前の号俸				切替後の号俸			
教(二)2級(教育主事)		教(四)2級(教育主事)		2級			
号俸	経過期間	号俸	経過期間				
2	0~3	1	0~3				
	3~6		3~6				
	6~9		6~9				
	9~12		9~12				
	12~		12~				
3	0~3	2	0~3				
	3~6		3~6				
	6~9		6~9				
	9~12		9~12				
	12~		12~				
4	0~3	3	0~3				
	3~6		3~6				
	6~9		6~9				
	9~12		9~12				
	12~		12~				
5	0~3	4	0~3				
	3~6		3~6				
	6~9		6~9				
	9~12		9~12				
	12~		12~				
6	0~3	5	0~3				
	3~6		3~6				
	6~9		6~9				
	9~12		9~12				
	12~		12~				
7	0~3	6	0~3				
	3~6		3~6				
	6~9		6~9				
	9~12		9~12				
	12~		12~				
8	0~3	7	0~3				
	3~6		3~6				
	6~9		6~9				
	9~12		9~12				
	12~		12~				
9	0~3	8	0~3				
	3~6		3~6				
	6~9		6~9				
	9~12		9~12				
	12~		12~				
10	0~3	9	0~3				
	3~6		3~6				
	6~9		6~9				
	9~12		9~12				
	12~		12~				
11	0~3	10	0~3				
	3~6		3~6				
	6~9		6~9				
	9~12		9~12				
	12~		12~				
12	0~3	11	0~3				
	3~6		3~6				
	6~9		6~9				
	9~12		9~12				
	12~		12~				
13	0~3	12	0~3				
	3~6		3~6				
	6~9		6~9				
	9~12		9~12				
	12~		12~				
14	0~3	13	0~3				
	3~6		3~6				
	6~9		6~9				
	9~12		9~12				
	12~		12~				
15	0~3	14	0~3				
	3~6		3~6				
	6~9		6~9				
	9~12		9~12				
	12~		12~				
16	0~3	15	0~3				
	3~6		3~6				
	6~9		6~9				
	9~12		9~12				
	12~		12~				
17	0~3	16	0~3				
	3~6		3~6				
	6~9		6~9				
	9~12		9~12				
	12~		12~				

18	0~3	17	0~3	
	3~6		3~6	58
	6~9		6~9	59
	9~12		9~12	60
	12~		12~	61
19	0~3	18	0~3	
	3~6		3~6	62
	6~9		6~9	63
	9~12		9~12	64
	12~		12~	65
20	0~3	19	0~3	
	3~6		3~6	66
	6~9		6~9	67
	9~12		9~12	68
	12~		12~	69
21	0~3	20	0~3	
	3~6		3~6	70
	6~9		6~9	71
	9~12		9~12	72
	12~		12~	73
22	0~3	21	0~3	
	3~6		3~6	74
	6~9		6~9	75
	9~12		9~12	76
	12~		12~	77
23	0~3	22	0~3	
	3~6		3~6	78
	6~9		6~9	79
	9~12		9~12	80
	12~		12~	81
24	0~3	23	0~3	
	3~6		3~6	82
	6~9		6~9	83
	9~12		9~12	84
	12~		12~	85
25	0~3	24	0~3	
	3~6		3~6	86
	6~9		6~9	87
	9~12		9~12	88
	12~		12~	89
26	0~3	25	0~3	
	3~6		3~6	90
	6~9		6~9	91
	9~12		9~12	92
	12~		12~	93
27	0~3	26	0~3	
	3~6		3~6	94
	6~9		6~9	95
	9~12		9~12	96
	12~		12~	97
28	0~3	27	0~3	
	3~6		3~6	98
	6~9		6~9	99
	9~12		9~12	100
	12~		12~	101
29	0~3	28	0~3	
	3~6		3~6	102
	6~9		6~9	103
	9~12		9~12	104
	12~		12~	105
30	0~3	29	0~3	
	3~6		3~6	106
	6~9		6~9	107
	9~12		9~12	108
	12~		12~	109
31	0~3	30	0~3	
	3~6		3~6	110
	6~9		6~9	111
	9~12		9~12	112
	12~		12~	113
32	0~3	31	0~3	
	3~6		3~6	114
	6~9		6~9	115
	9~12		9~12	116
	12~		12~	117
33	0~3	32	0~3	

切替前の号俸		切替後の号俸	
3級		3級	
号俸	経過期間	号俸	経過期間
1	0~3	1	0~3
	3~6		3~6
	6~9		6~9
	9~12		9~12
	12~		12~
2	0~3	2	0~3
	3~6		3~6
	6~9		6~9
	9~12		9~12
	12~		12~
3	0~3	3	0~3
	3~6		3~6
	6~9		6~9
	9~12		9~12
	12~		12~
4	0~3	4	0~3
	3~6		3~6
	6~9		6~9
	9~12		9~12
	12~		12~
5	0~3	5	0~3
	3~6		3~6
	6~9		6~9
	9~12		9~12
	12~		12~
6	0~3	6	0~3
	3~6		3~6
	6~9		6~9
	9~12		9~12
	12~		12~
7	0~3	7	0~3
	3~6		3~6
	6~9		6~9
	9~12		9~12
	12~		12~
8	0~3	8	0~3
	3~6		3~6
	6~9		6~9
	9~12		9~12
	12~		12~
9	0~3	9	0~3
	3~6		3~6
	6~9		6~9
	9~12		9~12
	12~		12~
10	0~3	10	0~3
	3~6		3~6
	6~9		6~9
	9~12		9~12
	12~		12~
11	0~3	11	0~3
	3~6		3~6
	6~9		6~9
	9~12		9~12
	12~		12~
12	0~3	12	0~3
	3~6		3~6
	6~9		6~9
	9~12		9~12
	12~		12~
13	0~3	13	0~3
	3~6		3~6
	6~9		6~9
	9~12		9~12
	12~		12~
14	0~3	14	0~3
	3~6		3~6
	6~9		6~9
	9~12		9~12
	12~		12~
15	0~3	15	0~3
	3~6		3~6
	6~9		6~9
	9~12		9~12
	12~		12~
16	0~3	16	0~3
	3~6		3~6
	6~9		6~9
	9~12		9~12
	12~		12~

17	0~3	
	3~6	66
	6~9	67
	9~12	68
	12~	69
18	0~3	
	3~6	70
	6~9	71
	9~12	72
	12~	73
19	0~3	
	3~6	74
	6~9	75
	9~12	76
	12~	77
20	0~3	
	3~6	78
	6~9	79
	9~12	80
	12~	81
21	0~3	
	3~6	82
	6~9	83
	9~12	84
	12~	85
22	0~3	
	3~6	86
	6~9	87
	9~12	88
	12~	89
23	0~3	
	3~6	90
	6~9	91
	9~12	92
	12~	93
24	0~3	
	3~6	94
	6~9	95
	9~12	96
	12~	97
25	0~3	
	3~6	98
	6~9	99
	9~12	100
	12~	101
26	0~3	
	3~6	102
	6~9	103
	9~12	104
	12~	105
27	0~3	

備考

- 1 「教(二)2級(教官)」は、給与法の教育職俸給表(二)2級の教官である。
- 2 「教(四)2級(教官)」は、給与法の教育職俸給表(四)2級の教官である。
- 3 「教(二)2級(教育主事)」は、給与法の教育職俸給表(二)2級の教育主事である。
- 4 「教(四)2級(教育主事)」は、給与法の教育職俸給表(四)2級の教育主事である。

ト 研究職基本給表

切替前の号俸		切替後の号俸	
2級		1級	
号俸	経過期間	号俸	経過期間
2	0～3	1	
	3～6	2	
	6～9	3	
	9～12	4	
	12～	5	
3	0～3		
	3～6	6	
	6～9	7	
	9～12	8	
	12～	9	
4	0～3		
	3～6	10	
	6～9	11	
	9～12	12	
	12～	13	
5	0～3		
	3～6	14	
	6～9	15	
	9～12	16	
	12～	17	
6	0～3		
	3～6	18	
	6～9	19	
	9～12	20	
	12～	21	
7	0～3		
	3～6	22	
	6～9	23	
	9～12	24	
	12～	25	
8	0～3		
	3～6	26	
	6～9	27	
	9～12	28	
	12～	29	
9	0～3		
	3～6	30	
	6～9	31	
	9～12	32	
	12～	33	
10	0～3		
	3～6	34	
	6～9	35	
	9～12	36	
	12～	37	
11	0～3		
	3～6	38	
	6～9	39	
	9～12	40	
	12～	41	
12	0～3		
	3～6	42	
	6～9	43	
	9～12	44	
	12～	45	
13	0～3		
	3～6	46	
	6～9	47	
	9～12	48	
	12～	49	
14	0～3		
	3～6	50	
	6～9	51	
	9～12	52	
	12～	53	
15	0～3		
	3～6	54	
	6～9	55	
	9～12	56	
	12～	57	
16	0～3		
	3～6	58	
	6～9	59	
	9～12	60	
	12～	61	
17	0～3		
	3～6	62	
	6～9	63	
	9～12	64	
	12～	65	
18	0～3		
	3～6	66	
	6～9	67	
	9～12	68	
	12～	69	
19	0～3		
	3～6	70	
	6～9	71	
	9～12	72	
	12～	73	

20	0～3		
	3～6	74	
	6～9	75	
	9～12	76	
	12～	77	
21	0～3		
	3～6	78	
	6～9	79	
	9～12	80	
	12～	81	
22	0～3		
	3～6	82	
	6～9	83	
	9～12	84	
	12～	85	
23	0～3		
	3～6	86	
	6～9	87	
	9～12	88	
	12～	89	
24	0～3		
	3～6	90	
	6～9	91	
	9～12	92	
	12～	93	
25	0～3		
	3～6	94	
	6～9	95	
	9～12	96	
	12～	97	
26	0～3		
	3～6	98	
	6～9	99	
	9～12	100	
	12～	101	
27	0～3		
	3～6	102	
	6～9	103	
	9～12	104	
	12～	105	
28	0～3		
	3～6	106	
	6～9	107	
	9～12	108	
	12～	109	
29	0～3		

切替前の号俸		切替後の号俸	
3級		2級	
号俸	経過期間	号俸	経過期間
1	0～3	1	
	3～6	2	
	6～9	3	
	9～12	4	
	12～	5	
2	0～3		
	3～6	6	
	6～9	7	
	9～12	8	
	12～	9	
3	0～3		
	3～6	10	
	6～9	11	
	9～12	12	
	12～	13	
4	0～3		
	3～6	14	
	6～9	15	
	9～12	16	
	12～	17	
5	0～3		
	3～6	18	
	6～9	19	
	9～12	20	
	12～	21	
6	0～3		
	3～6	22	
	6～9	23	
	9～12	24	
	12～	25	
7	0～3		
	3～6	26	
	6～9	27	
	9～12	28	
	12～	29	
8	0～3		
	3～6	30	
	6～9	31	
	9～12	32	
	12～	33	
9	0～3		
	3～6	34	
	6～9	35	
	9～12	36	
	12～	37	
10	0～3		
	3～6	38	
	6～9	39	
	9～12	40	
	12～	41	
11	0～3		
	3～6	42	
	6～9	43	
	9～12	44	
	12～	45	
12	0～3		
	3～6	46	
	6～9	47	
	9～12	48	
	12～	49	
13	0～3		
	3～6	50	
	6～9	51	
	9～12	52	
	12～	53	
14	0～3		
	3～6	54	
	6～9	55	
	9～12	56	
	12～	57	
15	0～3		
	3～6	58	
	6～9	59	
	9～12	60	
	12～	61	
16	0～3		
	3～6	62	
	6～9	63	
	9～12	64	
	12～	65	
17	0～3		
	3～6	66	
	6～9	67	
	9～12	68	
	12～	69	
18	0～3		
	3～6	70	
	6～9	71	
	9～12	72	
	12～	73	

19	0～3		
	3～6	74	
	6～9	75	
	9～12	76	
	12～	77	
20	0～3		
	3～6	78	
	6～9	79	
	9～12	80	
	12～	81	
21	0～3		
	3～6	82	
	6～9	83	
	9～12	84	
	12～	85	
22	0～3		
	3～6	86	
	6～9	87	
	9～12	88	
	12～	89	
23	0～3		
	3～6	90	
	6～9	91	
	9～12	92	
	12～	93	
24	0～3		
	3～6	94	
	6～9	95	
	9～12	96	
	12～	97	
25	0～3		

切替前の号俵		切替後の号俵	
4級		3級	
号俵	経過期間		
1	0~3	1	22
	3~6	2	
	6~9	3	
	9~12	4	
	12~	5	
2	0~3	6	23
	3~6	6	
	6~9	7	
	9~12	8	
	12~	9	
3	0~3	10	24
	3~6	10	
	6~9	11	
	9~12	12	
	12~	13	
4	0~3	14	
	3~6	14	
	6~9	15	
	9~12	16	
	12~	17	
5	0~3	18	
	3~6	18	
	6~9	19	
	9~12	20	
	12~	21	
6	0~3	22	
	3~6	22	
	6~9	23	
	9~12	24	
	12~	25	
7	0~3	26	
	3~6	26	
	6~9	27	
	9~12	28	
	12~	29	
8	0~3	30	
	3~6	30	
	6~9	31	
	9~12	32	
	12~	33	
9	0~3	34	
	3~6	34	
	6~9	35	
	9~12	36	
	12~	37	
10	0~3	38	
	3~6	38	
	6~9	39	
	9~12	40	
	12~	41	
11	0~3	42	
	3~6	42	
	6~9	43	
	9~12	44	
	12~	45	
12	0~3	46	
	3~6	46	
	6~9	47	
	9~12	48	
	12~	49	
13	0~3	50	
	3~6	50	
	6~9	51	
	9~12	52	
	12~	53	
14	0~3	54	
	3~6	54	
	6~9	55	
	9~12	56	
	12~	57	
15	0~3	58	
	3~6	58	
	6~9	59	
	9~12	60	
	12~	61	
16	0~3	62	
	3~6	62	
	6~9	63	
	9~12	64	
	12~	65	
17	0~3	66	
	3~6	66	
	6~9	67	
	9~12	68	
	12~	69	
18	0~3	70	
	3~6	70	
	6~9	71	
	9~12	72	
	12~	73	
19	0~3	74	
	3~6	74	
	6~9	75	
	9~12	76	
	12~	77	
20	0~3	78	
	3~6	78	
	6~9	79	
	9~12	80	
	12~	81	
21	0~3	82	
	3~6	82	
	6~9	83	
	9~12	84	
	12~	85	
		86	
		87	
		88	
		89	
		90	
		91	
		92	
		93	

附則別表第3 (附則第9条第1項関係)

職務の級 号俸	1級		2級	
	1欄	2欄	1欄	2欄
	円	円	円	円
1	80,000	94,000	115,000	123,000
2	81,000	95,000	116,000	124,000
3	82,000	96,000	117,000	125,000
4	83,000	97,000	118,000	126,000
5	83,000	98,000	118,000	127,000
6	85,000	100,000	120,000	128,000
7	85,000	100,000	120,000	129,000
8	87,000	101,000	121,000	129,000
9	88,000	103,000	121,000	131,000
10	88,000	104,000	122,000	131,000
11	90,000	105,000	123,000	133,000
12	90,000	106,000	124,000	133,000
13	91,000	107,000	125,000	134,000
14	92,000	108,000	125,000	134,000
15	93,000	109,000	126,000	136,000
16	93,000	110,000	127,000	136,000
17	94,000	111,000	128,000	138,000
18	95,000	111,000	129,000	138,000
19	95,000	112,000	129,000	139,000
20	97,000	113,000	130,000	140,000
21	97,000	114,000	131,000	140,000
22	98,000	114,000	132,000	141,000
23	99,000	115,000	133,000	142,000
24	99,000	116,000	133,000	143,000
25	100,000	117,000	134,000	143,000
26	101,000	119,000	134,000	144,000
27	101,000	119,000	135,000	145,000
28	102,000	120,000	136,000	146,000
29	103,000	120,000	136,000	147,000
30	103,000	122,000	138,000	148,000
31	104,000	122,000	138,000	148,000
32	105,000	123,000	138,000	149,000
33	106,000	124,000	140,000	150,000
34	106,000	124,000	140,000	151,000
35	107,000	125,000	141,000	151,000
36	108,000	126,000	142,000	152,000
37	108,000	127,000	142,000	153,000
38	109,000	127,000	143,000	154,000
39	110,000	128,000	144,000	154,000
40	109,000	129,000	144,000	154,000
41	110,000	129,000	145,000	155,000
42	111,000	130,000	146,000	156,000
43	111,000	131,000	146,000	157,000
44	112,000	131,000	147,000	158,000
45	113,000	132,000	147,000	158,000
46	113,000	133,000	147,000	158,000
47	114,000	133,000	148,000	159,000
48	114,000	134,000	148,000	160,000
49	115,000	135,000	149,000	160,000
50	116,000	136,000	149,000	161,000
51	116,000	136,000	150,000	161,000
52	117,000	137,000	151,000	162,000

53	117,000	138,000	152,000	163,000
54	118,000	138,000	152,000	164,000
55	119,000	139,000	153,000	164,000
56	118,000	140,000	153,000	165,000
57	119,000	140,000	154,000	165,000
58	120,000	140,000	155,000	166,000
59	120,000	141,000	155,000	167,000
60	121,000	141,000	155,000	168,000
61	121,000	142,000	156,000	167,000
62	121,000	143,000	157,000	168,000
63	122,000	144,000	157,000	169,000
64	122,000	143,000	158,000	169,000
65	123,000	144,000	158,000	170,000
66	124,000	145,000	158,000	171,000
67	124,000	145,000	159,000	171,000
68	124,000	145,000	159,000	171,000
69	124,000	146,000	160,000	172,000
70	125,000	146,000	160,000	172,000
71	125,000	147,000	161,000	173,000
72	125,000	148,000	161,000	173,000
73	126,000	148,000	162,000	173,000
74	126,000	148,000	162,000	174,000
75	127,000	148,000	162,000	174,000
76	127,000	149,000	162,000	174,000
77	127,000	149,000	162,000	175,000
78	127,000	149,000	163,000	175,000
79	128,000	149,000	163,000	175,000
80	128,000	150,000	164,000	176,000
81	128,000	150,000	163,000	176,000
82	128,000	150,000	163,000	176,000
83	129,000	151,000	164,000	176,000
84	129,000	151,000	164,000	176,000
85	129,000	151,000	164,000	176,000
86	129,000	151,000	164,000	176,000
87	129,000	153,000	165,000	177,000
88	130,000	153,000	164,000	177,000
89	130,000	153,000	165,000	177,000
90	130,000	153,000	165,000	177,000
91	131,000	154,000	165,000	177,000
92	131,000	154,000	165,000	178,000
93	131,000	154,000	166,000	177,000
94	131,000	154,000	165,000	178,000
95	131,000	155,000	166,000	178,000
96	131,000	155,000	166,000	179,000
97	132,000	155,000	166,000	178,000
98	132,000	155,000		
99	132,000	155,000		
100	132,000	155,000		
101	132,000	156,000		
102	133,000	156,000		
103	132,000	156,000		
104	133,000	156,000		
105	132,000	156,000		
106	133,000	156,000		
107	133,000	156,000		
108	133,000	156,000		
109	133,000	157,000		
110	133,000	157,000		
111	134,000	157,000		
112	133,000	157,000		
113	134,000	157,000		

附則別表第4 (附則第12条第1項関係)

職務の級 号俸	1級		2級	
	1欄	2欄	1欄	2欄
	円	円	円	円
1	59,000	70,000	87,000	93,000
2	61,000	71,000	87,000	94,000
3	61,000	72,000	88,000	94,000
4	62,000	73,000	88,000	95,000
5	63,000	73,000	89,000	96,000
6	63,000	74,000	89,000	96,000
7	64,000	76,000	90,000	97,000
8	64,000	76,000	90,000	98,000
9	66,000	77,000	92,000	98,000
10	67,000	78,000	92,000	99,000
11	67,000	78,000	93,000	99,000
12	68,000	79,000	93,000	100,000
13	68,000	81,000	93,000	101,000
14	69,000	81,000	95,000	102,000
15	69,000	82,000	95,000	102,000
16	71,000	82,000	95,000	103,000
17	71,000	83,000	96,000	103,000
18	71,000	84,000	96,000	104,000
19	72,000	84,000	98,000	105,000
20	72,000	85,000	98,000	105,000
21	73,000	85,000	98,000	106,000
22	74,000	87,000	99,000	107,000
23	74,000	87,000	99,000	106,000
24	75,000	88,000	100,000	107,000
25	75,000	88,000	100,000	108,000
26	76,000	88,000	101,000	109,000
27	76,000	89,000	102,000	109,000
28	77,000	90,000	102,000	109,000
29	77,000	91,000	103,000	110,000
30	78,000	91,000	102,000	110,000
31	78,000	92,000	103,000	111,000
32	78,000	93,000	104,000	112,000
33	79,000	92,000	104,000	112,000
34	80,000	93,000	105,000	112,000
35	80,000	94,000	105,000	113,000
36	80,000	94,000	106,000	114,000
37	81,000	95,000	106,000	114,000
38	81,000	96,000	107,000	115,000
39	81,000	96,000	107,000	115,000
40	83,000	97,000	108,000	116,000
41	83,000	97,000	108,000	117,000
42	83,000	98,000	108,000	117,000
43	84,000	99,000	109,000	117,000
44	84,000	99,000	110,000	118,000
45	84,000	100,000	110,000	118,000
46	85,000	100,000	111,000	119,000
47	85,000	101,000	111,000	119,000
48	86,000	101,000	112,000	119,000
49	86,000	101,000	112,000	120,000
50	87,000	102,000	113,000	120,000
51	87,000	102,000	113,000	122,000
52	87,000	103,000	114,000	122,000

53	88,000	103,000	114,000	122,000
54	88,000	103,000	114,000	122,000
55	88,000	104,000	114,000	123,000
56	89,000	104,000	115,000	123,000
57	89,000	105,000	115,000	124,000
58	89,000	106,000	115,000	124,000
59	90,000	106,000	117,000	124,000
60	90,000	106,000	117,000	125,000
61	91,000	106,000	117,000	126,000
62	91,000	107,000	117,000	126,000
63	91,000	107,000	118,000	127,000
64	92,000	108,000	118,000	127,000
65	92,000	108,000	118,000	127,000
66	92,000	108,000	119,000	127,000
67	92,000	109,000	119,000	128,000
68	93,000	110,000	120,000	129,000
69	94,000	109,000	120,000	129,000
70	94,000	110,000	121,000	129,000
71	94,000	110,000	120,000	129,000
72	94,000	110,000	121,000	130,000
73	95,000	111,000	121,000	130,000
74	95,000	111,000	121,000	130,000
75	94,000	112,000	121,000	130,000
76	95,000	111,000	122,000	131,000
77	95,000	112,000	122,000	131,000
78	96,000	112,000	122,000	131,000
79	95,000	113,000	122,000	132,000
80	96,000	112,000	122,000	131,000
81	96,000	113,000	123,000	132,000
82	97,000	113,000	123,000	131,000
83	96,000	113,000	123,000	132,000
84	97,000	114,000	123,000	132,000
85	97,000	114,000	124,000	132,000
86	97,000	114,000	123,000	133,000
87	97,000	114,000	123,000	132,000
88	98,000	114,000	124,000	133,000
89	98,000	114,000	124,000	132,000
90	98,000	114,000	124,000	133,000
91	98,000	115,000	124,000	133,000
92	98,000	115,000	124,000	133,000
93	98,000	115,000	124,000	134,000
94	99,000	115,000	125,000	133,000
95	98,000	115,000	124,000	134,000
96	99,000	115,000	124,000	133,000
97	99,000	116,000	125,000	134,000
98	99,000	116,000		
99	99,000	116,000		
100	99,000	116,000		
101	99,000	116,000		
102	99,000	116,000		
103	100,000	116,000		
104	99,000	117,000		
105	100,000	117,000		
106	99,000	117,000		
107	100,000	117,000		
108	100,000	117,000		
109	100,000	117,000		
110	100,000	117,000		
111	100,000	117,000		
112	101,000	118,000		
113	100,000	118,000		

附則別表第1 副院長等基本年俸表の職務の級の切替表（附則（平成17年規程第10号）第2条第1項関係）

切替日前日の職務の級		切替日の職務の級	
医療職俸給表（一）	2 級	副院長等基本年俸表	1 級
	3 級		2 級

附則別表第2 副院長等基本年俸表の号俸の切替表（附則（平成17年規程第10号）第2条第2項関係）

切替前の号俸		切替後の号俸													
医療職基本給表 (一) 2級		副院長等 基本年俸表													
号俸	経過期間	号俸	経過期間	号俸	経過期間	号俸	経過期間	号俸	経過期間						
1	0～3	1		31	0～3	31		61	0～3	61		91	0～3	91	
	3～6	2			3～6	32			3～6	62			3～6	92	
	6～	3			6～	33			6～	63			6～	93	
2	0～3	2		32	0～3	32		62	0～3	62		92	0～3	92	
	3～6	3			3～6	33			3～6	63			3～6	93	
	6～	4			6～	34			6～	64			6～	94	
3	0～3	3		33	0～3	33		63	0～3	63		93	0～3	93	
	3～6	4			3～6	34			3～6	64			3～6	94	
	6～	5			6～	35			6～	65			6～	95	
4	0～3	4		34	0～3	34		64	0～3	64		94	0～3	94	
	3～6	5			3～6	35			3～6	65			3～6	95	
	6～	6			6～	36			6～	66			6～	96	
5	0～3	5		35	0～3	35		65	0～3	65		95	0～3	95	
	3～6	6			3～6	36			3～6	66			3～6	96	
	6～	7			6～	37			6～	67			6～	97	
6	0～3	6		36	0～3	36		66	0～3	66		96	0～3	96	
	3～6	7			3～6	37			3～6	67			3～6	97	
	6～	8			6～	38			6～	68			6～	98	
7	0～3	7		37	0～3	37		67	0～3	67		97	0～3	97	
	3～6	8			3～6	38			3～6	68			3～6	98	
	6～	9			6～	39			6～	69			6～	99	
8	0～3	8		38	0～3	38		68	0～3	68		98	0～3	98	
	3～6	9			3～6	39			3～6	69			3～6	99	
	6～	10			6～	40			6～	70			6～	100	
9	0～3	9		39	0～3	39		69	0～3	69		99	0～3	99	
	3～6	10			3～6	40			3～6	70			3～6	100	
	6～	11			6～	41			6～	71			6～	101	
10	0～3	10		40	0～3	40		70	0～3	70		100	0～3	100	
	3～6	11			3～6	41			3～6	71			3～6	101	
	6～	12			6～	42			6～	72			6～	102	
11	0～3	11		41	0～3	41		71	0～3	71		101	0～3	101	
	3～6	12			3～6	42			3～6	72			3～6	102	
	6～	13			6～	43			6～	73			6～	103	
12	0～3	12		42	0～3	42		72	0～3	72		102	0～3	102	
	3～6	13			3～6	43			3～6	73			3～6	103	
	6～	14			6～	44			6～	74			6～	104	
13	0～3	13		43	0～3	43		73	0～3	73		103	0～3	103	
	3～6	14			3～6	44			3～6	74			3～6	104	
	6～	15			6～	45			6～	75			6～	105	
14	0～3	14		44	0～3	44		74	0～3	74		104	0～3	104	
	3～6	15			3～6	45			3～6	75			3～6	105	
	6～	16			6～	46			6～	76			6～	106	
15	0～3	15		45	0～3	45		75	0～3	75		105	0～3	105	
	3～6	16			3～6	46			3～6	76			3～6	106	
	6～	17			6～	47			6～	77			6～	107	
16	0～3	16		46	0～3	46		76	0～3	76		106	0～3	106	
	3～6	17			3～6	47			3～6	77			3～6	107	
	6～	18			6～	48			6～	78			6～	108	
17	0～3	17		47	0～3	47		77	0～3	77		107	0～3	107	
	3～6	18			3～6	48			3～6	78			3～6	108	
	6～	19			6～	49			6～	79			6～	109	
18	0～3	18		48	0～3	48		78	0～3	78		108	0～3	108	
	3～6	19			3～6	49			3～6	79			3～6	109	
	6～	20			6～	50			6～	80			6～	110	
19	0～3	19		49	0～3	49		79	0～3	79		109	0～3	109	
	3～6	20			3～6	50			3～6	80			3～6	110	
	6～	21			6～	51			6～	81			6～	111	
20	0～3	20		50	0～3	50		80	0～3	80		110	0～3	110	
	3～6	21			3～6	51			3～6	81			3～6	111	
	6～	22			6～	52			6～	82			6～	112	
21	0～3	21		51	0～3	51		81	0～3	81		111	0～3	111	
	3～6	22			3～6	52			3～6	82			3～6	112	
	6～	23			6～	53			6～	83			6～	113	
22	0～3	22		52	0～3	52		82	0～3	82		112	0～3	112	
	3～6	23			3～6	53			3～6	83			3～6	113	
	6～	24			6～	54			6～	84			6～		
23	0～3	23		53	0～3	53		83	0～3	83		113	0～3	113	
	3～6	24			3～6	54			3～6	84			3～6		
	6～	25			6～	55			6～	85			6～		
24	0～3	24		54	0～3	54		84	0～3	84			0～3		
	3～6	25			3～6	55			3～6	85			3～6		
	6～	26			6～	56			6～	86			6～		
25	0～3	25		55	0～3	55		85	0～3	85			0～3		
	3～6	26			3～6	56			3～6	86			3～6		
	6～	27			6～	57			6～	87			6～		
26	0～3	26		56	0～3	56		86	0～3	86			0～3		
	3～6	27			3～6	57			3～6	87			3～6		
	6～	28			6～	58			6～	88			6～		
27	0～3	27		57	0～3	57		87	0～3	87			0～3		
	3～6	28			3～6	58			3～6	88			3～6		
	6～	29			6～	59			6～	89			6～		
28	0～3	28		58	0～3	58		88	0～3	88			0～3		
	3～6	29			3～6	59			3～6	89			3～6		
	6～	30			6～	60			6～	90			6～		
29	0～3	29		59	0～3	59		89	0～3	89			0～3		
	3～6	30			3～6	60			3～6	90			3～6		
	6～	31			6～	61			6～	91			6～		
30	0～3	30		60	0～3	60		90	0～3	90			0～3		
	3～6	31			3～6	61			3～6	91			3～6		
	6～	32			6～	62			6～	92			6～		

切替前の号俵		切替後の号俵	
医療職基本給表 (一) 3級		副院長等 基本年俵表 2級	
号俵	経過期間		
1	0～3	1	27
	3～6	2	28
	6～	3	29
2	0～3	2	28
	3～6	3	29
	6～	4	30
3	0～3	3	29
	3～6	4	30
	6～	5	31
4	0～3	4	30
	3～6	5	31
	6～	6	32
5	0～3	5	31
	3～6	6	32
	6～	7	33
6	0～3	6	32
	3～6	7	33
	6～	8	34
7	0～3	7	33
	3～6	8	34
	6～	9	35
8	0～3	8	34
	3～6	9	35
	6～	10	36
9	0～3	9	35
	3～6	10	36
	6～	11	37
10	0～3	10	36
	3～6	11	37
	6～	12	38
11	0～3	11	37
	3～6	12	38
	6～	13	39
12	0～3	12	38
	3～6	13	39
	6～	14	40
13	0～3	13	39
	3～6	14	40
	6～	15	41
14	0～3	14	40
	3～6	15	41
	6～	16	42
15	0～3	15	41
	3～6	16	42
	6～	17	43
16	0～3	16	42
	3～6	17	43
	6～	18	44
17	0～3	17	43
	3～6	18	44
	6～	19	45
18	0～3	18	44
	3～6	19	45
	6～	20	46
19	0～3	19	45
	3～6	20	46
	6～	21	47
20	0～3	20	46
	3～6	21	47
	6～	22	48
21	0～3	21	47
	3～6	22	48
	6～	23	49
22	0～3	22	48
	3～6	23	49
	6～	24	50
23	0～3	23	49
	3～6	24	50
	6～	25	51
24	0～3	24	50
	3～6	25	51
	6～	26	52
25	0～3	25	51
	3～6	26	52
	6～	27	53
26	0～3	26	52
	3～6	27	53
	6～	28	54
53	0～3	53	79
	3～6	54	80
	6～	55	81
54	0～3	54	80
	3～6	55	81
	6～	56	82
55	0～3	55	81
	3～6	56	82
	6～	57	83
56	0～3	56	82
	3～6	57	83
	6～	58	84
57	0～3	57	83
	3～6	58	84
	6～	59	85
58	0～3	58	84
	3～6	59	85
	6～	60	86
59	0～3	59	85
	3～6	60	86
	6～	61	87
60	0～3	60	86
	3～6	61	87
	6～	62	88
61	0～3	61	87
	3～6	62	88
	6～	63	89
62	0～3	62	88
	3～6	63	89
	6～	64	90
63	0～3	63	89
	3～6	64	90
	6～	65	91
64	0～3	64	90
	3～6	65	91
	6～	66	92
65	0～3	65	91
	3～6	66	92
	6～	67	93
66	0～3	66	92
	3～6	67	93
	6～	68	94
67	0～3	67	93
	3～6	68	94
	6～	69	95
68	0～3	68	94
	3～6	69	95
	6～	70	96
69	0～3	69	95
	3～6	70	96
	6～	71	97
70	0～3	70	96
	3～6	71	97
	6～	72	97
71	0～3	71	97
	3～6	72	97
	6～	73	97
72	0～3	72	97
	3～6	73	97
	6～	74	97
73	0～3	73	97
	3～6	74	97
	6～	75	97
74	0～3	74	97
	3～6	75	97
	6～	76	97
75	0～3	75	97
	3～6	76	97
	6～	77	97
76	0～3	76	97
	3～6	77	97
	6～	78	97
77	0～3	77	97
	3～6	78	97
	6～	79	97
78	0～3	78	97
	3～6	79	97
	6～	80	97

備考

- 「切替前の号俵」は、平成17年3月31日における号俵である。
- 「切替後の号俵」は、平成17年4月1日の号俵である。
- 「経過期間」欄の「3～6」等とあるのは、「3月以上6月未満の期間」等である。
- 「経過期間」とは、平成17年3月31日において職員が受けていた基本給月額の間である。
- 切替日に、57歳を超えている職員の「経過期間」は、前項までの規定にかかわらず0月とする。
- 平成16年10月1日から平成17年3月31日までの期間において病気休暇、懲戒処分等があり、切替後の号俵を調整する必要がある場合は、理事長の承認を得て基本給月額を決定するものとする。

附則別表第1 基本給表の職務の級の切替表（附則（平成18年規程第18号）第2条第1項関係）

基本給表	旧 級	新 級
医療職基本給表（二）	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
	6 級	6 級
	7 級	7 級
医療職基本給表（三）	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
	6 級	6 級
	7 級	7 級
事務職基本給表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	
	4 級	3 級
	5 級	4 級
	6 級	5 級
	7 級	6 級
	8 級	7 級
	9 級	8 級
技能職基本給表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	
	4 級	3 級
	5 級	4 級
教育職基本給表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
研究職基本給表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
福祉職基本給表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級

備考

- 1 「旧級」とは、切替日（平成18年7月1日）の前日の職務の級である。
- 2 「新級」とは、切替日における職務の級である。

附則別表第2 基本給表の号俸の切替表（附則（平成18年規程第18号）第2条第2項関係）

イ 医療職基本給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新号俸						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	1	1	1	1	1	1
3	3	1	1	1	1	1	1
4	4	1	1	1	1	1	1
5	5	1	1	1	1	1	1
6	6	2	1	1	1	1	1
7	7	3	1	1	1	1	1
8	8	4	1	1	1	1	1
9	9	5	1	1	1	1	1
10	10	6	2	1	1	1	1
11	11	7	3	1	1	1	1
12	12	8	4	1	1	1	1
13	13	9	5	1	1	1	1
14	14	10	6	2	1	1	1
15	15	11	7	3	1	1	1
16	16	12	8	4	1	1	1
17	17	13	9	5	1	1	1
18	18	14	10	6	2	1	1
19	19	15	11	7	3	1	1
20	20	16	12	8	4	1	1
21	21	17	13	9	5	1	1
22	22	18	14	10	6	2	1
23	23	19	15	11	7	3	1
24	24	20	16	12	8	4	1
25	25	21	17	13	9	5	1
26	26	22	18	14	10	6	2
27	27	23	19	15	11	7	3
28	28	24	20	16	12	8	4
29	29	25	21	17	13	9	5
30	30	26	22	18	14	10	6
31	31	27	23	19	15	11	7
32	32	28	24	20	16	12	8
33	33	29	25	21	17	13	9
34	34	30	26	22	18	14	10
35	35	31	27	23	19	15	11
36	36	32	28	24	20	16	12
37	37	33	29	25	21	17	13
38	38	34	30	26	22	18	14
39	39	35	31	27	23	19	15
40	40	36	32	28	24	20	16
41	41	37	33	29	25	21	17
42	42	38	34	30	26	22	18
43	43	39	35	31	27	23	19
44	44	40	36	32	28	24	20
45	45	41	37	33	29	25	21
46	46	42	38	34	30	26	22
47	47	43	39	35	31	27	23
48	48	44	40	36	32	28	24
49	49	45	41	37	33	29	25
50	50	46	42	38	34	30	26
51	51	47	43	39	35	31	27
52	52	48	44	40	36	32	28
53	53	49	45	41	37	33	29
54	54	50	46	42	38	34	30
55	55	51	47	43	39	35	31
56	56	52	48	44	40	36	32
57	57	53	49	45	41	37	33
58	58	54	50	46	42	38	34
59	59	55	51	47	43	39	35
60	60	56	52	48	44	40	36
61	61	57	53	49	45	41	37
62	62	58	54	50	46	42	
63	63	59	55	51	47	43	
64	64	60	56	52	48	44	
65	65	61	57	53	49	45	
66	66	62	58	54	50		
67	67	63	59	55	51		
68	68	64	60	56	52		
69	69	65	61	57	53		
70	70	66	62	58	54		
71	71	67	63	59	55		
72	72	68	64	60	56		
73	73	69	65	61	57		
74	74	70	66	62	58		
75	75	71	67	63	59		
76	76	72	68	64	60		
77	77	73	69	65	61		
78	78	74	70	66			
79	79	75	71	67			
80	80	76	72	68			
81	81	77	73	69			
82	82	78	74	70			
83	83	79	75	71			
84	84	80	76	72			
85	85	81	77	73			

86	86	82	78	74			
87	87	83	79	75			
88	88	84	80	76			
89	89	85	81	77			
90	90	86	82				
91	91	87	83				
92	92	88	84				
93	93	89	85				
94	94	90	86				
95	95	91	87				
96	96	92	88				
97	97	93	89				
98	98	94	90				
99	99	95	91				
100	100	96	92				
101	101	97	93				
102	102	98	94				
103	103	99	95				
104	104	100	96				
105	105	101	97				
106	106	102					
107	107	103					
108	108	104					
109	109	105					
110	110	106					
111	111	107					
112	112	108					
113	113	109					
114	114	110					
115	115	111					
116	116	112					
117	117	113					
118	118						
119	119						
120	120						
121	121						
122	122						
123	123						
124	124						
125	125						
126	126						
127	127						
128	128						
129	129						
130	130						
131	131						
132	132						
133	133						
134	134						
135	135						
136	136						
137	137						
138	138						
139	139						
140	140						
141	141						
142	142						
143	143						
144	144						
145	145						
146	146						
147	147						
148	148						
149	149						
150	150						
151	151						
152	152						
153	153						

備考

- 「旧号俸」とは、切替日（平成18年7月1日）の前日の号俸である。
- 「新号俸」とは、切替日における号俸である。

ロ 医療職基本給表（三）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	1	1	1	1	1
3	3	3	1	1	1	1	1
4	4	4	1	1	1	1	1
5	5	5	1	1	1	1	1
6	6	6	2	1	1	1	1
7	7	7	3	1	1	1	1
8	8	8	4	1	1	1	1
9	9	9	5	1	1	1	1
10	10	10	6	2	1	1	1
11	11	11	7	3	1	1	1
12	12	12	8	4	1	1	1
13	13	13	9	5	1	1	1
14	14	14	10	6	2	1	1
15	15	15	11	7	3	1	1
16	16	16	12	8	4	1	1
17	17	17	13	9	5	1	1
18	18	18	14	10	6	2	1
19	19	19	15	11	7	3	1
20	20	20	16	12	8	4	1
21	21	21	17	13	9	5	1
22	22	22	18	14	10	6	2
23	23	23	19	15	11	7	3
24	24	24	20	16	12	8	4
25	25	25	21	17	13	9	5
26	26	26	22	18	14	10	6
27	27	27	23	19	15	11	7
28	28	28	24	20	16	12	8
29	29	29	25	21	17	13	9
30	30	30	26	22	18	14	10
31	31	31	27	23	19	15	11
32	32	32	28	24	20	16	12
33	33	33	29	25	21	17	13
34	34	34	30	26	22	18	14
35	35	35	31	27	23	19	15
36	36	36	32	28	24	20	16
37	37	37	33	29	25	21	17
38	38	38	34	30	26	22	18
39	39	39	35	31	27	23	19
40	40	40	36	32	28	24	20
41	41	41	37	33	29	25	21
42	42	42	38	34	30	26	22
43	43	43	39	35	31	27	23
44	44	44	40	36	32	28	24
45	45	45	41	37	33	29	25
46	46	46	42	38	34	30	26
47	47	47	43	39	35	31	27
48	48	48	44	40	36	32	28
49	49	49	45	41	37	33	29
50	50	50	46	42	38	34	30
51	51	51	47	43	39	35	31
52	52	52	48	44	40	36	32
53	53	53	49	45	41	37	33
54	54	54	50	46	42	38	34
55	55	55	51	47	43	39	35
56	56	56	52	48	44	40	36
57	57	57	53	49	45	41	37
58	58	58	54	50	46	42	38
59	59	59	55	51	47	43	39
60	60	60	56	52	48	44	40
61	61	61	57	53	49	45	41
62	62	62	58	54	50	46	42
63	63	63	59	55	51	47	43
64	64	64	60	56	52	48	44
65	65	65	61	57	53	49	45
66	66	66	62	58	54	50	46
67	67	67	63	59	55	51	47
68	68	68	64	60	56	52	48
69	69	69	65	61	57	53	49
70	70	70	66	62	58	54	50
71	71	71	67	63	59	55	51
72	72	72	68	64	60	56	52
73	73	73	69	65	61	57	53
74	74	74	70	66	62	58	
75	75	75	71	67	63	59	
76	76	76	72	68	64	60	
77	77	77	73	69	65	61	
78	78	78	74	70	66	62	
79	79	79	75	71	67	63	
80	80	80	76	72	68	64	
81	81	81	77	73	69	65	
82	82	82	78	74	70	66	
83	83	83	79	75	71	67	
84	84	84	80	76	72	68	
85	85	85	81	77	73	69	

86	86	86	82	78	74		
87	87	87	83	79	75		
88	88	88	84	80	76		
89	89	89	85	81	77		
90	90	90	86	82	78		
91	91	91	87	83	79		
92	92	92	88	84	80		
93	93	93	89	85	81		
94	94	94	90	86			
95	95	95	91	87			
96	96	96	92	88			
97	97	97	93	89			
98	98	98	94	90			
99	99	99	95	91			
100	100	100	96	92			
101	101	101	97	93			
102	102	102	98	94			
103	103	103	99	95			
104	104	104	100	96			
105	105	105	101	97			
106	106	106	102	98			
107	107	107	103	99			
108	108	108	104	100			
109	109	109	105	101			
110	110	110	106				
111	111	111	107				
112	112	112	108				
113	113	113	109				
114	114	114	110				
115	115	115	111				
116	116	116	112				
117	117	117	113				
118	118	118	114				
119	119	119	115				
120	120	120	116				
121	121	121	117				
122	122	122					
123	123	123					
124	124	124					
125	125	125					
126	126	126					
127	127	127					
128	128	128					
129	129	129					
130	130	130					
131	131	131					
132	132	132					
133	133	133					
134	134	134					
135	135	135					
136	136	136					
137	137	137					
138	138	138					
139	139	139					
140	140	140					
141	141	141					
142	142	142					
143	143	143					
144	144	144					
145	145	145					
146	146						
147	147						
148	148						
149	149						
150	150						
151	151						
152	152						
153	153						
154	154						
155	155						
156	156						
157	157						

ニ 技能職基本給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	1	1	5	1	1
2	2	1	6	1	1
3	3	1	7	1	1
4	4	1	8	1	1
5	5	1	9	1	1
6	6	1	10	1	1
7	7	1	11	1	1
8	8	1	12	1	1
9	9	1	13	1	1
10	10	2	14	1	1
11	11	3	15	1	1
12	12	4	16	1	1
13	13	5	17	1	1
14	14	6	18	1	1
15	15	7	19	1	1
16	16	8	20	1	1
17	17	9	21	1	1
18	18	10	22	2	1
19	19	11	23	3	1
20	20	12	24	4	1
21	21	13	25	5	1
22	22	14	26	6	2
23	23	15	27	7	3
24	24	16	28	8	4
25	25	17	29	9	5
26	26	18	30	10	6
27	27	19	31	11	7
28	28	20	32	12	8
29	29	21	33	13	9
30	30	22	34	14	10
31	31	23	35	15	11
32	32	24	36	16	12
33	33	25	37	17	13
34	34	26	38	18	14
35	35	27	39	19	15
36	36	28	40	20	16
37	37	29	41	21	17
38	38	30	42	22	18
39	39	31	43	23	19
40	40	32	44	24	20
41	41	33	45	25	21
42	42	34	46	26	22
43	43	35	47	27	23
44	44	36	48	28	24
45	45	37	49	29	25
46	46	38	50	30	26
47	47	39	51	31	27
48	48	40	52	32	28
49	49	41	53	33	29
50	50	42	54	34	30
51	51	43	55	35	31
52	52	44	56	36	32
53	53	45	57	37	33
54	54	46	58	38	34
55	55	47	59	39	35
56	56	48	60	40	36
57	57	49	61	41	37
58	58	50	62	42	38
59	59	51	63	43	39
60	60	52	64	44	40
61	61	53	65	45	41
62	62	54	66	46	42
63	63	55	67	47	43
64	64	56	68	48	44
65	65	57	69	49	45
66	66	58	70	50	46
67	67	59	71	51	47
68	68	60	72	52	48
69	69	61	73	53	49
70	70	62	74	54	50
71	71	63	75	55	51
72	72	64	76	56	52
73	73	65	77	57	53
74	74	65	78	58	54
75	75	66	79	59	55
76	76	66	80	60	56
77	77	67	81	61	57
78	78	67	82	62	58
79	79	68	83	63	59
80	80	68	84	64	60
81	81	69	85	65	61
82	82	70	86	66	62
83	83	71	87	67	63
84	84	72	88	68	64
85	85	73	89	69	65
86	86	73	90	70	66
87	87	74	91	71	67

88	88	74	92	72	68
89	89	75	93	73	69
90	90	75	94	74	
91	91	76	95	75	
92	92	76	96	76	
93	93	77	97	77	
94	94	77	98	78	
95	95	78	99	79	
96	96	78	100	80	
97	97	79	101	81	
98	98	79	102	82	
99	99	80	103	83	
100	100	80	104	84	
101	101	81	105	85	
102	102	82	106	86	
103	103	83	107	87	
104	104	84	108	88	
105	105	85	109	89	
106	106	85	110		
107	107	86	111		
108	108	86	112		
109	109	87	113		
110	110	87	114		
111	111	88	115		
112	112	88	116		
113	113	89	117		
114	114	90	118		
115	115	91	119		
116	116	92	120		
117	117	93	121		
118	118	93	122		
119	119	94	123		
120	120	94	124		
121	121	95	125		
122	122				
123	123				
124	124				
125	125				
126	126				
127	127				
128	128				
129	129				
130	130				
131	131				
132	132				
133	133				
134	134				
135	135				
136	136				
137	137				
138	138				
139	139				
140	140				
141	141				
142	142				
143	143				
144	144				
145	145				
146	146				
147	147				
148	148				
149	149				
150	150				
151	151				
152	152				
153	153				
154	154				
155	155				
156	156				
157	157				
158	158				
159	159				
160	160				
161	161				
162	162				
163	163				
164	164				
165	165				
166	166				
167	167				
168	168				
169	169				
170	170				
171	171				
172	172				
173	173				

ホ 教育職基本給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級		
	1級	2級	3級
1	1	1	1
2	2	2	1
3	3	3	1
4	4	4	1
5	5	5	1
6	6	6	2
7	7	7	3
8	8	8	4
9	9	9	5
10	10	10	6
11	11	11	7
12	12	12	8
13	13	13	9
14	14	14	10
15	15	15	11
16	16	16	12
17	17	17	13
18	18	18	14
19	19	19	15
20	20	20	16
21	21	21	17
22	22	22	18
23	23	23	19
24	24	24	20
25	25	25	21
26	26	26	22
27	27	27	23
28	28	28	24
29	29	29	25
30	30	30	26
31	31	31	27
32	32	32	28
33	33	33	29
34	34	34	30
35	35	35	31
36	36	36	32
37	37	37	33
38	38	38	34
39	39	39	35
40	40	40	36
41	41	41	37
42	42	42	38
43	43	43	39
44	44	44	40
45	45	45	41
46	46	46	42
47	47	47	43
48	48	48	44
49	49	49	45
50	50	50	46
51	51	51	47
52	52	52	48
53	53	53	49
54	54	54	50
55	55	55	51
56	56	56	52
57	57	57	53
58	58	58	54
59	59	59	55
60	60	60	56
61	61	61	57
62	62	62	58
63	63	63	59
64	64	64	60
65	65	65	61
66	66	66	62
67	67	67	63
68	68	68	64
69	69	69	65
70	70	70	66
71	71	71	67
72	72	72	68
73	73	73	69
74	74	74	70
75	75	75	71
76	76	76	72
77	77	77	73
78	78	78	74
79	79	79	75
80	80	80	76
81	81	81	77
82	82	82	78
83	83	83	79
84	84	84	80
85	85	85	81

86	86	86	82
87	87	87	83
88	88	88	84
89	89	89	85
90	90	90	86
91	91	91	87
92	92	92	88
93	93	93	89
94	94	94	90
95	95	95	91
96	96	96	92
97	97	97	93
98	98	98	94
99	99	99	95
100	100	100	96
101	101	101	97
102	102	102	98
103	103	103	99
104	104	104	100
105	105	105	101
106	106	106	
107	107	107	
108	108	108	
109	109	109	
110	110	110	
111	111	111	
112	112	112	
113	113	113	
114	114	114	
115	115	115	
116	116	116	
117	117	117	
118	118		
119	119		
120	120		
121	121		
122	122		
123	123		
124	124		
125	125		
126	126		
127	127		
128	128		
129	129		

ハ 研究職基本給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級		
	1級	2級	3級
1	1	1	1
2	2	1	1
3	3	1	1
4	4	1	1
5	5	1	1
6	6	1	1
7	7	1	1
8	8	1	1
9	9	1	1
10	10	2	1
11	11	3	1
12	12	4	1
13	13	5	1
14	14	6	1
15	15	7	1
16	16	8	1
17	17	9	1
18	18	10	1
19	19	11	1
20	20	12	1
21	21	13	1
22	22	14	1
23	23	15	1
24	24	16	1
25	25	17	1
26	26	18	2
27	27	19	3
28	28	20	4
29	29	21	5
30	30	22	6
31	31	23	7
32	32	24	8
33	33	25	9
34	34	26	10
35	35	27	11
36	36	28	12
37	37	29	13
38	38	30	14
39	39	31	15
40	40	32	16
41	41	33	17
42	42	34	18
43	43	35	19
44	44	36	20
45	45	37	21
46	46	38	22
47	47	39	23
48	48	40	24
49	49	41	25
50	50	42	26
51	51	43	27
52	52	44	28
53	53	45	29
54	54	46	30
55	55	47	31
56	56	48	32
57	57	49	33
58	58	50	34
59	59	51	35
60	60	52	36
61	61	53	37
62	62	54	38
63	63	55	39
64	64	56	40
65	65	57	41
66	66	58	42
67	67	59	43
68	68	60	44
69	69	61	45
70	70	62	46
71	71	63	47
72	72	64	48
73	73	65	49
74	74	66	50
75	75	67	51
76	76	68	52
77	77	69	53
78	78	70	54
79	79	71	55
80	80	72	56
81	81	73	57
82	82	74	58
83	83	75	59
84	84	76	60
85	85	77	61

86	86	78	62
87	87	79	63
88	88	80	64
89	89	81	65
90	90	82	
91	91	83	
92	92	84	
93	93	85	
94	94	86	
95	95	87	
96	96	88	
97	97	89	
98	98		
99	99		
100	100		
101	101		
102	102		
103	103		
104	104		
105	105		
106	106		
107	107		
108	108		
109	109		

ト 福祉職基本給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級		
	1級	2級	3級
1	1	1	1
2	2	1	1
3	3	1	1
4	4	1	1
5	5	1	1
6	6	1	1
7	7	1	1
8	8	1	1
9	9	1	1
10	10	2	1
11	11	3	1
12	12	4	1
13	13	5	1
14	14	6	2
15	15	7	3
16	16	8	4
17	17	9	5
18	18	10	6
19	19	11	7
20	20	12	8
21	21	13	9
22	22	14	10
23	23	15	11
24	24	16	12
25	25	17	13
26	26	18	14
27	27	19	15
28	28	20	16
29	29	21	17
30	30	22	18
31	31	23	19
32	32	24	20
33	33	25	21
34	34	26	22
35	35	27	23
36	36	28	24
37	37	29	25
38	38	30	26
39	39	31	27
40	40	32	28
41	41	33	29
42	42	34	30
43	43	35	31
44	44	36	32
45	45	37	33
46	46	38	34
47	47	39	35
48	48	40	36
49	49	41	37
50	50	42	38
51	51	43	39
52	52	44	40
53	53	45	41
54	54	46	42
55	55	47	43
56	56	48	44
57	57	49	45
58	58	50	46
59	59	51	47
60	60	52	48
61	61	53	49
62	62	54	50
63	63	55	51
64	64	56	52
65	65	57	53
66	66	58	54
67	67	59	55
68	68	60	56
69	69	61	57
70	70	62	58
71	71	63	59
72	72	64	60
73	73	65	61
74	74	66	62
75	75	67	63
76	76	68	64
77	77	69	65
78	78	70	66
79	79	71	67
80	80	72	68
81	81	73	69
82	82	74	70
83	83	75	71
84	84	76	72
85	85	77	73

86	86	78	74
87	87	79	75
88	88	80	76
89	89	81	77
90	90	82	78
91	91	83	79
92	92	84	80
93	93	85	81
94	94	86	
95	95	87	
96	96	88	
97	97	89	
98	98	90	
99	99	91	
100	100	92	
101	101	93	
102	102		
103	103		
104	104		
105	105		
106	106		
107	107		
108	108		
109	109		
110	110		
111	111		
112	112		
113	113		
114	114		
115	115		
116	116		
117	117		
118	118		
119	119		
120	120		
121	121		
122	122		
123	123		
124	124		
125	125		
126	126		
127	127		
128	128		
129	129		
130	130		
131	131		
132	132		
133	133		
134	134		
135	135		
136	136		
137	137		
138	138		
139	139		
140	140		
141	141		
142	142		
143	143		
144	144		
145	145		
146	146		
147	147		
148	148		
149	149		
150	150		
151	151		
152	152		
153	153		

附則別表（附則（平成22年規程第33号）第3条第1項第1号関係）

号俸	職務の級	1級		2級	
		1欄	2欄	1欄	2欄
		円	円	円	円
1		80,000	94,000	114,000	123,000
2		80,000	95,000	115,000	124,000
3		82,000	96,000	116,000	126,000
4		83,000	97,000	117,000	126,000
5		84,000	99,000	118,000	127,000
6		85,000	99,000	119,000	128,000
7		86,000	100,000	120,000	129,000
8		87,000	102,000	121,000	129,000
9		87,000	103,000	121,000	130,000
10		88,000	103,000	122,000	131,000
11		89,000	105,000	123,000	132,000
12		90,000	106,000	124,000	134,000
13		92,000	107,000	125,000	134,000
14		92,000	108,000	125,000	134,000
15		93,000	109,000	126,000	135,000
16		93,000	110,000	127,000	136,000
17		94,000	110,000	128,000	137,000
18		95,000	111,000	129,000	138,000
19		96,000	112,000	129,000	139,000
20		96,000	113,000	130,000	139,000
21		97,000	114,000	131,000	140,000
22		97,000	114,000	132,000	141,000
23		98,000	116,000	132,000	143,000
24		99,000	116,000	133,000	143,000
25		100,000	117,000	134,000	144,000
26		100,000	118,000	135,000	144,000
27		102,000	119,000	135,000	145,000
28		102,000	119,000	136,000	146,000
29		102,000	120,000	136,000	146,000
30		103,000	121,000	138,000	148,000
31		104,000	122,000	138,000	148,000
32		105,000	122,000	139,000	149,000
33		105,000	124,000	139,000	150,000
34		106,000	125,000	140,000	151,000
35		107,000	125,000	141,000	151,000
36		107,000	126,000	141,000	151,000
37		108,000	127,000	142,000	153,000
38		109,000	127,000	142,000	153,000
39		110,000	128,000	143,000	154,000
40		109,000	128,000	143,000	155,000
41		110,000	130,000	144,000	155,000
42		111,000	130,000	146,000	156,000
43		112,000	131,000	146,000	157,000
44		112,000	132,000	146,000	157,000
45		113,000	132,000	147,000	158,000
46		113,000	133,000	148,000	159,000
47		114,000	133,000	148,000	159,000
48		114,000	134,000	149,000	160,000
49		115,000	135,000	149,000	161,000
50		115,000	135,000	150,000	161,000
51		116,000	136,000	150,000	161,000
52		117,000	137,000	151,000	162,000

53	117,000	138,000	151,000	163,000
54	118,000	139,000	152,000	164,000
55	118,000	138,000	153,000	164,000
56	119,000	139,000	153,000	165,000
57	119,000	139,000	154,000	165,000
58	120,000	140,000	155,000	166,000
59	120,000	141,000	155,000	167,000
60	121,000	142,000	155,000	167,000
61	121,000	143,000	156,000	168,000
62	122,000	142,000	157,000	169,000
63	122,000	143,000	157,000	169,000
64	123,000	144,000	158,000	169,000
65	123,000	145,000	159,000	170,000
66	124,000	145,000	159,000	171,000
67	124,000	145,000	159,000	171,000
68	125,000	145,000	160,000	171,000
69	124,000	147,000	160,000	172,000
70	125,000	147,000	160,000	173,000
71	125,000	147,000	161,000	173,000
72	126,000	148,000	161,000	173,000
73	126,000	148,000	161,000	173,000
74	126,000	149,000	162,000	174,000
75	127,000	148,000	162,000	174,000
76	127,000	149,000	162,000	174,000
77	127,000	149,000	163,000	175,000
78	127,000	150,000	163,000	175,000
79	128,000	150,000	163,000	175,000
80	128,000	150,000	163,000	176,000
81	128,000	150,000	163,000	175,000
82	128,000	151,000	164,000	176,000
83	129,000	151,000	164,000	176,000
84	129,000	151,000	164,000	176,000
85	129,000	152,000	164,000	177,000
86	130,000	152,000	165,000	176,000
87	130,000	152,000	165,000	177,000
88	129,000	152,000	165,000	177,000
89	130,000	153,000	165,000	177,000
90	130,000	153,000	164,000	177,000
91	130,000	153,000	165,000	178,000
92	131,000	154,000	165,000	178,000
93	131,000	154,000	165,000	177,000
94	131,000	154,000	165,000	178,000
95	132,000	155,000	166,000	178,000
96	132,000	155,000	166,000	178,000
97	131,000	154,000	166,000	178,000
98	132,000	155,000		
99	132,000	155,000		
100	132,000	156,000		
101	133,000	155,000		
102	132,000	156,000		
103	132,000	156,000		
104	133,000	155,000		
105	132,000	156,000		
106	133,000	156,000		
107	133,000	156,000		
108	133,000	156,000		
109	133,000	156,000		
110	134,000	157,000		
111	133,000	157,000		
112	133,000	156,000		
113	134,000	157,000		

附則別表 療養介助職基本給表 2 級の号俸の切替表（附則（平成 2 6 年規程第 7 号）第 2 条第 2 項関係

切替前の号俸	切替後の号俸
1	37
2	38
3	39
4	40
5	41
6	42
7	43
8	44
9	45
10	46
11	47
12	48
13	49
14	50
15	51
16	52
17	53
18	54
19	55
20	56
21	57
22	58
23	59
24	60
25	61
26	62
27	63
28	64
29	65
30	66
31	67
32	68
33	69
34	70
35	71
36	72
37	73
38	74
39	75
40	76
41	77
42	78
43	79
44	80
45	81
46	82
47	83
48	84
49	85
50	86
51	87
52	88
53	89
54	90
55	91

56	92
57	93
58	94
59	95
60	96
61	97
62	98
63	99
64	100
65	101
66	102
67	103
68	104
69	105
70	106
71	107
72	108
73	109
74	110
75	111
76	112
77	113
78	114
79	115
80	116
81	117
82	118
83	119
84	120
85	121
86	122
87	123
88	124
89	125
90	126
91	127
92	128
93	129
94	130
95	131
96	132
97	133
98	134
99	135
100	136
101	137
102	138
103	139
104	140
105	141
106	142
107	143
108	144
109	145